

# 中国改革開放分野の現状調査

平成17年6月  
(2005年)

商務部国際貿易経済合作研究院  
独立行政法人 国際協力機構  
中華人民共和国事務所

中国事
JR
05-07

# 目 次

中国改革開放分野の現状調査 調査チーム

概 要

第1章 中国政府「改革・開放」政策の動向 .....	1
1-1 近年の「改革・開放」の重要政策及び意思決定体系 .....	1
1-1-1 「改革・開放」政策の綱領－党代表大会の報告 .....	1
1-1-2 「改革・開放」政策の青写真－5か年計画 .....	7
1-1-3 「改革・開放」政策の年度検査及び新たな措置－全国人民代表会議の 政府活動報告 .....	10
1-1-4 「改革・開放」政策の定着－経済分野に関する工作会議 .....	13
1-2 「改革・開放」政策研究にかかわる国内の有名学者と研究方向 .....	17
1-3 第11次5か年計画の研究並びに新しい経済法の立法 .....	21
1-3-1 第11次5か年計画に向けての研究 .....	21
1-3-2 新しい経済法の立法計画 .....	24
1-4 日本のODAによる中国「改革・開放」に対する支援について .....	25
1-4-1 今後数年の中国の「改革・開放」における重要課題 .....	25
1-4-2 国際援助機構による中国の「改革・開放」に対する支援について .....	26
1-4-3 日本のODAによる中国の「改革・開放」に対する支援について .....	28
参考資料 .....	31
第2章 中国国有企業の現状、問題並びに改革の方向 .....	32
2-1 国有企業に関する基礎データ及び周辺環境 .....	32
2-1-1 国有経済の発展状況 .....	32
2-1-2 国有企業を取り巻く発展環境 .....	39
2-2 国有企業の改革に係る政策の変遷並びに改革に係る研究 .....	41
2-2-1 国有企業の改革に係る政策の変遷 .....	41
2-2-2 国有企業の改革に係る研究 .....	42
2-3 国有企業の改革の現状及び問題 .....	45
2-3-1 国有企業の改革の成果 .....	45
2-3-2 各種所有制企業の内部意思決定メカニズム比較 .....	47
2-3-3 国有企業の監督管理体制 .....	47
2-3-4 国有企業における構造的な問題 .....	51
2-3-5 国有企業の融資の現状と存在する問題 .....	52
2-3-6 国有企業再編 .....	55
2-3-7 国有企業の退出メカニズムと関連の法律制度 .....	56
2-3-8 国有企業の財務の仕組み .....	57
2-4 今後の課題 .....	59
2-4-1 今後数年における中国政府の国有企業の改革面での作業の重点 .....	59

2-4-2	国有企業の改革で解決が待たれるいくつかの問題点	59
2-4-3	2004年に中国が制定した国有企業の改革関連の規程制度	63
2-5	国有企業改革での国際協力	64
2-5-1	国有企業改革の面での技術援助ニーズ	64
2-5-2	国有企業の改革に係るその他の国際支援組織の支援動向	66
2-5-3	日本のODAによる中国の国有企業改革支援の可能性と方向性	66
	参考資料	67
第3章	中国市場経済法律制度の展開と問題	69
3-1	中国の市場経済における法律整備の現状	69
3-1-1	中国の社会主義市場経済における経済法整備の状況	69
3-1-2	中国が法律の適用、執行及び制度の運営等の面で直面する主な問題	70
3-2	中国市場経済法律の最近5年間の立法及び修正計画	71
3-2-1	各会議での審議が予定されている法律草案(25件)	73
3-2-2	条件が熟したときに審議される予定の法律草案(6件)	74
3-3	中国の立法、法改正が具体的に直面する主な問題	74
3-3-1	行政法	75
3-3-2	民法	86
3-3-3	商法	94
3-3-4	民事訴訟法	100
3-4	日本のODAによる中国の経済関連法律制度の整備に対する支援	102
3-4-1	中国政府の法律制度の整備面に対する技術援助のニーズ	102
3-4-2	経済関連の法律制度面での、その他の国際支援組織の支援動向	102
3-4-3	中国の経済法律制度整備に対する日本のODAによる支援提供の可能性と方向性	104
	参考資料	105
第4章	中国マクロ経済政策の現状、問題、改革の方向性	107
4-1	中国マクロ経済政策の現状と主要問題	107
4-1-1	財政政策	107
4-1-2	金融市場と通貨政策	112
4-1-3	税収政策	129
4-1-4	投資政策	133
4-2	中国マクロ経済政策改革の方向と発展動向	136
4-2-1	財政政策	136
4-2-2	通貨政策	138
4-2-3	税収制度	143
4-2-4	投資政策	146
4-3	国際援助機関の対中関連援助	148
4-3-1	中国政府が技術援助を必要としている分野	148

4-3-2	マクロ経済調整に関するその他の国際援助機関の援助動向	149
4-3-3	日本のODAはどのような方面で援助を行うべきか	153
	参考資料	154
第5章	中国WTO加盟時の公約及び関連法律・法規の整備	156
5-1	中国WTO加盟時の公約の基本状況と関連法律・法規の整備	156
5-1-1	投資制度	157
5-1-2	価格政策	159
5-1-3	貿易制度の統一行政	161
5-1-4	貿易（物）に影響を及ぼす政策	162
5-1-5	普通関税	163
5-1-6	輸出補助金	163
5-1-7	貿易の技術障壁に関する協定（TBT）	164
5-1-8	衛生植物検疫措置	166
5-1-9	貿易関連の投資措置	167
5-1-10	経済特区	168
5-1-11	農業政策	168
5-1-12	繊維	169
5-1-13	貿易関連の知的所有権制度（TRIPS）	171
5-1-14	サービス貿易関連の政策、許可	173
5-1-15	透明性確保の状況	179
5-2	国際機関による中国への法律援助状況	180
5-2-1	アジア開発銀行（ADB）	180
5-2-2	欧州連合（EU）	181
5-2-3	日本のODAによる援助に関する提案	183
	参考資料	185
付属資料		
中国マクロ経済運営の基本指標		
1.	基礎指標	189
2.	産業構造	195
3.	貿易	195
4.	投資と貯蓄	199
5.	財政	202
6.	金融	205
7.	国際収支	210
8.	主要統計指標の解釈	215

# 中国改革開放分野の現状調査 調査チーム

チーム責任者：金伯生 研究員  
商務部国際貿易経済合作研究院外資研究部 主任

チームメンバー：梁艶芬 研究員  
商務部国際貿易経済合作研究院 WTO 研究センター 主任

趙 瑾 研究員  
中国社会科学院財政貿易経済研究所貿易投資研究室 副主任

程三雁 副研究員  
商務部国際貿易経済合作研究院外資研究部

# 概 要

中華人民共和国（以下、「中国」と記す）「改革・開放」政策始動から二十数年の間、日本は中国に対して円借款、無償援助等の経済協力を実施してきた。中国の改革開放の深化と世界貿易機関（WTO）加盟に伴い、日本の対中経済協力にもしだいに調整が加えられているところである。2001年、日本外務省は新しい『対中経済協力計画』を制定し、「改革・開放」が重点分野として取り上げられ、中国のWTO関連事項、知的財産権の保護、税務行政の改善等の協力が実施されてきた。JICAは今後の支援実施の方向性を検討するために、WTO加盟後から今日までと将来、中国の改革開放が直面する最新の課題について分析を行うとともに、ニーズを把握したいとの希望をもっている。そこで、中国商務部国際貿易経済合作研究院はJICAの委託を受けて、『中国改革開放分野の現状調査』を実施した。本調査では、国有企業、財政、金融、税制、投資等の分野における改革開放、市場体系関連の経済法律制度の改善、中国のWTO合意履行及び関連法の整備などを調査対象とした。

本報告書作成にあたっては、調査研究を通じて、中国の主な経済分野での改革開放の現状を全面的に概括して各分野での改革開放の全貌を正確に反映し、これらをベースとして、JICAの改革開放支援の方向について提案を行って、JICAの「中国改革開放分野での最新の課題」把握に補助的な役割を果たすべく務めた。

本報告書は次の5章から構成される。

## 1. 第1章 「中国政府『改革・開放』政策の動向」

主にここ数年来の中国政府のいくつかの経済主要分野で制定した「改革・開放」政策の動向を記述した。国有企業、金融、財政、投資等の経済分野での「改革・開放」に係る重要な政策が中国ではどのようにして制定されるのか。党の会議、人民代表会議、5か年計画、部門会議等が、中国政府が「改革・開放」政策を制定するための1つの完成したシステムを構成して、極めて重要な役割を果たしている。ここ数年来の経済分野における「改革・開放」の重要な政策の一部を記述し、中国の最高層からこれらの重要政策の制定過程を分析した。これらの層には中国「改革・開放」に係る重要政策の意思決定機関である最高会議—中国共産党代表大会があり、全国人民代表大会の政府工作報告があり、さらに中国経済発展の「5か年計画」、全国各経済部門の工作会議等がある。

また、「改革・開放」政策にかかわる国内著名研究者とその研究方向を概括した。中国「改革・開放」の重要政策の制定は、これらの学者たちの研究とは切り離すことができない。例えば、第11次5か年計画はまだ制定されていないが、中国の学者たちは既に経済分野の多くの課題について研究を進めている。

最後に、中国のここ数年間の「改革・開放」の重要政策と重視されている経済課題に基づいて、日本によるODAの中国「改革・開放」支援についての若干の具体的提案を行った。

## 2. 第2章 「中国国有企業の現状、問題並びに改革の方向」

本章は5つの部分で構成した。すなわち、主に国有企業の基本的指標及び発展の環境、中国政府の国有企業に係る政策の変遷、国有企業改革についての研究、国有企業改革の現状及び問題、今後の課題及び国有企業改革の国際協力の5つの面からそれぞれ論述を行った。

まず、第1部分では国有経済の発展状況と直面する発展環境を簡単に紹介した。

第2部分では、国有企業改革の政策変遷を次の5つの段階に分けて分析を行った。つまり、企業の自主権拡大段階、企業の請負責任制の全面的推進の段階、様々な改革方式の探索の段階、国有企業の授権経営並びに資本構造改革の最適化段階、企業財産権制度改革を中心とする制度刷新の段階である。また、中国論壇の有名人による国有企業改革の論点について総括を行った。

第3部分は、中国の国有企業の現状及び抱える問題についての詳細な記述である。この部分では主に国有企業改革の業績、内部意思決定メカニズム、監督管理体制、統治構造、融資状況、組織政変、退出メカニズム、財務メカニズム等の面について分析を行った。

第4部分では、今後数年間の中国政府の国有企業改革に係る作業の重点、国有企業改革で解決が待たれるいくつかの問題、2004年に制定された国有企業改革関連の規則と制度について記述した。

第5部分では、中国政府の政策制定、法制整備、人材育成等の面での技術支援ニーズ及びその他の国際支援機関の国有企業改革面での支援動向を記述した。

### 3. 第3章 「中国市場経済法律制度の展開と問題」

本章では、中国市場経済法制の発展と問題を主に4つの面から記述した。つまり、中国市場経済法の現状、中国市場経済法の今後5年間に行われる立法及び修正計画、中国が具体的に立法、修正に際して直面する主な問題、法律支援である。

このうち、第1部分では、中国社会主義市場経済の整備状況の概要及び法律適用、執行及び制度運営等で中国が直面する主な問題を簡単に紹介した。主な問題には、法律法規の不備、不健全な法執行メカニズム、法執行監督への注力の不足、法執行官の資質の低さ及び法執行の甘さ、違法を糾弾せず法律に威力がない等がある。

第2部分では主に、中国市場経済法の今後5年間の立法及び修正計画を紹介した。第10回全国人民代表大会常任委員会の立法計画及び、民事並びに経済法の重点立法分野について記述し、2005年の立法並びに修正計画に重点を置いて紹介した。

第3部分は本章の中心的部分で、行政法、民法、商法及び民事訴訟法の4つの面から始めて、これら四大法で比較的目的立ち修正が急がれる欠陥の現状、取得した成果及び存在する問題、今後の修正方向等について詳細に分析した。このうち行政法では行政許可法、国有資産管理関連法規を、民法では保証法、競売法及び契約法を、商法では公司法、外商投資関連政策及び企業買収法を取り上げて問題を説明した。民事訴訟法では、破産法を詳細に分析した。

第4部分ではまず、その他の国際機関、例えばアジア開発銀行（ADB）、欧州連合（EU）、世界銀行及び国連開発計画（UNDP）による法律面での対中支援の状況を説明したのち、中国の法律面での支援ニーズの角度から出発して、日本の法律面での今後の対中支援実施の方向を記述した。

### 4. 第4章 「中国マクロ経済政策の現状、問題、改革の方向性」

本章では、財政政策、通貨政策、税収政策、投資政策の4つの面から、中国マクロ経済政策の現状、問題、改革の方向を概括して記述した。さらに、ここ数年来、中国のマクロ経済のなかで議論の的となっていた問題、例えば不良債権の処理、利率の市場化改革、銀行に対する監督管理及び2003年の経済過熱等の問題について分析を行った。

最後に、ADB、世界銀行、UNDP並びにEUが中国に対して展開するマクロ経済政策と技術資金協力についての考察を基礎として、JICAの今後の対中支援の方向性について具体的な提案を行った。

## 5. 第5章 「中国WTO加盟時の公約及び関連法律・法規の整備」

中国のWTO加盟時の公約履行の状況を明確に説明するために、本章ではまず、WTO協定の主要各分野全体を概括したのち、2001年12月11日のWTO正式加盟以降の公約履行のおよその状況を説明した。投資制度、価格政策、貿易制度の統一行政、輸出入権の開放問題、一般関税、輸出補填、貿易の技術障害に関する協定（TBT）、衛生植物検疫措置、貿易関連の投資措置、経済特区、農業政策、繊維、貿易関連の知的財産権制度（TRIPS）、サービス貿易関連の政策及び許可、透明性確保の状況等の15の項目に沿って、それぞれの問題について具体的な分析を行い、中国のWTO加盟時の公約履行の状況を全面的に反映した。



## 第1章 中国政府「改革・開放」政策の動向

中国は1970年代末から改革・開放政策を制定、実施した。改革とは主に、経済発展に不利益をもたらす旧来の経済体制を徐々に改善していくことを指し、のちに経済体制以外の政治体制、文化体制などにも波及した。開放とは主に、域外の投資家と製品に対して徐々に市場を開放していくことを指し、鎖国状態からの転換を図り、「三資企業」を形式とする「外資系企業による直接投資の受入れ」、「経済特区」、「国内市場の段階的な開放」など、対外開放政策を実施することをいう。『鄧小平理論学習』における改革・開放に対する定義によると、「改革・開放とは社会主義の基本制度の堅持を前提として、生産関係と上部構造における生産力の発展に適應できない部分及び分野を調整、変革し、これによって、生産力の発展と社会の全面的な進歩を促進することを指す。ひと言でいうならば、社会主義制度自体の充実、発展を図るというものである。対外開放とは、国際分業、国際協力の発展、特に国際関係を発展させるもので、外向型経済を概括したもの」である<sup>1</sup>。

本章は主に、中国政府がいくつかの経済主要分野で制定した「改革・開放」政策のここ数年来の動向を記述した。国有企業、金融、財政、投資等の経済分野での「改革・開放」に係る重要な政策が中国ではどのようにして制定されるのか。党の会議、人民代表会議、5か年計画、部門会議等が、中国政府が「改革・開放」政策を制定するためのひとつの完備したシステムを構成して、極めて重要な役割を果たしている。ここ数年来の経済分野における「改革・開放」の重要な政策の一部を記述し、中国の最高層からこれらの重要政策の制定過程を分析した。これらの層には中国「改革・開放」に係る重要政策の意思決定機関である最高会議—中国共産党代表大会があり、全国人民代表大会の政府工作報告があり、さらに中国経済発展の「5か年計画」、全国各経済部門の工作会議等がある。また、「改革・開放」政策にかかわる国内著名研究者とその研究方向を概括した。中国「改革・開放」の重要政策の制定は、これらの学者たちの研究とは切り離すことができない。例えば、第11次5か年計画はまだ制定されていないが、中国の学者たちは既に経済分野の多くの課題について研究を進めている。最後に、中国のここ数年間の「改革・開放」の重要政策と重視されている経済課題に基づいて、日本によるODAの中国「改革・開放」支援についての若干の具体的提案を行った。

### 1-1 近年来の「改革・開放」の重要政策及び意思決定体系

#### 1-1-1 「改革・開放」政策の綱領—党代表大会の報告

最初の「改革・開放」政策が1978年12月の中国共産党第11期全国代表大会第3次中央委員会全体会議で採択されたのと同様、中国の主な「改革・開放」政策はすべて党の重要会議で可決されなければならない。「改革・開放」以来、歴代の党代表大会中央委員会報告では、「改革・開放」に係る様々なレベルの重要な政策が集中的に審議されてきた。これらは「改革・開放」政策の綱領となるべき文書であった。

近年来、「改革・開放」政策の指導要綱は主に『中国共産党第16期全国代表大会報告』の中に具体的に示されている。中国共産党第16期全国代表大会は2002年11月8日、北京で開催され、江沢民総書記は第15期中央委員会を代表して「衣食住が保障されるいくらかゆとりの

---

<sup>1</sup> 『中国共産党第16期全国代表大会報告』

ある社会を全面的に建設し、中国の特色のある社会主義事業の新しい環境を創出する」との報告を行った。報告は10の部分に分かれており、それぞれ政治、経済、文化、国防、外交等に言及した。この中の1つの部分、すなわち第4部分ではもっぱら経済建設と経済体制改革について述べられた。

(1) 中国の基本的経済制度について

中国の基本的経済制度については、第16期全国代表大会（十六大）報告では、公有制を主体としながら多様な所有制経済が共に発展する基本的経済制度を堅持し充実させること<sup>2</sup>を強調した。まず、公有制経済を確かなものとし、発展させなければならない。国有企業の経済的実力を発展させ、国有経済が国民経済の最も重要な業種をコントロールすることが、社会主義制度の優位性を発揮し、中国の経済的実力を高めるうえで鍵となる役割もっている。次に、非公有制経済の発展を奨励し、支持し、導かなければならない。個人、私営等各種の非公有制経済は、社会主義市場経済の重要な構成要素である。第三に、公有制と非公有制の両者を対立させてはならない。様々な所有制経済は、市場競争のなかで各自の優位性を発揮し、相互に促進し合い、共同で発展することができる。

近年の大型国有企業の改革は、原則としてすべて国有経済の経済的実力の発展と国有経済が国民経済の最も重要な業種をコントロールするとの指導方針に沿って展開されている。同時に、「非共有性経済の発展を奨励し、支持し、導く」との方針の下、国は非公有制経済発展支持への注力を拡大し、民営経済の発展に有利なくつかの政策を制定した。最も代表的なものは、2005年2月に国務院が公表した『国務院の個人・私営等非公有制経済発展の奨励・支援と指導に係る若干の意見』である。独占業界の改革を強化することを提案し、電力、電信、鉄道、民間航空、石油等の業界並びに業種に競争メカニズムを導入し、非共有資本のこれらの独占業界並びに業種への参入を許さないとした。非共有資本の都市給水、ガス供給、給熱、公共交通、汚水・ゴミ処理等市政公共事業並びにインフラ施設投資、建設、運営への積極的な参与を支援する。外資参入を許可する業界並びに業種には、国内の非公有制資本の参入も許可する。民営企業は国有企業や外資企業のような支援が得られない状態であったが、最近、民営企業の発展強化への声が高まり、2005年3月の全国人民代表大会開催の前夜、民営企業発展支援という特別な意義をもつ新しい政策が発表された。

(2) 国有企業の改革について

国有企業の改革について、2002年の十六大の報告で、改革に関する具体的な方針と政策が提起された。近年来、国有企業の改革は基本的に報告によって提起された改革の原則と枠組みに基づいて展開されている。国有企業改革の具体的な進捗状況については、本報告第2章で詳述する。2002年の十六大の報告は、まず国有資産の管理体制を改革し、所有者の権益を確立して、権利と義務・責任を一元化し、資産の管理と人事管理、事案の管理と結び付いた国有資産管理体制の必要性を示した。国民経済のライフライン並びに国家安全にかかわる大型国有企業、インフラ施設並びに重要な天然資源等については、中央政府が

---

<sup>2</sup> 『中国共産党第16期全国代表大会報告』

国を代表して出資者の職責を履行する。その他国有資産は地方政府が国を代表して出資者の職責を履行する。中央政府並びに省・市（地）両級地方政府は国有資産管理機構を設立する。国有企業の改革の深化のため、積極的に株式制を推進し、国の独資によらなければならない極めて少数の経営企業を除いて、投資主体の多元化を実行し、重要な企業は国が株式支配する。市場と政策の指導を通して、国際競争力を備えた大企業、大企業グループを育成する。国有中小企業の開放と活性化を更に進める。

十六大の国有企業の改革指導方針に従い、新たに国有資産監督管理機構を組織し、全国31の省・区・市並びに新疆生産建設兵団国有資産委員会のすべての組織づくりが完了した。市（地）級国有資産監督管理機構は現在組織づくりを進めている。各地区の国有資産管理委員会から報告を受けたデータによると、2004年末時点で、国有資産監督管理機構がつくられた市（地）は203で総数の45%、単独で国有資産管理委員会を設立したものは176で総数の40%を占めた。河北、湖北、広西、海南、チベットの市（地）はすべて単独で国有資産管理委員会を設立した。

### (3) 現代的市場体系の健全化とマクロ調整の推進と充実

十六大の報告では、現代市場体系の健全化、マクロコントロールの強化及び充実化についても活動方針と政策が制定された。また、流通体制改革の深化と現代流通方式の展開の必要性を指摘した。市場経済秩序を整頓し規範化して、業界独占並びに地域封鎖を打破し、商品と生産要素の全国市場での自由な流動を促進する。政府の経済調節・市場監督管理・社会管理・公共サービスの職能を充実させる。投資と消費の関係を調整し、徐々に消費の国内総生産に占める割合を拡大する。財政、税収、金融並びに投資融資体制改革を一層進める。金融監督管理を強化し、金融リスクを防止し、分化・解決する。

十六大の報告では、設備製造業の振興について初めて触れ、東北地区等の旧工業基地の調整と改造の強化推進を支援するとした。これは、その後中国が実施する東北地区における旧工業基地の戦略的振興の伏線ともいえるものである。ここ数年間実施してきた東北地区旧工業基地の振興戦略以降、東北地区の工業発展に対する政策的支援を強化し、国の中西部開発への支持が弱体化するのではないかとの危惧もある。2005年初め、全国人民代表会議開会直前に、新華社は温家宝総理の「開拓創新 地道な作業 西部大開発の新しい局面の開拓を続ける」と題する文章を発表し、次のように指摘した。

「西部地区への固定資産投資はここ5年間で年平均20%以上増え、全国平均水準をあきらかに上回った。新たに着工した重大建設事業は60件で、投資総規模は8,500億元となった。交通幹線、水利施設ハブ、『西電東送』、『西ガス東送』、通信網等の重大なインフラ施設の進展も順調である。西部大開発推進はひとつの長期に及ぶ重大戦略であって、中央が実施する西部大開発戦略に揺るぎがあるはずがない」

### (4) 意思決定メカニズムの改革と充実について

意思決定メカニズムについて、十六大は次の3条を強調した。1つには社会公示制度と公聴会制度、2つには専門家による諮問制度の充実、3つには意思決定についての論証制と責任制の実施である。

ここ数年間、中央と地方政府は公聴会制度を徐々に築いている。例えば価格ヒアリング

会制度等をしばしば開催している。

1983年、深圳で全国に先駆けて価格審査制度が実施された。これは中国における価格に関する公聴会制度の雛形といえる。1996年、中国は『中華人民共和国行政処罰法』を公布、同法は「当事者が公聴会を要求する場合、行政機関は公聴会を手配しなければならない」と規定し、「公聴会のプロセス」を初めて導入した。1998年5月に施行された『中華人民共和国価格法』では、「大衆の利益に密接にかかわる公共事業価格、公益サービス料金、自然独占的な経営による商品の価格などをめぐる政府指導価格、政府決定価格を制定する場合、公聴会制度を確立しなければならない」と規定されている。これにより、中国の多くの省・直轄市で価格公聴会制度が確立、現在までに、各地の発展改革委員会などの部門によって、延べ200回以上の公聴会が開かれた。これら公聴会の議題は主に、水道・電気・ガス、観光スポットの入場料、教育、電信などの分野に集中している。2001年8月、当時の国家計画委員会は『政府価格政策決定公聴会暫定弁法<sup>3</sup>』を公布、部門法規方式による公聴会プロセスに対する具体的な規定を定めた。

2000年、『中華人民共和國立法法』が公布された。同法はまた、「常務委員会の議事日程に上った法案について、法律委員会、関係専門委員会、常務委員会の業務機構は各方面の意見をヒアリングしなければならない。意見のヒアリングについては、座談会、論証会、公聴会など様々な形式を採用することができる」、「行政法規の起草過程においては、関係機関、組織、公民の意見を広く聴取しなければならない」と規定している。このことから、中国の立法における公聴会制度は徐々に普及していくものとみられる。

中国政府は意思決定を行うにあたって、実際の調査・研究を非常に重視している。中国の改革・開放政策に関する最高意思決定会議は中国共産党の代表大会であり、2002年の十六大の報告では、今後数年内の中国の主要分野における改革・開放をめぐる指導方針と政策が提起された。これは、今後数年、中国各分野での改革・開放に関する具体的な実施政策を制定するうえで、原則として遵守すべき指導綱領といえる。この意義からみると、党の十六大の報告はすなわち、改革・開放の具体的な意思決定であり、かつ最も高いレベルでの意思決定である。十六大の報告による意思決定をいかに完全なものにするか、これは意思決定前の十分な調査・研究にかかっている。十六大報告の起草プロセスはすなわち、典型的な意思決定前の調査・研究プロセスである。1年あまり前から、中央政府は当時政治局常務委員だった胡錦濤氏をグループ長とする報告起草グループを発足させた。起草グループは中国の16の省を訪れ、調査を行い、座談会を約80回開催、約1,000人が参加した。このほか、国務院傘下の約20の部門がそれぞれ各分野の調査・研究報告を作成した。十六大報告の初稿完成後、党内約3,000人の中央及び地方の上層幹部に修正意見を求め、600か所あまりを修正した。十六大報告の調査・研究、意思決定プロセスのおおよそについては、表1-1にまとめることができる。

---

<sup>3</sup> 「弁法」は方法、規則、手段、やり方などの意

表 1 - 1 中国共産党第 16 回全国代表大会報告起草の過程

時 期	調査研究及び起草報告の過程	
2001 年 10 月下旬	中央政治局常務委員会が 16 期大会報告書の起草グループ設置を決定	胡錦濤が組長に
10 月 26 日	起草グループが中南海懷仁堂で第 1 回会議開催	
11 月 8 ~ 22 日	起草グループを 8 つの調査研究グループに分け、それぞれ広東、江蘇、上海、黒竜江、甘肅等の 16 省・区・市に派遣して調査研究	起草グループのメンバーがこれらの地方で 80 回座談会を開催、914 人が参加。起草グループは中央 20 あまりの総合部門と職能部門にいくつかのテーマについての研究を依頼した。
12 月上旬	起草グループ全体会議で各調査研究小グループの報告を聴取	統合調査研究報告を編集し、中央政治局常務委員会に報告
2002 年 1 月 14 日	江沢民が起草グループ全体会議を召集	江沢民が談話を行う
その後、半月間	起草グループが会議を重ねて開催	起草グループが報告レジюмеを提出
2 月 18 日	江沢民が報告レジюмеを審査閲覧	江沢民が指示を行う
2 月 26 日	中央政治局常務委員会が報告レジюмеについて討論	レジюмеに原則合意し、修正意見を提出
その後、2 か月あまり	起草グループが修正を重ねる	報告初稿を作成
5 月 16 日、17 日	政治局常務委員会会議	審議報告
8 月 26 日	報告原稿を全国 178 のユニットに配布	中央並びに地方の党内部高級幹部 3,100 人あまりから意見を聴取
8 月 30 日 ~ 9 月 17 日	江沢民が中南海で 8 日間に及ぶ座談会を主催し、直接意見を聞き取り	参加者には各省・区・市の党・政治・軍の責任者、各民主党派の責任者等
9 月 18 日	各界の意見をすべて起草グループにフィードバック	再度修正に約 10 日間。修正箇所 600 か所
11 月 3 ~ 5 日	中国共産党第 15 回中央委員会第 7 次全体会議が北京で開催	全体会議での討論を経て、報告の 70 か所あまりを再修正。最終的に第 16 期全国代表大会での審議に
11 月 8 日	中国共産党第 16 期全国代表大会開幕	大会で報告について複数箇所の修正を加える
11 月 13 日	第 16 期全国代表大会報告の最終定稿	第 16 期全国代表大会報告の最終定稿

出典：『人民日報』の人民ネット（[www.people.com.cn](http://www.people.com.cn)）報道を整理したもの

#### (5) 科学的発展のビジョンの提出

改革・開放政策の制定は科学的発展観によって指導し、改革・開放の過程において、全面的で調和のとれた持続可能な発展を実現しなければならない。これはここ数年来、中国が重視してきた、改革・開放政策を制定するうえでの指導思想である。

科学的発展のビジョンは、中国共産党第16期全国代表大会第3次中央委員会全体会議の決定のなかで正式に提出されたものである。2003年10月に開催された第16期全国代表大会第3次中央委員会全体会議では、『中国共産党中央委員会の社会主義市場経済体制充実に係る若干問題の決定』を審議し通過させた。この『決定』では「5つの統一」を提出した。つまり、都市発展の統一、地域発展の統一、経済社会発展の統一、人と自然の調和的発展の統一、国内発展と対外開放の統一である。新しい発展ビジョンを樹立し全面的、協調的、持続的発展を実現しようというものである。

胡錦濤総書記は、第16期全国代表大会第3次中央委員会全体会議で、「科学的発展のビジョンを樹立し実現する。これは20年あまりに及ぶ『改革・開放』実践の総括ともいえる」と語った。第16期全国代表大会第3次中央委員会全体会議では人間本位の堅持を強調し、全面的、協調的、持続的発展のビジョンを樹立し、経済と社会の全面的に発展を促進するとした。中国政府は「三農」（農民、農村、農業）問題を一層重視し、「三化」（工業化、都市化、市場化）を通じて、「三農」問題の根本的解決を促進するとした。2004年2月『中国共産党中央委員会国務院の農民所得増加促進の若干の政策に係る意見』の1号文書を発表して、農民所得増加の改革政策を提出した。

表1-2 「改革・開放」以降の中国共産党代表大会の報告一覧表

中国共産党会議名称	報告のテーマ	発言者
第11期中国共産党中央委員会第3次全体会議前の中央工作会議 1978年12月13日	「思想解放、实事求是、一致団結して前向きに」	鄧小平
中国共産党第12期全体会議 1982年9月1日	中国共産党第12次全国代表大会開幕詞	鄧小平
中国共産党第13期中央委員会第4次会議 1989年6月24日	共産党第13期中央委員会第4次全体会議での講話	江沢民
中国共産党第14期全国代表大会 1992年10月12日	「『改革・開放』と現代化建設のステップを速め、中国の特色のある社会主義事業の更に大きい勝利を勝ち取る」	江沢民
中国共産党第15期全国代表大会 1997年9月12日	「鄧小平理論の旗印を高く掲げ、中国の特色のある社会主義事業を展開して全面的に21世紀に向かう」	江沢民
中国共産党第16期全国代表大会 2002年11月8日	「衣食住が保障された多少余裕のある社会を全面的に建設し、中国の特色のある社会主義事業の新しい環境を創出する」	江沢民

出典：『人民日報』の報道を整理したもの

## 1-1-2 「改革・開放」政策の青写真－5か年計画

長期にわたって中国が制定してきた国民経済発展5か年計画であるが、「改革・開放」以降、この5か年計画は経済分野の「改革・開放」政策の重要な青写真となっている。「第6次5か年計画」以降、各5か年計画はいずれも「改革・開放」の重要な政策が含まれている。「第10次5か年計画」には近年の「改革・開放」の重要な方針となる政策が含まれている。

「第10次5か年計画」では市場体系、国有企業改革、金融体制改革、投資体制改革、財政・税制改革など多数の経済分野について、向こう5年間に実施すべき重要な政策が提起された。これら政策には主に、以下の面が含まれる<sup>4</sup>。

### (1) 市場体系の健全化

- ① 市場開放を更に進め、価格を開放し、全国統一で公平な競争が行われる秩序のある市場体系を構築し充実させる。
- ② 競争メカニズムを導入し、地方封鎖を排除し、地方保護主義に反対して、統一的な市場形成を阻害する各種規定を排除する。
- ③ 価格の管理体制を改革し、市場での価格形成の仕組みを更に充実させる。政府の価格決定ヒアリング等の健全な制度を構築し、政府の価格設定の科学性、適時性、透明度を高める。

### (2) 国有企業の改革の深化

- ① 明確に分業された国有資産の管理、経営、監督体制を構築し、国有資産出資者を速やかに設置する。
- ② 国有の大中型企業について規範化された公司制改革を行い、少数の国家独占経営企業を国有独資企業とする以外は、その他の国有大中型企業は上場、中外合資、株式相互参加等の形で持ち株多元化の有限責任公司あるいは株式有限公司に徐々に改編することを奨励する。
- ③ 活力のある国有中小企業を開放し、国有小型企業については改編、連合、合併、リース、請負経営、株式合作制、売却等の形で、財産権制度と経営メカニズムの改革を実行する。
- ④ 現行の国有企業合併・破産政策を継続執行し、長期間の赤字、債務超過、赤字解消に希望のない企業について法によって破産を実施する。
- ⑤ 非国有企業・個人・海外投資家の国有企業改編への参与を奨励し、混合所有制企業を形成し、国有資産の財産権取引に対する監督を強化する。

### (3) 金融体制改革の深化

- ① 国有独資の商業銀行について総合的改革を行い、条件を備えた国有独資商業銀行について、国家より株式を支配する株式制商業銀行に改編することができる。
- ② 中小金融機関を規範化し、発展させる。
- ③ 利率の市場化への改革を穏やかに推進する。保険市場の主体の多元化を推進する。

---

<sup>4</sup> 『国民経済並びに社会発展第10次5か年計画綱要』

- ④ 人民元レート形成のメカニズムを改善して、市場の供給をベースにした管理型の為替レート変動制度を充実させる。

#### (4) 投資体制の改革

- ① 「投資主体が意思を決定し、受益し、リスクを負担する」の原則に従い、当市管理方法を改革し、企業と社会への投資についての行政上の審査認可を減少する。
- ② 企業が国の規制外の事業建設に出資する場合、「登記備案制」を実行する。
- ③ 建設事業の法人責任制、プロジェクトの監督管理制、公募入札制、契約管理制を全面的に実行する。
- ④ 政府の投資する事業に対する厳しい管理メカニズムを構築し、国の重大な投資事業に対する検査制度を充実させる。

#### (5) 財政・税制の改革の深化

- ① 行政事業性の費用徴収と政府性の基金を整理整頓し、政府の統一予算を形成する。
- ② 徴税制度を健全化し、生産型増値税の税制を改革する。
- ③ 内資・外資企業の所得税を徐々に一元化する。
- ④ 社会保障税と遺産税の徴収を適時開始する。
- ⑤ 法によって徴税の管理を強化し、税金逃れ、申告漏れ、虚偽申告等の行為を取り締まり、不足分をすべて納めさせる。



表 1 - 3 国民経済と社会の発展 5 年計画概要

5 年計画	時 期	要 点
第 1 次 5 年計画	1953 ~ 1957 年	① 694 の大中型建設事業の工業建設を実施する。 ② 個体農業、手工業並びに私営工商業に対する社会主義的改造を実施する。
第 2 次 5 年計画	1958 ~ 1962 年	「大躍進」運動の失誤後、調整・充実・着実・向上の「八字方針」を提出する。
第 3 次 5 年計画	1966 ~ 1970 年	① 農業を発展させる事業を強力に推進 ② 国防事業を適度に強化 ③ 基盤産業の強力的展開、交通運輸業・商業・文化・教育・科学研究事業を呼応させながら展開し、国民経済を重点的に、比率のあるように展開する。
第 4 次 5 年計画	1971 ~ 1975 年	主な経済指標を制定する。
第 5 次 5 年計画	1976 ~ 1980 年	独立の比較的完備された工業体系と国民経済体系を構築しなければならない。1978 年 12 月の第 11 期中国共産党中央委員会第 3 次全体会議から「改革・開放」が始まる。
第 6 次 5 年計画	1981 ~ 1985 年	「調整、改革、整頓、向上」の方針を徹底的に執行し、過去から残された経済発展を阻害する各種問題の一層の解決を図る。
第 7 次 5 年計画	1986 ~ 1990 年	① 経済体制改革のために良好な経済環境と社会環境の創造に一層努める。 ② 経済の持続的成長を維持し、5 年間の国民総生産伸び幅を 44% とし、年間平均 7.5% の伸びを達成する。 ③ 国家財政・信用貸付・物資・外貨の基本的バランスを保持する。
第 8 次 5 年計画	1991 ~ 1995 年	社会主義現代化建設を推進して、社会生産力、総合的な国力、国民生活レベルを新しい段階に引き上げることを強調。
第 9 次 5 年計画	1996 ~ 2000 年	① 「チャンスをつかみ、改革を深化させ、開放を拡大させ、発展を促進、安定を維持」の基本方針 ② 発展は絶対の道理である。5 年間で全社会の固定資産への投資は年間平均伸び幅を 10% とし、国民総生産の年間平均伸び幅を 8% とする。 ③ 改革、発展、安定の三者の関係を正しく処理する。
第 10 次 5 年計画	2001 ~ 2005 年	① 「改革・開放」と科学技術の進歩を動力とすることを堅持する。 ② 経済の成長速度を年間 7% 前後とし、2005 年には、2000 年の価格で計算して国内総生産を 12 兆 5,000 万元前後とし、1 人当たり国内総生産を 9,400 元とする。 ③ 経済と社会の協調的発展を堅持する。

出典：国家發展改革委員会（<http://www.sdpc.gov.cn>）資料を整理したもの

注：1949 年から 1952 年末は国民経済の回復時期にあり、1963 年から 1965 年は国民経済調整時期にあった。

1-1-3 「改革・開放」政策の年度検査及び新たな措置－全国人民代表会議の政府活動報告  
毎年3月に召集される全体会議で、国務院総理は人民代表大会の代表に向かって政府活動報告を行う。「改革・開放」の政策についていうならば、毎年の政府活動報告とは前の年の「改革・開放」政策の実施についての検査と新しい1年の「改革・開放」方針の確認と指示ということになる。

(1) 2001年から2003年の政府活動報告

2001年から2003年の政府活動報告はすべて時の国務院総理であった朱鎔基が行った。2001年の報告を『国民経済並びに社会発展第10次5か年計画綱要に関する報告』と題したのを除いて、その他はいずれも『政府活動報告』とのテーマであった。2001年3月、全国人民代表大会は総理の報告を通過させると同時に、『国民経済並びに社会発展第10次5か年計画綱要』も正式に通過させた。「第9次5か年」期間の経済発展は好ましい勢いを見せたため、人民代表会議報告中の「第9次5か年」時期の国民経済と社会発展回顧及び「第10次5か年」期間のガイドラインについては、すべて代表らの賛成を得た。

2002年の政府活動報告では次の点を強調した。①国有企業の改革を中心とする各項改革を深化させ、現代企業制度の建設を強化推進し、規範化された公司制改造を推進し、コーポレートガバナンスの整備を健全なものとする。国の重点企業への監事会派遣の役割を強化する。②企業の再編、合併吸収を推進し、債務超過、赤字転換に望みのない企業については、閉鎖、破産とし市場から撤退させる。ただし政策に従って職員を配置し、社会の安定を維持するよう注意が必要である。③企業からの社会的職能分離を継続する。④独占業界改革を推進し、電信、電力、民間航空管理体制改革を実施する。⑤収入分配制度と金融、財政税務、対外貿易住宅等の面での改革を深化する。

1998年3月から就任した当期の政府は、5年の任期で2003年3月の人民代表会議上で満期となる。2003年の政府活動報告ではまず、過去5年間の政府工作の総括が行われた。この期間、積極的な財政政策並びに穏健な貨幣政策を実施し、合計6,600億元の長期建設国債を発行するなどの手段により、アジア金融危機と世界経済の成長鈍化の影響を効果的に低減した。積極的財政政策により投資を促し、経済は高速成長を保った。例えば、高速道路は4,771kmから2万5,200kmに増え、世界39位から第2位に躍り出た。西部大開発投資総規模は6,000億元あまりで、青藏鉄道、「西気東輸」「西電東送」、水利施設ハブ、幹線道路等の重大なプロジェクト建設も順調に進展した。対外輸出入総額は世界第10位から第5位に上昇した。5年間で実際に利用した外商直接投資は累計2,261億ドルで、1979年から1997年の総和を超えた。しかも、国有企業3年改革と困難脱却の目標を基本的に実現した。

次の回の政府工作への提案として、朱鎔基はその報告のなかで国有企業の改革を推進・堅持することを強調し、改革への決断なくしては国有企業に生き残りの道はない、とした。吸収合併破産、レイオフ、人員整理により効果を拡大すると同時に、再就労工程を実施する方針を固め、再就労作業と社会保障体系の形成を着実に行わなければならない。ここ数年間、党中央、国務院は全国再就労工作会議を2回召集し、一連の政策措置を相次いで制定した。レイオフ人員については再就労サービスセンターを設置して彼らの基本的な生活を保障し、社会保険費用を代わって負担し、再就労実現を促した。閉鎖破産企業につい

ては、まず従業員を配置しなければならない。統計では、全国にレイオフ従業員は2,818万人おり、このうち各地の再就労サービスセンターに入った者は2,400万人あまりで、センターを出た者は累計で2,200万人あまりである。センターを出たレイオフ従業員のうち各種のルートで再就職を実現した者は1,800万人あまりである。国有企業の改革で遭遇する人員配置の困難はやはり大きい。

## (2) 温家宝総理の初の政府活動報告

温家宝総理は2004年3月5日の第10期全体会議第2次会議で初めて、政府活動報告を行った。2003年にはSARS（重症急性呼吸器症候群）に見舞われたが、国内総生産は前年比9.1%の成長となり、11兆6,700万元となった。当時のレートで換算すると、1人当たり平均国内総生産が初めて1,000ドルを超えたことになる。前年の経済発展について総括を終えたのち、2004年の「改革・開放」方針政策について次のとおり指示を行った。

- ① マクロ調整を改善、強化し、経済の乱れなく比較的速い発展を保持する。経済成長の速度とエネルギー、重要な原材料、交通運輸等の実際的な条件を考え合わせて、資源と環境に対する圧力を低減する。固定資産投資規模を適度に抑制し、一部の業界並びに地区の盲目的投資を抑制する。
- ② 有利なチャンスをつかみ経済体制改革を深化させる。国有資産監督管理に関する法規並びに実施法の改善を急ぎ、国有資本経営予算制度と企業経営業績考課体系を研究し構築する。
- ③ 混合所有制経済を強力に展開し、株式制を徐々に公有制の主な実現形式とする。各級政府は非共有性経済発展を規制する法規と政策を整理して修正し、市場参入を寛容にする措置を実施する。投融資、税収、土地利用並びに対外貿易などの面で措置を講じて、非公有制企業とその他の企業が同等の待遇を享受できることを保障する。
- ④ 国有独資商業銀行改革を強化推進し、試験的に中国銀行並びに中国建設銀行の株式制改革をしっかりと行う。
- ⑤ 増値税の生産型から消費型への変更を推進し、設備投資を増値税控除対象に組み入れる。東北地区の一部の業界で先行して試験的に実施する。
- ⑥ 政府の開業投資に対する管理制度を改革する。「投資家が意思決定し、収益を獲得しリスクを負担する」の原則に従い、企業投資の自主権を拡大し定着させる。最終的に、市場に導かれた投資、企業の自主的な意思決定、銀行の独自の貸付審査、融資方式の多様化、仲介サービスの規範化、マクロ調整に効果的な新しいタイプの投資体制を形成する。
- ⑦ 外資利用品質を向上させる。「海外進出」戦略実施を強化推進し、各種の所有制企業が様々な形式で海外の投資を導入することを奨励する。
- ⑧ WTO加盟に伴う各合意事項を引き続き誠実に履行する。

## (3) 2005年人民代表大会政府活動報告

2005年2月21日、中国共産党中央委員会政治局が胡錦濤総書記主催で会議を招集し、国務院の第10期全体会議第3次会議で審議される『政府活動報告』を検討し、科学的発展のビジョンにより経済社会の発展全体をガイドし、協調的社会を建設するべきことを強調

した。人民代表会議開会前にマスコミは既に報道していた。

2005年の人民代表会議の論点5つは次のとおりである。①マクロ調整強化、経済の平穏な発展。②「三農」作業の推進で農民増収を促進。③成長方式の転換、地域協調発展。④国有企業の改革の深化と非共有経済の導入。⑤協調的社会的推進と社会安定の確保。

温家宝国務院総理は2005年3月5日、第10期全体会議第3次会議での『政策活動報告』のなかで、過去1年間の経済分野での「改革・開放」政策の実施状況を総括した。2004年に中国経済分野で重視した重要な政策は次のとおりである。

①マクロ経済調整政策を実施し、土地審査及び許認可並びに銀行投資貸付の両面で規制を加えた。投資規制が多く行われた業種には、鉄鋼、セメント、電解アルミ、不動産などがある。ただし、1990年代初期のような全面緊縮は行わなかったため、2004年の中国経済は9.5%の高度成長を果たした。②投資体制改革案を制定して、構造調整に力を注ぎ、農業、水利、エネルギー、交通、環境保護、社会事業への資金投入を拡大した。政府大開発への投資拡大を継続し、国家重点建設事業10件を新規着工した。総投資額は800億元であった。東北地区等の旧工業基地振興への投資を始めた。国の支援を得て197件の調整改造事業が始動した。③国有企業改革に新しい進展をみた。国有資産監督管理体制の枠組みが初歩的に築かれ、国有商業銀行の株式制改革も順調に推進した。④輸出時税還付改革措置が全面的に実施され、赤字繰越分をすべて清算し、新規の赤字創出を抑えた。⑤関税引き下げを継続し、開放分野を拡大した。対外貿易圏を全面的に開放し、輸出入貿易総額が1兆1,500億ドルに達し、世界第4位から第3位に浮上した。「海外進出」戦略を積極的に実施し、地域経済協力にも積極的に参加した。

ただし、温家宝は新しい政府工作報告のなかで、経済発展に少なからぬ問題が存在している点も指摘した。①石炭、石油、電力の輸送不足がかなりの程度にあり、物価症状によるプレッシャーも大きく、農業基盤が薄弱な状態に目立った改善が見られない。②都市間、地域間の発展の格差と一部の住民の間の所得格差が大きすぎ、一部の低所得者層が生活苦にある。③就労問題のプレッシャーが非常に大きい。経済構造が不合理で、産業技術のレベルが低く、三次産業の展開が遅れている。投資率が高めで消費率が低めという状態が続いている。経済成長の方式が粗放で、資源の制約、環境へのプレッシャーが増大した。

したがって、新しい1年の間、経済体制改革に一層力を注ぎ、いくつかの重点分野と鍵となるチャンネルで難関を突破しなければならない。

経済体制改革の中心的なチャンネルはやはり国有企業改革である。①国有資本の進退、合理的な流動の仕組みを充実させる。②国有企業の株式制改革を強化推進する。③国有企業の政策性閉鎖・破産作業を継続し、法による破産の仕組みを構築する。④電力、電信、民間航空等の業界改革を深化させ、郵政、鉄道業界と都市公共事業改革を推進して、市場参入のハードルを緩和する。⑤国有資産管理体制を充実させ、国有企業制度改革並びに国有資産移譲を規範化し、国有資産の流失を防止する。

同時に、非共有性経済の展開を奨励し、支持し、誘導する。金融体制改革、国有商業銀行改革を強化推進し、株式制改革のモデル事業を着実に進める。金利の市場化と人民元レート形成の仕組みの改革を穏やかに進める。穏健な財政政策を実施する。財政及び税制と投資体制の改革を進め、増値税の消費型への転換テスト事業を着実にを行い、全面的な実

施案を制定する。流通体制の改革を推進し、現代流通方式の展開に力を注ぐ。社会保障制度の改革を強化推進し、中国の国情に見合った社会保障体系を築く。

#### 1-1-4 「改革・開放」政策の定着－経済分野に関する工作会議

##### (1) 中央経済工作会議

毎年1回開かれる中央経済工作会議は1994年から始まり、2004年で既に11回を数える。中央経済工作会議は前の1年の全国経済工作について総括し、新しい1年の全国経済工作マップ実行の具体的方針と政策を説明するものである。毎年の中央経済工作会議は、国有企業の改革、財政、金融、投資等各経済分野の「改革・開放」に直接的な指導作用をもっている。ここ数年間の中央経済工作会議の特色は次のとおりである。

2001年11月、中央政治局の常務委員7名、江沢民、李鵬、朱鎔基、李瑞環、胡錦濤、尉健行、李嵐清がすべて出席してその年の中央経済工作会議が行われた。江沢民総書記と朱鎔基総理が席上、それぞれ講話を発表した。会議では「第10次5か年」計画の開始年の経済工作について具体的な指示を行った。当時、世界経済の成長は減速し、大会では積極的な財政政策継続、長期建設国債の発行継続、必要な投資促進継続による国民経済の持続的かつ高度成長の実現が強調された。国有企業の改革については、条件に見合う国有大中型企業の株式制への改造が要求された。世界貿易機関(WTO)加盟後の国際競争に対応するため、自主知的財産権をもち、革新的な能力の強い大手会社並びに企業グループの育成と発展が必要であるとされた。

胡錦濤が総書記就任後の中央経済工作会議は2002年に始まった。2002年12月2日にまず、中国共産党中央委員会政治局が会議を招集し、中央経済工作会議について研究を行った。12月9日から10日にかけて中央経済工作会議が北京で開かれた。胡錦濤が総書記を務め、国務院総理朱鎔基及び当時の国務院副総理・温家宝が講話を発表した。これは、中国共産党16回大会が開催された直後の中央経済工作会議であり、経済方針と「改革・開放」政策は16回大会で既に明確にされていたため、この会議では、16回大会の方針、政策執行と江沢民が総書記であった期間の経済分野改革解放の業績について具体的な総括が行われた。会議は、経済体制改革とその他の各項改革を継続して徹底的に行うことを要求し、公有制経済のゆるぎない基礎固めと展開を進め、非公有制経済発展を奨励し、支持し、導くことを確認した。特に改革の深化について、現状から出発し、全体的に推進し、重点問題を解決し、順序立てて徐々に進め、制度建設と刷新を重視する点を強調した。新しい1年の重要な改革4項目は次のとおりである。①国有企業と国有資産管理体制改革の深化。②農村経済体制改革の深化。③金融体制改革を安定的に実施。④行政管理体制改革の深化。

温家宝が総理に任命されたあと初の中央経済工作会議は2003年11月27日から29日にかけて北京で行われた。会議中に、胡錦濤総書記と温家宝総理がそれぞれ講話を発表した。会議では、新しい1年の経済工作のなかで、全局的かつ高度に以下のいくつかの点を展開しなければならないと強調した。①マクロ的経済政策の連続性と安定性を維持する。②「三農」問題を党全体の工作における重要項目中の最重要項目として解決する。③構造の調整という大事な路線をしっかりとやり遂げる。④チャンスを見逃さず、経済体制の改革を深化させる。⑤国内外の市場・資源を十分に活用する。

2004年の中央経済工作会議は12月3日から5日午前にかけて北京で行われた。胡錦濤、呉邦国、温家宝、賈慶林、曾慶紅、黄菊、呉官正、李長春、羅干中国共産党中央委員会政治局ら9常務委員全員が会議に出席し、胡錦濤総書記と温家宝総理が講話を発表した。会議では、次の点を強調した。①新しい1年の経済工作では、マクロ的調整・改善を強化し、調整の力と重点を正確に把握し、経済の平穩で比較的早い展開と物価の基本的安定を維持する。②「三農」工作を更に進め、農業の総合生産力を引き上げ、食糧増産と農民増収を促進する。③固定資産投資総規模を抑制し、投資構造を最適化し、投資と消費の関係を調整する。④東中西部の相互推進、優位性の相互補完で各地区の共同発展を実現する。⑤経済体制改革推進に力を注ぐ。会議は、新しい1年の間、「第11次5か年」計画と2020年までの長期発展目標の制定作業を徹底的に行うことを要求した。

表1-4 歴年の中央経済工作会議概要

時 期	指導者講話	経済工作の要点
1994年11月28日～12月1日、北京で開催	中国共産党中央委員会総書記・江沢民講話：「形勢を正しく認識し、思想を一にして、来年の経済工作を行う」 国務院総理・李鵬講話：「マクロ的調整の強化と充実を継続し、来年の国民経済の持続的、高速、健全な発展を確保する」 国務院副総理・朱鎔基講話：「認識の統一、協調的な歩み」	新しい1年の経済工作の要点： ① マクロ的調整を強化充実させ、通貨膨張を抑制する。 ② 国有企業の改革の深化を重点として、周辺の改革を推進する。 ③ 農業への投入を強化し、農業副産物の供給を確保する。 ④ 技術の進歩を促し、経済的効果を向上させる。
1995年12月5～7日、北京で開催	中国共産党中央委員会総書記・江沢民講話：「思想の統一、心を一にして協力し、進取奮闘し、実効にこだわり、来年の経済作業を徹底的に行う」 国務院総理・李鵬講話：「来年の経済作業貫徹で、『九五』への好ましい始まりを創造する」 国務院総理・朱鎔基講話：「努力に努力を重ね、来年の経済工作を徹底的に行う」	新しい1年の経済工作の要点： ① 「チャンスをつかむ、改革の深化、開放を拡大させ、発展を促進、安定の局面を維持」の基本方針を貫き、改革、発展、安定の関係を正確に処理する。 ② マクロ的調整の強化と充実を図り、物価上昇幅を一層縮小する。 ③ 国有企業の改革と発展を達成する。 ④ 基盤としての農業の位置づけを引き続き強化する。
1996年11月21～24日、北京で開催	中国共産党中央委員会総書記・江沢民講話 国務院総理・李鵬講話 国務院総理・朱鎔基講話	新しい1年の経済工作の要点： ① マクロ的経済政策の連続性、安定性、必要な柔軟性を維持して、穏やかなうちに進歩を求める。 ② 適度に緊縮な財政貨幣政策を実施し、物価上昇幅を縮小する。 ③ 改革、特に国有企業の改革の歩調を速め、構造の調整を強化し、積極的に市場を開拓する。 ④ 基盤としての農業の地位を強固なものとする。
1997年12月9～11日、北京で開催	中国共産党中央委員会総書記・江沢民講話 国務院総理・李鵬講話 国務院総理・朱鎔基講話	新しい1年の経済工作の要点： ① 経済の体制と経済成長方式を根本的に転換 ② 経済構造の調整を推進・強化し、マクロ的調整を強化充実させる。 ③ 国有企業の改革の歩みを速める。 ④ 対外開放のレベルを上げる。

時 期	指導者講話	経済工作の要点
1998年12月7～9日、北京で開催	中国共産党中央委員会総書記・江沢民講話 国務院総理・朱鎔基講話	新しい1年の経済工作の要点： ① 国内の需要を拡大させることをもって経済成長を促進する主要措置とする。 ② 国有企業の改革を深化させ、経済構造を調整し、「城鎮と郷村」市場開拓に努める。 ③ 金融リスクの防止と分化・解決 ④ 経済秩序を整頓する。 ⑤ 様々な方法で輸出を拡大させる。
1999年11月15～17日、北京で開催	中国共産党中央委員会総書記・江沢民講話 国務院総理・朱鎔基講話	新しい1年の経済工作の要点： ① 国有企業の改革と展開を着実にを行い、国有企業の改革を中心チャンネルとして、積極的に赤字脱却と増益を図り、現代企業制度を形成する。 ② 積極的財政政策を継続実行する。 ③ 農業と農村経済構造を調整し、様々な方法で農民所得の増加を図る ④ 社会保障体系を充実させ、貧困扶助作業を重視強化する。 ⑤ 外資利用レベルを引き上げる。
2000年11月28～30日、北京で開催	中国共産党中央委員会総書記・江沢民講話 国務院総理・朱鎔基講話	新しい1年の経済工作の要点： ① チャンスをつかみ、展開を加速する。国内需要を拡大させる方針を堅持し、積極的な財政政策と穏健な貨幣政策を継続する。 ② 体制刷新と科学技術革新により、情報化により工業化を進める。 ③ 国有企業の改革と困難脱却を確かなものとし、成果を拡大する。 ④ 農業支援と保護を強化し、農民所得の増加に努力する。 ⑤ WTO加盟各準備作業を行い、積極的に開放型経済を展開する。
2001年11月27～29日、北京で開催	中国共産党中央委員会総書記・江沢民講話 国務院総理・朱鎔基講話	新しい1年の経済工作の要点： ① 複雑で変化の多い国際政治経済の形勢を把握し、沈着に対応し、弊害を回避して利を獲得し、経済と社会の安定を維持する。 ② 国内需要を拡大させる方針を堅持し、構造調整を強化推進し、経済成長の品質とベネフィットを向上させる。 ③ 市場経済秩序を整頓し規範化する。 ④ 改革深化を継続し、開放を拡大させる。
2002年12月9～10日、北京で開催	中国共産党中央委員会総書記・胡錦濤講話 国務院総理・朱鎔基講話 国務院副総理・温家宝講話	新しい1年の経済工作の要点： ① 国内需要を拡大させる方針を続け、積極的な財政政策と穏健な貨幣政策実施を継続する。 ② 新しいタイプの工業化を推進し、国民経済の持続的かつ健全な発展を維持し、速度・構造・品質・収益を伴った発展を実現する。 ③ 農業並びに農村経済を積極的に展開する。 ④ 改革を更に深化させ、対外開放レベルを引き上げ、経済構造の戦略的調整を強化・推進する。 ⑤ 就労と再就職作業を徹底的に行う。
2003年11月27～29日、北京で開催	中国共産党中央委員会総書記・胡錦濤講話 国務院副総理・温家宝講話	新しい1年の経済工作の要点： ① マクロ的経済政策の連続性と安定性を保持する。 ② 「三農」問題の解決を党全体仕事の中の最も重大な任務に位置づける。 ③ 構造の調整を徹底して成し遂げる。 ④ タイミングを外さずに経済体制の改革を深化させる。 ⑤ 国内外の市場・資源を十分に活用する。

時 期	指導者講話	経済工作の要点
2004年12月3～5日 午前、北京で開催	中国共産党中央委員会総書記・胡錦濤講話 國務院副総理・温家宝講話	新しい1年の経済工作の要点： ① マクロ的調整の強化と充実。調整の強さと重点を正確に把握し、経済の安定的で比較的早い発展と物価の基本的安定を維持する。 ② 「三農」工作を更に進め、農業の総合生産力を高め、食糧増産と農民増収を促進する。 ③ 固定資産への投資の総規模を制御し、投資構造を最適化し、投資と消費の関係を調整する。 ④ 東・中・西部を相互に刺激し合い、優位性の相互補完で、各地区の共同発展を実現する。 ⑤ 経済体制の改革を着実に推進する。 ⑥ 「十一五」計画2020年長期目標制定作業

出典：数年来の『人民日報』の記事を整理したもの

## (2) 経済分野のその他の全国的工作会议

毎年開催される経済分野でのその他の全国性工作会议には、全国財政税收工作会议、全国銀行、証券、保険工作会议、全国發展改革工作会议、全国国有資産監督管理工作會議、全国商務工作会议等がある。これらの各経済分野の全国性工作会议は主に中央經濟工作会议の方針政策に従ったもので、本分野の新しい1年の重点工作を詳細、着実に行うものである。

2004年の全国金融工作会议では国有銀行改革の深化が引き続き強調され、中国銀行と中国建設銀行の株式制改造モデル作業を重点的に行った。現在、銀行監督会の監督管理部が人を派遣して中国銀行と建設銀行に駐在させ、会計制度監督管理を実施して、両銀行の制度改革を促進している。会議では、中央銀行の周小川行長が人民元レート形成メカニズムを徐々に充実させ、人民元レートを合理的かつバランスをとったうえでの基本的安定を維持すべきとの主張を行った。人民元資本事業の兌換を徐々に推進しなければならない。短期資本流動についての監視と調整を強化しなければならない。銀行監督会は『商業銀行資本充足率管理規定』を制定し、中国銀行、建設銀行並びに株式制銀行資本の充足率面への監督管理を強化している。さらに『外資金融機構管理条例並びに実施細則』の修正も進めている。2004年の信用貸付政策の調整は既にマクロ政策調整の主な内容であり手段となっており、鉄鋼、電解アルミ、セメント等、過度の投資が行われている業界への新規貸付を制御し、不動産、自動車消費ローン等の業務のリスク等モニタリングとリスクヘッジを実施する。

2004年の全国財政工作会议では、税務部金人慶部長が「科学的發展のビジョン」「協調的社會」「循環經濟」を強調した。実行可能な資金、税収等の支援政策の制定を要求し、社会投資の環境保全事業への参加を促し、汚水、ゴミ処理の産業化を促進し、林業生態建設と草原生態整備の支援を継続し、公共財政で循環經濟の發展を支援する。2005年には県・郷の財政困難をあきらかに緩和する政策実施を始める。また「事業体職員養老保險」「国家公職人員福利待遇貨幣化」などの改革のモデル事業を展開する。

2004年1月13日から14日にかけて全国国有資産監督管理工作會議が北京で開催され、國務院黄菊副総理が會議に出席し講話を行った。會議では、国有企業株式制改革の進展はより早く進んでおり、全国2,903社の国有及び国有持ち株大型中堅企業のうち、1,464社が株主の多元化された公司制企業に改編され、約50%の改編が終わったことになると公開さ



れた。目下、国有持ち株の国内外上場企業は1,000社あまりとなっている。会議では、企業の負担軽減のため、国有企業から企業の社会職能を分離する作業が引き続き推進されていることが指摘された。各地方並びに中央企業で主業務分離を実施した国有大中型企業は818社を数える。会議では、国有企業の改革派経済体制改革の中心的チャンネルであり、国有及び国有持ち株の工業企業数は全国の工業企業数の17.5%、販売収入は40.5%、利益は46%を占め、国有企業の改革が新しい進展を見せていることも強調された。

国有資産監督管理の組織体系を構築して充実させ、国有資産監督管理の法律体系を一層充実させなければならない。企業の業績考課体系を構築し、国有資産経営責任関連制度を健全化し着実に行わなければならない。国有資産価値保全と増値を確保し、国有資産の監督管理を強化し、監事会制度を堅持し充実させなければならない。財産権の多元化と同時に、コーポレートガバナンス構造を一層充実させなければならない。活力と競争力をもつ大企業及び大企業グループを育成し展開して、国有企業をより強くより大きくしなければならない。多くの形式で国有の中小企業の活性化を図り続けなければならない。

## 1-2 「改革・開放」政策研究にかかわる国内の有名学者と研究方向

国内における改革・開放政策の研究については、主に以下の著名な学者によるものがあり、彼らの研究の主な方向性は、①貧富格差の縮小、中小投資家の利益の保護に重点；呉敬璉、②企業の株式制改革に重点；厲以寧、③地域の協調発展を図り、共に豊かになることに重点；胡鞍鋼、④金融体制改革に重点；林毅夫、⑤マクロ経済調整の研究に重点；樊綱など。以下、国内における改革・開放政策の研究を展開している著名学者とその研究の方向性について紹介する。

- (1) 国務院発展研究センターの王夢奎主任は、著名な経済学者で、中国のなかの発展の立ち遅れた地区の「改革・開放」を非常に重視している。2000年、既に西部開発が中国の現代化全体にとって重要な戦略的問題となることを強調しており、21世紀全体を通じて、西部開発問題と地域の協調的発展を重視しなければならないとしている。
- (2) 国務院発展研究センターの呉敬璉研究員は、経済体制改革、国有企業の改革、上場企業経営構造整備、中小投資家の利益保護などについて深く研究している。最近、2005年初めに出版された雑誌『財經』での文章で、所得の不公平、貧富の差が大きすぎるのが中国社会の現在直面する深刻な問題であると指摘した。呉敬璉は国有資産の従業員への転換が貧富の差を縮小するばかりでなく、社会の矛盾を解消し、国有企業の国家株支配の問題を解決するための助けとなり、大企業の所有制構造を改善することともなるとしている。
- (3) 清華大学国情研究センターの胡鞍鋼教授は、経済体制改革、国有企業の改革、区域協調発展研究等の研究を行う。2000年に既に『現在の中国社会の安定状況と対策』と題する文章の中で、就労を拡大促進し、失業率を低減することが最も重要な経済成長目標であり、社会安定の目標でもあると述べた。多くのルートから社会保障資金を集め、社会保障制度改革を強化推進しなければならない。一部の国有資産、一部の上場企業の国有株並びに土地を売却して、国有企業職員の養老基金個人通帳を充実させることを提案している。

胡鞍鋼は、早い時期に「人間本位」の新しい発展ビジョンを提出した学者で、彼は研究の

なかで次の点を主張し続けている。「経済成長は決して目的ではない、人を中心とする人類発展の手段である。経済成長と人類自身の発展の関係を強化しなければならない。人的資源を開発し、地域間の発展の格差の縮小を優先的な戦略とする」。彼は、経済発展は社会の進歩の基礎であり、社会の進歩は経済発展の目的であり、経済発展と社会の進歩は人類社会の発展の両輪でありいずれも欠くことができないと考える。

胡鞍鋼は、2004年に発表した『中国：地域間協調発展に向けて』の中で、中国共産党第16期全国代表大会第3次中央委員会全体会議で明確となった「5つの統一」の新しい展開方針、すなわち都市の統一発展、地域の統一発展、経済社会の統一発展、人と自然の調和のとれた統一発展、国内の発展と対外開放の統一発展の方針こそが中国の改革目標の出発点でもあり帰着点でもあるとした。彼は、中国の初代発展戦略は1978年の党の第11期中央全体会議後に鄧小平が最初に提出したもので、テーマは発展加速、不均衡な発展であり、「先富論」を提唱した。例えば一部の地区、一部の人々がまず裕福になるということである。改革の目的は生産力の解放、生産力の展開、沿海地区発展戦略の強化実施であった。一方、現在提出されている5つの協調的発展は中国の国情に適合する発展戦略であり、2代目発展戦略と呼ぶことができる。2代目発展戦略はすなわち協調発展、全面発展、持続的発展である。共同で発展し、共同で分かち合うことを提唱する「共同富裕論」である。改革の根本的目的は人的資本に投資し、人間の能力を展開するところにある。5大協調発展戦略を実施する。

胡鞍鋼は、別の一編『市場経済体制改善で、経済発展の試練に対応』の文章の中で、中国「改革・開放」をほぼ3つの段階に分けている。

第1段階は1978～1992年の間で、改革の主な任務は計画経済モードから脱却することにあつた。この時期、鄧小平は第1代発展ビジョンを提出し、その主題は「経済建設を中心とする」「発展は絶対の道理である」とし、発展を加速し、経済総量を従前よりひとつ上の段階に引き上げ、アンバランスな発展戦略を実施する「先富論」を主張した。

第2段階は1992年から始まり、党の14期大会を契機とし、経済転換の時代に突入した。基本的なポイントは新しい現代制度の体制（すなわち社会主義市場経済体制）を古い従来型の経済体制（すなわち計画経済体制）にとって代えることである。2003年までに基本的に社会主義市場経済体制構築の目標を達成した。

第3段階では党の第16期全国代表大会第3次中央委員会全体会議を契機とし、社会主義市場経済体制の充実を提案した。市場経済体制が「創建期」から「成熟発展」期、「初歩建立」から「全面充実」段階へと移動した。社会主義市場経済体制の充実の主な任務は次のとおりである。共有性を主体とし、多種の所有制経済の共同発展を基本とする経済制度を充実させ、地域経済の協調的発展を促進するメカニズムを構築し、統一的で開放的で競争性の秩序ある現代市場体系を築く。

マクロ調整体系を充実させ、行政管理体制と経済法律制度を充実させて、就労、収益分配、社会保障制度を健全化し、経済社会の持続的発展促進のメカニズムを形成すべきことを中国の新しい指導者が第2代発展ビジョンとしてこの時期に提案した。「人間本位」、全面的発展、協調的発展、持続的発展戦略を実施し、「5つの統括」を実行し、「共同富裕論」を主張する。これは中国の経済体制改革が新しい歴史段階と発展の段階に入ったことを示すものである。

(4) 北京大学中国経済研究センターの林毅夫教授は、農業体制改革、金融体制改革、国有企業の改革等を深く研究している。彼は、次のように主張している。

国有企業は20年あまりの改革を経ているが根本的な問題はまだ解決されていない。国家資産委員会の設立で出資者としての身分問題は解決したが、国有企業は市場独占及び政府の直接あるいは間接的な資金支援により生存を維持している。中国がWTO加盟の合意事項を全面的に実現すると、すべての外資企業は国民待遇（国内企業と同じ待遇）を受け、国有企業が過去に享受していた市場の独占的地位は既に存在しない。国有企業は市場競争に直接対面しなければならない。過去の政府の国有企業に対する資金支援の主なルートは2つある。国有銀行の低利息借款と資本市場融資（ほぼすべての上場企業が国有企業である）である。このような融資方式はWTOのフレームの下では実現不可能である。

金融体系は国民経済のなかの最も重要なチャンネルのひとつであり、現代化の金融体制のないところに現代化の経済は存在し得ない。現在のところ、中国の金融体系には問題が多い。しかし、国有企業が金融体系の提供する廉価な資金で生存を維持しなければならないという状況の下では、金融体系の改革を進めることは難しい。国有企業の改革が一步進めば、金融改革も一步進むに違いない。いわゆる資金の好ましい配置とは資金を経済のなかで比較優位にあり、しかも競争力のある産業中の企業に置くことである。中国で最も競争力を有し比較優位にあるのは、労働集約型であり、労働集約型の絶対多数は中小民営企業である。大手銀行は往々にして中小企業に融資をしたがらない。実際のところ、いずれの国でも経済発展の早期の段階では絶対多数が中小企業である。したがって、いずれの国でも経済発展の早期段階では、金融構造の基盤は、絶対多数を占める中小企業に金融サービスを提供する中小銀行に置くべきである。そして、経済の発展に伴って、いくつかの企業が規模を拡大し、資金需要が増加し、やっと資本市場や大手銀行等が徐々に展開するようになり、これらの大手企業の需要に対応することとなる。とはいうものの、この段階に至っても、絶対多数の企業はやはり中小企業であり、先進国では数多くの中小銀行が中小企業にサービスを提供している。中国の現在の発展段階では、中小企業は企業数と重要性では先進国よりも大きい割合を占めている。したがって、中国は地域性の民営の中小銀行を核として、いくつかの大手銀行と株式市場を周辺に構えるというパターンが必要である。

(5) 北京大学光華管理学院厲以寧教授は、経済成長モデル、企業の株式制改革等を研究している。彼は、改革過程での「経済過熱」現象を全面的に分析する。中国が重工業化の道を避けられるかどうかという点に関して、厲以寧は西洋諸国の発展の経験からみて、小国は重工業化発展の段階を飛び越えて直接新興の技術主体の発展が可能であるが、大国は自己の工業体系と工業基盤を築かなければならず、したがって重工業化の段階を飛び越えることはできない。重工業化の段階は不可避ではあるが、技術の跳躍的な発展は実現可能である。重工業化の発展過程で技術革新を強力に推進し、エネルギー消費を低減することはできる、と主張している。

(6) 中国改革基金会国民経済研究所樊綱所長は、マクロ経済、経済体制改革、国有資産体制改革等について研究しており、新しい著作には『政策と体制連動市場化プロセス中のマクロ経済分析』『経済の自由と思想の自由』等がある。樊綱は先ごろ、『国有資産形態転化と監督管

理体制』と題する研究報告で、国有資産の新しい分類と画定を発表した。樊綱は次のように主張している。

例えば中石油、中石化のような上場した資源型企業の場合、資本増加による収入は経営が正しかったから企業の利潤となったものではなく、利潤所得でもなく、全国の人民の資源型収入となるべきである。電信、無線通信等の資源は現在のところ某企業に分配されて使用されている。本来は全民の資源型収益が企業の収益並びに利益となっている。これも各業界により苦楽が分かれるところで、収入分配の差異がひとつのポイントとなっている。現在、多少好ましい資源型国有企業がはっきりしないまま上場しており、全国人民の資源による収入がまたまた国際資本の収入と化している。このような国有資産の財産権（所有）確定のあいまいさの問題をいうならば、国有企業の問題はまず国有資産の問題ということになる。国有資産の問題の解決がなければ、国有企業の問題の解決は難しい。国有企業が経済全体に占める地位、財産権など、国有企業の改革が現在かかわっているところであり、すべて明らかに説明するのは困難で、理にかなわないものである。資源型資産は中国の国有資産の重要な構成部分であり、資源型収入は全国民収入の重要な構成部分である。原則上はすべて全民所有に帰するものである。しかし現状はどうか。現在の状況は資源を1つの企業に引き渡し、当然主に国有企業であるが、いくつかの非国有企業が取り扱うケースもある。国有企業の経営に引き渡し、生産されて発生した収入はすべてその企業の利潤という形態で存在することになる。流失ということであれば、この種の全民収入を一企業の収入とみなすという状況を一体どのように考えるのか？ したがって、国有資産の再度分類と確定についての研究の必要がある。

(7) 海南改革発展研究院遲福林院長は、経済体制改革、対外開放、中国のWTO加盟、金融改革、国有企業の改革等を深く研究している。彼は中国の対外開放を4段階に分けている。第1段階は1979年から1980年代の改革解放の試験段階。第2段階は1980年代中期から1990年代初めの時期で、経済特区、沿海14都市の開放から上海浦東開放までで、地域開放の推進段階。第3段階は中国がWTO加盟後に形成した政策的開放から体制的開放への転換の段階。第4段階は2005年以降で、中国が世界経済と一体化して高度に開放される段階。

遲福林は、国有銀行の管理強化は、商業銀行建設の過程に踏み出すための重要な一步であると考え。しかし、長期にわたって国有企業の状況が国有商業銀行の資産の品質に影響を与え続けてきたため、国有商業銀行の不良資産比率は決して減少せず、かえって増えたくらいである。一定の比率の貸し倒れ、不良貸付金は中国の金融体制中の最も深刻な問題である。この部分の貸し倒れ、不良貸付金をいかに消化するか。チャンスを見逃さず、金融体制改革を強化推進するところに生き残りの道がある。

経済発展過程での公平の問題について、遲福林は改革の過程で経済発展を重んじ、社会の発展を軽んじるどころから経済発展に社会の発展が追いつかずもろもろの問題が発生したと考える。1978年から2003年の間に、全国給与総額のGDPに占める割合は15.7%から11.4%に減少した(表1-5参照)。彼は人間本意の改革ビジョンを主張する。経済発展重視、社会の発展軽視から人間本位、経済社会の協調発展への転換を行う。一部の人間、一部の地区が先に豊かになることから、公平、公正、共同で富裕になる方向へと転換する。効率優先、公平第二から効率と公平とを共に重視する方向へと転換する。都市改革発展を中心とした都市

間協調発展へと転換する。都市の二元構造を打破する。経済体制改革から社会体制改革、政治体制改革に内在する構造改革への転換である。

表 1 - 5 給与総額の GDP に占める割合

年度	給与総額の GDP に占める割合	給与総額の GDP に占める割合の増減 (%)
1978	15.7	- 0.38
1980	17.1	1.08
1985	15.4	- 0.38
1990	15.9	1.79
1995	13.9	- 0.38
2000	11.8	- 0.89
2003	11.4	- 0.23

出典：中国統計年鑑

(8) 国家発展改革委員会マクロ経済研究院の常修沢研究員は、所有制改革、国有企業の改革等について深く研究している。彼は、『社会主義市場経済にふさわしい現代財産権制度の構築を論ずる』と題する文章の中で、混合所有制経済の展開の必要性を主張し、同一の経済組織の中で異なる財産権主体が多角的に投資し、相互に浸透し、相互に貫通し、相互に融合して、新しい財産権構造と経済の形式が形成されるとしている。そして国有企業の観念を希薄化し、国有資本の観念を強化しなければならないとする。

常修沢は、次のとおり認識する。国有経済の国民経済に占める割合は依然として高めで、国有及び国有持ち株企業の生産値の工業総生産に占める割合は44%となっており、国有工業企業資産の工業部門総資産に占める割合は65%である。これら2つの指標は世界の発達した市場経済国並びに発展途上の市場経済国の指標をはるかに上回っている。同時に、国有資本の分布が広すぎるという問題が完全には解決されていない。例えば中国の608の工業業種のうち、国有資本がこのなかの604業種に関係している(99.3%を占める)。このうち、国有資本独資あるいは株式支配する大中型国有企業は533件で、すべての工業種の87.7%を占める。このような状況は理想とする目標から大きく距離があり、調整すべきスペースが多く残されている。現在、中国各分野の国有企業はおよそ16万社あり、このうち中央大型企業は180社である。5年から10年の間に、国有企業の改革が基本的にあるべき姿に達すると思われる。国有資産委員会が管理監督する中央大型企業は50から60社前後に再編され、さらに同委員会の監督管理下に組み入れられていない国有持ち株銀行、証券、保険類金融企業及び鉄道企業並びに国有土地公司等を計算に入れると、中央企業の合計は約80から90あるいは100社前後となる。同時に、各省(市・自治区)には約20社前後が保留されるとして、このように計算すると中央並びに地方の国有企業総数は700～800社あるいは1,000社となる可能性があるとする。

### 1 - 3 第11次5か年計画の研究並びに新しい経済法の立法

#### 1 - 3 - 1 第11次5か年計画に向けての研究

中国第11番目の5か年計画(第11次5か年計画)は2006年から2010年を対象にするもの

で、国家發展改革委員会は既に、第 11 次 5 か年計画前期研究作業を開始している。前期研究は 3 段階に分けて進行する。

第 1 段階：2004 年内に重大問題についての研究を企画展開し、特別プロジェクト計画並びに地域計画の編成を企画展開すると同時に、年末には第 11 次 5 か年計画基本構想を形成して、国務院に報告する。

第 2 段階：2005 年第 1 四半期から第 3 四半期に、計画編成の調査研究作業を完成し、第 11 次 5 か年計画綱要の基本的枠組みを起草し、専項計画並びに地域計画草案を起草する。この段階の重点を、社会各界の意見ヒアリングと計画調整並びに論証作業に置く。

第 3 段階：2005 年第 3 四半期以降で、国務院の一元的な指導の下で、第 11 次 5 か年計画綱要草案を起草し、中央並びに国務院の審査承認を経たのち、2006 年春の全国人民代表大会審議に提出する。特別プロジェクト計画に関しては原則的に 2006 年に編成作業を完成するものとし、地域計画編成の時期はそれより多少遅い時期とする。

国家發展改革委員会は、第 11 次 5 か年計画研究課題を公募し、最終的に 56 件の課題を確定した（表 1－6 参照）。

第 11 次 5 か年計画の企画研究には、マクロ経済調整、金融リスク管理、金融体制改革、サービス業の発展をめざす体制に関する政策、人的資源の開発と教育発展目標、都市と農村の統一的な経済・社会発展、信用システムの構築等をめぐり、中国が第 11 次 5 か年計画期間中に、国の金融リスクの防止をより一層重視し、都市と農村及び地域経済の統一的な発展、サービス業や教育などの分野の発展をより重視し、強化していくという姿勢が表れている。中国の企業信用システムの構築については、これまで手薄であったことから、第 11 次 5 か年計画期間中は信用システムの構築を強化・拡大し、企業信用力の向上を経済の高度成長と同様、加速していけるよう努める。

表 1－6 国家發展改革委員会 第 11 次 5 か年計画研究課題

課題名称
1. 金融改革、国有経済制御の方式と地域協調発展に関する研究
2. 第 11 次 5 か年計画期間社会保障体系建設及び関連政策展開計画に関する研究
3. 第 11 次 5 か年計画時期の中国国際収支
4. 第 11 次 5 か年計画期間の中国農村公共インフラ施設建設資金調達問題についての研究
5. 第 11 次 5 か年計画期間のマクロ経済調整の計画目標並びにマクロ経済政策基本方針
6. 金融に対するシステムティックなリスク管理と中国経済の安全
7. 新しいタイプの工業化が今後 5～10 年間に中国の就業に及ぼす影響
8. 国民経済の発展に根ざした自動車産業チェーンについてのテーマ研究
9. 東北地区資源型都市の後続産業の展開についての研究
10. 第 11 次 5 か年計画期間の金融発展戦略研究
11. 資源産業の持続的発展スキームについての研究
12. 2000～2010 年中国人口生育水準、人口総量及び人口構造研究
13. 第 11 次 5 か年計画期間の中国サービス業展開の戦略思想、重点分野及び体制政策による保証
14. 水土保持生態建設強化推進と東部と西部の協調発展推進総合プランについての研究
15. 循環経済展開の工業の新型化への転換方法に対する作用についての研究
16. 第 11 次 5 か年計画中国海洋開発戦略計画研究

17. 中国の教育発展戦略構想と小康社会の全面建設－今後20年間の人的資源開発と教育展開目標及び制度設計研究
18. 資源枯渇型都市の就労問題研究
19. 中国の都市密集地区の発展と対策研究
20. 情報産業展開ルール及び第11次5か年計画展開思想研究
21. 第11次5か年計画期間の中国城鎮失業率統計並びに失業リスク警告システム改善研究
22. 「大衆を元に」、国家食品安全確保の研究
23. 国家資源の安全及び海外資源利用スキーム研究
24. 第11次5か年計画水資源計画とマクロ的配置メカニズム研究
25. 城郷経済社会の発展と農村への公共産品供給拡大総合プランについての研究
26. 中国社会信用体系建設の制度創出研究
27. 第11次5か年計画期間の中国民営高等教育の地位、役割及び展開研究
28. 城郷総合プラン「三農」の難題解決展開の思想と対策
29. 中国独特の城鎮化の道を歩むための方針及び政策研究
30. 第11次5か年計画期間の中国の地域計画と空間マネージメントの重点とモード研究
31. 第11次5か年計画期間の調整財政政策並びに貨幣政策の適度な調整、財政融資協調と総合バランスの研究
32. 城郷経済社会発展総合プラン：中国三農問題の解決思想と対策研究
33. 国家バイオテクノロジーの健全な発展と国家安全保障体系構築の戦略研究
34. 中国食品安全管理体系の発展戦略研究
35. 成都・重慶経済区展開思想についての研究
36. 中国の独占業界改革を更に推進するための政策設計
37. 第11次5か年計画の新しい発展コンセプト研究
38. 第11次5か年計画期間の人民元レート並びに国際収支に対するマクロ調整目標と政策方針
39. 中国社会保障持続的発展研究
40. 東北等の「老工業基地」振興推進の基本目標、任務並びに主要な政策
41. 中国の農村への公共製品の供給と「三農」問題研究
42. 1978年以降の中国産業の地域分布及びその影響要因研究
43. 新時代の国家環境戦略研究
44. ハイテク変革と中国の総合的国力と経済社会の発展及びそのシステムティックな戦略
45. 農業構造の戦略的調整の政策体系研究
46. 西部大開発戦略の第11次5か年計画期間における重点任務並びに政策措置研究
47. 城郷総合プランと「三農」問題の解決をベースにした中国城鎮化発展の研究
48. 中国西部生態－経済区分及び典型的な地区の持続的発展モードと対策研究
49. 経済形態展開期の西部民族地区人的資源開発と教育展開研究
50. 新工業化発展観樹立と中国新工業化展開戦略研究
51. 第11次5か年計画、産業構造レベルアップの方法と対策研究
52. 新型工業化の道と「中国製造」の戦略研究
53. 中国（都市）交通発展計画
54. 全面的「小康社会」実現のための中国エネルギーの持続的展開戦略研究
55. 中国農村組織の刷新と制度設定研究
56. 第11次5か年計画の中国西部農村における「教育反貧困（貧困に対抗する教育）」戦略研究

出典：国家發展改革委員会（<http://www.sdpc.gov.cn>）資料を整理したもの

### 1-3-2 新しい経済法の立法計画

中国現行の立法体制では、立法権は単一の政権機関、更には1人によって行使されるものではなく、複数の政権機関によって行使される。例えば国家立法権、行政法規立法権、地方性法規立法権というように複数の立法権が存在し、それぞれ異なる政権機関により行使される。人民代表大会による立法が最高の権力を有しており、行政法規が人民代表大会による法律に抵触することはできず、地方性法規が法律並びに行政法規に抵触することはできず、人民代表大会はその制定したところの法律に抵触する行政法規並びに地方性法規を取り消すことができる。

立法権限の区分は、中央が一括指導しながら一定程度の分権を行い、複数の等級が並存し、複数のタイプが結合する立法権限区分体制である。最高の国家権力機関及びその常設機関が一括してリードし、国務院がかなり大きな権力を行使し、地方は一定程度の権力を行使するという点に、中国現行の立法権限区分体制の際立った特長がある。

中央の一元的指導と一定程度の分権を実行し、一方では最も重要な立法権が中央に属し、一方では複数の等級（複数の層）が並存する。すなわち、全国人民代表会議及びその常務委員会が国家法律を制定し、国務院及びその所属部門がそれぞれに行政法規並びに部門規定を制定し、一般地方政府の国家権力機関並びに政府に係る地方性の法規並びに地方政府規程を制定する。全国人民代表会議及びその常務委員会、国務院及びその所属部門、一般地方政府の国家権力機関並びに政府の間には、立法上及びそれらが立脚する規範性法律文書の効力の点で等級の差があるが、現行の中国の立法体制中には様々な等級の立法並びに規範性文書が並存している。

表1-7 第10回全国人民代表会議常務委員会立法計画  
民法・商法類（10件）と経済法類（合計14件）

法律名称	審議機関あるいは起草ユニット
民法・商法類（10件）	
1. 民法 物件法	人民代表大会常務委員会法制工作委员会
2. 民法 権利侵害責任法	人民代表大会常務委員会法制工作委员会
3. 民法 涉外民事関係の法律適用法	人民代表大会常務委員会法制工作委员会
4. 商事登記法	国務院
5. 企業破産法	人民代表大会財經委
6. 証券投資基金法	人民代表大会財經委（通過済み）
7. 公司法（修訂）	国務院（通過済み）
8. パートナー企業法（修訂）	人民代表大会財經委
9. 商業銀行法（修訂）	国務院（通過済み）
10. 証券法（修訂）	人民代表大会財經委（通過済み）



法律名称	審議機関あるいは起草ユニット
経済法類（合計 14 件）	
1. 国有資産法	人民代表大会財經委
2. 外国為替法	人民代表大会財經委
3. 反独占法	国務院
4. 反ダンピング並びに反助成法	国務院
5. 保障措置法	国務院
6. 企業所得税法（各企業適用）	国務院
7. 銀行業界監督管理法	国務院（通過済み）
8. 中国人民銀行法（修訂）	国務院（通過済み）
9. 予算法（修訂）	人民代表大会常務委員会予備工作委員会
10. 個人所得税法（修訂）	国務院
11. 審計法（修訂）	国務院
12. 土地管理法（修訂）	国務院（通過済み）
13. 対外貿易法（修訂）	国務院（通過済み）
14. 反不当競争法（修訂）	国務院

出典：全国人民代表大会（<http://www.npc.gov.cn>）資料を整理したもの

#### 1-4 日本のODAによる中国「改革・開放」に対する支援について

##### 1-4-1 今後数年の中国の「改革・開放」における重要課題

当面の中国の「改革・開放」における重要分野と重要政策は、ここ数年の中国共産党の会議や2005年の全国人民代表大会から分析することができる。今後、中国の経済発展は科学的な発展観による指導を強調、経済発展も社会主義における和諧（＝やわらぎ調和すること、むつみ合うこと）社会の構築に対して、促進機能を発揮していくことになる。国有企業改革を中心とする金融、財政、投資など経済分野の改革を引き続き強化・拡大していくほか、統一かつバランスのとれた発展により一層力を入れていく。今後数年内に、中国は経済体制改革の推進により一層注力し、以下に掲げる重点改革分野で新たな成果を獲得する。

- ① 経済体制改革の中心は依然として国有企業改革である。
- ② 非公有制経済の発展を奨励、支援し、かつこれを導く。
- ③ 金融体制改革を加速し、国有商業銀行の改革を急ぎ、株式制改革のモデル事業を確実に行う。
- ④ 利率の市場化及び人民元為替レートの形成メカニズムに関する改革を安定的に推進する。
- ⑤ 穏健な財政政策を実施する。財政・税制体制と投資体制の改革を推進し、増値税（付加価値税）の転換に関するモデル事業を確実に行う。
- ⑥ 流通体制改革を推進し、現代的な流通方式の発展に力を入れる。
- ⑦ 社会保障制度改革を加速し、中国の国情に適した社会保障システムを確立する。
- ⑧ 外資導入に関する質とレベルの向上を図り、中国企業の「海外進出」を奨励する。

上述した主要分野における重要改革課題のほか、中国は一部の政府部門の具体的な業務について、改革を推進していく構えだ。これには、政府による商業統計業務の改革加速も含まれ

る。中国の商業統計は現在、システムの不備、データの正確性を確保するうえでの能力不足、データの発表内容及び発表時期の任意性の高さなどの問題を抱えている。中国の現行の統計制度及び調査方法はいずれも更なる改革が必要であり、効果的な新しい政府商業統計システムを確立しなければならない。また、中国は流通体制の改革及び現代的な流通方式の発展を進めようとしている。市場流通を規範化するうえで、統計の整備が重要である。

#### 1-4-2 国際援助機構による中国の「改革・開放」に対する支援について

##### (1) 世界銀行の中国の「改革・開放」に対する支援

1981年、世界銀行は中国に対する初融資を実施、資金は中国の大学発展プロジェクトの支援にあてられた。これ以降2004年までに、世界銀行は中国に対して約366億米ドルの融資を行い、245件のプロジェクトをサポート、うち約90件は現在も実施中である。世界銀行の各国に対する融資のうち中国に対する融資総額は依然としてトップに位置している。

過去20年間で得た注目に値する発展成果を踏まえて、中国は1999年7月1日、(世界の最も貧しい発展途上国に無利息貸付を実施する)国際開発協会(IDA)を卒業、現在は国際復興開発銀行(IBRD:世界銀行)からの融資を受けるのみである。資金援助のほか、世界銀行と中国の協力で重要な分野として、非金融サービス、すなわち技術援助、政策に関する諮問、セミナー、研修などがある。

世界銀行は1990年代中期、中国における一部分野の改革援助プロジェクトを重視し始め、1994年に期間7年の「企業住宅・社会保障改革プロジェクト」を実施、ソフトローン7,500万米ドルを供与した。1995年には期間4年の「中国経済法律改革プロジェクト」を実施、ソフトローン1,000万米ドルを供与した。同年にはまた、期間4年の「財政・税制技術支援プロジェクト」を実施、ソフトローン2,500万米ドルを供与した。1999年には期間5年の「会計制度改革・発展プロジェクト」を実施、ソフトローン560万米ドル、ハードローン2,740万米ドルを供与、このほか、期間4年、ソフトローン500万米ドルの「養老金(=年金)体制改革技術援助プロジェクト」も実施した。2000年には期間2年の「企業改革プロジェクト」を実施、ソフトローン500万米ドルを供与した。ここ2年来、世界銀行はハードローンによって、一部分野の改革援助プロジェクトを行っており、2004年には期間5年、ハードローン1億米ドルの「西部地域基礎教育プロジェクト」を実施した。2005年には期間5年、ハードローン1億7,000万米ドルの「湖南都市発展プロジェクト」を行った。

世界銀行は今後、中国に対する援助について、都市化発展プロジェクトなど、より将来性のあるプロジェクトを選んで行う方針である。中国に対する援助も広範な一般大衆に拡大していくべきである。中国の改革初期、世界銀行は上層の意思決定者に対する影響を重要視してきたが、今後は政策の具体的な実施プロセスをより一層重視し、研究者や利益関係者の参加を促すべきである。

表 1 - 8 世界銀行による中国の一部分野の改革援助プロジェクト

(金額単位：百万米ドル)

年 度	プロジェクト名称	ハード ローン	ソフト ローン	プロジェクト 期間
1994	企業住宅・社会保障改革プロジェクト		75	1994.12 ~ 2001.06
1995	中国経済法律改革プロジェクト		10	1995.02 ~ 1999.06
1995	財政・税制技術支援プロジェクト		25	1995.09 ~ 1999.12
1999	会計制度改革・発展プロジェクト	27.4	560	1999.05 ~ 2004.06
1999	養老金 (=年金) 体制改革技術援助プロジェクト		5	1999.10 ~ 2003.12
2000	企業改革プロジェクト		5	2000.05 ~ 2002.06
2004	西部地域基礎教育プロジェクト	100		2004.05 ~ 2009.06
2005	湖南都市発展プロジェクト	170		2005.08 ~ 2010.12

出典：『中国国別援助評価報告』世界銀行 2004 年、世界銀行中国事務所ウェブサイト  
(<http://www.worldbank.org.cn>) より

(2) OECD は中国の「改革・開放」政策に対する研究支援を重視

国連、世界銀行、経済協力開発機構 (OECD) 等はいずれも、中国の「改革・開放」政策に絶大な関心を寄せており、いくつかの国の政府 (例えばドイツ政府、日本政府) も中国の経済法の充実にかつて支援を与え、また現在も支援中である。

1995 年から中国政府の上層部との対話が始まり、合作研究プロジェクト立ち上げを決定した。OECD の優秀な専門家がプロジェクトを主催し研究するだけでなく、国内の経済専門家が特に招へいされた。OECD は 2002 年に『世界経済の中の中国：国内政策の挑戦』と題する研究報告を出版し、2002 年 3 月には、OECD の Donald Johnston 秘書長が国務院発展研究センターで開かれた「中国発展フォーラム」に参加してその研究報告を紹介し、参会の後に朱鎔基総理と会見、閲覧してもらった。

OECD の報告は中国の過去 20 年あまりの経済改革と経済の転換に対して十分に肯定的であった。彼らは、戦後の世界経済発展の重大な成果のひとつであると認識していた。中国の経済改革は徐々に進み、しだいに深化し、人々が目を引くほどの成果をあげたとするものである。WTO 加盟は中国 20 年あまりの改革の道のメルクマールであり、中国経済が更に対外開放し、より一層広くグローバル経済や区域経済に参加することを示すと同時に、中国市場化改革が新たな段階に入ったことをも示すものである。OECD の報告は、経済政策全体の改革 (系統的な改革) が中国の当面の改革の核心である点を非常に明確に指摘した。本報告の主旨は、中国の国情を考慮したうえで、いかに現代的、統一的に市場経済体制改革を成し遂げるかについて重要な提案を行うもので、これらの提案は OECD 国家の大量の実践並びに経験に根ざした国際的視点というだけでなく、中国の現行の体制の転換、特徴及びその障害について非常に広く分かりやすく、また全体をシステムティックに深く分析し理論立てて議論されたものであった。

表 1－9 中国：計画経済体制から社会主義市場経済体制へ

時 期	会 議	主 な 内 容
1978年12月	中国共産党の第11回 全国代表大会三中全会	党の作業の重心を経済建設に移行するための戦略を確立し、「改革・開放」の方針を制定した。
1982年9月	中国共産党の第12回 全国代表大会	経済改革の「計画経済を正確に貫徹することを主軸に、市場調節を従とするとの原則」を提示した。
1984年10月	中国共産党の12回全 国代表大会三中全会	社会主義経済とは「計画に基づく商品経済」であることを提示した。
1987年10月	中国共産党の第13回 全国代表大会	社会主義経済は計画に基づく商品経済体制であり、計画と市場とを内に含む統一的な体制であるべきとの提示を行った。
1992年10月	中国共産党の第14回 全国代表大会	中国の経済体制改革の目標を「社会主義市場経済体制の構築と充実」とする。
1993年11月	中国共産党の第14回 三中全会	『中共中央による社会主義市場経済体制構築に係る若干問題に関する決定』が通過。社会主義市場経済体制構築の枠組みを確定。
1997年10月	中国共産党の第15回 全国代表大会	社会主義市場経済理論を更に展開、充実させる。「公有制の実現方法を多様化すべき」ことを提出し、株式制を現代企業の資本形成の方法であり、「労働による分配と生産要素による分配を結合したものである」との理論を提示した。
2002年11月	中国共産党の第16回 全国代表大会	「個体、私営等の様々な形式の非公有制経済は社会主義市場経済の重要な構成部分」であり、「積極的に株式制を推進し、混合所有制経済を展開」しなければならないとした。
2003年10月	中国共産党の第16回 全国代表大会三中全会	社会主義市場経済体制充実の主要任務を次のものとした：公有制を主体とし、複数の所有制経済の共同発展を基本とする経済制度で、都市と農村の二元的経済構造を徐々に変革するのに有利な体制を構築し、地域経済の協調的発展を促進するメカニズムを形成し、競争に秩序のある現代市場への統一的な開放体系を築き、マクロ調整体系、行政管理体制、経済法制を充実させ、就労、収入の分配、社会保障制度を健全化し、経済社会の持続的発展を促進するメカニズムを構築する。

出典：『世界経済の中の中国：国内政策の挑戦』OECDレポート2002

#### 1－4－3 日本のODAによる中国の「改革・開放」に対する支援について

1979年に中国が「改革・開放」政策を実施して以来、国際社会は中国の「改革・開放」に様々な形で支持と支援を与えた。日本は、大平正芳元首相の唱導の下、1979年から中国に対するODAを実施し、今日に至るまでの対中円借款支援は3兆円にのぼる。中国の非常に多くの大型事業は円借款支援により建設されたものである。例えば、北京地下鉄、首都空港、京秦鉄道、南昆鉄道、上海浦東空港、武漢長江第二大橋、大陸地域光ケーブル建設等がある。中国は円借款支援を非常に効果的に執行している国でもある。

ここ数年、日本は中国の改革・開放分野において一連の援助プロジェクトを実施している。

2000年には、JICAが開発調査の方式によって、中国で「住宅金融制度改革支援調査」を実施、北京、上海、成都、武漢などの都市をモデルとして選び、調査・研究を行い、中国の住宅金融制度改革に促進機能をもたらした。2002年、JICAはまた、開発調査の方式によって、中国で「中小企業金融制度調査」を実施、中国の中小企業金融制度の確立及び充実化について、政策面での提案を打ち出した。2003年には国別研修方式によって、国家税務総局の関係者に「租税条約」に関する研修機会が与えられ、また、同じく国別研修方式によって、国家科学技術部などの部門の関係者に「知的財産権保護」に関する研修機会が与えられた。2004年には国別研修方式によって、国家工商行政管理総局と商務部の関係者に「租税条約」に関する研修機会が与えられた。同年にはまた、商務部との「経済法整備事業」に関するプロジェクト方式による協力が開始された。

これらの協力はいずれも、日本のODAによる中国の改革・開放に対する支持と援助を具現化しており、中国の改革・開放の更なる発展に積極的な促進機能をもたらした。今後、中国はより多くの分野で改革・開放の更なる深化を必要としており、日本のODAによる支持と援助を引き続き得られるよう希望するものである。

表1-10 JICA実施による日本ODA「中国改革開放支援」事業（部分）

年 度	事業名称	実施機関
2000年	住宅金融制度改革支援調査	北京市
2000年	医薬品安全性評価管理センター	国家質検総局
2002年	中小企業金融制度調査	人民銀行
2003年	租税条約	国家税務総局
2003年	税務行政改善支援事業	国家税務総局
2003年	証券監督管理人材研修	証券監督管理委員会
2003年	知的財産権保護	国家科学技術部等
2004年	犯罪予防	司法部等
2004年	中国半独占法と競争政策	国家工商行政管理総局、商務部
2004年	経済法整備事業	商務部、国務院法制弁公室

出典：『国際協力機構年報』（歴年）

日本のODAは今後、以下の分野で中国に対する技術協力が可能と思われる。

(1) 中国の産業政策の整備に対する技術協力

改革・開放の深まりと経済の急速な発展を受け、中国は現在、経済のマクロ調整を強化しており、かつ経済成長方式の転換を強調している。この過程においては、産業構造の調整が極めて重要である。今後、中国は産業政策の更なる整備、より合理的な産業発展計画の制定を必要としている。日本は戦後、高度経済成長の過程で、多くの合理的な産業政策を制定しており、いくつかの経験は参考に値するものである。これらの経験は成功したものもあれば、失敗したものもある。中国経済の急速な発展過程において、これらの経験はいずれも一定の参考価値をもつ。同時にまた、重要産業分野の製品構造、生産量、発展方向などについても、中日双方は戦略的協調を踏まえた交流の強化、新たな協力方式の模索

が可能である。日本の ODA をめぐり、中国の産業政策の制定にかかわる部門（国家発展改革委員会）の関係者に訪日研究の機会を与えるなどの方式によって、この方面での技術協力を行うことが可能である。

(2) 中国の社会信用システムの構築に対する技術協力

中国の市場経済の絶え間ない発展に伴い、完全な社会信用システムの早期確立が急務となっている。この信用システムには、企業、個人、銀行、その他の信用が含まれる。完全な社会信用システムの確立は、中国経済のより一層の規範に基づいた発展に非常に重要な意義をもつ。2005年の全国人民代表大会においても、信用システムの整備の重要性が特に強調された。しかしながら、中国は企業及び個人の信用システムの整備について経験に乏しく、国際的、先進的な方法を学習し、参考にしていく必要がある。先進国では市場経済の発展過程のなかで、完全な社会信用システムを確立し、かつその健全化が図られており、多くの先進的な経験は中国にとって参考に値する。日本の ODA をめぐり、中国の社会信用システムの構築に対する技術協力が可能である。

(3) 中国の商業統計システムの整備に対する技術協力

中国では市場経済の発展を図る過程で、商業統計制度の整備を求める声が増しに高まっている。また、市場流通を規範化するうえで統計の整備が重要である。中国の商業統計システムはまだ完備されておらず、データの正確性を把握する能力に欠けており、データの発表内容、時間についても任意性が強い。日本は商業統計システムの整備面で先進的な経験を有しており、中国は日本の商業統計方式の一部を参考にして、現行の商業統計制度の改革を図ることができ、この方面で、日本の ODA による技術協力の提供が可能と思われる。JICA は国家統計局など関係政府部門との間で、当該分野における協力を強化することができる。

(4) 中国の人材制度改革に対する技術協力

中国は多くの技術人材と企業経営人材を抱えており、これら人材の選抜、流動、育成について、人材制度による保証が必要であり、中国の人材制度は更なる整備が必要である。先進国には人材の育成から発掘、雇用から確保まで、整備された人材制度がある。中国経済の発展に人材が果たす役割は極めて重要であり、日本の ODA による、中国の人材制度改革のより一層の充実を援助することが可能と思われる。中国の労働人事部など政府部門との間で、協力の展開が可能であり、研修、専門家の派遣などの方式で、政府部門の人事管理制度及び企業の典型的な人材選抜・管理制度を含む日本の人事管理制度を、中国の人事管理担当官に紹介することができる。

(5) 中国の流通システムの整備に対する技術協力

中国は現在、流通体制改革を積極的に推進し現代流通方式の発展に力を入れている。流通分野には技術協力の可能性があり、中国の流通分野の管理担当官に日本の流通管理システムを紹介することで、中国の参考とすることができる。日本の流通システムは世界でも先進的なものであり、中国はその発展経験を学ぶことが可能である。特に、中国は現在、

「新ユーラシアランドブリッジ」（別名：「新シルクロード」）の建設を積極的に推進しており、同プロジェクトはハード面での建設のほか、ソフト環境の整備も重要である。例えば、中国とカザフスタンとの間で通関の利便性をいかに実現するか、「新ユーラシアランドブリッジ」の関係諸国・地域といかに高効率の流通・運輸面での協調を図るかなどの問題があげられる。この流通・運輸プロジェクトは、アジア及びヨーロッパの多くの国にとって大きな意義をもつものであり、中国政府も非常に重視している。「新ユーラシアランドブリッジ」をめぐるアジア関係国の流通の利便性について、日本の ODA によって、中国に対する技術協力を行うことが可能と思われる。

#### 参考資料

1. 『鄧小平理論学習』 中国共産党中央党校 1998
2. 『中国共産党第 16 回全国代表大会報告』 人民出版社 2002
3. 『中国国別援助評価報告』 世界銀行 2004
4. 『世界経済の中の中国：国内政策の挑戦』 経済合作組織 2002
5. 『中華人民共和国国民経済・社会発展第 10 次 5 か年計画綱要』 計画出版社 2001
6. 『日本国際機構年報』 JICA 2003
7. 『政府活動報告』 人民出版社 2004
8. 吳敬璉『当代中国経済改革』 上海遠東出版社 1999
9. 厲以寧『中国の経済改革と株式制』 北京大学出版社 1992
10. 胡鞍鋼『社会と発展』 浙江人民出版社 2000
11. 林毅夫『中国の奇跡：発展戦略と経済改革』 上海人民出版社 1999
12. 遲福林『財産権制度改革の深化』 中国経済出版社 2004
13. 常修沢『新たな改革観による社会主義市場経済体制の整備』 河南人民出版社 2003

## 第2章 中国国有企業の現状、問題並びに改革の方向

本章は5つの部分で構成した。主に国有企業の基本的指標及び発展の環境、中国政府の国有企業に係る政策の変遷、国有企業改革についての研究、国有企業改革の現状及び問題、今後の課題及び国有企業改革の国際協力の5つの面からそれぞれ論述を行った。まず、第1部分では国有経済の発展状況と直面する発展環境を簡単に紹介した。第2部分では、国有企業改革の政策変遷を次の5つの段階に分けて分析を行った。つまり、企業の自主権拡大段階、企業の請負責任制の全面的推進の段階、様々な改革方式の探索の段階、国有企業の授権経営並びに資本構造改革の最適化段階、企業財産権制度改革を中心とする制度刷新の段階である。また、中国論壇の有名人による国有企業改革の論点について総括を行った。第4部分は、中国の国有企業の現状及び抱える問題についての詳細な記述である。この部分では主に国有企業改革の業績、内部意思決定メカニズム、監督管理体制、統治構造、融資状況、組織政変、退出メカニズム、財務メカニズム等の面について分析を行った。第5部分では、今後数年間の中国政府の国有企業改革に係る作業の重点、国有企業改革で解決が待たれるいくつかの問題、2004年に制定された国有企業改革関連の規則と制度について記述した。第6部分では、中国政府の政策制定、法制整備、人材育成等の面での技術支援ニーズ及びその他の国際支援機関の国有企業改革面での支援動向を記述した。

### 2-1 国有企業に関する基礎データ及び周辺環境

#### 2-1-1 国有経済の発展状況

国有企業の改革は中国の市場経済への転換過程での非常に重要でしかも未解決の問題のひとつであり、中国経済体制改革の中心的なものでもあり、国有企業の経営業績の改善は中国経済の持続的発展にとって非常に重要なものである。管理不備のために予算コントロールが甘く、人員超過と社会に対する福利の負担が重すぎるため、中国の数多くの国有企業の経済収益は低いレベルにある。統計によると、現在、国有経済が国の資源に占める割合は70%以上である一方で、国の経済成長に対する寄与率は20%に達していない<sup>5</sup>。国有企業の改編の結果、多くの小規模国有企業が閉鎖されあるいは競売により売却された。1990年代中期以降に、中国のおよそ2,600万の国有企業従業員が解雇され自宅待機となった<sup>6</sup>。国有企業の窮状が中国全体の経済の健全な発展と良い循環の足かせとなっている。国有企業の改革は中国にとって今後しばらくの間（少なくとも10年間）、経済体制改革全体の中心的な課題となる。

すべての国有企業のうち国有小型企業が約80%以上を占める。国有小型企業は、数は多いが、収益は総じて劣っており、大多数が債務支払不能で、わずかに存在する国有純資産の品質も悪く、実際の市場価値も低い。国有中型企業は国有企業総数の15%で、このうち一部は比較的規模が大きく、純資産も大きい。国有大型企業は国有企業総数の5%であるが、所得納税額は国有企業全体の60%以上に達し、資産並びに売上高は国有企業全体の70%以上を占める。

1988年から、中国は国有資産管理体制の改革面で一連の積極的な模索を行ってきた。しかしながら、国有企業改革が絶えず深まっていくのに伴い、国有資産管理体制の改革の遅れによるいくつかの矛盾や問題がはっきりと現れてくるようになった。政府の公共管理職能と国有資産

<sup>5</sup> 呂博韓春霖『国際経済協力』2004.6

<sup>6</sup> アジア開発銀行データ、資料ソース：[http://www.adb.org/Documents/Translations/Chinese/PRC\\_CSP\\_2004-2006\\_CN.pdf](http://www.adb.org/Documents/Translations/Chinese/PRC_CSP_2004-2006_CN.pdf)



の出資者としての職能が分離できておらず、「財産権の明確化、権力と責任の明確化、行政機能と企業機能の分離（政企分離）、科学的な管理」といった現代企業制度の真の確立という面で困難を抱えていた。その一方で、国有資産監督・管理に関する職能が政府の複数部門に分散、「5匹の竜による治水」、「9匹の竜による治水」とたとえられ、権利、義務、責任の不統一、資産管理、人員管理、業務（事業）管理の関連性の欠如が目立ち、国有資産の監督・管理について明確な責任主体に欠け、問題が発生しても責任を負う者がおらず、国有資産価値の維持・向上をめぐる責任についても、徹底を図ることができない状態だった。国有企業の制度改革においても、その形式は単一的で、国有経済をすべての競争性を備えた分野から撤退させることのみを強調する状況がみられた。国有財産権の譲渡については、不透明な取引や極端な低価格での売却、移転の隠匿、果ては国有資産の横領といった現象まで出現し、社会各界からの注目を集めるとともに、強烈的な非難が起こった。その原因は結局のところ、国有資産の出資者の位置づけが明確でないという点にある。

中国共産党の第16期全国代表大会（十六大）では、国は法律・法規を制定し、中央政府と地方政府がそれぞれ国を代表して出資者の職責を履行し、所有者としての権益を有することができ、かつ権利、義務、責任の統一が図られ、資産管理、人員管理、業務（事業）管理を相互に結び付けることができる国有資産管理体制の確立が提起された。党の16期中央委員会第2回全体会議では、国有資産監督管理委員会の機構の性質、職能配置、監督・管理の範囲、企業との関係など一連の重要問題が明確にされた。

党の十六大及び16期中央委員会第2回全体会議の方針を貫徹すべく、国務院は国有資産監督管理委員会を特別に設け、『企業国有資産監督管理暫定条例』を公布、施行した。国有資産監督管理委員会の設立以降、出資者の職責は積極的に履行され、多くの効果的な業務が行われた。例えば、中央所属の国有企業に対して資産審査を行う場合は、企業責任者に対する経営業績審査を実施、企業責任者の報酬管理について規範化を図り、グローバル規模で中央企業の責任者を招へいするという試みを展開し、中央企業の監事会の業務強化、国有企業の制度改革及び国有財産権譲渡の規範化、国有経済の配置と構造の戦略的調整の推進などを図り、国有企業の改革と発展を強力に推進した。2005年に入ってから、全国の省級の国有資産監督・管理機構が相次いで設立業務を完了、各省市（地）級の国家資産監督管理委員会も積極的に設立準備を進めている。国家資産監督管理委員会の設立で、国は出資人の身分問題を解決したが、中国の国有企業は今日に至っても非常に高い程度に市場独占及び政府の直接あるいは間接的な資金支援に依存して生存を維持していかざるを得ない。

過去の政府の国有企業に対する資金面での支援の源は主に次の2つであった。すなわち、国有銀行の低利貸付並びに資本市場からの資金導入である（ほとんどすべての上場会社が国有企業となっている）。国有赤字企業は主にいくつかの工業都市に集中し、また競争の激しい分野に集中している。地方企業は中央企業や省に属する企業に比べて赤字の状態が深刻である。

#### (1) 国有及び国有持ち株企業の定義と分類

工商行政管理部門に登録されている類型を根拠とする場合、国有企業とは企業のすべての資産が国家の所有に帰属、かつ『中華人民共和国企業法人登記管理条例』の規定に基づいて登記された非公司制の経済組織を指し、有限責任公司の国有独資（＝単独出資）公司を含まない。一方、国による支配とは企業のすべての資本のうち、国有資本（株式資本）

の占める割合が比較的高く、かつ国が実際に支配している企業を指す。うち、国による絶対支配とは企業のすべての資本のうち、国家資本（株式資本）が占める割合が50%を上回る企業を指す。国による相対的な支配（合意による支配を含む）とは企業のすべての資本のうち、国家資本（株式資本）が占める割合が50%未満であるものの、企業におけるその他の経済成分が占める割合を相対的に見て上回る企業（相対的な支配）を指す。あるいはその他の経済成分を下回るものの、協議規定に基づき、国が実際の支配権を有する企業（合意による支配）をいう。このほか、国有経済成分を含む企業のうち、国が実際の支配権をもたない企業を指す。

国有持ち株企業とは混合所有制企業を「国有持ち株」の観点から分類したもので、これらの企業の全資産のなかに国有資産（株式）がその他の所有者のいずれの資産（株式）よりも多い企業を指す。国有持ち株会社は、その性質、職能などの違いにより、管理型国有持ち株会社、生産経営型国有持ち株会社、投資型国有持ち株会社に分けることができる。

従来型の国有企業には以下の特徴がある。①財産権が国家所有あるいは国家支配に帰属する。②政府官員あるいは政府が任命した代理人が経営に当たる。③その経営目標が政府の支配並びに影響を受ける。④運営が不完全な市場環境にある。

国有企業は、産業の性質により3つに分類することができる。①公益的、独占的国有企業で、例えば都市への給水、給電、公共交通等。②インフラ関連、先導的役割を果たす国有企業で、例えばエネルギー、交通、郵政、電気通信、航空、重要設備製造企業、ハイテク企業等。③競争が存在し、営利目的の国有企業で、例えば軽工業、紡織、機械、建材、冶金、化学工業、電子等の企業。

## (2) 国有及び国有持ち株企業の主な経済指標

表2-1から、国有企業の主要経済指標が徐々に好転していることが分かる。例えば中国の国有企業数は年々減少しており、1999年の21万7,000社から2003年には14万6,000社に減り、減少率は32.72%に達した。一方、資産総額、売上高、総資産収益率、販売利益などの指標は上昇傾向にある。うち、資産総額は1999年の14兆5,288億1,000万元から2003年には19兆9,709億8,000万元まで増加、増加率は37.46%に達した。国有資産総額は1999年の5兆3,306億元から2003年には7兆405億6,000万元まで増加、増加率は32.08%だった。売上高は1999年の6兆9,136億6,000万元から2003年には10兆160億9,000万元まで増加、増加率は44.87%に達した。一方、総資産収益率と販売利益率の伸びは小さく、1999年から2002年の、国有企業の総資産収益率の伸びは0.9ポイント、販売利益率の伸びは2.7ポイントにとどまった。純資産利益率は比較的順調に伸び、1999年の2.1%から2003年の6.7%まで増加、増加率は219.05%となった。

1995年から2003年に、国有中小企業は24万5,000社から9万8,000社減少、14万7,000社となった。利益は22億8,000万元から85.3倍増えて、1,968億2,000万元に達した<sup>7</sup>。

<sup>7</sup> 出典：[http://house.people.com.cn/xinwen/article\\_04\\_09\\_30\\_5019.html](http://house.people.com.cn/xinwen/article_04_09_30_5019.html)

表 2 - 1 国有企業の主な指標

(単位：億元)

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
企業数(万社)	21.7	19.1	17.4	15.9	14.6
うち、中央企業数	2.2	1.5	1.7	1.8	1.9
地方企業数	19.5	17.6	15.7	14.1	12.7
資産総額	145,288.1	160,068.0	179,244.9	180,218.9	199,709.8
負債総額	91,474.9	102,092.4	109,791.8	113,675.8	128,718.9
売上高	69,136.6	75,081.9	76,355.5	85,326.0	100,160.9
利潤総額	1,145.8	2,833.8	2,811.2	3,786.3	4,769.4
資産負債率(%)	65.4	66.0	65.0	64.8	65.9
総資産収益率(%)	2.7	3.3	3.3	3.6	—
販売利益率(%)	1.7	3.8	3.7	4.4	—
純資産利益率	2.1	4.9	4.6	5.7	6.7
不良資産率(%)	27.5	31.4	31.2	31.2	28.5
国有資産総額	53,306.0	57,554.4	59,827.2	65,476.7	70,405.6

出典：中国財政年鑑(2004)

さらに、国有及び国有工業企業の主要指標を見ると、企業数の減少速度はより速く、1999年の6万1,301社から2003年には3万4,280社まで減り、減少率は44.08%となった。一方、工業総生産は1999年の3兆5,571億元から2003年には5兆3,408億元まで増え、増加率は50.14%に達した。工業付加価値額は1999年の1兆2,132億元から2003年の1兆8,838億元まで増え、増加率は55.28%に達した。利潤総額の1999年から2003年の増加率は284.37%に達した。このことは、1999年から2003年の間に、国有及び国有工業企業の効果・利益が大きく改善されたことを物語っている。

表 2 - 2 国有及び国有持ち株工業企業の主な指標

(単位：億元)

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
企業数	61,301	53,489	46,767	41,125	34,280
工業総生産	35,571	40,554	42,408	45,179	53,408
工業付加価値額	12,132	13,778	14,652	15,935	18,838
資産合計	80,472	84,015	87,902	89,095	94,520
流動資産合計	31,043	32,629	33,240	33,469	36,125
流動負債	31,829	32,237	33,144	34,010	36,431
長期負債	17,666	18,456	18,322	18,295	18,926
製品売上高	35,951	42,203	44,444	47,844	58,027
利潤総額	998	2,408	2,389	2,633	3,836
従業員数(万)	3,395	2,995	2,675	2,424	2,163

出典：中国工業経済年鑑(2004)

### (3) 国有経済の業種分布

表2-3から次のことが分かる。2002年の国有工業・商業企業の分布は主に工業、卸売り・小売・貿易、交通運輸・倉庫業、農業・林業・漁業・牧畜業、社会サービス業などの業種に集中している。また、小企業が中心となっており、工業企業を例にとると、小企業が工業企業全体に占める割合は63.56%に達している。交通運輸・倉庫業では小企業の占める割合は84.46%にのぼり、大部分が小企業となっている。具体的な業種分布は表2-3を参照のこと。

表2-3 国有工業・商業企業の業種別分布

業 界	合 計	大 型	中 型	小 型
農業・林業・漁業・牧畜業	10,494	293	1,161	9,040
工 業	41,878	5,085	10,174	26,619
建築業	6,555	833	1,657	4,065
地質探査及び水利業	1,379	53	151	1,175
交通運輸・倉庫業	27,561	943	3,341	23,277
郵便・通信	329	146	35	148
卸売り・小売・貿易	41,203	1,066	6,850	33,287
不動産	5,503	233	1,547	3,723
IT	725	22	100	603
社会サービス	15,073	553	2,192	12,328
衛生・スポーツ	259	3	16	240
教 育	4,248	50	298	3,900
科学研究	2,692	91	227	2,374

出典：中国財政年鑑（2003）

### (4) 国有経済の経済総量に占める割合

世界銀行の資料によると、目下のところ、世界の先進国の国有経済が経済総量に占める割合は50%前後で、発展途上国は同じく10%、中国は約20%である。中国の国有経済総量はやはり大きすぎるのが分かる。改革の深化に伴い、国有経済の国民経済に占める割合は更に縮小しているが、国有経済の総量（国有企業が一定の期間内に生産する最終製品と提供した労働価値の総和を指す）は増加を続けており、分布の合理化も進んでいる。

付加価値とは、各生産組織の生産過程において新たに増える価値であり、常駐組織が生産する物質・製品及びサービスの価値が生産中に消耗される中間投入価値を超える部分、すなわち差額部分をいう。国民経済における各生産組織の付加価値の総和はすなわち国内総生産（GDP）となる。一方、工業付加価値額とは工業生産組織の生産過程において新たに増える価値であり、国有及び国有持ち株工業企業の付加価値がGDPに占める割合によって、国有及び国有持ち株工業企業のGDP寄与率を反映する。同指標の年ごとの変化については表2-4を参照のこと。この表から、各年の変化は小さく、基本的に15%前後を維持していることが分かる。

表 2-4 国有及び国有持ち株工業企業の増加値の GDP に占める割合

(単位：億元)

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
工業生産増加	12,132.14	13,777.68	14,652.05	15,935.03	18,837.60
GDP	82,067.50	89,468.10	93,714.80	105,172.30	117,251.90
比率 (%)	14.78	15.40	15.63	15.15	16.07

出典：中国経済統計年鑑（2004）

## (5) 国有経済の投資に占める割合

表 2-5 から次のことが分かる。全社会固定資産投資額と国有投資額はいずれも毎年増しているが、前年比の伸びについては、国有投資額が全社会固定資産投資額を明らかに下回っている。うち、2000～2002年の国有投資額の伸びは全社会固定資産投資額の半分にも満たない。ゆえに、これに呼応して、国有投資額が全社会固定資産投資額に占める割合も年々低下、1999年の53.42%から2003年には38.98%まで下がり、下げ幅は14.44ポイントに達した。

表 2-5 国有経済の全社会固定資産投資における状況

(単位：億元)

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
全社会固定資産投資額	29,855	32,918	37,214	43,500	55,567
国有投資額	15,948	16,504	17,607	18,877	21,661
全社会投資総額前年同比伸び率 (%)	5.10	10.30	13.00	16.90	27.70
国有投資額前年同比伸び率 (%)	3.80	3.50	6.70	7.20	14.70
国有投資額比率 (%)	53.42	50.14	47.31	43.40	38.98

出典：新華オンラインデータバンク

2003年、中国国有企業の借入金は銀行のすべての貸付拡大分の17.22%を占めた。貸付総額から見ると、全国短期流動資金融資総額のうち、2003年末時点で国有企業の流動資金融資額が銀行の融資総量に占める割合は35.72%であった。この比率は国有企業のGDPに占める貢献率にほぼ等しい。

## (6) 国有経済の国家経済成長における貢献度

国有企業は中国国民経済の支柱であり、国有大中型企業は国民経済の鍵であり、重要部門を支配する地位にあり、経済全体の発展に決定的な作用を発揮する。国家財政収入の主要な源である国有経済において、国有大中型企業が最も大きく貢献している。すべての国有企業及び一定規模以上の非国有工業企業<sup>8</sup>を例にとると、2003年のすべての国有及び一定規模以上の非国有企業の本数は19万6,222社で、総生産は14兆2,271億2,200万元であった。このうち国有及び国有持ち株企業のユニット数は3万4,280社で総数の17.47%を占

<sup>8</sup> すべての国有工業企業及び年間製品売上高が500万元以上の非国有工業企業を指す（以下同じ）。

め、総生産は5兆3,407億9,000万元で全体の総生産に占める割合は37.54%であった。以上のデータから、国有及び国有持ち株ユニットは数の上では20%に満たないが、工業総生産の比率は40%近くに達していることが分かる。

(7) 国有企業計画赤字補填

表2-6から次のことが分かる。国有企業計画の赤字補填のうち2003年の国家財政負担は226億3,800万元で、うち中央財政負担による企業の赤字補填の割合は14.29%、地方財政のそれは85.71%だった。中央財政負担は主に工業企業及び貿易企業への補填にあてられ、両者が中央財政負担による企業への補填総額に占める割合は82.81%となっている。地方財政負担による企業への補填は主に食糧企業向けで、同企業向けの補填が地方財政負担による補填総額に占める割合は21.78%だった。工業企業への補填がこれに次ぎ、地方財政負担による補填総額の15.34%を占めた。残りはその他の企業に分布している。このほか、国が潜在力発掘改造並びに科学技術三項費用にあてる財政負担も主に地方財政に頼っており、比率は75.45%にのぼる。一方、流動資金の財政負担は主に中央財政によるもので、比率は88.28%となっている。具体的な支出金額は表2-6を参照のこと。

表2-6 国有企業計画赤字補填と国有企業のための財政支出(2003)

(単位：億元)

項目	国家財政負担	中央財政負担	地方財政負担
企業赤字補填	226.38	32.34	194.04
潜在力発掘改造並びに科学技術三項費用	1,092.99	268.36	824.63
企業潜在力発掘改造資金	676.35	42.10	634.25
科学技術三項資金	416.64	226.26	190.38
流動資金	11.95	10.55	1.40

出典：中国財政年鑑2004

(8) 国有企業の一時帰休者数の変化

社会・労働保障部の資料から次の内容が分かる。2004年12月末現在、中国の国有企業の一時帰休者数は153万人で、前年末に比べて107万人減少した。2004年末時点の中国の都市登録失業者数は827万人、中国の国有企業の一時帰休者数が都市登録失業者数に占める割合は18.5%で、2003年の32.5%と比べて14ポイント低下した。国有企業(事業所)の業種別従業員数の変化については、表2-7を参照のこと。

表 2-7 業種別国有ユニット従業員数の変化（各年年末／万人）

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
合 計	8,336	7,878	7,409	6,924	6,621
農業・林業・漁業・牧畜業	500	475	440	410	434
採掘業	525	448	402	347	260
製造業	1,648	1,415	1,194	979	854
電力・ガス及び水の生産及び供給	239	233	229	220	220
建築業	399	372	336	302	279
地質探査業・水利管理	108	107	102	94	—
交通運輸・倉庫並びに郵便・通信	568	549	518	498	474
卸売り・小売・貿易並びに飲食業	608	531	447	365	355
金融・保険業	205	200	193	184	176
不動産業	61	60	59	57	49

出典：中国経済統計年鑑（2004）

## 2-1-2 国有企業を取り巻く発展環境

### (1) 国際経済環境

世界経済は現在、しだいに回復し、構造調整も進んでおり、中国の国有企業の発展に有利な外部環境を提供している。まず、先進国の経済の安定成長により、中国は比較優位の補完並びに水平分業を基盤として、海外の直接投資吸収と輸出規模拡大の有利な条件を獲得している。次に国際金融体系が徐々に改善していることも、これらの経済活動に好ましい基礎と手段を提供している。

しかし同時に、いくつかの不利な条件も存在している。東アジアの新興工業国の強気の展開、南アジア経済の成長、ラテンアメリカ地区の経済の台頭が世界経済地図を更に変えようとしており、中国経済の発展に激しい競争を加えている。世界経済の回復も安定しているわけではない。このような不確定要因は国有企業（輸出額から見ると、国有企業の輸出額が中国の輸出額に占める割合は2002年は37.73%、2003年は31.49%、2004年1～9月は26.36%となっており、ここ数年来、中国の輸出において、外商投資企業に次ぐ第二の企業類となっている。外商導入を見ると、2004年12月末までに、中国では合計50万8,941社の外商投資企業が認可されており、実行ベースの外商導入額は5,621億100万米ドルに達した。うち、外商合作・合弁企業数は30万5,792社で、外商企業総数の60.1%を占めた。外商合作・合弁企業の実行ベースの外商導入額は3,121億4,400万米ドルで、全国の実行ベースの外商導入額全体の55.5%を占めた。これら合作・合弁企業の大部分が中国の国有企業との合作・合弁によるものである）を含む中国経済及び中国の企業に影響を与える。世界経済の成長を阻害するマイナス要因の作用が拡大しており、このうち目立つのがエネルギー並びに原材料価格の高値継続で、戦略的資源の争奪に悪性の競争を生じさせ、保護貿易主義が高まっている。経済のグローバル化は世界経済の利益分配の配置調整を加速し、貿易並びに投資自由化が国内外市場での競争を一層激化させ、中国の国有企業の将来の発展過程で、更に大きなプレッシャーとなる。

現代の世界経済発展の最も重要な特徴は、知識経済の勃興であり、科学技術力とイノ

バージョン能力とが企業競争力の基礎となっている点である。今後数年間、国際資源と国際市場を利用して中国企業の国際競争力を増強し、工業経済の国際化を推進することが、中国工業化戦略の主な内容となる。

## (2) 国内経済環境

中国共産党第16期第3回全体会議では、市場経済体制改革に係る重大な意思決定を行い、改革と体制刷新の歩みを加速し、経済発展を制約する体制上の障害が徐々に取り除かれ、経済発展の全体的な環境が徐々に改善された。

中国経済は20年あまりの高度成長を経て、従来型の産業が成熟に向かい、産業の競争激化が続き、多くの産業の利益率が下降傾向を示して、ほぼすべての企業が経営環境の厳しさを実感、とりわけ国有企業は最も強くその衝撃を受けた。現在、国内では需要不足による矛盾が目立ち、投資に対する需要は伸びてはいるものの不安定で、経済成長の牽引力にも限りがある。これは国有企業の改革の大きな制約となっている。国有資本が独占する業種や分野（電力、電信、鉄道、民間航空、石油など）でも政府による保護という状況は既に失われており、絶対多数の国有企業が大きな競争圧力に直面している。中国の世界貿易機関（WTO）加盟により国有企業は、経営メカニズムの転換、発展戦略の調整、企業管理レベルの向上、技術進歩の加速、組織構造の最適化、内部改革の深化等の面でいろいろ新しい変化を求められている。

## (3) 政策と市場環境の変化

中国政府はWTO加盟の前後に既に、WTO条項に関係する法律・法規及び投資、貿易、税収等の政策に相応の調整を加えた。政府の操作方式にも変化が生じた。政府は再び国有企業に直接関与することはなく、また従来の行政審査承認の提供から、企業に対して環境の保証と良質のサービスを提供する方向へと転向した。政策面では、政府は企業のために公平で秩序ある市場環境の創造に力を入れ始めた。国有大中型企業や国有企業から制度改変をした上場会社に対しては、既存の各種優遇政策、税収減免並びに補填等の保護措置は既に徐々に取り消されており、内資企業と外資企業に対する統一的な国民待遇の実施が始まっている。このような操作の結果、当然のこととして大多数の国有企業は利益が縮小し、生存と発展の重大な試練に直面することとなり、いくつかの実力の強大な外国の国際企業が中国大型国有企業の主な競争相手となった。

中国国有企業の生存環境を改革開放初期に比べると、多くの点で悪化している。1つには企業の余剰人員並びに離職・退職人員の負担が重い。2つには企業の債務の負担が解決されていない。3つには企業が社会福利を負担する現象が依然として深刻である。4つには一連の経済効果の比較的良い企業の経営形態変更と上場により既存の問題を多く抱えた部分が従前どおりに元の国有企業に残され、国有企業の窮地脱却に新たに不利な要因を加えた。

さらに一方で、当面の形勢から見て、国有企業の体制改革はひとつの非常に優位なチャンスに立っている。中国経済が高度成長を持続しており、国有企業の改革に比較的余裕のあるマクロ環境が提供されている。市場の成熟度が不断に上がり、民営経済が高速で展開しており、国有企業の改革に更に便利なミクロ環境の基礎をつくり出している。



今後数年間、中国の工業発展の中心任務は産業構造の最適化である。政府の方針は、市場経済の規律を尊重し、様々な手段を総合的に運用して、企業の技術改造を強化推進し、従来型の工業基地への傾斜政策を用いて、新興産業とハイテク産業を積極的に展開し、業界改編を推進し、重点業界のスケールメリット形成を促進するところにある。

## 2-2 国有企業の改革に係る政策の変遷並びに改革に係る研究

### 2-2-1 国有企業の改革に係る政策の変遷

中国の国有企業の改革は一貫して、政府、企業、市場の三者の関係を調整する周辺で展開されてきた。政府と企業の関係は政府と企業をいかに分けるか、所有権と経営権をいかに分離するか、どのような制度で国家の所有権を保障するか、企業をいかにして自主経営、独立採算の法人実体と市場主体となすかに集中している。まとめると、国有企業の改革政策の変遷は以下の5段階に分けることができる（表2-8）。

表2-8 国有企業改革の政策の変遷

段階	特徴（期間）	具体的な内容
第1段階	企業自主権の拡大 (1979～1982)	1979年7月、国務院は『国営工業企業経営管理自主権に関する若干規定』、『国営企業の利潤留保の実行に関する規定』など5つの関連文書を公布するとともに、首都鋼鉄公司等8社をモデルケースとして選択、企業改革の幕が切って落とされた。この段階における国有企業改革の主な特徴は行政の簡素化、権限の委譲、権限拡大・利益分配であり、旧体制の国有企業に対する束縛を打破し、過渡的な改革政策を実施、かつ一定の成果を得た。
第2段階	企業請負責任制の全面的な推進 (1983～1990)	1983年4月、国務院は『国営工業企業暫定条例』を公布、国営工業企業をめぐる一連の重要な問題について全面的な規定を行った。1986年12月、国務院は『企業改革の深化、企業活力の増強に関する若干規定』を公布、国有企業改革の様々な形式による模索を推進した。これには株式制、リース制、資産経営責任制、経営請負責任制などの形式が含まれる。1988年2月、国務院は『全民所有制工業企業経営請負責任制暫定条例』を公布した。同条例の主な内容は『両包一挂』、すなわち国に対する利潤の上納請負、技術改造任務の請負、給与総額と経済効果のリンクだった。1989年2月、国家体制改革委員会の責任者が株式制企業のモデルケースに関する方針、政策について説明、企業改革の重点は依然として請負制であり、株式制企業の試みは押し広げるべきではないと強調した。この段階における国有企業改革の主な特徴は企業自主権の更なる拡大、企業請負責任制の全面的な推進、企業の経営面での積極性の喚起であり、これによって国有企業を法人実体とすることにあった。
第3段階	様々な改革形式の模索 (1991～1992)	1991年5月、国務院は『国営大中型企業の活力の更なる増強に関する通知』を発し、企業の技術改造への投入増強、指令性計画の減少、減価償却率の引き上げ、流動基金の補充、貸付金利の引き下げなど11項目の政策措置の採用を決定した。1992年5月、国家体制改革委員会は『株式制企業モデルケース弁法』を公布、株式制の規範に沿った発展を促進した。1992年7月、国務院は『全民所有制工業企業の経営メカニズム転換条例』を公布、国有企業に14項目の企業自主権を与える旨を重ねて言明した。この段階における国有企業改革の特徴は様々な改革形式が並行して行われた点にあり、次段階における国有企業改革の構想を明確なものにするための基礎を築いた。

段 階	特徴（期間）	具体的な内容
第4段階	国有企業の授權経営と資本構造改革の最適化（1993～1996）	1993年11月、第14期中央委員会第4回全体会議で採択された『社会主義市場経済体制の確立をめぐる若干の問題についての決定』で、国有企業改革の深化については「企業制度の革新に力を入れなければならない」という点が打ち出された。これは国有企業改革の構想が「放権譲利」（下級政府や企業に権限を委譲し利益を分ける）から現代企業制度の確立に転換したことを示している。1993年、全国人民代表大会で『中華人民共和国公司（＝会社）法』が採択され、1994年7月1日から施行された。1994年11月、國務院は「全国現代企業制度の確立に向けたモデルケース活動会議」の招集を決定、国有企業100社を選んで法人化への制度改革のモデルケースとした。しかし、投資主体の多元化を通じて既存国有企業を真の意味での企業に改組することを強調しなかったため、大多数のモデルケースに選ばれた企業が形式的に現代企業に似た「国有独資（＝単独出資）公司」に変わっただけで、もともと定めていた1996年末の検査段階において、ほぼ全社が公司（会社）制度を導入した企業としての最低ラインの基準にさえ達していなかった。この段階における国有企業改革の主な特徴は授權経営と国有企業の資本構造の最適化、現代企業制度の確立に向けた努力である。
第5段階	企業財産権制度改革を中心とする制度改革新段階（1997～）	1997年の第15回全国人民代表大会、特に1999年の中国共産党第15期中央委員会第4回全体会議で、法人化への制度改革に関する要件が更に明確化され、国有大中型企業の法人化への制度改革が国際規範に基づく現代企業の確立という段階に真の意味で足を踏み入れた。1999年の中国共産党第15期中央委員会第4回全体会議における『国有企業の改革と発展に関する若干の問題についての決定』で、国有大中型企業の法人化への制度改革について、次のような新たな要件が提起された。①制度改革後のガバナンスの強調、制度改革後の公司（会社）が効果的なコーポレートガバナンスを確立するよう要求、②ごく少数の国による独占経営が必要な企業を除き、非国有株による投資を導入するよう要求。1998年以降の国有大中型企業の法人化への制度改革にはおよそ以下の3つの措置が含まれる。①行政と企業の職責分離の実現、②独占的な企業から競争性を備えた企業への改組、③資産再編を通じた国内外証券市場での上場。この段階における主な特徴は企業財産権改革を中心とする制度の革新、国有経済の配置と構造の戦略的調整をめぐる新たな歩みの促進である。しかしながら、法律制度の未整備により、国有資産の流失など重大な問題が出現している。

出典：『当代中国経済改革』及び『中国国有企業改革政策の変遷』などの書籍より

## 2-2-2 国有企業の改革に係る研究

ここでは1990年代以降の、中国国内における国有企業関連の研究成果を振り返り、総括を行うとともに、代表的な研究上の観点と成果を選択した。

学術の発展にはチャンスが必要であり、それには開かれた政治的ムード、正確な経済体制、良好な学術環境が含まれる。周知のとおり、中国は一貫して国有企業の主導的地位と役割の発揮を重視し、政府は改革案の研究、制定を絶えず行ってきた。国有制企業を主な対象とする企業改革理論は経済体制改革に芽生える。

中国の学者による国有企業に関する研究と国有企業自身の改革の軌跡は相互に一致するものであり、次のいくつかの段階に分けることができる。

1979～1985年は、国有企業研究の草創期である。党の第11期中央委員会第3回全体会議で、国家事業の重点を経済建設中心から現代化建設中心に転換することが決まった。事業の重点の転換という求めにより、長期にわたって行ってきた社会生産力の発展ニーズに不適応な経済体制の改革が不可欠となった。これは中国の国有企業の勃興をめぐる政治的条件である。思想面においては、党の第11期中央委員会第3回全体会議で、実際に即して正確な方法を見だし、思想の解放を図るという路線が提起され、経済界のイデオロギー面での動きが活発にな

り、人々は「タブー」とされていた事柄にもあえて触れるようになり、新たな状況の研究に努めた。これは中国の国有企業研究の勃興をめぐる学術条件である。この時期、学者は西側の国有企業研究に関する成果の導入、紹介を開始、いくつかの経済学概念を明らかにし、論争を展開した。

1985～1993年は、国有企業研究が相対的に繁栄した時期である。1985年、中国は株式制企業のモデルケースの推進を開始、1993年には社会主義市場経済体制を確立した。国有企業改革の難点について、代表的なものとして次のいくつかの観点があげられる。

- ① 国有企業の効率と利益の低下における主な問題は行政機能と企業機能の未分離にあり、国有企業改革の主なポイントは現代企業制度の確立にあることから、企業経営メカニズムと政府機能の転換が必要である。
- ② 国有企業の根本に横たわる問題は財産権の関係にあり、財産権改革の深化は国有企業改革における堅塁攻略戦ともいえるべきものである。
- ③ 国有企業の問題は2つの面にかかわっている。1つは体制問題、もう1つは企業生産力の面における技術進歩、設備更新、科学的管理などの問題である。
- ④ 国有企業改革については、企業の巨額債務問題、企業の余剰人員問題、企業が社会的機能を担うという問題（従来の国有企業では、家族の就業、子女の就学、住宅、年金、文化生活などをいずれも企業が請け負い、企業管理の対象部分となっていた）など、具体的な問題の解決から着手すべきである。

1993～現在、1990年代中期から、中国の国有企業研究は新たな段階に入った。この時期の研究には以下の特徴が見られる。第一に、比較的早い時期に帰国したいわゆる「海帰派」（海外留学から帰国し、事業を起こした者）が西側の企業理論について、系統的で、かつ掘り下げた紹介を行い、新たな立場から、新たな資料で、新たな方法を用いて、新たな思想を提起した。例えば、北京大学・張維迎教授の『西側企業理論の進化と最新の進展』（『経済研究』、1994）、北京大学・林毅夫教授の『情報の充足と国有企業改革』（上海人民出版社、1997年）などがあげられる。第二に、外資の導入により、人々は別の角度から国有企業に注目し始めた。学者らは『独占禁止法』、『不正競争防止法（反不正競争法）』（1993年9月2日第8期全国人民代表大会常務委員会第3回会議で採択、1993年9月2日中華人民共和国主席令第10号公布）について、多くの研究活動を行った。第三に、国有資産の流失に社会全体の関心が広く集まり、多くの学者が国有資産の法制管理に向けた道を歩み始めた。

全体的に見て、学者による国有企業研究は各人それぞれ異なるが、これら成果は特定の時期における、中国の学者の国有企業に関する代表的な考え方、認識が凝縮されたものであり、様々な欠陥はあるものの、それぞれの観点にはいずれも理にかなった核心が内包されている。

表 2-9 国有企業の改革の主要観点まとめ

出典	主な観点
国資委研究センター	<p>国有経済の配置と構造の戦略的調整を積極的に推進し、国有資本の進退あり（ものにより投入しあるいは撤収する）、合理的流動のメカニズムを充実させ、国有資本の国家安全並びに国民経済のライフラインに係る重要な業界や鍵となる分野への一層の投入を推進し、国有経済に対する制御力を増強し、市場経済の規律を遵守して、その他の業界並びに分野の国有企業を資産再編と構造調整を通して、市場の公平な競争のなかで優勝劣敗の淘汰を進める。中国の現状においては、国有及び国有持ち株大型企業は管理層による買収並びに株式支配を実施するには不便である。一方、国有中小企業は資本が小さく、多くが国家安全並びに国民経済のライフラインに係る重要な業界並びに鍵となる分野に属しておらず、管理層による買収あるいは株式支配の財産権の秩序ある流動を推進することは、健全な現代的財産権制度を築くための重要な項目である。国有財産権制度改革を規範ののりとして推進する。1つは取引現場に参入し、2つには情報を公開し、3つには財産権の取引行為を規範化し、4つには財産権取引に対する監督管理を強化する。</p>
中国社会科学院 左大培	<p>公有企業の現在の経営者のモチベーションを高めるために、当該企業の少量の株式及びそのオプションを取得することを許可する。ただし、取得可能な株式は企業に対する制御力のレベルを超えるものであってはならない。会計並びに監査業界を整理調整する。帳簿外取引、偽帳簿は各種企業の脱税の主な手段であるだけでなく、国有企業経営者の汚職腐敗の主要な道でもある。公有企業制度改革には大衆をも対象とした公聴会を開く。立法手続きの完成を急ぎ、公有企業の所有権の変更、売却、再編に法的依拠を与える。</p>
中国社会科学院 金 碚	<p>飛躍的な改革から秩序立った改革への変化、国有企業ブローカー制度の構築と整備</p>
中国社会科学院 楊 帆	<p>真の改革とは公開と民主の法制手続きを獲得するものである。地方の中小国有企業では国が退歩し民間を参入させ、大型の中堅国有企業は競争を通じて再度確定を行い、戦略産業に改編する。奨励メカニズムを構築し、信託責任を確立する。</p>
北京大学 林毅夫	<p>国有企業の問題の源は政策による負担にある。政策による負担により、利益が国有企業の業績を効果的に表現する情報とはなっていないために、政府と国有企業とのやり取りが効果をあげない状態にあり、政府の監督管理がその依拠するところを見つけれないでいる。主流の経済学理論に政策による負担の概念が見られない。したがって、これらの理論に基づいて改革案を設計すると、容易にコーポレートガバナンスや財産権配分の問題に偏重してしまう。国有企業の改革の方向は、いかに企業の自生能力を高めるかにあり、この目標に基づいて、国有企業の改革を製品の特性により4つのフェーズから処理できる。第1類企業：その製品は国防上欠くことができず、しかも国内で自己生産するよりほかはない。この類の企業は政府財政がその生産と経営を支援する。第2類企業：その製品はかなり大きな国内市場を有しており、国防上はあまり敏感ではない。この類の企業は海外資金や技術を直接活用して企業の自生能力を高めることができる。第3類企業：その製品の国内市場規模は小さいが、企業は強力なエンジニアリング設計と管理能力を備えている。この類の企業は国内に市場があり、しかも労働集約型の製品の生産に転向する。第4類企業：その製品には市場がなく、企業もエンジニアリング設計や管理能力をもたない。この類の企業は破産するのみである。</p>
中国改革基金会 国民経済研究所 樊 綱	<p>国有資産は均等分配してはならない。国有資産の様々な形態への転換を実現し、一連の新しい国有資産管理体制を構築する方式が、国有資産管理の重要な方式である。この体制は、国有資産所有権を処理する権利が十分に現れていなければならない。国有資産のうちの大量の経営性資産を非経営性資産に転換することが体制転換での重要な点である。</p>
北大光華管理学院 厲以寧	<p>民間企業が国有資産再編に早急に参入する。</p>
北大光華管理学院 張維迎	<p>中国国有企業の改革のうち、奨励メカニズムの問題の解決には相対的に成功している。経営者を選択するメカニズムの面では成功していない。財産権改革を回避することはできない。MBO（マネジメント・バイ・アウト）過程で発生可能な国有資産流失問題は、技術的な問題であり、移譲価格決定のメカニズム及び監督管理面で引き続き改善することが必要である。国有資産は株式だけとして取り扱うのではなく、債権として取り扱わなければならない。国有資産は国資委に所属する国家資産経営会社が経営するばかりではなく、その他にも委託して経営する。例えば銀行、ノンバンク金融仲介、投資会社等。大企業の根本的な問題解決は経済力をもっている人の出現と企業家部隊の形成にある。</p>

出典	主な観点
国務院発展研究センター 陳清泰	国有企業の改革の深化は5つの面に関係する。①国有経済配置の調整を一層推進する。②市場経済に適合する国有財産権管理体制を構築する。③国有企業が負う歴史的な負担を取り除く。④国有企業の制度改編を実施する。⑤独占業界にある企業の改革改編を推進する。
国務院発展研究センター 張文魁	国有企業の改革にはいくつかのマイナス現象が存在する。①国有資産の投げ売り。②従業員の合法的権利が保障されていない。③債権人の合法的権利が保障されていない。④新しい支配人が戦略、能力あるいは管理方式などの原因により、元来優秀な国有企業までもろともに潰してしまう。国有企業財産権改革を更に規範化する必要がある。
香港大学 張五常	国有企業にかかる社会事業コストが高い。株式制により国営を私営に転換する。
香港中文大学 郎咸平	私有化は国有企業問題を解決する特効薬では決してない。中国は即刻、国有企業財産権の改革を停止する必要がある。法律が不備であるために、国有資産の流失を防止することができない。現在、民間企業が国有企業に取って代わる実力がまだない。国有企業収益は民間企業ほど悪くはない。プロのプロテクト制度を構築する。国有資産の合法的剥奪に警告を発する。
国務院発展研究センター 吳敬鍾	国有株式の株式比率を更に縮小する。大型企業の内部ガバナンス体制構築を強化推進する。内部の人間のガバナンスの欠点を克服するため、所有者と経営者の間のバランスをとり、制約機能を充実させる。国資委の機能を十分に発揮し、法に従って株主の権利を行使する。世界のノウハウを吸収し、コーポレートガバナンスを強化する。一部の国有資産を国の国有企業従業員に対する隠れた負債償還に振り向ける。政府は資本市場を国有企業の「困難解決、貧困脱却」にサービスするものとの考え方を放棄すべきである。

出典：各学者の関連著作より

## 2-3 国有企業の改革の現状及び問題

### 2-3-1 国有企業の改革の成果

中国国有企業の改革の成果には次のものがある。①財産権の多元化を実現した。②職員の身分を転換した。③企業のメカニズムを転換した。④経営収益が明らかに向上した。

目下のところ、中国の国有企業のいくつかは市場競争のなかで成長し、技術装備水準も明らかに向上し、国有企業を主体として生産されるいくつかの重要な製品の品質が世界のランキング上位に躍進している。国有経済の総体的実量が一層強化され、国民経済のなかで主導的役割を果たし、しかも、主な財政収入源となって、国家の改革と建設を力強く支えるようになった。

財産権改革は中国の経済体制改革の重要部分であり、財産権の多元化はまた、財産権改革の重要原則でもある。現在、中国の国有企業の財産権改革は徐々に深まっている。国有資本は一部分野で徐々に退出しており、民有民営資本がこれら領域に徐々に参入している。国有資本の退出、民有民営資本の参入は国民経済の構造調整における重要な特徴であり、国民経済改革が一定の深まりを増すうえでの必須要件であり、それによって、従来の国有資産が天下を統一するといった構造が改められた。国有資本が一部分野から退出し、民営資本が国有企業に入ることによって、既存企業の財産権構造は必然的に変化する。これこそがすなわち、財産権構造の調整である。

多くの都市で国有企業改革の歩みが加速している。例えば、上海は国有企業の財産権改革について、財産権の多元化という構想を打ち出した。企業の制度改革を通じて、国有企業の投資主体の多元化を図るというもので、国有企業と国有企業の連合、国有企業と外資企業、民営企業との合弁・合作及び株式合作制、経営陣による持ち株経営など様々な方式が含まれる。

財産権の多元化の本質は、インセンティブ機能を備えた財産権構造の構築にある。財産権によるインセンティブは経済学のインセンティブ理論における重要な構成部分で、その重要な手段は多元的な財産権構造の構築にある。財産権の多元化は経済制度の根本的な変化を促すことができ、国有制における多元的な財産権主体が形成されたのち、利益主体は財産権によるインセンティブから、安定的なアウトルックを得ることができ、これによって、株主の理にかなった行為が生まれる。「放権譲利」(下級政府や企業に権限を委譲し利益を分ける)を主な形式(請負制、リース制)とした財産権によらない形式の企業改革によって、各利益主体の見通しの安定化を図ることは不可能であり、多くの請負、リース事業を展開する者に短期的な行為が見られ、企業の効率・利益の低下、従業員の一時帰休などの現象が普遍的に生じたことは、20年近くに及ぶ国有企業改革の実践によって、既に証明されている。

国有資産監督管理委員会の邵寧副主任は、企業の制度改革による財産権の多元化を実現するための良い方法は上場であるとした。2004年、中国では多くの中小企業が制度改革を通じて上場を果たした。しかし、多くの中央企業はいずれも歴史的要因による重荷を抱えており、優良資産を切り離して上場させるしかなく、このような部分的な上場というモデルはあまり好ましいものではない。2005年、国有資産監督管理委員会は条件を積極的に作り出し、より多くの中央企業が全面的な上場を実現できるよう奨励していく構えだ。財産権の多元化を図るには、財産権市場体系の構築と整備が必要であり、財産権取引市場の育成・発展強化が目下のところ、国有資産改革における重要部分となっている。

第14期全国代表大会以降、中央政府は戦略上の観点から国有経済の配置を調整し、国民経済のライフラインにかかわる重要な業界と鍵となる分野に限って、大きい国有企業だけを管理し、小さい国有企業の管理権を放出した。また、国有大中型企業は規範化された会社制度による改革を進めた。それらの改革方針はすべて実施され、改革の一層の展開を推進したといえる。統計によると、全国の国有2,903社及び国有持ち株大型中堅企業1,464社が既に多元的な株主の持ち株による公司制企業への改編を終えており、改編が求められる企業数の50.4%に達している。

しかしながら、一定の政策に欠けているため、国有企業の制度改革事業にはいくつかの規範に欠ける現象が生じ、国有資産の流失が起こった。2003年、国有資産監督管理委員会は『国有企業制度改革事業に関する意見』を公布、国有企業の制度改革について、次の要件を提起した。

- ① 制度の健全化、運営の規範化（認可制度、資産審査、財務監査、資産評価、取引管理、定価管理、譲渡代金管理、法による債権者利益の保護、従業員の合法権益の保護）
- ② 監督の厳格化、責任の追及（国有企業の制度改革事業に対する監督・検査を強化する。重要事項に関する通報制度及び重大案件報告制度の確立を通じ、かつ通報電話やポストなどによる方法を確立、公表し、国有企業の制度改革過程における規律違反や違法案件を随時発見、取り締まる）
- ③ 入念な組織づくり、指導強化（国有企業の制度改革については、国有経済による重要業種及び要となる分野での支配を堅持し、国有経済の支配力、影響力、牽引力を高めなければならない。その他の業種及び分野について、国有企業は再編・制度改革、構造調整、改革の深化、メカニズムの転換を通じて、市場競争のなかで優勝劣敗を実現する）

国有持ち株企業のうち国内外で上場した企業は1,000社あまりで、国有持ち株並びに利益分

配を実現したものは全国の国有及び国有持ち株企業のそれぞれ17%、約46%を占めている。国有並びに国有持ち株企業数は1998年の23.8万社から2003年末には15万社に減少し、これと同時に、利益実現額は214億元から4,951億元に跳ねあがった。2004年10月時点で、全国の工業企業の15%に当たる国有工業企業の納税額は、全国工業企業総納税額の63%にのぼっている。

2004年1月から11月の全国の国有及び国有持ち株工商企業の売上高は9兆1,600億元で、前年同比27.5%の伸び、利益は6,970億元で同じく43.7%の伸びであった。中央企業の売上高は4兆9,617億2,000万元で前年同比28.6%増、利益は4,456億5,000万元で同じく51.3%の伸びとなった。

### 2-3-2 各種所有制企業の内部意思決定メカニズム比較

管理方式からみると、少なからぬ私営企業がいまだに従来型の「家」の管理方式（現代管理制度と比べると、その制度は規範に欠ける。財務制度、組織制度、人事制度など、いずれも家族成員自身がかさどっており、対外的には非公開で、家長制による独占・集権化が形成されており、その権力には有効な制約は及ばない）をとっており、内部管理構造に不備が多い。私営業主は財産権の所有者であり、多くの企業ではすべての事柄を総経理1人が取り仕切る。江蘇省の私営経済発展問題調査によると、私営企業の27%が重大な意思決定すべてを総経理1人が行っている。財務、調達、販売など鍵となる部署も業主の家族親戚があたり、生産、技術、管理等多くのチャンネルを業種の家族が握り、私営企業の意思決定管理水準と市場競争力に深刻な影響を与えている。

近年来、中国のかなり多くの国有企業管理者は限られた人数による管理方式を放棄し始めている。意思決定諮問委員会を、外部からの董事（＝取締役）招へい、多元的な財産権代表者の導入などの方式で意思決定メカニズムを整備してきた。意思決定諮問委員会は技術者、離職後の指導陣から構成され、同業界での成功者や技術面での名士を吸収することもある。外部からの董事は一般に経済管理、専門技術、法律面での著名な専門家で、企業とは利害関係がないため、董事会に有益な提案をすることができる。

### 2-3-3 国有企業の監督管理体制

#### (1) 国有企業の監督管理を担当する政府各部門の職責

##### 1) 企業内部：監事会、董事会、従業員代表会、労働組合

国有資産管理委員会（略称：国資委）が監督管理する中央企業181社のうち、集団一級のうち投資主体の多元化を実現したのはわずかに9社のみである。財産権構造が単一で、中央企業は一般的に董事会を設置しておらず、実行したのは総経理責任制である。既に董事会を設置していてもそのあるべき役割を發揮するのは難しい。董事会そのものに資産責任を負担する能力がないためである。彼らが獲得したのは国家資産についての支配権であり、自身の責任能力が前提になってはいない。

国資委は、今後数年の間に、これらの企業グループの株式制への改革を強化推進するとともに、一方では社外董事制度を徐々に導入し普及させて、董事会の下に戦略委員会、指名委員会、報酬並びに考課委員会等の専門委員会を設置し、董事会の重大問題についての意思決定並びに経営管理者選定に一層の役割を發揮できるよう図ろうとしている。

監事会は国有資産監督管理に重要な力となる。2004年に中央企業に派遣された監事会は国資委に対して163部の監督検査報告書と一部の特別項目報告書を提出した。中央企業の投融資、資産査定、財産権移譲などの活動のうち国有資産の安全及び企業の展開に影響を与える重大問題をリアルタイムで反映するもので、中央企業に対する監督管理の強化に大量の一次資料を提供することとなった。ただし、かなり多くの国有企業の監事会では、監事及び監事会主席をいずれも企業インサイダーが担当しており、監事会の機能が弱体化している。

1986年に発布された『全民所有制工業企業職員代表大会条例』は、職員代表大会の性質、地位、職権及び組織構造並びに組織制度に具体的な規定を与えた。職員代表大会は職員が意思決定、管理、監督に参加する重要な形式であるが、現代企業制度が行われてからは、職員代表大会の基本的権利と職能は株主大会や監事会に取って代われ、職員代表大会と株主会、董事会、監事会の間には制度上相入れないものが存在する。現代企業制度の原理と『公司法』規定に基づき、会社の株主は出資者として投入した資本の額に応じて所有者としての資産収益、重大な意思決定、管理者選択等の権利を享受することができる。企業の被雇用者としての一般従業員は、重大な意思決定に参画する権利はない。

労働組合は職員代表大会閉会期間に常設される作業組織で、各提案の実施状況の督促、チェックを担当するが、労働組合の経費の大部分は行政経費から拠出されるもので、したがって労働組合の作業は企業高級管理者のけん制を容易に受けてしまう。

## 2) 企業外部：共産党機関と国家の関係機関

中国既存の憲法は党の委員会と人民代表大会の2つの組織が共同で意思決定の役割を担うが、彼らの理とするところは当然、社会管理過程での意思決定と監督の職権を行使する。党は重大事項（例えば人事任免）について人民代表会議に提案を提出し、人民代表会議が意思決定を実行する。党員が人民代表会議構成員の絶対多数を占めているため、この種の提案権はいかなる障害に遭遇することもない。今後、中国国有企業の監督構造は、国家による監督主体から社会による監督主体へと転換すべきである。国有資産運用全体を透明な社会による監督体系の下に置く。監督組織整備以外にも、中国政府は監督情報の透明性確保に力を注ぐべきである。

### a) 発展改革委工業司

工業の発展状況を分析し、新型工業化の発展戦略を研究する。主な工業の業界計画並びに産業政策を立て、体制改革についての提案を行う。工業現代化実施のマクロ的始動を行う。業界の技術法規や業界標準制定の指導を行う。導入した重大な技術や重大な装置の消化と創新作業を指導する。

### b) 発展改革委産業政策司

産業発展の状況を研究・分析し、総合的な産業政策を企画・策定する。特別産業に関する政策の策定、調整を企画し、産業政策実施の実際の状況を監督する。国家の奨励あるいは制限の生産能力、加工技術、製品の指導目録を提出する。サービス業の発展戦略と重大な政策について研究し、サービス業の展開を調整する。産業構造、所有制構造、組織構造の最適化政策について提案を行う。



c) 発展改革委中小企業司

中小企業、非国有経済の発展に係る問題を研究し、様々な所有制企業のフェアな競争を促進し、共同で展開する。中小企業発展支援の政策と具体的措置を研究し提出して、中小企業展開についてのマクロ的指導と助成を強化推進する。中小企業の対外合作を指導、促進し、中小企業サービス体系を健全で充実したものとする。中小企業と非国有経済が展開過程で遭遇する問題を調整する。

d) 国有資産委

国有並びに国有持ち株企業の財務報告の真実性を監督し、資産負債表、キャッシュフロー表、損益対照表を作成して、資産の負債構造の監測と改善を続け、国有資産の安全性を確保する。2004年、国資委は『中央企業財務決算報告管理弁法』（国資委5号令）及び『中央企業経済責任監査管理暫定弁法』（国資委7号令）を相次いで発表した。このうち7号令は、中央企業の負債人に対する監査に関して規定したものである。「資産規模の大きい企業の責任者が、国家監査組織に委託して実施する。国家監査機関に委託しない場合は、入札等の合理的な方式で、相応の資質条件を備えた民間の監査組織が実施する」。国資委は独立した監査組織を招へいして、従前のような企業が自ら招へいした仲介組織が自己を審査するという状況を変えた。

e) 国家審計署

中華人民共和国審計（監査）法に基づき（1994年8月31日第8期全国人民代表大会常務委員会第9回会議で採択）、調査員を派遣して国有重点大型企業と国家重点建設事業について監査・監督を行う。その他の国有企業並びに国家建設プロジェクトに対する監査・監督を手配する。審計署は国务院の29の部門の1つで、国务院総理の指導下にあつて、全国の会計監査業務を主管する。『中華人民共和国審計（監査）法実施条例』（1997年10月21日、国务院公布）第20条は次のように規定している。「会計監査機関は国有資産が支配的地位あるいは主導的地位を占めている企業に対して、法により監査・監督を行う。これら企業には、国有資本が企業資本総額の50%以上を占める企業、及び国有資本が企業資本総額に占める割合は50%未満であるものの、国有資産投資者が実質上、支配権を有している企業が含まれる」

f) 財政部企業司

国有資本金の基本管理の方針と政策、改革案、規則と制度、管理実施法を策定し執行する。国有企業の資産査定、資本金の権利帰属画定と登記を企画実施する。国有資本金の統計、分析、財産評価業務の指導を行う。

(2) 中央政府／地方政府の国有企業に対する助成措置

中国ではWTO加盟以前、政府が国营企業に対して、国家による投資、政府出資金の融資への変換、株式制、債権の株式転換等様々な助成方式をとっていた。WTO加盟後、中国政府は、所有制別に異なる政策をとる方向に変え、国有企業に対して実行していた助成措置を徐々に取り消した。ただしWTOルールに違反しない範囲で、政府は有効な措置を講じて、国有企業の負債率の高さ、余剰人員の多さ、企業の社会事業による負担の低減等の、歴史がつくり出したかせの解除を行った。

中国はWTOの新しいメンバーである。現行の国有企業助成政策を先進市場経済国に比

べてみると、依然として管制と補填が共存するという問題を抱えている。当面、中国国内にある「典型的な WTO が禁止する補填」には、既にすべて整理された輸出補填と現在処理中の国有企業に提供する特別項目補填がある。ほかにもいくつかの補填が徐々に取り消されなければならない。例えば中央政府予算による赤字国有企業への補填、自動車生産ローカル化率に対する優遇関税税率等である。

中国政府は一般の企業の赤字補填については既に基本的に撤廃しているが、残りのごく小さい部分は、政府体制改革が形成した歴史の遺留問題の解決を目的としたものである。企業の社会的職能の負担は各地の国有企業で非常に普遍的に見られる問題で、これも政府の企業への補填の要因のひとつである。中国中西部は、WTO ルールに適合しない施策については 2005 年までに整理を完了することを承諾している。

中国は WTO 加盟時に『補助金及び相殺措置に関する協定 (SCM 協定)』に署名した。同協定は企業に対する財政サポートに関する具体的な政策に直接かかわるものである。WTO の要件に適應するため、財政部は 2003 年、政策的補助金及び企業の赤字補填の整備、規範化を重点業務のひとつとした。過去の食糧流通企業向けの補助金を農民に対する補助金の直接支給に改め、農民に対する支援の度合いを強化した。このことは WTO ルールに合致するだけでなく、先進国で広く行われている方法でもある。

2000 年における国の企業に対する政策的補助金（「政策的補助金」とは、企業が、政府が定める社会公益目標あるいは指令性計画を実現するため、定価が原因で生じる政策的な欠損を指す。これら欠損は物価管理部門を通じて製品価格を計画的に調整、緩和しても解決不可能であり、財政部門の審査を経て、相応の補助金が支給される）は、1,042 億 2,800 万元だった。2001 年は 741 億 5,100 万元、2002 年は 648 億 3,300 万元で、2003 年は 634 億元に達する見通し（財経時報）。このことから、ここ数年、財政による補助金は年々減少傾向にあることが分かる。

財政部関係者は次のように紹介している（財経時報より転載）。現在、一般企業に対する赤字補填のための補助金は既に基本的に打ち切られており、ごく一部の企業について、旧・国家機械部、中国汽車総公司解散後の多数の幹部の再配置など、主に政府の体制改革によって生じた歴史的な要因による問題を解決するために、「社会の安定」という点から再就職手当、企業の政策面の原因による未払い金の解決を図るための補助金などを支給している。この種の補助金は WTO の規則に抵触するものの、実際の内容は WTO の規則で禁止されているものではない。この種の補助金については、その形式を変える必要がある。

企業が社会機能を担うという現象は各地の国有企業に依然として普遍的に存在しており、このこともまた、政府が企業に対して補助金を支給する重要な原因のひとつとなっている。この問題は歴史的原因によるものであり、「企業が社会機能を担う」（企業が社会機能を担うとは、教育、医療、公安・検察・裁判所、コミュニティーサービスを含む、企業が生産経営活動以外に担っている社会的な職能を指す）という現象の変更が徹底されるまで、政府は企業に適当な補助金を支給する必要がある。

中国は発展途上国であり、政府による国有企業の改革・発展に対する更なる支援は重要かつ長期的で、困難に満ちた任務である。目下の整備事業は WTO 規則の要件に基づき、中国の現行の財政による補助金の方式、方法について、充実化、規範化を図るとともに、制度の刷新を実現するというものである。

## 2-3-4 国有企業における構造的な問題

### (1) 企業管理者による不当な管理行為

多くの企業管理者は企業の支配権をもち、不当な管理行為を実施し、株主の権利を侵害している。それは次のような現象に現れる。①在職による消費をすること：公費による飲食、公費による観光及び不当なインセンティブ、②共同謀議により消費すること：不当な昇給、集団福利の拡大、企業の利益を侵害、③経営上の短期行為、④情報隠匿、⑤業務怠慢、個人の小さな利益のために企業利益を犠牲にする、⑥小口株主利益の損害。

### (2) 財産権実現形式が単一で「株式の大部分を単一の株主が保有する」現象が著しい

国が重点的にモニタリングする国有及び国有持ち株企業3,117社のうち国が絶対支配権をもつものは2,696社で86.5%を占める。筆頭株主の占める持ち株比率が高すぎるために、権力行使に制約が効かず、企業の規範化された運営に深刻な影響を与えている。

### (3) コーポレートガバナンス構造の運用メカニズムに多くの問題が存在する

主に次のような点に現れている。①董事会、監事会、経営層の間に相互のバランス関係がなく、董事長と総経理を1人の人物が兼任する現象が普通である。②国有株主である政府は国有企業に董事、董事長を派遣し、また公司には経理、あるいは副総経理を派遣し、会社の権力配置にかかわる市場ルールに違反している。③職工は戸主の権利をもつが戸主の地位はもたないという現象が普遍的である。

### (4) 国有企業の投融资体制の面には大きな問題が存在する

中国経済と資本市場が日増しに発展していくのに伴い、国有企業による資本市場での株式、債券の発行が増加している。しかし、全体的に見ると、国有企業の資金投入はそのほとんどが依然として財政と銀行による支援に頼っており、間接金融の割合が直接金融のそれを大きく上回り、資金調達ツールやルートも不足している。中国の企業債券市場にはある程度の発展が見られるものの、その全体としての規模は依然小さい。上海、深圳の取引所に上場している企業債券は市場価格、出来高にかかわらず、いずれも株式や国債を大きく下回っている。国民経済における投資計画のうち、国は毎年数千億元の資金を重点プロジェクトにあてており、このうち企業債券の規模はわずか100億元で全体に占める割合は微々たるものである。また、これら企業債券のほとんどが少数の中央級企業に占有されている。融資、リースは企業が迅速に設備更新、技術改造、組織的な生産を行ううえで有益であり、国有企業が資金調達、生産規模の拡大を行う際の理想的な融資ルートである。リース融資方式が中国の資本市場に占める割合は年々上昇している。

国の国有企業への直接投資能力が下がり続ける状況では、国有企業は国有銀行からの融資獲得に向かうよりほかない。外部の出資人である銀行は、企業に対して強力な監督と拘束のメカニズムを構成していない。そこで、銀行は大量の貸し倒れや不良債権を抱えることとなり、結局はそれが企業への次の融資行為に影響を与えている。中国銀行業監督管理委員会（CBRC）が公表した、2004年末時点における、国有商業銀行の不良債権残高は1兆5,751億元、不良資産に占める割合は15.62%だった。

中国はコーポレートガバナンスに対する認識を深める過程で、株主の権利維持を社会の

普遍的な共通認識とし、民間資金、基金、更には国際資本が生産の展開の方向に順調に流れるように図るべきである。これは中国企業にとって最も重要な基盤のひとつである。

## 2-3-5 国有企業の融資の現状と存在する問題

### (1) 国有企業の上場による資金調達

軍事産業等を除く少数の企業以外にも、その他の国有企業には特大型国有企業が含まれており、規範化後の上場、中外合資、相互株式参入、合併買収等、多くのルートで株式制への改革を行ってきた。中国は国有大型企業の海外戦略的投資化の導入を奨励し、条件を備えた国有大型企業の海外での上場を奨励して、民間資本の国有企業の株式制への改革参与を奨励している。

国有企業制度改編には主に3つのルートがある。①国内で株式を発行し、国内で上場する。②外資株を発行して国外で上場する。③紅籌股（香港で上場する国内企業の株）を発行して、海外で上場する。

国有企業の上場の方法は通常次のようなものである。①企業全体を株式制に改編し、株式上場発行の要求に適合させる（例：中国銀行が全体的な制度改革によって中国銀行股份有限公司となった。2004年8月26日、中国銀行は国有独資（＝単独出資）から国家持ち株による株式制銀行——中国銀行股份有限公司になったと宣言した。国務院の認可を経て、中央匯金投資有限責任会社が国家を代表して中国銀行股份有限公司の株式100%を保有、法により中国銀行股份有限公司の出資者としての権利と義務を行使する）。②大きな企業グループが傘下のある業務の資産について株式制への改造を行い、改造後にグループを株式制会社の筆頭株主とする（例：上海宝钢集团公司は部分的な制度改革を実施、単独で宝山鋼鐵股份有限公司を設立した。その制度改革案は宝钢集团傘下の大部分の生産経営関連資産と一部の生産補完関連資産を宝山鋼鐵股份有限公司に投入、このほか、宝钢集团の生産職能部門の一部を股份有限公司に投入した。これによって、股份有限公司は完全な生産工程、及び科学研究、生産、買付け、販売体系を備えるに至った。最終的に、宝山鋼鐵股份有限公司は宝钢集团が単独で設立した股份有限公司となり、上海取引所に上場した）。③大企業を2つの独立した会社に分け、そのうちの1つの会社について株式制への再編を行い、上場する（例：上海石油化工総廠は上海石油化工股份有限公司を分離独立した。旧・上海石油化工総廠再編後、同社の生産、貿易、科学技術、管理部門及び関連資産と債務を上海石油化工股份有限公司に移し、設計、機械製造、生活サービスなどの企業・事業所は新たに設立した中国石化上海金山実業会社に帰属させた。上海石油化工股份有限公司は中国石化総会社が国家を代表して株式を保有している。したがって、旧・上海石油化工総廠は法人としての独立した地位を失い、2つの独立法人としての地位をもつ企業——上海石油化工股份有限公司と中国石化上海金山実業会社が分離独立した。上海石油化工股份有限公司は上海取引所に上場している）。④いくつかの企業が集まり新しく株式制会社を形成し、共同で上場する（例：複数の企業が共同で出資し、華源凱馬機械股份有限公司を設立した）。

中国資本市場の起点は公有制から始まった。1983年、深圳で中国初の株式「深保安」が発行され、1984年には北京天橋商場も3年満期の株式を発行した。これらは中国の現代的な意義における株式市場の芽生えといえる。1990年になって、上海証券取引所と深圳証券取引所が正式に発足、真の意味での株式市場が設立された。最初の目的は国有企業に資金

を融資し、国有企業の改革を推進することであった。国有上場企業の70%の株式が流通不能で、移譲ができず、財産権は国有である（上海証券報、2004年5月26日）。政府の資本市場を調整する色彩が濃く、中国の証券会社、基金等が目下のところ政府の支配下にあり、その多くが国有企業である。2004年7月26日、中国国務院は『国務院、投資体制改革に関する決定』において、インフラ施設、例えば鉄道、交通、港湾、道路などを上場による資金調達重点とした。

長期にわたり、中国の証券市場は国有企業の窮地脱出の場所ととらえられていた。このようなガイドラインの下で、政府は大量の国有企業上場を手配した。これらの会社は上場基準を満たすために、虚偽の方法で外観を繕った。中国の国有企業の上場で発生した問題には目立ったものが6点ある。①中小株主の合法的権利を損害する。②情報の公開に信憑性がない。③支配株主との効果的な制約能力がない。④董事会、監事会不備がある。⑤現代化企業制度の要求に適合する雇用メカニズムと労働、人事、分配制度が構築されていない。⑥一部では、企業経営が非常に困難な状態が続いている。

そこで、中国株式市場を健全に発展させるためには、国有企業にサービスを提供するというような状況を改め、フェアな方式で優良な会社を選択して上場しなければならない。

中国は1998年に条件に適合する国有企業の海外での上場への支援を開始した。1997年7月21日、中国証券監督管理委員会は『企業の海外上場に関する関連問題についての通知』を公布、国有企業のほか、集団企業及びその他の所有制による企業が再編を経て股份有限公司への転換を図り、かつ海外上場の条件に合致している場合、海外上場の申請が可能であるとした。海外上場の目的は、中国の企業が開始直後から比較的規範化された株式制への道を歩み、比較的良好なコーポレートガバナンス構造を有するようにするためである。

## (2) 国有企業の外資誘致

中国「改革・開放」の当初、中国市場に参入したばかりのいくつかの多国籍企業、特に規模が比較的小さく、製品と技術が比較的時代を逸した中小型多国籍企業が合資企業を選択する傾向にあった。現地での各種の資源と市場ノウハウを獲得すると同時に現地の政府と好ましい交流を行って、現地政府の保護を獲得し、政治リスクを低減することを期待したものである。合資経営とは多国籍企業の進んだ技術と管理ノウハウを獲得する効果的な方法である。

統計によると、中国が既に認可した外商投資企業の70～80%が、既存の企業と合資で共同経営するものである。2004年12月、中国は50万8,941件の外商投資企業を認可し、実際に利用した外資額は5,621億100万ドルにのぼった。このうち外商との合作合資企業数は30万5,792件で、外商企業総数の60.1%を占める。外商合作合資企業が実際に利用した外資の額は3,121億4,400万ドルで、全国での外資利用総額の55.5%を占めた。

外資の導入は、合資の中国方である国有企業の経営メカニズムの転換を促進し、いくつかの規模が大きく実力を備えた合資企業は既に現地経済の成長を支えるものとなっている。同時に、全く新しい合資企業はその他の国有企業に対する模範となり促進役となった。

外商投資による国有企業改造には基本的に2つの方式がある。中国側が既存の土地、不動産、設備等の施設に査定を行って投入するか、外商が中国企業の既存の株式を買収す

る、すなわち中型企業が株式会社を設立する方法である。国内外でA株、B株、H株を発行し、海外の株主が買収した株式が企業の総株式の25%を上回った場合、外商投資企業は関連の待遇を受けることができる。

国有企業による外資誘致の業界分布は中国の外商による直接投資導入の業界分布とほぼ一致し、主に製造業等に集中している。2002年11月、中国政府は『外商への上場会社の国有株式と法人株式移譲に関する問題についての通知』『外資利用による国有企業改編にかかわる暫行規定』等を相次いで発表し、中国の外資利用についての戦略的かつ重大な調整を行った。資本技術密集型の製造業並びに外資への開放の程度の比較的低いサービス業が今後数年の外資参入の主な対象となる。業界の地位は秀でており、資本力にも恵まれ、販売網が完備した規模をなした企業が外資参入の目標となる。

外資による国有企業の買収合併は基本的には国有企業に新たな発展チャンスをもたらすものであるが、外資が国有企業の株式支配による取得の過程で一部のマイナス影響をもたらす可能性もある。独占傾向、国有資産の流失などの問題もある程度存在している。現在、中国の経済生活には多くの不確定要素が存在している。例えば、財産権の不明確、賄賂の横行、徴税の混乱、法律の不健全さと効力の喪失などがあり、これらは外資系企業の不健全な経営行為を助長している。環境問題を例にとると、中国の第3回全国工業センサス(1995年)におけるすべての「三資」企業に対する調査から、PIIS(生産過程において、対策を講じない場合、直接また又は間接的に大量の汚染物質が生じる可能性がある産業)に投資している外資系企業は1万6,998社で、全国の工業企業相応指標の0.23%、三資企業相応指標の30%前後をそれぞれ占めており、うちMPIIS(深刻な汚染が集中している産業)に投資している企業は7,487社を数えた。

多くの学者が目下、中国の経済生活において2つの独占形式が存在するとの認識を示している。第一に、法によって独占的地位を有している基礎産業及び公共事業に従事している国有企業で、電力、鉄道、郵政などの部門が例としてあげられる。第二は、中国市場で経営活動に従事している一部の多国籍企業で、スウェーデンのテトラパック社の中国パッケージ市場における制限競争行為が代表例である。国家工商行政管理総局公平取引(=公正取引)局は同局が発表した『在華多国籍企業による制限競争行為の状況と対策』という業界調査報告のなかで、「中国において、テトラ社は無菌ソフトパッケージ市場の95%を支配しており、絶対的な独占的地位にある」と指摘した。同報告はまた、調査から、在華多国籍企業は市場競争において顕著な市場優位性を有しており、一部企業は絶対的な独占的地位を占めている、と指摘している。2002年、多国籍企業による中国の携帯電話機市場シェアは70%に達し、マイクロソフト社のオペレーションシステムのシェアは95%まで達した。カメラ業界を見てみると、従来型のカメラあるいはデジタルカメラにかかわらず、多国籍企業は市場においていずれも絶対的な独占的地位を占めている。

各業界の実行ベースの外資導入額を見ると、外資は中国の少数の業界で比較的大きなシェアを占めているに過ぎない。例えば、機械設備・電力設備製品の売上高は70%、ハイテク製品は84%などである。ただ、全体的に見ると、目下のところ、外資は中国において独占状態を形成しておらず、外資系企業の売上高が社会消費品総額に占める割合は30~40%の間で上下している(商務部外資司・胡景岩司長が対外的に発表した数字)。

専門家は、上述の問題を回避するためには、次の対策が必要としている。ひとつには鍵

となる産業の集中度をしばしば評価し、競争不足あるいは競争過剰な業界についてはバランス回復措置を講じなければならない。次に反独占法、公正競争法等の関連法の立法作業を強化推進し、中国における多国籍企業の投資行為に関するルールを市場経済の慣例に更に適合させなければならない。さらに、重要分野での自主研究開発能力を強化し、これらの鍵となる分野に技術イノベーションと製造能力を形成することを目標とする国家技術並びに産業発展戦略の制定を急がなければならない。また、国有企業は鍵となる分野での調整力を保持し、戦略的物資とキーテクノロジー供給に海外からのコントロールを受けることを回避しなければならない。最後は外資導入の多元化である。

北京大学の周其仁教授は、多国籍企業による独占を打破するにはまず、行政による独占を排除しなければならない。どのような業界で独占を打破すべきか、国家統計局は中央電視台（＝中央テレビ局、CCTV）の『中国財經報道』とともに、北京、上海、広州の3都市の700人あまりの住民を対象として、調査を行った。その結果、79.9%が電信、52.8%が鉄道、47.5%が郵便・電信、45.8%が電力と答えた。このほか、公共交通、航空、金融、保険がそれぞれ37.9%、29.6%、24.1%、14.6%を占めた。

### 2-3-6 国有企業再編

国有企業の再編を推進するため、中国各地では財政支援が強力に進められている。江蘇、貴州、雲南等の少なからぬ省・区では国有企業の改革特別資金を設置している。2004年12月末時点で、国が手配した政策的閉鎖・破産の企業数は3,484件で、銀行が引き当てた不良債権準備金は2,370億元、従業員数約667万人、処理された企業赤字は1,529億元。全国の国有大中型の困窮企業や資源が枯渇した鉱山について、半数以上が破産処理を行った。いくつかの沿海地区では長期にわたり市場退出を迫られていた企業の大多数が、既に破産処理を行っている。北京、上海、江蘇、浙江、福建等の地では既に政策的破産の実施が停止されており、全面的に法による破産に転向している。

現在、中国の企業破産は基本的に2つに分かれる。1つは、『破産法』に従った破産である。もう1つは、中国が現在、計画経済から市場経済への過渡期にあることを考慮し、国有企業の計画経済時代から残されたいくつかの問題を処理しようとするもので、政策支援が施される。これはすなわち、政策的破産といわれるものである。政策的破産の核心となる内容は、破産企業の土地と資産の処理による収入をまずは従業員の再配置にあてることが認められているという点である。費用が足りない場合は、政府が従業員の再配置のために資金を拠出する。2004年7月、国有資産監督管理委員会の李榮融主任は、向こう4年以内に、中国は国有企業の政策的破産から法による破産への移行を基本的に実現するとの見通しを示した。4年間で、2,000社前後の国有企業すべてが『政策的破産』を実施、実施後、中国に政策的破産は存在しなくなり、市場経済全体が『破産法』へと統一される。

中国政府は、国有企業の政策的破産の実施は、特定の時期に限って、歴史が残した問題解決のために特殊な政策適用をしたものであると説明する。いろいろな面で条件が備われば、法律と市場のルールに従って企業の退出問題を解決することができる。国有企業は政策的破産から法による破産へと進む。これは中国市場経済の地位の最終的な確立を意味している。しかし、歴史が残した困難を抱える企業の政策的閉鎖と破産の任務を貫くことも非常につらいことで、国資委の関係者はかつて、政策的破産を待つ企業はなお1,800社あまりあり、これらの企業の

抹消と同時に国はそれらの企業が形成した1,700億元あまりの貸し倒れや不良債権を背負わなければならないのだと漏らしたことがある。

「改革・開放」以来、国有企業の組織構造には積極的な変化が発生したが、やはりいまだに不合理である。主に、重複建設が著しく、企業の大小にかかわらず、専門化された生産、社会と協力して築く経済の体系や規模が形成されておらず、市場競争力に欠けている。様々な状況に相応に対応するためには、国有企業に対する戦略的改編の実施は継続しなければならない。「大きな企業を育て、小さなものは放棄する」。実力豊かで競争力のある大型企業と企業グループを育成し、あるものは地域、業界、所有制の違いや国境を跨いだ大企業集団を育成する。国有中小企業を開放して活発化させる。中小企業、特に科学技術型企業を積極的に助成し、「専門的、精緻、特化された、新しい」方向への展開を支援し、大企業との間で密接な協力関係を築き、生産の社会化レベルを引き上げる。国有企業の戦略的改編の過程では、市場メカニズムの機能を十分に発揮させ、経済、法律並びに必要な行政手段を総合的に運用する。

国資委上層の人物によると、中国国有企業の閉鎖と破産4年計画の編成は既に完了しており、国務院に提出し承認済みであり、申請中央企業113件が4年計画に組み入れられたとのことである。

### 2-3-7 国有企業の退出メカニズムと関連の法律制度

経済の転換期にあって、破産法は経済改革の基本法である。現行の『中華人民共和国破産法（試行）』は中国において、試行時間が最も長い法律である。1986年に公布、1988年になって初めて施行された。欠陥（あいまいな法律言語、操作性の弱さ）が存在することから、多くの国有企業が「事実を偽った破産、債務逃れ」に走った。

1990年代中・後期、中国の国有企業の赤字波及面と赤字額は急上昇し、企業の破産メカニズムの確立が急がれた。企業破産メカニズムが欠けていたことから、低効率資源の再配置が難しく、競争に敗れた企業は速やかに再編を行うことができず、業績不振企業には処罰による脅威が欠けていた。このような状況に直面し、最高人民法院（＝裁判所）は2002年、まず、司法解釈（『最高人民法院、企業破産案件の審理をめぐる若干の問題に関する規定』）を打ち出した。破産・再編を通じて企業構造の改善を図ることが可能であるが、その一方で、長期にわたって蓄積されてきた問題がいったん表面化すると、隠れていた矛盾が現れるとともに社会の安定を脅かすことにもなりかねない。ゆえに、中国政府は現在、コントロールが可能な範囲内での破産の推進という方法を選択せざるを得ない。長期的に見た場合、中国の市場経済を完全なものにし、企業の退出メカニズムにおける行政計画の度合いを薄めていかなければならない。

1986年、中国人民代表大会常務委員会は国有企業の破産をめぐる、企業破産法を既に打ち出していた。1991年、人民代表大会で改正された民事訴訟法で「企業法人の破産、債務返済プロセス」が定められ、法人企業の破産についての手順について規定がなされた。国有企業改革が深まるにつれ、企業破産法の欠陥も日に日に表面化してきた。新たな企業破産法の草案は1994年から起草が始まった。2004年6月21日、注目が集まっていた『中華人民共和国企業破産法（草案）』が初めて、第10期全国人民代表大会常務委員会第10回会議に提出され、審議が行われた。

国際面では、世界銀行、経済協力開発機構（OECD）、国際通貨基金（IMF）などの国際組織がいずれも中国の『破産法』の立法状況に関心を寄せた。OECDは毎年1回開かれるアジア『破



産法』フォーラムで、中国の『破産法』を討論のテーマとして扱ったこともあった。このことは、国際面から見ても、中国の『破産法』が中国の経済改革、経済発展、金融安定に直接関係し、特別に重要な意義をもつものであることを物語っている。

### 2-3-8 国有企業の財務の仕組み

企業財務の仕組みは企業制度と密接な関係がある。中国経済体制改革以来、国有企業の財務メカニズムに大きな変化が起き、特に現代企業制度構築の改革推進により、国有企業の財務メカニズムには一連の重要で飛躍的な変化が起こった。

#### (1) 財務奨励制度

##### 1) 従来の報酬制度

基本給与＋年度報奨金

##### 2) 年間給与制

工場長の経理経営管理モチベーションを刺激するため、業績を年に1度の考課に反映させる給与＋報奨金の方式である。2004年1月1日、中国は『中央企業責任者経營業績考課暫行弁法』の施行を開始した。業績考課指標を達成した中央企業の責任者は平均で25万元の年間報酬（国有資産監督管理委員会の李栄融主任が対外的に発表）を得た。2004年には中央企業20社が経営目標「利益367.7億元」に初の契約を行った（国有資産監督管理委員会の邵寧副主任が対外的に発表）。

##### 3) 経営者持ち株計画

1990年代初め、国有企業の改革の深化に伴い、中国は株式による奨励制度（1999年、上海市共産党委員会組織部、市国有資産管理弁公室、市財政局が共同で、『当市国有企業経営者に対するストックオプションによるインセンティブの実施に関する若干の意見（試行）』を制定、公布し、ストックオプションによるインセンティブ制度の積極的な意義を肯定、上海市におけるストックオプションによるインセンティブに関する具体的な政策を明確にした。同意見は全国の先駆けとしての意義をもつ）を徐々に導入し始めた。経営者持ち株は国家株の移譲により実現するものであるが（国有資産監督管理委員会は2003年12月16日に打ち出した『国有企業の制度改革事業の規範化に関する意見』で、上場企業の国有株の譲渡価格は1株当たり純資産を下回らないことを前提とし、上場企業の収益力と市場でのパフォーマンスを参考に合理的に価格を決定するよう、明確に規定している。ただ、国有株をいかに譲渡するかについてはいまだ定論はなく、国有株の譲渡方式、譲渡価格については論議が存在している。国有資産監督管理委員会の李栄融主任は、「現在、上場企業の国有株の譲渡に関する暫定弁法について、国有資産監督管理委員会と中国証券監督管理委員会が研究、制定作業を鋭意進めている」と表明している）、管理体制の原因で、国有企業の経営者は更に国家株代表の身分を兼ねていたために、売買双方に互いに制約するものは何もなかった。そこで、経営者持ち株の実際的な操作にあたっては、討論され研究されるに値する問題がかなり多く含まれていた。国資委は株式あるいは退職金計画も交えた長期の奨励方式について更に研究を進め、交友企業

経営者の報奨制度がしだいに市場競争力をもつようになった。

## (2) 財務監督制度

### 1) 会計員委託派遣制

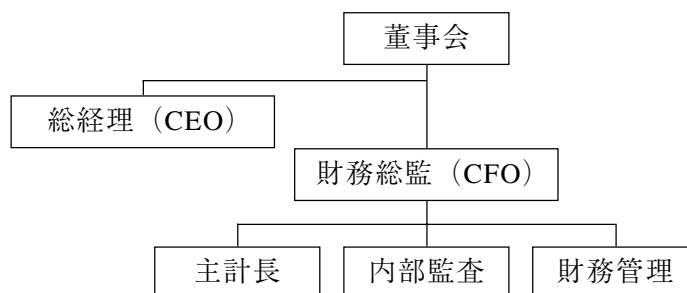
1988年1月22日に閉幕した中央紀律検査委員会第2回全会で、「会計員管理体制の改革実施、国有企業、国有持ち株企業における会計員委託派遣制度のモデルケースの実施」が提起された。「会計員委託派遣制」とは、政府部門、財産権ユニットがその所属ユニットに会計員を派遣して、会計員にそのユニットの会計行為とその他の経済活動を監督する権利を与えるという制度である。「委託派遣会計員」は比較独立した地位にあり、会計情報の真実性と充実度を確保するのに有利である。

国有企業の「会計員委託派遣制」形式には大きく分けて3種類ある。①国有大型企業に財務総監督を派遣する。②国有中小型企业に会計責任者を派遣する。③企業グループが内部に派遣する。

「会計委託派遣制」は財政部門が派遣した国家に代わって国有資産運用効率を監督する人員で、登録会計士のようなプロの監督員ではなく、その行為には現行の法律法規と衝突する部分が多い。

### 2) 財務総監制度

財務総監制度は国有企業の財務監督強化を目的として設けられたもので、政府はいくつかの国有企業のなかに財務総監制度を設けて、財務収支上で企業の投資、資金調達、収益分配及び日常の経営収支についてモニタリングを実施する。国有大中型企業の総会計士制度や内部監査制度の展開と充実とをめざしたものでもある。



### (3) 財務上の意思決定制度

政府は国有企業の多くの財務上の意思決定並びに支配権を享受してきた。「インサイダーコントロール」(インサイダーコントロールに関する解釈はこの概念を最初に提起した日本の経済学者・青木昌彦氏の説から引いたものであり、その本来の意味は経済の転換を図るなかで、国有企業の社長又は労働者が企業の法人化の過程において相当部分の支配権を得るという現象を指す)の現象が存在して、公司制企業の財務上の意思決定並びに支配権が経営管理者に集中する傾向にある。

## 2-4 今後の課題

### 2-4-1 今後数年における中国政府の国有企業の改革面での作業の重点

従来の体制の長期にわたる影響と、歴史が形成した諸問題、長年にわたる重複建設及び市場環境の急激な変化に、いくつかの国有企業は市場経済の要求に適応できず、経営メカニズムが働かず、技術イノベーション能力が弱い。国有大中型企業は現代企業制度の初歩的な枠組みを形成したばかりで、規範化の要求からはほど遠い。国有資産管理体制改革はやっと歩みを始めたところである。

2010年までの中国国有企業の改革と展開の目標は次のとおりである。経済体制と経済成長方式の2つの根本的な転換と対外開放の要求に適応し、戦略的調整と改編を基本的に完成し、比較的合理的な国有経済の配分と構造を形成し、比較的充実した現代企業制度を形成し、経済効果を明らかに向上させ、科学技術開発能力、市場競争力並びにリスク制御能力を明らかに強化し、国有経済の国民経済における主導的役割を一層好ましい程度に発揮する。

国有企業の改革の一層の深化を図るため、次の5つの任務を果たす。

任務1：国有企業の配置調整を一層進め、「あるものは進めあるものは後退させ、あるものは行いあるものは行わない」を実施し、国有資本を国家、地域がコントロールする業界と分野に集中させる。

任務2：市場経済に適合する国有財産権管理体制を築き、国有資本の所有権が本来あるべきところに落ち着く努力をすると同時に、その権限を超えさせない。

任務3：国有企業の歴史による負担を取り除き、国有企業に平等な競争による地位獲得を可能にして、主に国有企業の人員過剰、債務超過、企業の社会福利への負担などの問題を解決する。

任務4：国有企業の会社組織への改編を進め、投資主体の多元化を実現し、効果的に会社を統治するための構造を構築する。

任務5：業界独占企業の改革改編を推進し、投資主体の多元化を図り、競争可能な分野には競争を導入する。

### 2-4-2 国有企業の改革で解決が待たれるいくつかの問題点

#### (1) 国有資産流失問題

『チャイナデイリー』は1995年、中国は1980年代初期以来、国有資産の流失が毎年平均で500億元に達しており、1日平均1億3,700万元が流失していると報道した。黒竜江省の2001年末の国有及び国有持ち株大中型企業353社に関する統計で、3年連続で赤字状態にある企業又は資産負債比率が実質100%を超えている企業は172社にのぼり、全体の48.7%を占めることが分かった。2001年末における全省の国有企業の純資産価値は358億4,000万元で、前年に比べて116億2,000万元減少した。

#### 1) 公開流失

公開流失とは、はっきりと把握可能な国有資産の流失を指す。東北各地の経済貿易部門の責任者によると（『経済参考報』、2003年2月20日）、現在、地方の国有及び国有持ち株企業の赤字波及面は40%前後で、赤字企業のうちかなりの部分が負債比率が100を超えた抜け殻状態の企業となっている。赤字企業は人員、債務の負担が重く、製

品を売りさばく市場をもっておらず、製品を生産するたびに赤字が発生するという状態である。機械を稼働させると、石炭、電気、水などのコストが発生、従業員の給与を稼ぎ出すことができず、借入金の利息や税引き後の利益など、純資産をあてるしかない。これら企業は生産いかににかかわらず、毎日国有資産の新たな流失を引き起こしている。

一方、一部の企業管理者（「59歳現象」など）は企業の実質的な支配権を利用して、国有資産を公に個人の収入に転化している。また、株式制改革の実行に名を借りて、優良な国有資産を切り離し、株式制会社を設立し、自ら直接掌握し、不良資産や余剰人員、債務、赤字業務などは親会社に残すなどの現象も見られる。

外資による国有資産の買収では、低価格で国有資産が売却されている。MBO（マネジメント・バイ・アウト）形式を利用して、管理者に正常価格を下回る価格で国有資産を購入させる例もある。国有資産の譲渡・売却の過程で、国有資産を低価格で譲渡する例としては、雲南紅塔集団の儲時健、深圳市能源（＝エネルギー）集団の勞徳容、張家口巻煙（＝巻きたばこ）廠の李国庭などがあげられる。国有資産の譲渡過程において、公開競売形式を採用して売却する場合の国有資産価格は通常、資産評価機関の評価価格を10%前後上回るが、個人的な取引によって売却する場合の国有資産の価格は通常、評価価格を30%前後下回っている（対外経済貿易大学教授、桑百川）。

桑教授は、国有企業の制度改革と資産売却の条件及び法律環境が規範化されれば、国有資産の大量流失を減らす、あるいは回避することもできるとしている。第一、国有資産の公正な評価。資産評価に関する法規の整備を通じて、資産評価のプロセスと制度の規範化を図り、資産評価に対する監督を強化し、資産評価の公正さ、科学性、合理性、正確性を実現する。第二、国有資産の公開譲渡。国有資産の公開競売制度の確立を通じて、国有資産の売却をめぐる情報公開の透明性を確保し、透明性・公開性を欠くオペレーションを回避する。第三、国有資産の回収による再投資。中国は過去に、国有企業による保障をもって社会保障に代えるという方法を実行してきたため、国有企業の売上高から社会保障基金を留保せず、利潤を財政に上納、財政支出として使用されていた。プールされた国有資産の一部は流用によって、社会保障基金が形成された。現在、社会保障制度の確立が必要であり、競売売却によって回収した一部の国有資産を社会保障基金に充当することは、国有資産の流失とはいえない。第四、複式財政予算制度の確立。売却・回収した国有資産を再投資にあてることを保障するため、公共財政の確立と同時に、国有資本専門の財政制度を確立し、国有資本の独立運営を実現する必要がある。

## 2) 潜在的流失

一部国有企業は利益を生んでいるものの、潜在的な資産流失が存在している。遼寧省国有資産監督管理委員会総合調研処の周栄強処長は、一部企業の利益率はわずか1～3%で、5年満期の国債の収益率とほぼ同じか、それより低いレベルであり、これは実質的には、国有資産の流失であると指摘している（『経済参考報』2003年2月20日）。銀行は赤字を抱える国有及び国有持ち株企業の債権について、一部は多少の利息回収が可能であったり、一部は元利ともに全く回収不能であったりといった状況であ

り、債権損失は実質、国有資産の流失である。中国工商銀行遼寧省分行（＝支店）の統計によると、2002年の不良債権残高のワースト20社のうち、国有及び国有持ち株企業が18社を占め、同年の国有及び国有持ち株企業の不良債務残高は2001年に比べて5億元増えた。

経営者が企業に対する実際の支配権を活用して、個人の在職消費を拡大し、豪華な乗用車や高級な事務所や住宅を購入し、遊興費もすべて企業コストに組み入れ、企業に欠損を与える。コネによる取引を通じて、原材料や設備等を高い価格で購入し、コネクションのある企業からリベートを獲得する。隠れた方法で企業の収益を個人の口座に蓄えて、企業が赤字であるかのように装う。

国務院国有重点大型企業監事会の李士忠主席は、国有企業の資産流失10大案件をまとめた（2003年4月28日、中国証券報）。

案件1：政府による干渉、企業に対する負担、保証の強制。某企業は規模拡大のため、外資企業から8,900万米ドルの設備贈与を受け入れ、製品の輸出経営権を取得した。これに対し、現地政府は企業に保証金（Counter Bond / Guarantee）を差し出すよう求めることを決定、当該企業は設備費用について、実際に自社で購入するより1,100万米ドル多く支払うこととなり、外資企業に当該取引で1億米ドル近い利益をあげさせた。更に奇妙なことに、この外資企業は中国銀行から流動資金3,000万米ドルを借り受けたのち、1,500万米ドルしか返済せず、残りの部分は踏み倒したのである。これを受けて、政府の指導者は某企業がこの外資企業に代わって、中国銀行に1,490万米ドルの借金を返済するという決定を認めたのである。これにより、某企業は1億2,000万人民元の損失を被った。

案件2：科学的論証の欠如による意思決定ミス。某企業の総資産は37億元にのぼり、不動産ブームの際に、12億元で珠海、深圳などに大量の土地を購入し、大量の家屋を建てた。現在、惠州に建設された5棟の29階建てビルは1㎡も売却できていない。

案件3：第三次産業の大規模展開、関連取引の実施、利益の移転によって、国有資産が集団及び個人に流れた。某企業はもともとは主要業務として利益を得るべき業務を、離職・退職者が経営する、従業員から資金を集めて資本金の一部として出資する第三次産業企業に譲渡した。1年後、各従業員は2,000元のみの出資にもかかわらず、7万元の利益を獲得、収益率は35倍にまで達した。

案件4：制度改革、再編を利用し、資産、利益を移転。ある企業は制度改革・再編過程で、一部の優良資産を株式合作制企業に移転した。この企業の純利益はもともと1億4,000万元だったが、1億6,000万元の純利益を新たに設立された株式合作制企業に移転した。国有資産を集団に移し、さらに個人の手元に段階的に移転するという方法がとられ、国有企業はもぬけの殻となり、債務の返済ができなくなった。

案件5：職権を利用し、不正を行い、配偶者や子女のために私欲をはかる。ある企業の輸出入を主管していた副総経理は妻が財務部門の管理者であることを利用し、2人の息子のために2社のプライベートカンパニーを現地と深圳にそれぞれ登記、私情に駆られて不正を働き、国に重大な損失をもたらした。

案件6：外資による資金詐欺。某企業は偶然、中国本土から香港に移住した商人と知り合った。この商人はオランダ企業の代表と偽って、中国での投資、商売をまくろんでいた。中国本土の企業の責任者はこの商人のバックグラウンドを調査せず、董事会（＝取締役会）も開催せずに、数千万米ドルを財務部から引き出した。結果、この偽の外資は大金とともに消えてしまった。

案件7：人為的な操作、株式、先物、債券の不正な分配。四川省の某ボイラー工場の元・董事長、総経理及び現職の董事長、総経理が2,000万あまりの株券を自分らで勝手に分配したり、他人に贈与したりし、獲得利益1人当たり300万元を自らの懐に収めた。この案件の関係者は100人あまりに及び、全国にセンセーションを巻き起こした。

案件8：不正な操作による裏金づくり。ある企業の工場長は長期にわたって北京の5つ星ホテルの部屋を借り切り、大金を使っていた。

案件9：小利をむさぼり大損、規律に反する金銭の融通。ある企業は現金にそれほど余裕がない状況で、銀行を上回る金利を得ようと、1億元の現金を信用度が低い企業にすべて貸し付けた。その結果、1銭の金利も得られなかったばかりか、元金についても少なくとも5,000万元の損失となった。

案件10：管理の混乱、責任感の欠如。某企業は面積6,500m<sup>2</sup>に及ぶ総合ビルを建設した。工事の予算、建設、検収、決済、監査に至るまで、表面的にはすべての手続きが完璧に見えた。しかし、工事決済の帳簿をチェックしたところ、テラゾー窓台について、面積6,800m<sup>2</sup>で施工業者と決済されており、10万元余計に支払っていたことが分かった。

国有資産の流失原因は多岐にわたるが、最も主要な原因は国有企業に対する効果的な監督が欠如していることにあり、李士忠氏は指摘している。

- ① 法による監督並びに仲介評価組織の行為をいかに規範化するか？
- ② 科学的、合理的、規範化された評価方法と評価手順をいかに制定するか？
- ③ 財産権取引市場に係る法規並びに監督管理制度をいかに充実させるか？
- ④ 国有企業制度改革と資産売却の条件と法律環境をいかに規範化するか？

上述の問題にかんがみて、国有資産監督管理委員会は既に国有資産の流失防止を目的とする30あまりの法規、規則、規範文書を起草、制定、2005年に更に10あまりを起草する予定だ。重大な意思決定ミスと重大な資産損失の責任追及に関する規則も現在、起草の検討を行っており、既に2005年度の計画に組み込まれている。このほか、国有財産権の譲渡及び国有企業の制度改革について、既存の2つの文書を踏まえて、補充規定を打ち出す予定だ。

## (2) 後進地域の国有企業の生存問題

中国中西部地域の多くの国有企業は展開が難しく、改革が遅れている。中西部地域（中部地域は黒竜江、吉林、山西、河南、湖北、湖南、安徽、江西を指し、西部地域は重慶、四川、貴州、雲南、チベット、陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆、内モンゴル、広西を指す）では、一般的に重工業の占める割合が高く、しかも資源開発と原材料加工企業が多いため、地域経済を誘導する作用が小さく、非国有経済の発展を阻害している。これらの地域

では、国有企業の装備水準が遅れており、負債と不良資産が多く、企業による社会福利負担が重く、自宅待機・失業問題が目立ち、株式制への改編が著しく遅れている。山西と陝西省を例にとると、株式有限会社と株式合作企業は山西の国有持ち株ユニット数の2.7%に過ぎず、陝西省では、地方都市から比較的離れた国有企業は基本的に閉鎖あるいは破産の危機に瀕しており、渭南市経済貿易委員会の説明では、委員会に所属する国有企業30社のほぼ半数が、債務が資産力を上回る状態にあり、資産負債率は80%に達している。遅れた地域のインフラ施設、人的資源、生態環境、社会保障の改善を継続する。遅れた地域並びに立ち遅れた産業の発展にガイドとサービスを提供する。遅れた地域の国有企業の株式制への改造に技術支援を提供する。

#### 2-4-3 2004年に中国が制定した国有企業の改革関連の規程制度

改革・開放の実施から20年あまり、国有企業のうち、改革可能な企業、改革が容易な企業の問題は既に基本的に解決しており、引き続き解決を図っていく必要がある企業の大部分が「硬くて噛めない」企業となっている。これらの矛盾と問題を解決するには、根本からいうならば、引き続き改革の深化を図り、制度の革新を実現することである。現在、国有企業改革の過程では、次のようなより深い問題が徐々に暴露されつつある。

- ① 規範化された現代企業制度がまだ完全に確立されていない(コーポレートガバナンス構造が不完全で、経営者の市場化による配置が実現しておらず、国有企業内部の労働、人事、分配の3項目の制度の改革がいまだ徹底されていない)。
- ② 国有経済の配置と構造における不合理な状況について、いまだ抜本的な転換が実現していない(国有経済の配置は依然としてその範囲が広過ぎ、多くの破産・閉鎖すべき企業がいまだ存在している)。
- ③ 国有企業の歴史的要因による負担の重さ(余剰人員が多すぎるという問題が依然として際立っており、大量のこげつき、不良資産が残っている)。

上述の問題をめぐって、2004年に中国が制定した国有企業改革関連の規則・制度は主に次の分野に集中している。

- ① 国有資産管理体制改革。国有企業改革と国有資産管理体制改革は不可分のものである。現在、国有企業は現代企業制度の構築面でまだまだ足りない部分があり、その根本原因はすなわち、国有資産管理体制改革の遅れである。
- ② 投融資体制改革。法によって投融資権を有することは、国有企業が真の意味での法人実体、市場主体となるうえで極めて重要な意義をもつ。
- ③ 社会保障システム改革。社会保障システムの構築加速は国有企業改革を順調に推進していくうえでの重要な要件であり、保証である。
- ④ 国有企業の一時帰休者の再就職の実現。
- ⑤ 国による国有企業改革に対する政策支援の維持。

表 2 - 10 2004 年に中国が制定した国有企業の改革に関連する規程制度

	標 題	発表時期
全国人民代表会議	『中華人民共和国公司法の決定』修正に関して	2004 年 8 月
国務院行政法規	中央企業主要業務発表にかかわる通知	2004 年 11 月
	企業国有資産財産権登記業務処理規	2004 年 10 月
	企業国有財産権取引情報統計モデルポイント作業をよりよく行うための通知	2004 年 8 月
	中央企業経済責任会計監査管理暫行弁法	2004 年 8 月
	中央企業買収活動監督管理の推進強化にかかわる事項についての通知	2004 年 8 月
	投資体制改革に関する決定	2004 年 7 月
	中央企業安全生産作業推進強化に関する通知	2004 年 6 月
	中央企業の社会的職能分離のモデルポイント作業に関する問題についての通知	2004 年 3 月
	2003 年度部門監督管理企業財務決算報告書発行に関する通知	2004 年 2 月
	資本市場展開にかかわる九条の意見	2004 年 1 月
地方法規	北京市国有企業監事会暫行弁法	2004 年 12 月
	山西省国有企業の改革の一層の推進強化についての意見	2004 年 12 月
	河北省企業国有資産監督管理実施弁法	2004 年 10 月
	上海市財産権取引市場管理弁法	2004 年 10 月
	吉林省国有企業資産査定弁法	2004 年 10 月
	甘肅省国有企業の改革展開特別項目資金支援管理弁法	2004 年 10 月

出典：中国法律 源網、www.lawbase.com.cn

## 2 - 5 国有企業改革での国際協力

### 2 - 5 - 1 国有企業改革の面での技術援助ニーズ

#### (1) 国有企業改革の直面する問題

中国経済は目下、大変化、大調整の過程にあり、法律の不足点は早急な解決を要する問題のひとつである。この面で、様々な国が紆余曲折を経験し非常に高い「授業料」を払ってきた。中国は他人の犯した過ちを再度犯すことを回避することに尽力しなければならない。例えば、政府要人が管理層による買収は法によって実施しなければならないと繰り返し強調するが、しかし問題は MBO が合法的か否かというところにあり、まずは相応の法律がない点である。

このような状況下で、主管部門の決定はある程度まで準則となり依拠とすることができる。また、2003 年の国務院国資委設立後に『企業国有資産監督管理暫行条例』、『国有企業制度改革作業規範化に関する意見』並びに『企業国有財産権移譲管理暫行弁法』等の法規が相次いで発表されたが、これらの法規はただ工商企業の国有資産に対する監督管理に係るのみである。金融企業の国有資産、非経営性国有資産、自然資源、無体の国有資産をいかに監督管理するかについては依拠するところがない。現在、『国有資産法』は既に全国人民代表会議立法計画に正式に組み入れられ、論証と調査研究の段階にあり、『破産法』並び



に『公司法』の起草、修正作業も既に展開されている。現代的財産権制度の構築の前提条件は実施の保障があることである。中国の現在の財産権実施は、多くの権力の介在を許している。比較的好ましい実施制度を構築しなければならない。この制度の核心は法制であり、専門の人材が欠けていては、法規制定にある程度の影響を与えてしまう。

WTO加盟が中国に与える影響はひとつの長い道のりである。中国経済と世界とを接近させるには、制度、体制、人材等のファクターを長期的に積み重ねることが必要である。今後数年間、中国の知能型ソフト面で技術支援に対するニーズが増え続けると思われるが、中国自身の資金投入だけでは不十分である。日本にとっては、一定の技術支援を提供することは必要なことである。中国のトップは、国有企業の改革が中国の経済改革の中心的なものであることを強調し続け、中国政府の国有企業にかかわる政策、制度、人材育成の支持は、必ず中国経済全体が成熟に向かうための推進力となる。

## (2) 技術援助ニーズ

国有企業の改革に対する支援では、中国の国有企業の資産流失をいかに防止するか、世界各国の経験をいかに参照するか、もっと検討する必要がある。目下、社会主義市場経済の整備過程において、国有企業改革は依然として最も要となる部分、最も骨の折れる任務である。国有資産に対する監督は極めて重大な課題である。国有企業体制改革の目的は効果的なインセンティブメカニズムと制約メカニズムを構築すると同時に、国有資産監督体制を整備することにある。

2004年11月、国有資産監督管理委員会は『国有財産権譲渡に関する規定』を公布したが、次の2つの問題が存在している。1つは、価格決定の問題が操作されやすいということ。もう1つは国有資産監督管理委員会の規定は中央の国有企業を管理するのみで、地方の国有企業は十数万社も存在することから、管理し切れず、実質的な問題は解決できていないこと。更なる研究が必要である。

今後数年間の国有企業改革における重要任務は次のとおりである。

第1の任務は、国有経済の配置調整を更に進め、「有進有退、有所為有所不為」（国有企業は進むことも退くこともある、為すことも為さざることもある）という方針を実施し、国有資本が国、地域による支配の対象となる業種、分野に集中するようにする。

第2の任務は、市場経済に合致した国有財産権管理体制を確立し、それぞれの国有資本の所有権の徹底を図ると同時に、所有権の範囲を明確にする。

第3の任務は、国有企業の歴史的要因による負担を取り除き、国有企業に平等な競争の地位を与える。これは主に国有企業の人員の多さ、債務の重さ、企業による社会機能の請負などの問題を解決するものである。

第4の任務は、国有企業の会社制への制度改革を行い、投資主体の多元化を実現し、効果的なコーポレートガバナンスを構築する。

第5の任務は、独占業種の企業をめぐる改革・改組を推進し、投資主体の多元化を図り、競争可能な分野に競争を導入する。

## 2-5-2 国有企業の改革に係るその他の国際支援組織の支援動向

### (1) 世界銀行

国務院発展研究センターの委託を受け、世界銀行は2002年、スイス、ニュージーランド等12か国の国有資産管理の方法や経験をまとめ、中国に対して、国有資産体制改革で世界の経験を参照できるように提示し、具体的な設計を行った。2003年年初、世界銀行は『国有企業集団における所有権の行使：中国は世界の経験から何を学ぶべきか』と題する30万字の長文を中国高層部に送った。世界銀行の報告は、国有資産監督管理委員会設置に重要な青写真を提供した。2003年1月14日、世界銀行と国務院発展研究センターは共同で「国有企業における国家持ち株の管理：十六大以後の改革アジェンダ」国際研究討論会を開催した。

### (2) アジア開発銀行

アジア開発銀行（ADB）のここ数年の対中技術支援作業は公共管理、法律法規改革、公共サービス提供、公司部門合作並びに公共財政管理分野に集中している。ADBは更に、中小企業の発展促進を支援している。融資政策とメカニズムの展開支援があり、信用制度構築を助け、技術支援を提供して銀行業界に対する監督管理を改善し、銀行業界管理を強化し、政府の監査制度を改善し、会計業の発展を促進し、財務会計責任制を充実させるなどの措置を講じた。

表2-11 アジア開発銀行の中国企業改革関連の援助案件

技術支援の名称	金額（ドル）	承認時期
工業部門改革評価活動	100,000	1992年3月
国営企業改革研究	600,000	1993年5月
国有企業破産改革	590,000	1994年12月
安徽省企業改革強化	600,000	1996年10月
雲南電力集团公司組織改革	785,000	1998年11月
中小企業展開と資金誘導	550,000	2004年
国資委に対する政策的支援	150,000	2005年
電力部門改編三期プロジェクト	600,000	2006年

出典：www.adb.org/Documents/Translations/Chinese/PRC\_Partnership\_Law\_CN.pdf

## 2-5-3 日本のODAによる中国の国有企業改革支援の可能性と方向性

国有企業改革において、日本のODAによって以下の技術協力の提供が可能と思われる。

### (1) 国有資産管理経験の学習への協力提供

中国政府は2003年に国務院直属の国有資産管理委員会を設立、各地でも地方政府の下に国有資産管理委員会が次々誕生している。国家国有資産管理委員会及び地方政府の国有資産管理委員会の職員も先進国の国有資産管理の経験を理解し、学習することを望んでいる。日本は戦後、多くの国有資産管理の経験を積んでおり、参考に値する。例えば、日本のJRの管理経験のほか、NTTが民営化する前、日本の政府部門はいかにそれに対する管

理を強化したのか、その後のNTT民営化の過程において、当時の大蔵省と通産省はいかにその役割を発揮したのかなどがあげられる。日本のODAによって、中国の国有資産管理業務に従事する職員に研修機会を提供することが可能と思われる。

## (2) 『国有資産法』の制定に向けた協力提供

中国は既に『国有資産法』の制定を立法計画に組み入れており、『国有資産法』の起草作業は3～5年間が必要となる見通しである。『国有資産法』は工業・商業企業の国有資産をいかに監督・管理するかという点のほか、金融企業の国有資産、非経営性国有資産、自然資源、無形の国有資産をいかに監督・管理していくかという点にも及ぶ。中国は国有資産の管理面でも、国際的な進んだ経験を参考にする必要がある。日本は先進国と日本自身が管理する国有資産に関する立法の経験によって、専門家による情報提供、研修などの方式を通じて、中国の『国有資産法』の制定に向けた協力を提供することが可能である。

## (3) 国有企業の投資主体の多元化改革への協力提供

中国の国有企業改革のひとつの重要な内容として、国有企業における株式制の実施があげられる。株式制改革の実施において、一部国有企業を除き、大部分の国有企業で投資主体構造の多元化が可能であり、民営企業、外資企業のいずれも買収などの方式を通じて、国有企業の株式を取得することができる。中国の上場企業は主に国有企業であり、これら企業の大部分の株式は流通不可能な国有株であるが、中国はこれら国有株の市場での流通(売買)に関する検討を始めており、国有株が流通株と非流通株に分かれている問題をめぐる改革のモデルケースとして、国有企業4社を既に選出している。この方面における改革について、先進国における国有企業の民営化の経験を参考にすることができる。ただ、国有企業の投資主体の多元化改革は政府が提供する法律環境と切り離すことはできず、破産法、外商投資法、公司(=会社)法、競売法、買収法などの整備が必要であり、日本のODAによって、これら法律の整備への協力提供が可能である。経済関連法の整備への協力については、本報告書の第3章でも論述する。

## 参考資料

1. 『中国統計年鑑 2004』中国統計出版
2. 『中国財政年鑑 2003、2004』中国財政雑誌社
3. 吳敬璉『当代中国経済改革』上海遠東出版社 2004年
4. 中国集团公司促進会編『国有企業改革政策の変遷』中国財政経済出版社 2003年
5. 『中国対外貿易形勢報告 2004年秋季』中華人民共和国商務部 2004年
6. 劉迎秋、李金元など『新置換理論－企業の飛躍的發展の戦略と策略』中国社会科学出版社 2003年
7. 李開発主幹『国有企業激情大弁論』中国水利水電出版社 2005年
8. 李松森など『国有経済戦略調整対策研究』東北財経大学出版社 2003年
9. 鄭志国『我が国の国有企業改革の道のり、進展、趨勢』広東行政学院学報 2004年第2期
10. 範二平、王永平『我が国の国有企業のコーポレートガバナンスの探求・分析』生産力研究 2003年第4期

11. 易可法『国有企業改革の深化に関する若干の問題の探求』南方経済 2004年第1期
12. 惠寧、白永秀『現段階における国有企業改革の深化に関するいくつかの問題』経済体制改革 2004年第3期
13. 張旋『国有資産流失の「合法化」ルート—国有企業が『企業会計制度』執行時に注意すべき問題』国有資産管理 2004年第2期
14. 寇偉『国有資本の退出をめぐる総合コスト及び退出メカニズム』企業活力 2003年12月期
15. 白津夫『国有企業の改革・再編と主輔（主要と補助）分離』理論前沿（＝最前線） 2004年第9期

## 第3章 中国市場経済法律制度の展開と問題

本章では、中国市場経済法制の発展と問題を主に4つの面から記述した。つまり、中国市場経済法の現状、中国市場経済法の今後5年間に行われる立法及び修正計画、中国が具体的に立法、修正に際して直面する主な問題、法律支援である。このうち、第1部分では、中国社会主義市場経済の整備状況の概要及び法律適用、執行及び制度運営等で中国が直面する主な問題を簡単に紹介した。主な問題には、法律法規の不備、不健全な法執行メカニズム、法執行監督メカニズムの不備、法執行官の資質の低さ及び法執行の甘さ、法執行の力不足等がある。第2部分では主に、中国市場経済法の今後5年間の立法及び修正計画を紹介した。第10期全国人民代表大会常任委員会の立法計画及び民事並びに経済法の重点立法分野について記述し、2005年の立法並びに修正計画に重点を置いて紹介した。第3部分は本章の中心的部分で、行政法、民法、商法及び民事訴訟法の4つの面から始めて、これら四大法で比較的目的立ち修正が急がれる欠陥の現状、取得した成果及び存在する問題、今後の修正方向等について詳細に分析した。このうち行政法では行政許可法、国有資産管理関連法規を、民法では保証法、競売法及び契約法を、商法では公司法、外商投資関連政策及び企業買収法を取り上げて問題を説明した。民事訴訟法では、破産法を詳細に分析した。第4部分ではまず、その他の国際機関、例えばアジア開発銀行（ADB）、欧州連合（EU）、世界銀行及び国連開発計画（UNDP）による法律面での対中支援の状況を説明したのち、中国の法律面での支援ニーズの角度から出発して、日本の法律面での今後の対中支援実施の方向を記述した。

### 3-1 中国の市場経済における法律整備の現状

#### 3-1-1 中国の社会主義市場経済における経済法整備の状況

中国の市場経済は、計画経済体制から市場経済体制への転換、初歩的に立ち上げられ改善が続く社会主義市場経済体制の過程にある。これと呼応して、中国社会主義市場経済体制も整備されつつある。中国共産党の14期全国代表大会（1992年）から2004年6月までの間に、立法面では憲法並びに憲法の修正案4件をはじめ、全国人民代表会議及びその常務委員会は175の法律を制定し、65件の法律面での決定を通過させ、10件の法律解釈を作成した。国務院は389の行政法規を制定し、31の省・自治区・直轄市人民代表会議及びその常務委員会は9,130の地方性法規を制定あるいは批准し、国務院各部門並びに関係の地方人民政府は法定職権に基づいて1万1,700あまりの規章を制定した。中国独特の社会主義法律体系は既に形成されつつあり、国家の政治生活、社会生活の主な面で既に基本的に法への依存を実現している。法律実施面では、法による行政が大きく進展し、司法作業の強化が続いた。社会全体から見ると、社会全体の法律意識並びに法制観念に明らかな強化が見られた。しかし、急速に立ち上がってきた市場経済体系に対して、中国の市場経済法制はやはり格差がある。それは、主に次の点に見られる。

立法：社会主義市場経済が必要とする重要な法律、法規が制定されていない。例えば物権法、反独占法、不動産登記法、商会並びに業界団体及び政府の公共的行為を規範化する法律、法規等。いくつかの現行の法律、法規は、改革初期に制定されたもので、当時の客観的条件並びに認識のレベルの制限を受け、市場経済の規律の反映が不足し、管理重視、サービス軽視、審査承認の重視、監督管理の軽視となっている。市場主体の義務を重視

し、行政機関の責任を軽視している。さらにいくつかの法律、法規の間の協調、統一が不足している、等々。

法の執行：政府職能の転換が完全にできておらず、政府はいまだに多くの管理すべきでない対象、管理できない対象を管理しており、しかも管理がうまくできていない事情がある。仲介組織、業界団体はあまり規範化されておらず、効果的に自律作用を発揮することが困難である。政府権力は水平方向に並ぶ部門に分散しすぎており、垂直方向には上下級の法執行部門の法執行権が一般的に大きく、重複執行、執行の交差、多頭執行を招き、執行力が分散し、法の執行効率が低い。いくつかの地方、部門は行政執行のなかで往々にして局部の利益で法律、法規を決定する姿勢が見られる。法が存在しても依拠とせず、法を執行しても厳格でなく、違法を追求しないなどの問題がいまもって完全には解決されていない。

法制観念：法の尊重、法への畏敬の念、法による処理の自覚、法の權威の維持の雰囲気は社会全体に真の意味で形成されていない。いくつかの国家機関の作業員、特に一部のリーダーは法による処理の意識が強くなく、法による処理のレベルも十分には高くなく、権力をもって法に代え、権力をもって法を抑圧し、私利のために法を曲げる等の現象が時として発生する。

法律の適用、執行、制度の運営などの面における問題が、中国では際立っており、次にこれらの面について、更に詳しく分析することとする。

### 3-1-2 中国が法律の適用、執行及び制度の運営等の面で直面する主な問題

#### (1) 法律法規の不備

法律法規の不備は法執行効果が芳しくない要因のひとつである。主に次の点に現れている。いくつかの法と法が相互に衝突している。いくつかの法律、法規が原則的すぎて、実践面では不都合が生じている。いくつかの國務院部委規定並びに地方政府の規定が相互に衝突している。ある法律は相対的に立ち遅れており、正常な法の執行作業に影響を与えている。

#### (2) 法執行メカニズムが不健全

多くの面に現れている。監督管理メカニズムが不健全で、部門間、上級と下級の間で職能が異なるため、法が重複して執行される可能性があり、また入り組んでいるためにだれも管理せずに法の執行を放棄する可能性もあって、法執行の空白が生じる。法執行メカニズムが不完全で、法の執行過程で、往々にして「主執」(部門主体で法の執行活動を行う)、共執(いくつかの部門が共同で協調しながら法を執行)、補執(1つの部門を主とし、その他の部門がそれに協力する)のケースが発生する。これでは、部門間の協調の不備の問題が発生しやすい。法の執行メカニズムが不健全で、現時点から見て、強制執行権をもつ行政機関が行政処罰を執行すべきという意思があるにもかかわらず行為を果たすには力が及ばず、関係者の履行義務を管理する目的を達成することができず、強制執行権をもたない行政機関もまた裁判所の「執行難」のために苦しい立場を経験することになる。

(3) 法執行に対する監督が無力

法の執行過程には、人民代表会議の権利監督、各民主党派の民主監督、人民大衆の社会監督等があるが、これらの監督権を規定する法律が条文性である場合、各法律条文のなかに盛り込まれており、原則性が強く、操作可能性を備えていない。さらに監督には周辺の制度や方式が装備されていない。したがって、これらの監督は実に脆弱無力で効果は大きくない。

(4) 法執行官の資質が高くない

法の執行人員の資質が揃っていないことが、ある程度法の執行効力に影響している。ある場合は執行側と民意とがずれており、考え方や事の進め方が部門の小さいグループの利益から出発している。ある業務についての資質が低く、法律根拠や案件処理の手続きを熟知していない等々である。

(5) 法の執行が厳格でなく、違法行為を是正せず、法律に威力を欠いている

人治と法治の転換時期にあり、法治にいまだに人治の性質を残している。現在、各種の法律、条令、準則等の数量が少なくなかったとはいえ、実際には行政執行官の拘束力が大きくなく、まだ法律上で達成すべき強制レベルに到達していない。特に権力の腐敗に関しては一層軟弱無力で、今日に至っても完全な意味での反腐敗法律制度がない。行政執行官の不正行為は、法律の厳格な執行にならない。

### 3-2 中国市場経済法律の最近5年間の立法及び修正計画

第10期全国人民代表会議立法計画（合計76項目）のうち、本会で審議される法律草案で第一類に属するものは表3-1の合計59項目である。

民法、経済法の分野から見ると2003～2006年の立法重点分野は主に3つに分かれる。うち、民法商法類が8項目、経済法類が12項目、起草研究類が8項目となっている。具体的な内容については表3-2を参照のこと。

表3-1 第10期全国人民代表大会立法計画対象分野

法律分類	対象となる法令（及び審議機関あるいは起草ユニット）
憲法及び関連法類 (10項)	1. 憲法修正案 2. 緊急事態法(国務院) 3. 軍事法院組織法(中央軍委) 4. 軍事檢察院組織法(中央軍委) 5. 選挙法(修訂)(人民代表会議常務委員 会法工委) 6. 地方組織法(修訂)(人民代表会議常務委員会法工委) 7. 人民 法院組織法(修訂)(最高人民法院) 8. 人民檢察院組織法(修訂)(最高人民監 察院) 9. 都市住民委員会組織法(修訂)(国務院) 10. 全国人民代表会議常務 委員会議事規則(修訂)(人民代表会議常委弁公庁)
民法・商法類 (10項)	1. 民法-物権法(人民代表会議常委法工委) 2. 民法-権利侵害責任法(人民 代表会議常委法工委) 3. 民法-涉外民事に係る法律適用法(人民代表会議常委 法工委) 4. 商事登記法(国務院) 5. 企業破産法(人民代表会議財經委) 6. 証券投資基金法(通過済み)(人民代表会議財經委) 7. 公司法(修訂)(国務院) 8. 合弁公司法(修訂)(人民代表会議財經委) 9. 商業銀行法(修訂)(国務院) 10. 証券法(修訂)(人民代表会議財經委)
行政法類 (16項)	1. 行政許可法(通過済み)(国務院) 2. 行政費用徴収法(国務院) 3. 行政 強制法(人民代表会議常務委員会法工委) 4. 国防動員法(国務院、中央軍委) 5. 公務員法(国務院) 6. 住民身分証法(通過済み)(国務院) 7. 旅券法(国 務院) 8. 公証法(国務院) 9. 違法行為矯正法(人民代表会議常務委員会法 工委) 10. 初級衛生保健法(国務院) 11. 治安管理处罰条例(修訂)(国務院) 12. 義務教育法(修訂)(国務院) 13. 科学技術進歩法(修訂)(国務院) 14. 伝 染病予防法(修訂)(国務院) 15. 固形廃棄物環境汚染防止法(修訂)(人民代表 会議環資委) 16. 建築法(修訂)(国務院)
経済法類 (14項)	1. 国有資産法(人民代表会議財經委) 2. 外国為替法(人民代表会議財經委) 3. 反独占法(国務院) 4. アンチダンピング並びに反助成金条例(国務院) 5. 保障措置法(国務院) 6. 企業所得税法(各類型企業に一元的に適用)(国務 院) 7. 銀行業界監督管理法(国務院) 8. 中国人民銀行法(修訂)(国務院) 9. 予算法(修訂)(人民代表会議常委予工委) 10. 個人所得法(修訂)(国務院) 11. 審計法(修訂)(国務院) 12. 土地管理法(修訂)(国務院) 13. 対外貿易 法(修訂)(国務院) 14. 反不当競争法(修訂)(国務院)
社会法類 (6項)	1. 社会保険法(あるいは養老・医療・失業・労働災害保険各立法)(国務院) 2. 社会救済法(国務院) 3. 労働契約法(国務院) 4. 農民權益保護法(人 民代表会議農委) 5. 婦女權益保護法(修訂)(国務院) 6. 未成年者保護法(修 訂)(人民代表会議内司委)
訴訟並びに非訴訟 手続法類(3項)	1. 刑事訴訟法(修訂)(人民代表会議常務委員会法工委) 2. 民事訴訟法(修 訂)(人民代表会議常務委員会法工委) 3. 仲裁法(修訂)(国務院)

出典：[http://news.xinhuanet.com/legal/2004-03/01/content\\_1337694.htm](http://news.xinhuanet.com/legal/2004-03/01/content_1337694.htm)



表 3-2 民事・経済法の重点立法分野

法律分類	対象法令
民法商法類 8 項	1. 物権法 2. 商事登記法 3. 企業破産法 4. 証券投資基金法 5. 公司法 6. パートナー企業法 7. 商業銀行法 8. 証券法
経済法類 12 項	1. 国有資産法 2. 外国為替法 3. 反独占法 4. アンチダンピング並びに反助成金条例 5. 企業所得税法 6. 銀行業界監督管理法 7. 中国人民銀行法 8. 予算法 9. 個人所得税法 10. 会計監察法 11. 対外貿易法 12. 反不当競争法
研究起草類 8 項	1. 先物取引法 2. 不動産登記法 3. 融資賃借法 4. 税収基本法 5. 財政転移支払法 6. 国民経済動員法 7. 西部開発促進法 8. 反マネーロンダリング法

出典：日本のプロジェクト関連文書より、中華人民共和国経済法・企業法整備プロジェクト

2005 年は第 16 期全国人民代表会議（十六大）と 16 期第 3 回全体会議（三中全会）、第 4 回全体会議（四中全会）の方針を全面的に貫徹し、今期全国人民代表大会及びその常務委員会の立法目標の実現という、過去を受けて未来につなぐ要の年である。立法の質をより一層高め、5 年間の立法計画の徹底を図るため、関係各方面に意見を求め、立法の重点を経済・社会発展の全局、法体系を支える役目を担う重要な法律に置くという方針ののっとり、年内に審議を行う法律草案 31 件を確定した。これら草案には、2004 年に審議が行われたものの、不採択となり、2005 年に継続審議される 10 件が含まれており、初めて審議に付されるものが 21 件（うち、常務委員会の各会議で審議が行われる草案は 15 件、条件が熟したときに審議が行われる予定の草案は 6 件）となっている。具体的な状況は以下のとおりである。

### 3-2-1 各会議での審議が予定されている法律草案（25 件）

#### (1) 2 月第 14 回会議（4 件）

- |                  |          |
|------------------|----------|
| ① 公司法（改正）        | 国務院に審議提出 |
| ② 司法鑑定管理問題に関する決定 | 第 3 回審議  |
| ③ 刑法改正案（5）       | 第 2 回審議  |
| ④ 再生可能エネルギー法     | 第 2 回審議  |

#### (2) 4 月第 15 回会議（6 件）

- |           |              |
|-----------|--------------|
| ① 緊急事態法   | 国務院に審議提出     |
| ② 違法行為矯正法 | 法制工作委員会に審議提出 |
| ③ 証券法（改正） | 財政経済委員会に審議提出 |
| ④ 企業破産法   | 第 3 回審議      |
| ⑤ 公務員法    | 第 2 回審議      |
| ⑥ 治安管理条例  | 第 2 回審議      |

#### (3) 6 月第 16 回会議（5 件）

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| ① パートナシップ企業（改正） | 財政経済委員会に審議提出 |
|-----------------|--------------|

- ② 婦人権益保障法（改正） 国務院に審議提出
- ③ 刑法修正案（6） 法制工作委員会に審議提出
- ④ 物権法 第3回審議
- ⑤ 公証法 第2回審議

(4) 8月第17回会議（3件）

- ① 行政強制法 法制工作委員会に審議提出
- ② 個人所得税法（改正） 国務院に審議提出
- ③ 審計（＝監査）法（改正） 国務院に審議提出

(5) 10月第18回会議（5件）

- ① 独占禁止法 国務院に審議提出
- ② 労働契約法 国務院に審議提出
- ③ 人民法院（＝裁判所）組織法（改正） 最高人民法院に審議提出
- ④ 人民検察院組織法（改正） 最高人民検察院に審議提出
- ⑤ 監督法 第3回審議

(6) 12月第19回会議（1件）

- 義務教育法（改正） 国務院に審議提出

このほか、反国家分裂法草案が第10期全国人民代表大会第3回会議で審議されることが既に決まっている。

3-2-2 条件が熟したときに審議される予定の法律草案（6件）

- ① 企業所得税 国務院に審議提出
- ② 電信法 国務院に審議提出
- ③ パスポート法 国務院に審議提出
- ④ 牧畜法 農業委員会に審議提出
- ⑤ 島嶼保護法 環境・資源保護委員会に審議提出
- ⑥ 反マネーロンダリング法 職務犯罪予防工作委員会が起草

計画の第一類に組み込まれた法律項目は、期限どおりに起草任務を完了し、期限どおりに審議に提出しなければならない。期日までに完成できない場合は全国人民代表大会常務委員会に書面で報告を提出する。

計画に組み込まれなかった法律項目について、確実に必要で、条件が熟し、かつ各方面の意見が一致した場合、状況を見て審議の手配を行う。

（以上、出典：<http://www.jincao.com/fa/law22.s32.htm>）

3-3 中国の立法、法改正が具体的に直面する主な問題

次に、行政法、民法、商法、民事訴訟法などの法律の具体的な状況について論述する。

### 3-3-1 行政法

行政法には統一的な定義はないが、現在、中国の学术界で最も通用している定義は次の3種である。

- ① 行政法は公共行政の法である。
- ② 行政法は行政権の設定、行使並びに監督にかかわる法律である。
- ③ 行政法は行政管理関係並びに行政法制監督関係にかかわる法律規範の総和である。

行政管理関係とは、行政主体が対外的に行政管理職能を行使するために、行政相手側としての個人、組織との間に発生する関係である。

また、行政法制監督関係とは、行政主体が法制監督を受け入れるために、監督主体である国家権力機関、司法機関、行政専門監督機関及び社会組織、公民個人との間で発生する関係である。

行政法の法律規範は非常に多く、表現形式も内容も非常に広範にわたる。刑法、民法は基本的に最高権力機関のみが制定できるもので、別の機関が制定することはできない。行政法はそれと違って、最も基本的な法律規範と原則は最高権力機関が制定するが、行政機関のなかには行政立法権を有する場合がある。また、地方権力機関も行政法規を制定することができる。

行政法の内容は広く、形式が多様であるが、大きく2類に分類すると、1つは総論的性質のもの、もう1つは分論に属する、すなわち部門行政法に分けられる。公安行政法、税務行政法、土地行政法、環境行政法等は部門行政法に属する。

特徴から見ると、行政法は全体として統一的、系統的な法典がない。その一方、行政法はどの分野にも存在し、各種各様の法律文書に分散している。その法律形式には法律、行政法規、地方性法規、自治条例、単行条例及び規章等が含まれる。行政法規並びに規章が多い。行政法が統一された1つの法典として制定されることはあり得ない。行政活動範囲の広範性、行政活動内容の変動性及び行政関係の複雑性、組織の階層により決定されるものである。

行政法は局部的には単行の法典があり、ある程度広い分野の行政関係を調整している。

例えば行政組織法、公務員法、行政手続法、行政執行法、行政処罰法、行政復議法、行政訴訟法、行政賠償法等である。

『行政許可法』は行政訴訟法、国家賠償法、行政処罰法、行政復議法に続く政府の行為を規範化する重要な法律である。この法律の発布時期は比較的遅く、その意義は重大である。次に行政許可法について説明する。

#### (1) 『行政許可法』

##### 1) 発布の背景

中国は高度に集中した計画経済体制の下にあり内部審査制度が異常に発達し、外部行政審査制度の余地が非常に小さかった。「改革・開放」後、計画経済体制から市場経済体制への移行を始め、大量の行政審査が出現した。しかし、法制化、規範化レベルは低い。しかも多くの政府機関作業員がいるため、行政許可権は随意に行使でき、拘束を受けない。政府が承諾するとき、すべて保証するが、その後何にも思考しない。その手続きも行政機関自身のひと言でどうにでもなる。したがって冗長で煩雑である。このようにして政府の信用を低下させただけでなく、政府の威信とイメージに影響を与え、しかも行政対象者に深刻な損害をもたらした。さらに、中国は既に世界貿易機関(WTO)に加

盟しており、WTOルーツは行政の審査承認を利用して地方保護、業界独占並びに市場分割を行ってはならない。『行政許可法』はこのような条件下で発表された。

1996年から『行政許可法』の起草に向けた調査・研究業務に着手、2003年8月に公布された『行政許可法』の制定に7年かかったが、その間、全国人民代表大会常務会は審議を4回行った。その時間の長さ、討論の回数、変更の大きさ、関係範囲の広さは中国の過去数年における行政立法においてもまれに見るものである。『行政許可法』の制定過程において主に討論された問題として、以下があげられる。

#### a) 行政許可事項の設定

現実生活のなかで行政許認可が氾濫している状況にかんがみ、起草作業では政府が管理すべき事項と管理すべきでない事柄について重点的に討論が行われた。管理すべき事項については、どの事項について行政許認可制度を設けて管理すべきか、どの事項について行政許認可制度によらずに管理すべきかを判断。行政許認可制度を設けるべきでない事項については、どのような分野で、どのような条件の下、どのような代替方式をとるかを検討した。

どの事項に行政許可を設定すべきかについて、『意見徴収稿』で具体的に列挙できるものは列挙し、不完全部分については箇条書きで書き出し、概括する方式をとった。『意見徴収稿』第13条で、12種の行政許可の設定が可能な事項が定められた。しかし、これら列挙はいきとどいてはいえず、かつ列挙したうちのいくつかの事項について、行政許可を設定すべきか否かをめぐって異なる意見が存在した。『草案』は行政許可の設定が可能な事項と設定すべきでない事項について、いずれも原則的な規定方式を採用、具体的には列挙しなかった。全国人民代表大会常務委員会の審議段階で、このような概括的な規定の弊害について各方面から、意味が不明瞭、操作不可能などの批判を受けた。指導者は行政許可を設定すべきでない事項を明確に規定し、このほかについては規定する必要はない、ゆえに『草案』第13条の規定は取り消すべきだとするものだった。どの事項に行政許可を設定するかについての論争と変動は減った。起草作業中、個人による自治の優先、市場の優先、自律メカニズムの優先、事後メカニズムの優先などの原則が終始貫かれた。

#### b) 行政許可の設定権

行政許可の設定権、特に規則の設定権も立法中における変化が大きい分野のひとつだった。国務院常務会議における討論中、部門規則の設定許可に存在する問題について、国務院は部門規則の許可設定権を取り消した。全国人民代表大会常務委員会による草案審議の過程で、地方政府規則の許可設定権をめぐって、繰り返し討論が行われ、最後に設定主体と設定期限の2つの面から制限することを決定した。

#### c) 行政許可の分類

実践における行政許可の種類は非常に多く、名称が不統一で、判別し難いという現状にかんがみ、各種行政許可の適用事項とプロセスの規範化を図るため、『意見徴収稿』と『草案』はいずれも行政許可のそれぞれの性質、機能、適用条件に基づき、行政許可を特別許可、普通許可、認可、審査・許可、登記の5つに分類するとともに、それぞれの分類の行政許可の特別プロセスを定めた。

これら5種については、起草過程で異なる意見が常に存在した。主な反対理由は

次のとおり。①分類基準が不統一で、様々な分類基準という問題が存在し、実践のなかで判断し難いといった現象が必ず生じる。また、非許認可事項も行政許認可項目に入る可能性がある。②分類基準と行政許認可制度改革における許認可、審査・許可、登記という3つの分類法が釣り合っておらず、現行法の許認可事項に対する規定と比べても隔たりが大きい。③当該分類方法について、先進国による類似する立法例が見当たらず、各国の許認可項目に対する通常のカテゴリーに合致しない。

## 2) 『行政許可法』の基本状況

『行政許可法』の基本状況は、表3-3のとおりである。

表3-3 『行政許可法』の基本状況

立法時期	第9期全国人民代表大会常務委員会は行政許可法を立法計画に組み入れ、第10期全国人民代表大会常務委員会は十分に行政許可法を重視し、さらに再度、行政許可法を2003年の立法計画に組み入れた。1996年より手がけた行政許可法の調査研究起草作業は2003年8月に発表された。
立法組織	起草草案を主管するのは国务院法制弁公室で、草案の審議は全国人民代表会議法制作業委員会が担当する。
主な条項	行政許可の設定範囲、周囲、手続き及び行政許可の検査監督、費用徴収等について明確に規定
立法の目標	行政許可の設定と実施を規範化し、公民法人並びにその他の組織の合法的権利を保護し、公共の利益と社会秩序を維持し、行政機関の行政管理の効果的な実施を保障し監督する。

出典：<http://www.sfsk.net/sf/cyfgk/xzfl/17.htm>

## 3) 法律実施による主な成果

法律そのものに、以下のような注目点がある。

- a) 行政許可の設定を明確化。全国人民代表会議及びその常務委員会、国务院並びに省級地方人民代表会議及びその常務委員会のみが法に従って行政許可を設定することができ、省級人民政府は法定条件に従って臨時的行政許可を設定することができ、国务院各部門を含むその他の国家機関は一律に行政許可を設定してはならない。
- b) 費用徴収項目を減少。行政許可法の規定に基づいて、行政機関は行政許可の実施と行政許可事項に対する監督検査を行う。原則上は費用を徴収しない。今までのコスト費用の徴収は歴史になる。
- c) 行政許可の設定と実施には「公開・公平・公正」の原則を遵守しなければならない。行政許可の実施と結果は、国家機密、商業上の秘密あるいは個人のプライバシーを除いて、公開しなければならない。公共の利益に触れる重大な行政許可事項については、行政機関は社会に対して公告し、ヒアリングを行う。(立法公聴会は立法過程にヒアリングプロセスを加えて、各方面の意見を広く聴取することである。立法と規則の適用対象との意思疎通を強調し、立法の民主性を増強するものである。立法公聴会は立法の民主制を強め、新しい法律・法規の実施への抵抗力を減らすこと

ができ、政府の政策制定の透明度を高めると同時に、市民の参政に対する積極性を呼び起こすことが可能で、これによって法律の実施効果もより良いものとなる。)

- d) 行政許可法は既に発効している行政許可について随意に変更あるいは撤廃することはできないと規定している。公共の利益を考慮して既に発効している行政許可の変更を避け得ない場合、一般住民にそれにより財産損失を生じさせた場合、それを補償する。
- e) 行政機関の監督検査責任を明確化。行政許可法は行政許可活動について専門の規定を設けて厳しく監督検査し、事前の行政審査と事後の厳しい監督管理を合理的に統合したものである。

#### 4) 法律に存在する問題

同法律は2004年7月に施行され、まったく新しいサービス型政府の姿が現れた。11月には、中国社会調査所(SSIC)が行政許可法の実施状況に対して調査を行った。調査結果により、同法律の施行後約半年経つが効果(中国社会調査所・東民、王星より)は予想の水準には達していないことが分かった。一般市民は行政許可法の実施プロセスのなかで、主に次のような状況が見られると答えた。調査対象者のうち、「中央政府の出発点はいつも正しい」との答えは全体の76%を占めた。政府の実行面に関する質問では、「行政許可法を打ち出して以来、政府には一定の気兼ねが存在しており、これは好転していない。サービス型政府となるにはまだ格差があり、一般市民も完全に心を開いているわけではない」との答えは61%だった。「行政許可法の実施は、下から上への初志の本当の反映はほとんどなく、権威が法律より大きいという疑いが依然として存在する」との答えは49%を占めた。具体的には、行政許可法には主に次のような欠点が存在しているといえる。

第一に、行政許可の公開には監督制度が欠けていることである。行政許可は、行政による許可の原則を規定しており、多くの事項の公開に対して規定を定めている。しかし、入念に調べれば、これらの公開にかかわる原則と公開制度には相応の保障メカニズムがないことに気づく。例えば、行政許可法は「行政許可に関する規定は公布しなくてはならない。公布されていないものは、行政許可実施の根拠としてはならない。行政許可の実施と結果は、国家機密、職業上の秘密、個人のプライバシーなどにかかわるものを除き、公布しなくてはならない」と規定している。しかし、関連行政機関が行政許可について公布すべき根拠・実施・結果などを公布しない場合、又は「国家機密、商業上の秘密、個人のプライバシー」を理由に公布を拒否した場合、行政機関がいかなる法的責任を負うのか、行政担当者がどのように監督と救済を行うかなどの問題は現行の法律ではいずれも空白で、監督保障メカニズムはなく、行政許可の公開の原則も宙に浮く可能性が出てくる。

第二に、行政許可の事項による制約があまりにもつかみどころがないことである。行政許可法は、行政許可制度について6項目しか定めていない。しかし、規定のなかの、公共の利益、国家の安全、公共の安全などの用語を細かく分析すると、こうした明確な事柄にもはっきりした境界線がないことが分かり、任意に借用されることが容易に起こり得る。この法律は重大な意義をもつが、実際の操作は極めて難しいといえる。現実に

存在する許可乱用などの問題に対して効果的な解決方法はない。

第三に、ただし書きが行政許可法の権威を弱めていることである。行政許可法は行政許可の期限に対して、行政機関が行政許可申請を受理した日に行政許可の決定を行わなくてはならないと規定している。この行政機関の担当責任者の批准により、期日を延長することができる。「しかし、法律、法規に別の規定がある場合、その規定に基づくものとする」とも規定されている。下級行政機関は行政許可申請を受理した日から20日以内に審査を終えなくてはならない。「しかし、法律、法規に別の規定がある場合、その規定に基づくものとする」との規定や、行政許可に関する入札、競売、行政許可費用などのただし書き条項による。

行政許可の期限は行政許可の効率にかかわり、行政許可における入札、競売、行政許可費用などは行政許可の清廉性にかかわるので、行政許可法そのものの規定は行政許可効率や行政許可の清廉性の向上に対する意義が大きい。しかし、条文を非厳重に限定したただし書き条項は、行政許可法が追求する高効率かつクリーンな政府を構築することはできない。

さらに、行政許可法はその他の法律・法規が行政許可の期限、入札、競売、費用などに対して別に規定を定めることができるとしており、これはひとつの大きな手落ちとなる可能性が高い。多くの行政許可の期限が大幅に延長されたり、多くの行政許可の実行が公開の入札や競売を避けたり、多くの行政許可が費用を徴収する可能性がある。これは、行政許可の権威性をはなはだしく損ねるだろう。

第四に、電子政府が操作手順を欠いていることがある。行政許可法は、行政許可申請は電報、テレックス、ファックス、電子データ交換、電子メールなどの方式を通して提出できると規定している。行政機関は関連制度の構築と完備、電子政府の推進、行政機関の公式ウェブサイト上での行政許可に関する事項の公布を行い、申請者がデータや電子文書などの方式で行政許可の申請を提出することができるよう利便性を図らなくてはならない。また、他の行政機関と行政許可に関する情報を共有し、事務効率を向上させなくてはならない。しかし、電子政府は系統的なシステムであり、様々な法律責任問題が関係し、行政許可法は2つの条文によってのみこのような煩雑な問題を規範化しており、明らかに不足する部分がある。もし行政許可機関が条件を備え、電子政府を推進しない場合、いかに処理すべきか。もし行政機関が電子政府を推進しながら管理をおろそかにし、申請者の権益が損なわれれば、申請者をいかに救済すべきか。こうした問題はいずれも具体的な操作規範が必要となる。

第五に、救済制度があいまいではっきりしないことがあげられる。権力があれば、必ず監督を行わなくてはならない。権利があれば、必ず救済しなくてはならない。行政許可法は一部の行政許可権力の監督と権利の救済に対して、相当する明確な規定を定めている。例えば、行政機関が入札や競売など公平な競争方式によって行わなくてはならない行政許可に対して違反し、申請者の合法的権利が損なわれた場合、申請者は行政による再討議の申請や行政訴訟などを行うことができる。ただし、行政許可法は他の多くの行政許可に関する権力や権利に対して、明確な監督及び救済のルートはもたない。例えば、行政許可法は、行政許可を設定するには行政許可の実施機関、条件、手順、期限を定めなくてはならないと規定している。もし行政許可の設定がこの条件を満たさない場

合は、その行政許可の有効性が疑われることになる。また、行政担当者がこれに異議を唱えることができるのかどうかということも不明確な点だ。さらに、行政許可法は、行政許可を設定予定の場合、起草機関は公聴会や論証会などの方式で意見を聴取しなくてはならないと規定している。しかし、起草機関が公聴会や論証会を行わなかった場合、法律は一般市民に対して効果的な監督手段などを提供していないため、救済制度はあいまいではっきりとしない。

## (2) 国有資産管理に関連する行政法規

行政法規における国有資産管理に関する行政法規は国有企業の改革にとって指導的役割を發揮している。次に、中国でこの数年間で打ち出された国有資産管理行政法規について見ていきたい。

### 1) 制定の背景

中国国有経済の情勢と構造調整の足取りは明らかに加速し、国有企業の改革は深化を続けるという現状に対し、中央政府と省・直轄市など地方政府がそれぞれ国家を代表して出資者としての職責を履行するために、また組織改革を順調に実行するために法的保障を提供していく。これにより、国有企業の再編・制度改革における企業の国有財産権の移譲に関する行為が日増しに増加しており、国有企業の規範化と制度改革の推進のために、国有財産権の秩序ある移譲の促進を背景として、国務院と関連機関は『企業国有資産監督管理暫定条例』、『国有企業制度改革作業の規範化に関する意見』、『企業国有財産権移譲管理暫定弁法』、『企業国有財産権移譲の関連問題についての通知』などの政策法規を打ち出した。

### 2) 関連法規の基本状況

まず、『企業国有資産監督管理暫定施行条例』（以下、『暫定条例』とする）が国務院第8回常務会議の討論を経て採択された。『暫定条例』の制定では、主に次の2点が考慮された。まず、党の十六大の国有資産管理体制改革に関する方針の徹底。十六大では国有資産管理体制改革の深化という重大任務が提起されるとともに、国が法律・法規を制定し、中央政府と省、市（地）の2級地方政府がそれぞれ国を代表して出資人の職責を履行し、所有者の権益を享受し、権利、義務、責任の統一、資産管理、人員管理、業務管理が互いに結び付いた国有資産管理体制の確立が必要であることが明確に示された。『暫定条例』の制定は十六大精神の具現化であり、国有資産管理体制改革の推進に重要な意義をもつ。次に、機構改革の順調な進行ための法制保障の提供である。今期の政府機構改革の重要な内容はすなわち国有資産監督管理機構の設立である。

『暫定条例』の起草にあたっては、主に以下の三原則の把握に重きが置かれた。①十六大及び16期中央委員会第2回全体会議（二中全会）の国有資産管理体制改革に関する方針に基づき、国有資産管理体制の基本的な枠組みと企業国有資産の監督・管理に関する基本制度を明確にする。②公司（＝会社）法など関連法律、法規の規定に基づき、国有資産監督管理機構の出資人の職責を明確にし、出資人の職責の徹底を保障するとともに、企業経営自主権を確実に保障しなければならない。③国有資産監督管理



体制改革の経験に乏しいという点を考慮し、条例は暫定的なものとし、原則性のほか、スタート時点での条例、過渡期の条例としての特徴を備えるものとする。当面の解決が急がれる問題、はっきりと認識できている問題に対しては、明確な規定が打ち出されたが、更なる研究、模索が必要とされる一部の問題については原則的な規定とし、一部規定がなされていないものもある。実施段階を経たのち、再度経験を総括し、暫定条例に対する修正、補充、整備を図る。

『暫定条例』の基本状況は表3-4を参照のこと。

表3-4 『企業国有資産監督管理暫定施行条例』の基本状況

立法時期	2003年5月13日公布、公布日に施行。
立法機関	国務院
主な条項	企業国有資産は国家の所有に帰する。国務院、省、自治区、直轄市の人民政府、区が設置された市・自治州級の人民政府は、それぞれ国有資産監督管理組織を設立する。政府の社会公共管理という職能と国有資産出資者の職能を切り離し、政治と企業を切り離し、所有権と経営権の分離を実行する。
立法目標	社会主義市場経済の需要に適應する国有資産監督管理体制を構築するために、国有企業を更に改善し、国有経済の配置と構造に関する戦略的調整をおし進め、国有経済を發展・拡大させ、国有資産の価値の保護と増加を実現させる。

出典：[http://www.gdzjcg.gov.cn/policy\\_news/policy\\_news.php?ID=200306300388&TYPE=P](http://www.gdzjcg.gov.cn/policy_news/policy_news.php?ID=200306300388&TYPE=P)

第二に、『国有企業制度改革作業の規範化に関する意見』（以下、『意見』とする）があげられる。ここ数年、国有企業改革の推進は拡大し、中央の国有中小企業の活性化を図るという方針による指導の下、多くの国有中小企業が改組、連合、合併、リース、請負、株式制、株式合作制、売却などの方式によって活性化し、これによって企業は真の意味での市場進出を果たした。多くの国有大企業が制度改革、上場、あるいは外資導入を通じて株式制企業に転換、投資主体の多元化を実現した。これら国有企業は制度改革を通じて、メカニズムの転換を図り、活力を強め、市場競争力を高め、経済効果・利益を増した。しかしながら、国有企業制度改革の具体的な作業のなかには、国有資産の流失現象など、いくつかの問題が存在している。国有企業の制度改革は非常に複雑な作業であり、いくつかの問題が発生することは正常なことであり、また不可避なことでもある。ただ、業務指導の角度から見ると、問題が生じた場合は直ちに解決を図らなければならない。ゆえに、正確な改革の方向性を堅持し、改革の成功経験を総括し、改革中に発生する問題を解決し、国有企業の規範に沿った制度改革を更に推進し、国有財産権の秩序立った流動の促進を図る必要があり、国務院が『意見』を打ち出した意図もそこにある。

2003年12月、国務院国有資産監督管理委員会が公布し、国有企業制度改革の全過程を規範化した。具体的な内容は表3-5のとおり。

表 3 - 5 『国有企業制度改革作業の規範化に関する意見』の内容

立法時期	2003年12月に公布
立法組織	國務院国有資産監督管理委員會
主な条項	制度認可、資産整理、財務監査、資産評価、交易管理、価格規定管理、移譲費用管理、法律に基づいた債権者の利益の保護、職員の合法的権利の保護、経営陣による企業買収(MBO)など10項目に対する明確な政策的要求
立法目標	共産党中央委員会による国有経済の配置と構造調整及び国有企業の改革に関する精神を全面的かつ徹底的に定着させ、国有企業制度改革作業の健全で秩序ある規範化された実施を確保する

出典：<http://finance.sina.com.cn/g/20031216/0726562456.shtml>

第三に、國務院国有資産監督管理委員會、財政部が2003年12月に『企業国有財産権譲渡管理暫定弁法』を公布し、企業の国有財産権の譲渡行為をめぐる意思決定、認可、取引のオペレーションプロセスなどの規範化を図るとともに、関係各方面の法的責任を明確にした。基本状況については表3-6を参照のこと。

表 3 - 6 『企業国有財産権譲渡管理暫定弁法』の基本状況

立法時期	2003年12月31日に発布。2004年2月1日に施行。
立法組織	國務院国有資産監督管理委員會、財政部
主な条項	財産権移譲の場所について規定し、企業の国有財産移譲は法律に基づいて設立された財産権交易機関で行うことを定めた。企業の国有財産権移譲の主な方式について規定し、移譲手順を規範化した。
立法目標	企業の国有財産権移譲行為の規範化のために、企業の国有財産権取引の監督管理を強化し、企業の国有資産の合理的流動と国有経済の配置と構造の戦略的調整を促進し、企業の国有資産の流失を防止する。

出典：<http://finance.sina.com.cn/roll/20040205/2043619169.shtml>

第四に、『企業の国有財産権移譲の関連問題についての通知』の公布は改革過程における実際状況に適応するためのものであり、2003年に打ち出された『国有企業制度改革作業の規範化に関する意見』と『企業国有財産権譲渡管理暫定弁法』に対して詳細化と補充を行った。例えば、主要業務と補助業務の分離後の余剰資産の売却、上場会社の国有株の譲渡などについて、より具体的に規定した。これにより、市場の国有財産権取引に対する注目が高まり、特に上場会社の国有株の上場取引中における性質の変化についてより透明度が増し、取引方式の市場化が進んだ。

基本状況については表3-7を参照のこと。

表 3-7 『企業の国有財産権移譲の関連問題についての通知』の基本状況

立法時期	2004年9月
立法組織	国務院国有資産監督管理委員会
主な条項	上場企業の国有株式移譲は、『企業国有財産権移譲暫行弁法』が規定する手順を必ず順守しなくてはならない。上場企業の国有財産権移譲は必ず財産権交易所で実施し、移譲先を広く集めなくてはならない。上場企業の国有株式移譲は、必ず全額を現金で支払わなくてはならない。
立法目標	『企業国有財産権譲渡管理暫定弁法』の詳細部分を明確にする。

出典：[http://news.xinhuanet.com/zhengfu/2004-01/09/content\\_1267971.htm](http://news.xinhuanet.com/zhengfu/2004-01/09/content_1267971.htm)

### 3) 法律実施による成果

国有資産管理に関する政策法規が打ち出され、国有企業制度改革と国有財産権移譲の規範化が更に進んだ。2003年3月24日、国務院国有資産監督管理委員会が設立された。同委員会の省級委員会の設立作業は既に完了し、市（地域）級の国有資産監督管理機関の設立作業も現在進行中である。一部の省・直轄市級委員会は国有資産経営企業に対し、改革と調整を行っている。中央政府と地方政府がそれぞれ国家を代表して、出資者の職責を管理するメカニズムの枠組みが基本的に形成された。国務院国有資産監督管理委員会は2004年3月、北京財産権交易所、上海聯合財産権交易所、天津財産権交易センターを、中央政府直属の企業が国有財産権の取引活動を行う試験的機関とした。北京、上海、天津の財産権取引機関が2004年1～9月に実施した企業国有財産権取引件数は2,697件（前年同期比30%以上増加）、取引成立金額は582億6,000元（同40%以上増加）で、うち中央政府直属の企業に関する取引金額は70億元を超え、移譲された国有財産権に関する実際の取引成立価格は取引開始価格を平均4%上回った。

主要業務と補助業務の分離や、補助業務の制度改革作業は実質的な進展を獲得し、2004年9月末までに各地で主要業務と補助業務の分離を実施した大・中型国有企業は775社、制度改革を行った企業は2,639社、関連した余剰人員は70万8,000人にのぼった。2004年10月末時点では、主輔分離作業や制度改革作業の全体プランを申告した中央政府直属企業は計62社で、現在までに43社のプランに返答が送付されている。

### 4) 存在する問題

第一に、法規実施後に存在する問題について。国有企業制度改革と国有財産権移譲作業は大きな進展を遂げたが、一部問題が存在する。顕著な例は、経営陣による企業買収（MBO）と国有財産権取引の規範の欠如や、一部企業のMBOプロセスのなかで企業の担当責任者が自身で売買を行い、操作が不透明であることなどである。国有財産権や実物資産を融資の担保とし、買収リスクや経営リスクをすべて金融組織や買収先の企業に転嫁する例も見られる。投資者や企業職員の合法的権利を損害したり、企業の国有財産移譲を公開せず不透明で、財産権取引所での取引率は低く、基本的に場外取引となっているなどのケースがある。財務審査を緩くしたり、資産評価や原価を偽り水増ししたり、国有資産を過小評価して安く売る場合もある。ある地域では、内

部と外部が結託し、審査を違反して転移を隠し、国有資産を着服してこれを流失させた。

第二は、現行の国有資産管理法上で存在する不足である。

現在、国有資産管理の立法形式は統一されておらず、内容も時事にかなったものであり、立法形式は主に行政法規と行政規則である。

2003年、国有資産監督管理委員会（国資委）が成立したが、国資委の権利と義務の境界を定めるのか。というのも、国資委が掌握し、監督管理する国有資産は巨大であるからであり、国資委は相当大きな権利を付与されたことを意味し、このような権利の使用をいかに制約し管理し評価するか、関連する法律を即座につくられなければならない。これ以外に、国資委は会社法により出資者責任を履行するが、これは十分ではなく、新しい国有資産管理法が求められる。そうでなければ、権力乱用の結果は想像できないものとなる。国有企業の改革は一定の時期を迎え、法律を用いた新しい関係を必要とし、国有資産の流失を防止する。よって、国有資産法を登場させ、公有制と市場経済の間の架け橋を打ち立て、市場経済の方向に沿って、ミクロな経済主体を活性化させ、株式市場の基礎の上に国有経済のコントロール力を体現しなければならない。

## 5) 『国有資産法』

現在既に公布されている『企業国有資産監督管理暫定施行条例』は、国有資産監督管理のために初歩的な枠組みを提供しただけであり、真に成熟した、相対的に完全な国有資産監督管理制度はいまだ将来の『国有資産法』に頼らなければならない、また法規を組み合わせて確立させなければならない。

『国有資産法』は第8・9期の全国人民代表会議の立法計画で打ち立てられた立法項目であり、全国人民代表会議財経委員会の直系組織の関連部門と専門の学者が、起草のリーダーグループと顧問グループと業務グループを構成して、広範な調査研究を基礎に『国有資産法』草案の起草作業を完成させた。しかし中国の国有資産監督管理体制は変革の最中なので、立法者にはいくつかの重要な問題の見解において重大なズレが存在して、該当草案はいまだに全国人民代表会議の審議に回されることができないでいる。目下のところ『国有資産法』は既に第10期全国人民代表会議立法計画のなかに組み込まれていて、既に正式に起草作業が開始されており、この業務では全国人民代表会議の財経委員会が先頭に立って、国有資産監督管理委員会や財政部などの部と委員会が参画している。

しかし中国の『国有資産法』の登場は以下の7つの問題に直面している

第一に、『国有資産法』の調整範囲に関する問題。国有資産は一般に3つ、つまり経営性と行政事業性と資源性の国有資産に分類される。『国有資産法』の調整範囲は全部あるいは一部分の国有資産をカバーして、直接に当法の法律地位の問題に関係する。これに対して、目下のところ主に以下の3種類の異なる意見がある。

1つ目の観点では、『国有資産法』の調整範囲は目下のところ、わずかに経営性の国有資産あるいは企業経営性の国有資産に限られるべきである、と考えられている。理由は、目下のところ重点的に解決すべきは企業の国有資産の問題だからである。2つ

目の観点では、一部から全範囲の『国有資産法』を制定する条件はなお未成熟であり、経営性と行政事業性の国有資産についてのみ適用していくべきであり、資源性の国有資産を調整範囲に入れるのが適当である、と考えられている。3つ目の観点では、できるだけすべての国有資産をカバーしていくべきであり、経営性の国有資産への適用に重点を置くと同時に、資源性と行政事業性の国有資産に対していくつかの原則を定めて、具体的な内容を関連する専門の法律法規によって調整する、と考えられている。

第二に、国有資産の監督管理と発展目標に関する問題。全体からみると、国有資産の管理業務は中国の社会主義市場経済体制を建設して完全なものにするという改革と方向が同じになるよう保持されねばならない。基本的には合理的な使用、効率の向上、価値の保持と価値の増大という要求がなされることとなる。一般的に言えば、国有資産監督管理の目標は価値の保持と価値の増大であり、その具体的な考察の指標はすなわち効果と利益であるが、国有資産はあるときに社会的機能を実現した場合には、価値を保持して増大させる方法がなく、効果と利益の指標をもって評定することは難しい。したがって、国有資産の監督管理と発展目標、及び効果利益指標と効率指標のような評定指標を重視して研究しなければならない。

第三に、国有資産監督管理体制と体系に関する問題。国有資産管理の新体制を構築するには、次の3つの関係について更に研究処理しなければならない。1つには、政府と国有資産出資人との関係で、社会公共管理と出資人管理の間の職責関係を整える。2つには、出資人と企業経営者との関係で、資産所有権と企業経営自主権との関係を整える。3つには、中央政府と地方政府及び政府国有資産管理組織の間の関係で、分業を合理化し、職責を明確にし、責任のなすりあいを減らし、効率を上げる。

第四に、国有資産監督管理組織に関する問題。『国有資産法』の調整範囲は、国有資産監督管理組織の性質、地位、職能を直接決定づけるものである。十六大で確立された国有資産管理新体制についての要求に基づき、中央から地方に至るまで、既に国資委が設立され、国有資産出資人としてその職責を履行している。しかし、体制の問題により、財政部、国防科学工作委員会、国土資源部等の部門も国有資産の監督管理職能を有している。したがって、いかに国有資産監督管理組織を規定するかについては様々な意見があり、更に研究が必要である。

第五に、国有資産経営組織に関する問題。国有資産経営組織は国有資産監督管理組織の委託を受けて国有資産経営に具体的に従事し、価値の維持と増大の責任を負う組織でもあり、政府に権利を授けられて国有資産を経営する特殊企業法人である。現在、法律がこの面の問題をいかに規範化するかについて2つの異なる意見がある。

そのうちの1つは、国資委が出資人の職責を明確に履行している場合においては、専門の国有資産経営組織を設立する必要はないとするもの。もう1つの意見は、専門の国有資産経営組織を設立することは国有資産経営責任を明確にするのに有利であるとする意見である。

第六に、国有資本経営予算制度に関する問題。国有資本経営予算制度設立を『国有資産法』に明確に書き入れ、立法を通じて、国有資本経営予算制度を確立することは重要な意義をもつ。

国有資本の経営予算の実行は、国有資産監督管理組織の国有資産出資人としての職

責を履行する重要な方式であり、国民経済の配置と構造を調整するための重要な手段でもある。また、国有資本管理と運営に評価、考課を行う重要な役割をもつ。しかるに、国有資本経営予算編成については、いまだに異なる意見がある。

第七に、混合経済中の国有株式管理の問題。混合経済中の国有株式に対する効果的な管理については現在、各級の国有資産管理部門、各主管部門及び一部の企業が急を要する問題として実際に直面している。

ひとつの観点として、混合経済中の国有株式管理については、投資関係に規範が加われば、行政手段で管理することはできなくなる。株式参加する会社の高級管理者の管理も国有及び国有持ち株企業の管理方式を参照することができなくなる。改めて党の幹部管理原則を株式参加会社での具体的な実行について検討する必要がある。さらに別の観点では、株式の参加する会社の株式管理は公司法が確立したフレームの下で進行すべきであり、『国有資産法』と既存の法律とのリンクをしっかりと行うと同時に行政手段の乱用を防止することも必要である。

### 3-3-2 民法

民法とは平等主体（自然人、法人）間の財産関係と人と人との法律関係を規律する法律である。

中国ではここ20年間に、大量の民・商関連の法律や法規が制定・公布され、初歩的な意味で、中国の特色のある社会主義民・商法体系が形成された。一方では、「民法通則」と「経済契約法」、「継承法」、「婚姻法」及び「養子法」と民法典の重要部分がほぼ含まれている。すなわち総則、債権、親族、継承人である。また一方で、中国は民間商事関係の基本分野がすべて民事法律、法規を立案しており、ほぼ法に基づいている。

民法の重要組織部分である「担保法」、競売法及び契約法については、近年法律の改善でわずかに新たな動向が現れた。下記にその3つの法律の分析を取り上げた。

#### (1) 『担保法』

##### 1) 制定の背景

1995年10月『中華人民共和国担保法』（以下、『担保法』という）の公布実施は中国の物権行為及び債権制度の更なる改善である。物権法の基盤がないことで、いまだ『担保法』の規定は割に原則のままである。ここ数年、裁判所が審理する保証契約の紛糾案件は、ただ数量が多いだけでなく、範囲が広く、借金、売買、加工請負、建築工事等各種の債権の発生、物権変動行為がある。しかも状況が非常に複雑で、審判の法律適用で困惑することもあり、理論上の争議を引き起こすなど、司法の厳粛性と統一性に影響を与えた。『担保法』を使用する際に遭遇する新しい状況と問題を解決するため、最高人民法院は2000年12月、『〈中華人民共和国担保法〉適用についての若干問題の解釈』（以下『解釈』という）を公布した。ただし、原則的には既存の『担保法』の条文の範囲を超えることはない。

##### 2) 『解釈』の基本状況

『解釈』の基本状況は表3-8のとおりである。

表 3-8 『〈中華人民共和国担保法〉適用についての若干問題の解釈』の基本状況

立法時期	1995年10月『担保法』公布実施、2000年12月いくらかの問題についての『解釈』を公布実施
立法組織	最高民法裁判所
主な条項	保証の認定、無効保証の法律後の結果、保証案件の訴訟時の効果、保証の登録、保証金罰則の適用範囲などの解釈文
立法目標	正確な「中華人民共和国担保法」適用のため、審判実施経験の結合と民法裁判審理の保証紛糾案件の法律問題に適用した解釈文

出典：<http://www.danbaofa.com/html/2003-12-25/20031225143703.htm>

### 3) 法律による主な効果

『担保法』の司法解釈にはいくつかの新しい規則が盛り込まれている。その主なものは次のとおりである。

第一に、『担保法』の規定のあいまいな部分を明確にした。

反担保の規程を明確にした。司法解釈では主に次の2つの問題について明らかにしている。1つは反担保人の範囲である。それは債務者であってもよく、また債務者以外の別の者でもよい。2つには保証の反映の方式である。司法解釈では反担保方式は、債務者が提供する抵当あるいは抵当品でもよく、またその他の者が提供した保証品、抵当、抵当品でもよいと明確にしている。

契約変更は保証責任に影響する。契約の変更と保証人の責任について『担保法』は、債権者と債務者が協議して契約を変更した場合、保証人の書面での同意を取得しなければならず、保証人の書面での同意がない場合、保証人は責任を負担することはない。この規定について、実践のなかでの理解は様々であるため、司法解釈中の第30条に詳細な説明がなされている。

混合共同保証。混合共同保証については、『担保法』28条に規定があるが、この規定については、実践のなかで理解が一致せず、主に物的保証の提供者はだれかというところで理解が分かれる。この点について保証法司法解釈第38条で規定した。保証人と物的保証人は同等の地位にあり、債権者が保証責任負担者を決めるのは債権者の権利であることを明らかにすると同時に、保証人と物的保証人の間に遡求権があることも明確にした。

価値を超えた抵当。『担保法』のこの規定には不合理性が存在しており、担保法司法解釈第51条が次のとおり規定している。抵当人が保証する債券が担保価値を超えた場合、超えた部分は優先に賠償を受ける効力をもたない。

動産質の引き渡し占有の方式が明確にされた。『担保法』の規定によると、動産質の成立には動産の引き渡し占有を成立条件としているが、動産質の設定において、引き渡し占有の方式はどのようなものか、理論上いくつかの考え方があつた。したがって、担保法司法解釈第87条は、占有権の引き渡しを指定された方式でなし得ない場合は、動産質は設定できない。同時に、担保法司法解釈第88条ではさらに、引き渡し方式の指示をもって動産の抵当品を設定できることを認めた。

保証金罰則の適用。『担保法』は違約金罰則の適用規定の原則について、「債務不履行

による罰則規定適用」としか規定しておらず、債務不履行の意義が明確にされていない。したがって、実践のなかで認識が大きく分かれる。担保法解釈第120条では保証金罰則の適用原則を明確にした。

第二に、新しく担保法規則を確立した。これらの規則は次のいくつかの点に表されている。

無効保証契約中の保証人の遡求権。『担保法』の規定によると、保証契約が有効である場合、保証人は保証責任を負ったのち、債務者に遡求する権利を有する。しかし、保証契約が無効な場合は、保証人が賠償責任を負ったのち、債務者に遡求できるのか否かについて、『担保法』には規定がない。司法解釈では、保証人の無効保証契約下での遡求権問題について、「過失責任についても遡求できる」との先例を創始する。

主契約解除後の保証人の保証責任。主契約解除後、保証人は保証責任を負うべきかという点について、理論上は異なる考え方がある。これについて、担保法司法解釈第10条は次のとおり規定している。主契約解除後、保証人は債務者が追うべき民事責任についてやはり保証責任を負担しなければならない。ただし、保証契約に別途約定がある場合はこの限りではない。

保証人の時効利益の放棄。担保法司法解釈第35条は、保証人が自動的に履行する保証責任と債務に対する保証の2種を規定した。

抵当権の不可分性。この点について、『担保法』は規定していない。担保法司法解釈第71、72条で規定した。

共同保証と所有者抵当権。『担保法』には規定がないが、担保法司法解釈第75条と第77条がそれぞれ規定した。

動産質と留置権の善意の取得。『担保法』に明確な規定はない。担保法司法解釈第84条が動産質の善意の取得を認めたことは合理的である。108条では留置権の善意の取得を認めた。

保証金の種類。『担保法』は違約金1種類のみを規定しただけで、その他の形式の保証金を規定しなかった。保証法司法解釈では予約金、予約保証金、解約金の3種の保証金について規定した。

#### 4) 『解釈』そのものに存在する不足

第一に、立法とかみ合わない解釈。主なものは次のとおりである。

保証期間の性質。理論上、意見が大きく分かれる。『担保法』第2条規定の保証期間は訴訟時効が中断した際に適用される規定である。しかもその司法解釈には排斥期間の観点が入り入れられている。争議の原因となる『担保法』第25条では明確に、保証期間はいかなる事由によっても中断、中止、延長されることはない」と規定している。この解釈は明らかに『担保法』の規定に違反しており、法律適用上の障害となり得るもので、この解釈が妥当であるか否かについては疑問がある。

抵当権の設定。担保法司法解釈第59条では『担保法』が規定する抵当権の成立条件を修正した。

抵当権的追及効力。『担保法』第49条の規定では、実際上は抵当権の追及効力を否定している、これは物権原理に適合せず、改正されるべきである。これに対して、司法解



積では抵当権の追及効力を明確にしている。この解釈は妥当である。ただし、問題はこの『解釈』が『担保法』の規定に明らかに違反している点である。同時に、いくつかの未登記の動産抵当権が並存している場合の保証を受ける順序についての解釈にも問題がある。司法解釈自体は合理的であるが、『担保法』に違反している。

保証金罰則の免除。担保法司法解釈の「不慮の事件による契約履行不能の際に、保証金罰則規定を適用しない」という部分は、契約法の違約責任の規定に符合しない。

第二に、いくつかの解釈に合理性を欠く。以下の数点から説明する。

保証契約無効の責任処理。『担保法』第5条第2項規定では、保証契約の無効確認後、債務者、保証人、債権者に過失があった場合、その過失について各自が相応の民事責任を負担しなければならない。この規定は民事責任の一般原理に符合する。司法解釈は保証契約無効の責任処理について規定している。しかしこの種の解釈には不合理なところがある。例えば、主契約が有効で保証契約が無効な場合の保証人の責任解釈に不合理がある。過失の大小によらず責任を確定し、機械的に保証人の責任を債務者の償還不能部分の2分の1を超えないと規定することは、過失の責任中での作用の確定を無視することになる。

契約の訴訟時効の保証。担保法司法解釈第34条第1項に規定する一般保証契約の訴訟時効の計算についての解釈は不合理である。判決あるいは仲裁採決発効日から起算して時効を計算すると、強制執行手続きが完結していないのに、保証契約の訴訟時効が成立してしまうというケースが発生する可能性がある。同時に、保証債務訴訟の時効の中断、中止の規定である。これにも不合理なところがある。保証債務訴訟時効の中断については、民法通則の規定によると、訴訟時効の中断事由には訴訟の提起、権利人の請求提出並びに義務人の義務履行同意が含まれる。司法解釈からみると、訴訟時効期間の起算点が異なる。一般的に保証債務訴訟の時効起算は主債務訴訟時効の起算時期より遅い。それでは主債務訴訟時効が中断した場合、一般に保証債務の訴訟時効はまだ起算されていないとなれば、中断を論じることはできない。したがって、この解釈は理論上、通らない。

第三に、いくつかの解釈の表現があいまいである。主に以下の数点がある。

国家機関並びに公益機構の保証契約無効問題。担保法司法解釈第3条規定では、国家機関並びに公益事業を目的とする機構・社会団体が法律規定に違反して保証を提供した場合、保証契約は無効である。これにより債権者に損失を与えた場合、『担保法』第5条第2項の規定によって処理する。この規定には明らかに表現されていない点がある。1つには真の立法意図が反映されていないことである。いかなる主体も法律規定に違反して保証を提供した場合は無効となる。2つには、国家機関並びに公共の利益機構が提供した保証について、保証契約の無効自体に問題が存在する。3つには、保証契約が無効となった場合の責任処理が明らかではない。

連帯共同保証問題。『担保法』第12条規定によると、共同保証には連帯共同保証と分割共同保証がある。共同保証に関しては、担保法司法解釈の規定では連帯共同保証と連帯責任保証とを混同して論じている。

保証人の免責事由。『担保法』の保証人の免責事由について、担保法司法解釈が補充規定をしており、この補充規定は合理的である。ただしこの解釈には以下の問題が存在す

る。1つには権利行使怠慢というのは意味不明で、債務者に債務履行の義務をつけていないこと、あるいは裁判所に起訴していないことを指しているか明らかにしていない。2つには債権者の権利行使の放棄あるいは怠慢が当該財産への執行不能を引き起こした場合、保証人はその提供した財産の実際価値範囲内で保証責任を免除されるのか否か。

間接的占有の場合の抵当権契約の設定。担保法司法解释第88条規定では、質権提供人が間接占有する財産をもって質権提供した場合、抵当権設定契約の書面を占有人に送達することで引き渡しとみなされる。占有人が質権設定通知を受け取ったのち、質権提供人の質権提供財産の処分指示を受け取った場合、当該行為は無効となる。この解釈は引き渡し指示を根拠に質権を設定することを肯定している。しかしこの解釈には明らかな欠陥が存在する。1つには、質権設定契約が書面で占有人に通知された時点を引き渡しとみなすという言い方は不成立である。契約では引き渡し問題は発生せず、ただ質物に引き渡しという問題が発生するからである。2つには、占有人が質権設定通知を受領後、更に質権提供人の質権設定財産の処分の指示を受けた場合、この行為は一律に無効であり、善意の取得制度に符合しない。

第四に、いくつかの解釈は一層の改善が待たれる。

抵当権の担保添付物への効力。この問題に関して、『担保法』には明文による規定がない。担保法司法解释第62条に規定されており、この解釈は基本的に合理的で、抵当権の物上代位性と追効力的基本原則に適合しているが、しかしこの解釈には抵当権についての効力範囲と行使範囲についての一定の制限が設けられていない。妥当性を失っている。

物権保証が並存している場合の保証を受ける順序。この問題は『担保法』に規定がなく、司法解释については第79条に規定されている。結局は合理的であるが、法定登記した抵当権と質権が並存している場合の保証を受ける順序は合理性が尽くされていない。なぜならば、設定の先か後かの順序を考慮していないため、物権法の公示平等の原則に違反している。

## (2) 『競売法』

中国は1996年、『中華人民共和国競売法』を発表し、1997年に実施を始めた。2004年末に全国人民代表大会常務委員会は『競売法』を下記のとおり修正する決定を下した。第5条第3項と第12条第5項の削除。2004年、商務部は『競売管理弁法』(以下『弁法』という)を起草し、2005年1月1日に正式に実施した。この『弁法』では競売に新しい規定がなされたので、重点的にこの『弁法』について説明する。

### 1) 制定の背景

『競売法』は1997年に実施されて以来、機構改革等の原因で、関連の細則あるいは規定が発表されていない。競売業の急速な発展、競売分野の不断の開拓に伴い、競売業界には多くの新しい状況や新しい問題が出現した。『競売法』のいくつかの規定は原則的で、競売企業の行為規範については具体的、細緻な規定がない。ここ数年来、社会各界では『競売法』の修正あるいは関連の細則あるいは条例の発表を求める声が高いが、目下の状況からみると、『競売法』修正あるいは実施細則の発表には比較的長い

時間が必要であると思われる。したがって、『弁法』の制定と発表が『競売法』の補充と充実には必要であった。

中国のWTO加盟合意事項では、競売人はコミッションによる代行サービスのひとつで、2004年12月11日までにすべて対外開放された。商務部が発表した『外商投資商業分野管理弁法』は外商投資による競売企業を規定する弁法を別途制定した。制定発表された『弁法』の外商投資競売企業の参入と退出についての明確な規定は、競売業の対外開放を推進し、外資を誘導するものである。

## 2) 『弁法』の基本状況

『弁法』の基本状況は表3-9のとおりである。

表3-9 『競売管理弁法』の基本状況

立法時期	2004年11月発布、2005年1月1日正式実施
立法組織	商務部
主な条項	競売企業の設立、変更並びに終了、外商投資競売企業、競売従業員及び経済活動、監督管理、法律責任等に明確な規定を行った
立法目標	競売行為の規範化、競売秩序の維持、競売業の対外開放推進、競売業の健全な発展の促進

出典：<http://new.chemnet.com.cn/chemnews/2004/04/20/111646.html>

## 3) 法律が取得した主な成果

競売企業分支組織の設立、企業の退出及び従業員等について明確に規定すると同時に、外商投資競売企業の市場参入、変更、退出、監督管理等の内容を追加した。また進んだ競売経営ノウハウをもち、強い経済力及び国際競売経営ネットワークをもった外国人投資家に対して、必要な政策上の優遇を与え、基本的に内外資の一致を保証した。その実施は競売市場を規範化した。いくつかの小型で規範のない会社が徐々に市場に進出すると同時に、外資企業を経済業界に誘導した。

## 4) 存在する問題

競売業は急速に発展していると同時に、いくつかの問題が発生している。以下の2つの面がある。

第一に、立法上に欠陥がある。例えば、ネットオークションの展開は我々の生活に未曾有の便利をもたらしたが、相応の法律規範がなく、価格釣り上げ、悪意の競売価格、商品資料が実際と符合しない等のケースが多々発生し、しかも被害者は相応の救済を得られない。

第二に、『競売法』実施後に業界が抱える問題がある。

その1：競売企業の優勝劣敗の市場メカニズムが不健全で、競売企業数が多く、規模が小さく、組織化のレベルが低い。

その2：競売市場の発展が不十分で、専門化による分業が明らかでなく、企業の市場競争力が弱い。多くの企業の経営が政府部門だけに触角を伸ばしており、市場

化運営とサービスの仕組みを欠いている。

その3：いくつかの部門委の競売委託が科学性、合理性、透明度を欠いており、競売企業がその行為の優位性に強く依存し、標的をねらって競い合うというケースを招き、自らの規模化、専門化及び市場開拓能力を育成することを重視していない。

その4：競売対象の出処が集中しすぎており、不当競争行為を引き起こすケースが増え、競売業界の社会的信用度並びに公的物件の競売の規範化に影響を与えている。

その5：競売従業員の構造が合理的でなく、総合的な資質の向上が待たれる。

### (3) 『契約法』

#### 1) 制定の背景

1999年『中華人民共和国契約法』（以下、『契約法』という）の発布により、中国の1980年代からの『経済契約法』『技術契約法』『対外経済契約法』に分けられていた状態が終わった。これらの法にはすべて濃厚な行政の色彩があり、中国の市場経済の展開と全国統一大市場建設の需要及びWTOルールには適応しない。WTO加盟前に発表されたこの法律は市場取引に統一的なルールを提供すると同時に、契約法調整の分野で、従来の法律価値に変化が起り、新しい価値の形成が始まった。

#### 2) 法律の基本状況

『契約法』の基本状況は表3-10のとおりである。

表3-10 『契約法』の基本状況

立法時期	1999年発布実施
立法組織	最高人民法院
主な条項	電子契約、予約、承諾事項、代位権、取り消し権、契約を結ぶ過失及び予期の契約違反等制度の原則的な規定設定
立法目標	契約当事者の合法的権利を保護し、社会経済の秩序を維持し、社会主義現代化建設を促進するために、本法を制定

出典：[http://www.zgxb.com/contract\\_gb.htm](http://www.zgxb.com/contract_gb.htm)

#### 3) 法律の主な成果

第一に、契約締結の制度の充実と創新。主に以下の点に現れている。

契約形式が単一から多様に。元の『契約法』は契約形式について非選択性規範をとっており、契約は書面の形をとるべしと規定していた。新しい『契約法』第10条規定では、当事者が契約を締結する場合、書面、口頭並びにその他の形式がある。

契約の成立。予約と承諾制度の創設と保障。契約成立は法律関係の確立が前提であり、市場取引の安全と収益を確保するため、新『契約法』は契約成立の予約必要と承諾制度を掲げ、当事者が契約を結ぶ場合、予約と承諾の方式を採用することを規定した。

格式条項を制約し公平な競争を維持する。公平な競争を維持し、弱者の権利保護を確

保するため、『契約法』は格式条項に厳格な制限を設けた。

第二に、契約効力制度の充実と創新。主に以下の面に現れている。

条件付き、発効期限付きの契約を改善した。契約が十分に当事者の自由な意思を反映し、当事者の契約過程での主張権利、履行義務を反映、契約効力が一層強い拘束力と適応力をもつために、『契約法』は当事者が契約効力に対して条件を定めることができるとした。

表見代理の制度を整備した。表見代理制度は、実質的には本人が一定の条件の下で、物権代理人の行為に責任を負うことで、合理的に相手を保護し、時に善意の第三者の合法的権利を保護する。

変更権と撤廃権を整備した。『契約法』の規定では、重大な誤解に基づいて契約を締結した場合、一方による欺瞞、脅迫などの手段により真実の意思に背いた状態で締結した場合、当事者の一方、被害を被った側は人民法院あるいは仲裁組織に契約の変更あるいは撤廃を請求することができる。

第三に、契約履行制度の改善と創新。『契約法』は契約履行保障制度を創設した。主に、下記の内容がある。

その1：抗弁権制度。契約の欺瞞あるいは債務忌避を防止するため、債権者の債権行使と実現を促すために、『契約法』は抗弁権、代行権、撤廃権及び違約責任などの保全措置を採用した。

その2：撤廃権制度。債権者の撤廃権乱用を防止するため、『契約法』は撤廃権行使条件を規定した。

第四に、違約責任制度の改善と創新。違約責任制度は契約秩序を維持し、契約当事者の合法的権利を保障し、契約紛争を効果的に解決し、契約リスクを防ぐための重要な保障制度である。『契約法』はこれに対して全面的・厳粛・具体的・操作可能な規範を設けた。

#### 4) 存在する問題

5年の司法実践の経験を経て、本法律は自然人、法人並びにその他の組織の利益を保護し、市場取引のルールを改善し、社会主義市場経済の健全な発展確保等の面で重要な役割を果たした。ただし、『契約法』にもいくつかの不足点がある。主に下記のとおりである。

第一に、進んだ制度についての規定を欠き、いくつかの具体的な契約が漏れている。例えば、総則部分には契約違反、不当な影響、情勢の変化、第三者による債権侵害、過失相抵と損益相抵等の進んだ制度についての規定がない。分則の部分では、観光、雇用、パートナーシップ、貯蓄、決算、諮問、借用、教育医療サービス等の具体的な契約が漏れている。

第二に、『契約法』の規定には昔のままの部分があり、現在のニーズへの広範な適用性を欠いている。

『契約法』のなかの電子契約の規定は簡単に過ぎ、実践のニーズに適応できない。『契約法』中の電子契約に関する規定は、総則部分の条項に触れられているだけで、その規定は原則的すぎて、実現可能性に乏しい。しかもコンピューター情報取引については、

電子自助、電子署名、電子の間違い、電子代行、コンピュータープログラムの修正について、一般小売業契約の明示同意並びに前もって見て審査する機会、システム使用契約等の面に立法の空白が存在する。

第三に、経済のグローバル化に伴い、大陸法系と英米法系の立法、特に私法分野でしだいに融合の態勢ができてきているが、中国の『契約法』はまだこの展開のトレンドに順応できてはいない。

### 3-3-3 商 法

商法とは商品経済関係のなかの商人、商業組織、商業活動を調整する法律である。

現代的意義での商法体系は、従来の商事活動主体、商事行為、公司、手形、保険、海商、破産等の法律規範をはじめ、企業法、商業法、銀行並びに金融及びその他のいくつかの生産、販売活動関連の法律規範である。

ここ数年の市場経済分野では、公司法、外商投資関連の法令及び合併買収法もいくつかの新しい修正の動きが出現しており、商業活動全体での影響が比較的大きい。そこで、これら3つの法律について特に説明を行う。

#### (1) 『公司法』

##### 1) 制定の背景

『公司法』は1993年12月29日に第8回全国人民代表会議常務委員会第5次会议を通過し、これに続いて全国人民代表会議常務委員会が1999年12月25日に『公司法修正に関する決定』を作成し、国有独資公司監事会を増設し、ハイテク株式有限会社の新株発行と株式上場の条件等を緩和した。これらの修正は重要な現実的意義をもつが、『公司法』の全面修正が実施されたわけではない。

現行の『公司法』は計画経済体制の痕を残しているのみではなく、しかもいくつかの関連法律に衝突がある。社会投資と公司の実践の急速な展開に伴い、『公司法』で解決されるべきかなり多くの新しい問題が提出された。さらに中国のWTO加盟により、現行の『公司法』とWTOルールに表現されているいくつかの基本原則と基本精神が互いに適応しない。例えば従来の法体系では、外資が参入できる業界並びに分野について多くの制限を規定し、外商投資の公司の設立条件並びに手続き、株式の発行と売買、外国為替管理等の面でのいくつかの特別な規定が設けられており、それらのがかなり多くが時代の要求に適合しなくなっている。したがって、『公司法』修正と改善の必要性和緊急性がますます際立ってきた。

2004年、『行政許可法』の発布と実施に伴い、国務院法制弁公室の曹康泰主任を責任者とする公司法修正グループが『公司法』の修正を開始した。具体的な修正状況は表3-11のとおりである。

表 3 - 11 2004 年度『公司法』修正作業

2004 年 2 月	国务院法制弁公室が『公司法』修正作業を開始
2004 年 5 月	第 1 稿完成
2004 年 7 月 5 日	草案起草作業終了 意見徴収稿が関連部門に配布され、意見ヒアリング手続きが始まる。
2004 年 8 月 10 日	意見徴集稿のヒアリング手続き終了
2004 年 8 月 23 日	第 10 期全国人民代表大会常務委員会第 11 次会議に提出され審議されて、このうちの一部が採用、実施された。
2004 年 12 月	国务院法制弁公室が企画し起草した『公司法』修正草案が国务院常務會議で審議され原則的に通過した。
2005 年 2 月	第 10 期全国人民代表大会常務委員会第 14 次會議で初めて、国务院に提出された『公司法』修正草案が審議された。

出典：全国人民代表大会ウェブサイト (<http://www.npc.gov.cn>) 資料より

2) 法律修正の基本状況

『公司法』修正の基本状況は表 3 - 12 のとおりである。

表 3 - 12 『公司法』修正の基本状況

立法時期	1993 年発布、1999 年修正。2004 年再び改善と修正が行われ、既に草案が発表されている。
立法組織	国务院法制弁公室が主管し、商務部、証券監督管理委員会、工商行政管理総局、銀行業界監督管理委員会、国有資産監督管理委員会が参与部門として参与。また専門家グループを設けて顧問として起草作業を支援
主な条項	一人会社についての制限を追加。株式でも出資が可能となる。株式は自然継承することはできない。社長の権限を定める。従業員の監事会参加。会社の抹消。債務逃れが困難に。
立法目標	現代企業制度構築の必要に適應するため、会社の組織と行為を規範化し、公司、株主並びに債権者の合法的権利を保護し、經濟秩序を維持し、社会主義市場經濟の發展を促進する。

出典：全国人民代表大会ウェブサイト (<http://www.npc.gov.cn>) 資料より

3) 現行の『公司法』の成果

現行の『公司法』は実施から 10 年あまりを経て、科学的に規範化された会社の組織づくり、経営行為、債権者と投資者の利益の合理的なバランスの面で、社会經濟秩序安定の効果的な維持に極めて重要な役割を果たしており、国有企業の改革を効果的に促進してきた。

4) 存在する問題

法律の実施過程で、現行の『公司法』そのものに原則性が強く、操作性に劣り、法律でカバーできない部分が多い等の問題が存在する。具体的には次のとおりである。

第一に、公司法体系に統一性が欠ける。中国のトップダウンの改革モードが、公司法関連法の多元化の原因となっている。全国人民代表会議及びその常務委員会、國務院、各部委局及び各地方政府の『公司法』の立法が次々と現れて尽きることがない。中国の一連の『公司法』が体系上で参照する法律が多面的であることも、中国の公司法関連法の体系的統一性の欠如の原因である。現行の『公司法』の多くの規定制度に原則となる規定を見ることができない。

第二に、『公司法』と関連法との連動メカニズムに欠ける。『公司法』の関連法としての証券法、銀行法、保険法、税法、外為管理法、外資法、知的財産権法、反不当競争法は『公司法』と協調的に運用されるべき法律上の周辺環境であるが、実践過程での相互連動メカニズムが欠けている。

第三に、『公司法』の実現の仕組みが理想的とはいえない。現行の『公司法』そのものは、その実施過程で以下のような障害を抱えている。

国有公司制改革の実現に対する障害。1つは、1993年の『公司法』は公司を市場主体としてのみとらえ、投資経営のツールとしての見方をとらなかったために、『公司法』に多くの問題が発生した。市場主体としての公司は、結局は経営者の意思を具体化するものであるのか、株主全体の利益を代表するものであるのか。内部の意思を表面化させたものか、それとも外部の意思を内部に反映させるものか。現行の『公司法』のガバナンス構造の欠陥の改善が待たれる。2つには、1993年の『公司法』は、国有独資公司のために定められた規定であり、その目的は国有企業の組織形式並びに財産関係を確立することにある。だが、多くの国有企業はまだ市場の競争によく対応できない。『公司法』は国有企業の改革の任務を負い続けるべきかどうか、またいかなる程度までその任務を負うべきかという2つの難題を抱えている。

訴訟への持ち込みに対する障害、すなわち『公司法』の司法による救済の問題。現行の『公司法』は民事立法中の「実体重視、手続軽視」の考え方の影響を受け、株主あるいは監事会の監事がいかにして訴訟手続きを通して直接裁判所に提訴して株主の利益を保護し、公司全体の利益を保護するかの規定が非常にあいまいである。

第四に、設立条件についての規定が不足しており、制定時の環境、条件による制限を受ける。『公司法』の公司設立制度に係る規定にはいくつかの問題があるが、その主なものは設立条件が厳しすぎ、設立手続きの簡素化が足りないことである。例えば、株主数の制限については、『公司法』では有限責任公司設立には、2人から50人を上回らない株主数を必要とし、自然人が1人で有限責任公司を設立することを許していない。高すぎる登録資本金最低限度額は、投資の敷居が高すぎることを意味し、国内外投資の投資積極性に影響を与える。さらに、登録資本と実際納入資本が等しくなければならないとする規定は、一部の資金を遊休状態に置き、資本の使用効率を下げる。

第五に、組織構造の設置に欠陥が存在する。例えば、有限責任公司の組織構造について、法律の強制性規定が多く、公司規程に残された空間が小さすぎ、投資家の積極性を促すのに不利である。さらに、株式有限公司の組織構造設置では、株式制公司中の董事会と監事会は互いに干渉し合わない組織であり、両者が株主大会のみに責任を負う。また監事会は重大な経営上の意思決定権がなく、董事任免権や報酬決定権もなく、ただ監督のみを担当するが、現実には往々にして形骸化している。



第六に、『公司法』は経営者に対する奨励のメカニズムを欠いている。現行の『公司法』には、董事、經理に対する報酬についての相応の保障メカニズムが提供されていない。多くの国有公司は奨励のなかで提唱すべき道德準則並びに遵守すべき經濟準則の間の境界があいまいになっており、国有公司の報酬制度はやはり上級行政機関主導型で、大部分の民営公司は株主ないし監事の支配力が微弱で、經營支配權を掌握する經營者は自ら自己の報酬を決定することになっている。公司の報酬の組み合わせが単一で、はなはだしくは欠いている点も解決が待たれる問題である。公司經營者の給与、賞与以外にも、經營者が公司の当面の利益と長期的な利益とを結びつけるよう効果的に促すための一項としての、經營者利益と公司の利益とを同じ歩調で増加させるオプション制度が現行の法律のなかでは明確でなく、『公司法』の報酬の組み合わせに長期の奨励要素が欠けている。さらに、『公司法』では、經營者の報酬がどのような条件下で差し引かれるか、解雇の方法をいかに設定するかの規定が基本的には空白となっている。

第七に、中小株主の權利保護に欠陥が存在する。現行の『公司法』は、資本多数決の原則で株主の權利と義務を規定している。資本多数決とは、『公司法』の株式平等に基づいて確立された基本原則で、株主平等はまた1株1投票權で實現される。このようにして、必然的に大株主の地位の優勢と小口株主の弱勢をつくりだす。現代、各国の公司法は多数規則の原則を維持することを前提に、実体法あるいは手続法を通じて、絶えず小口株主の特殊な保護を強化することがひとつの展開の傾向となっている。

第八に、株式移讓規定に欠陥が存在する。『公司法』第41条の規定では、有限責任公司の株主は出資比率により代表權を行使する。第35条の規定では、公司の株主は株主以外の者に出資分を移讓する場合、株主全体の半数の同意を得なければならない。ここでいう株主全体と株主会の関係はなにか、過半数の同意とは株数かあるいは株主人数のことか。実務のなかで極めて容易に異論が生じるところである。

## (2) 外商投資関連の政策法規

### 1) 修正の背景

中国既存の法律体系は主に、外資参入段階につくられたもので、外資經營において外商による株式支配から生じた多くの問題について、既存の外資法は規範を与えていない。さらにWTO加盟については、外資法中に『貿易に関連した投資措置協定』(TRIMs)に適合しない原則がある。例えば外資の超国民待遇、低い国民待遇及び数量制限の原則等である。そこで、WTO加盟の要求に適応し、対外開放、外資吸収作業を一層改善するために、中国は2000年、『中外合作經營企業法』『外資企業法』を修正し、2001年には『中外合資經營企業法』を修正した。これら3つの法律の修正内容は主に、外商投資企業に対する外貨バランス要求、ローカルポジションに対する要求、輸出実績に対する要求並びに企業生産計画提出条項の撤廃である。

2004年11月、国家發改委と商務部は、『外商投資産業指導目録』を修正した。新しい産業ガイドの基本状況を下記のとおり説明する。

### 2) 新しい産業指導目録の基本状況

新しい産業指導目録の基本状況は表3-13のとおりである。

表 3 - 13 『外商投資産業指導目録』の基本状況

立法時期	2004年11月に修正を行い、2005年1月1日実施
立法組織	国家発改委、商務部
主な条項	国内の発展急務の産業と製品を奨励類に追加し、あるいは元の奨励類項目に修正を加え、奨励の内容を拡大する。外資参入の範囲を緩和し、サービス業の対外開放のステップを速める。国家マクロコントロール要求に適應するため、一部の業界の盲目的で低レベルの投資を抑止する。
立法目標	国民経済社会発展と産業構造調整の需要に適應する。

出典：<http://www.sdpc.gov.cn/a/news/200412101b.htm>

### 3) 外商投資法修正により獲得した成果

中国外商投資企業法の修正と改善は、主にTRIMs協議の標準に沿って、国民待遇の原則に違反する投資措置を徐々に修正し、外商投資企業の設立を促進・規範化し、外国の直接投資の吸収を拡大するのに非常に重要な役割を果たした。具体的には現地ポジション要求の撤廃、貿易バランス要求の撤廃、輸出実績要求の撤廃、外商投資企業の経営自主権の一層の拡大である。

### 4) 外商投資法に存在する問題

現行の外商投資法には下記のとおり多くの問題が存在している。

第一に、法律、法規の地位の問題。現行の外商投資法律は3つの基本法と大量の法規により構成されている。国務院が制定発布した行政法規、各部委が制定発布した規定及び地方性法規等である。理論上は、基本法の地位は法規より高いが、中国の実情では、国務院が制定する何らかの実施条例あるいは細則、関連部委が制定した規定並びに地方性の法規は基本法より高い地位にあり、法律の権威性、厳肅性、効力を損ねている。

第二に、授權にかかわる立法の問題。中国では三資企業に係る授權立法が規範化されておらず、授權を受けた機関が制定した法規を発布するにあたり、ほとんど授權側の説明が見られず、すべての涉外法、法規がその固定した職権により制定されている。人民代表大会及びその常務委員会と国務院が制定する行政法規と省人民代表大会及びその常務委員会が制定する地方性法規には分かりやすい境界がなく、実際の運用にあたり、時には地方政府が国家の法律法規を超えた外資吸収の地方性法規を制定することもある。

第三に、国民待遇における上位の偏りの問題。

その1：税収優遇。長期にわたり、中国は「課税は軽く、優遇は手厚く、手続きは簡単に」の涉外税収の原則をとり、外商投資企業に対し、30あまりの課税減免規程を制定した。課税優遇政策は中国の外資吸収の初期に重要な役割を果たした。しかし今では、優遇措置が国際投資の重要な主体である多国籍企業の注目の対象になることはあり得ない。彼らは投資環境全体を重視している。優遇政策は国家の税収を犠牲にし、国内企業に競争中での不利な地位を強いるものである。

その2：登録資本金。登録資本金について、中国は立法上、外商企業にかなりの優遇政策を実施しており、『公司法』に一致しない。例えば、外商投資企業の納める資本、登録資本金の最低限度額、株主の出資引き上げ許可等である。

その3：主体に関しては、三資法では中国の個人は中外合資あるいは合作主体になることはできない。この点は『公司法』並びに市場発展の傾向に適合するものではない。

### (3) 買収合併法

#### 1) 中国買収合併法の現状

現在のところ、中国の買収・合併・再編に係る法律は3つに分類される。すなわち第1類：企業合併（民法通則、公司法、全民企業法、集体企業条例、三資企業法等）、第2類：企業買収（公司法、証券法、上場会社買収管理弁法）、第3類：外資の中国企業買収合併参与についての立法（外商への上場会社国有株式並びに法人株移譲にかかわる問題の通知、外資利用による国有企業組織改編暫行規定、外国投資家による境内企業買収合併暫行規定等の重要な法律数編を含む）である。ただしこれらの法律にはすべて改善の必要がある。

第1類の法律のうち、公司法以外の法律法規はただ合併の審査承認あるいは登記及び債務負担についての原則を規定するのみで、企業立法には具体的な規定がほとんどない。非公司企業の合併に依拠すべき法律がない。企業立法とのリンク、統一を徐々に実現し、所有制に根ざした立法、内外資立法を撤廃すると同時に、株主の権利保護、債権者の利益保護制度を充実させることを提案する。第2類法律については、公司法の証券法の修正を通して、適度に規制を緩和することを提案する。例えば、投資シフトの規制、株主移譲出資に関連する規定等。第3類法律については、外資による買収合併については審査を適度に低減し、国有財産権移譲に関する規則を立法により確立し、反独占法を制定する。

#### 2) 買収合併法に存在する問題

中国の目下の買収合併は、まったく法的依拠がないわけではなく、一部には依拠する法律がある。ただし、このなかでも、法律法規が散漫で、システムティックではないことに加えて、規定そのものに多くの問題や欠陥がある。それは主に次の点に集中している。

第一に、法律効力のレベルが低い。中国現行の企業買収関連の法律の大多数が国務院及びその部委が発表した「条例」「弁法」「通知」等の行政法規、規定並びに各地方政府発表したいくつかの地方性法規であり、全国人民代表会議及び人民代表会議常務委員会が制定した法律はほんのわずかの比重を占めるばかりで、しかも内容が極端に限られている。これでは、企業買収合併の法律の権威性が大幅に低下し、一般適用性が制限されてしまう。

第二に、法律規範間の一致性に乏しく、なかには衝突するものもある。買収合併問題で、中国には一元的な法令がなく、各部門が発し、さらに長年の立法習慣があるため、企業の性質、所有制、形式によってそれぞれ異なる規定が作成され、多くの規定間にはしばしば衝突が起こる。例えば、集体企業M&Aに関して、いかに批准を得るか、批准が必要なのかという問題についても、関係規定の間に大きな不一致がある。

第三に、法律規範に系統性が欠如しており、法律の穴が存在する。買収合併中のいくつかの基本的な問題について、中国はいまもって規定していない。例えば買収における

株券にかかわる特別権、オプション、株式申込証等で、いかなる規定もないが、実際には多くの上場会社の株券にこれらの権利が付与されている。

第四に、法律規範に操作性が欠けており、いくつかの規範は実際にそぐわない。例えば『株式発行と売買管理暫行条例』第48条規定は「発起人以外のいかなる法人も直接あるいは間接に一つの上場会社が外部発行する一般株式の保有数が100分の30に達した場合、当該事実発生の日から起算して45作業日以内に、当該会社のすべての株式所有者に対して買収の要約を発表する。当該保有者が望むか否かを問わない」。中国立法者が強制的要約とルールを設定したのは良いことである。その依拠する理論の基礎は、既存の株主も同等の機会をもってその持ち分を新しい支配者が出すことのできる最高価格で新しい支配者に売却する権利を有するべき、との考え方である。このようにして、株主の転移リスクに対する要求に対応することができ、同時に、1株の重みはすべて等しいことの具体的な表現でもある。ただし、現在の中国では基本的に実現不可能なものであろう。

### 3-3-4 民事訴訟法

民事訴訟法は国家が制定しあるいは認めた、民事訴訟手続き並びに民事訴訟法律関係の間の権利義務を規範化する法律規範の総和である。

中国の現行の民事訴訟法は1991年に発効し、原則性立法をガイドとして、規則を守りつつ、予測可能の前提の下で、できる限り立法の規定に大きな空間をもたせるものである。しかし、民事訴訟の条文の総体的簡略及び立法解釈の欠如により、民事訴訟法発布後、最高人民法院は一連の司法解釈と内部文書を発表した。司法解釈は極度に拡張され、民事訴訟法は既に各種各様の司法解釈、司法措置より支解され、民事訴訟法は既に支離滅裂、はなはだしくは宙に浮いた状態で、著しく民事訴訟法の完全性、統一性を損壊している。このような状況の下、民事訴訟法修正の必要性が生じている。

2003年12月、民事訴訟法の修正は第10回全国人民代表会議常務委員会立法計画の第1類に組み入れられた。目下、中国法曹界の人間は、民事訴訟法に対していくつかの修正意見をもっており、なかでも特に目立ったものは以下のとおりである。新民事訴訟法は人権民事訴訟法であり、中国の国情に不適合で、裁判所の民事訴訟における職権を強調している。個人名義で公益侵害者を提訴することができ、小額訴訟手続きを追加規定した。三審で結審する。

破産法は性質上、民事手続き法の範疇に属するが、民事訴訟法は民事手続き制度の基本法であり、破産手続きは民事訴訟の一種の特別な手続きである。破産法の企業に対する影響は重大であり、したがって、単独に説明を行う必要がある。

#### (1) 破産法

##### 1) 破産法草案発布の背景

現行の破産法『企業破産法（試行）』は1986年に発布されたもので、2002年に公布され、『企業破産案件審理にかかわる若干の問題の既定』が実施された。18年の時間のなかで、企業破産行為は基本的にこの2つの法律及びその他の関連法規に依拠して執行されてきた。ただし、市場経済体制の確立と国有企業の改革の深化に伴い、企業破産に法律と法規に適応しない状況が発生した。したがって法律の修正が必要である。新しい企業破産法草案は1994年に起草された。第10期全国人民代表会議常務委員会は、企業破

産法を正式に5年立法計画に組み入れ、2004年6月21日に初めて第10期全国人民代表会議常務委員会第10次会議で審議された。

## 2) 草案の基本状況

『企業破産法』草案の基本状況は表3-14のとおりである。

表3-14 『企業破産法』草案の基本状況

立法時期	1994年起草、2003年8月再度起草、2004年6月第1次審議
立法組織	全国人民代表会議財經委員会
主な条項	適用範囲をすべての企業類型に拡大。国有企業の政策的破産に余地を留保。破産企業の職員の利益至上。個人破産時機は成熟していない。銀行保険会社破産には承認が必要。再度調整手続きを新しく導入。管理人制度を構築

出典：<http://info.news.hc360.com/html/001/002/003/013/79504.htm> 資料より

元来、2004年12月28日に人民代表大会常務委員会で最終審議されることになっていた『企業破産法』の通過が遅れた。その原因は、2つの点での異論である。1つは職員の労働債権と抵当債権の、破産精算手続き中の順序、もう1つは破産管理人が債権人委員会に任命されるのか、裁判所によって任命されるのかという点である。

## 3) 現行の破産法の成果

現行の破産法及び関連の法律、法規並びに司法解釈は、人民法院の破産案件審理に必要な操作ルールを提供し、債権者、債務者の合法的権利の保護にも適切な法律的保障を提供している。

## 4) 現行の破産法に存在する問題

現行の破産法には以下の問題が存在する。

第一に、計画体制下の破産法には、行政の色彩が充満しており、完全に政府主導下の破産で市場の概念がない。例えば破産は国有企業の特権となっている。国有企業の破産には国家経済貿易委員会が下達した指標達成を必要とする。破産企業の行政主管部門は往々にして債権者よりも強力な処分権を有する。企業破産による債務逃れが大量に存在している。

第二に、立法理念、法律構造いずれもが国有企業を主導として制定されたものである。

操作性に欠け、多くの破産の実践はいずれも国務院の政策に従って操作されており、破産法を持ち出すことができない。

世界の破産法で通用している基本制度に欠いており、海外破産、国境を越えた破産制度が欠落している。

虚偽の破産、破産犯罪等の現象を考慮していない。このほか、債権者の権利の保護が簡単すぎる。

### 3-4 日本のODAによる中国の経済関連法律制度の整備に対する支援

#### 3-4-1 中国政府の法律制度の整備面に対する技術援助のニーズ

中央による計画経済を背景として形成された法体系は市場経済の発展に合致しない。市場ニーズに基づき、規則体系によってその能率的な運営を促していかなければならない。ゆえに、新たな法体系の確立は中国が中央による計画経済から移行するうえで、極めて重要な構成部分である。同時にまた、法執行者の新たな法律と法規に関する法執行能力とレベルの向上も図らなければならず、これらの面で国際的な援助が必要である。

中国は現在、『公司法』の改正作業を行っており、その他一部の経済分野の法律にもいくつかの問題が存在する。

『契約法』に存在する主な問題は次のとおり。第一に、『契約法』に先進的な制度の規定が欠けている。第二に、『契約法』中の一部規定に広範囲に及ぶ適用性が欠けている。第三に、『契約法』が経済のグローバル化の発展という潮流にうまく順応できていない。

『破産法』に存在する主な問題は次のとおり。第一に、政府主導下の破産であり、市場概念に欠ける。第二、その立法理念、法律構造はいずれも国有企業が主導的役割を担って制定されたものである。第三に、オペレーション性に欠ける。多くの破産が国务院の政策によって操作されており、その場合、破産法は用いられない。第四に、国際的に通用する『破産法』の基本制度に欠けており、海外での破産、地域を跨いだ形での破産制度が欠如している。第五に、破産による詐欺、犯罪などの現象を考慮していない。このほか、債権者の利益保護についても簡便過ぎる。

『担保法』に存在する主な問題は次のとおり。第一に、一部条項が合理性に欠ける。第二に、一部条項の表現が不明瞭である。第三に、『担保法』の司法解釈の一部と立法が合致しない。

『競売法』に存在する主な問題は次のとおり。第一に、立法面で不足部分がある。第二に、『競売法』の実施後、業界で多くの問題が発生している。

外商投資法に存在する主な問題は次のとおり。第一に、法律、法規の位置づけの問題である。現行の外商投資法は3つの基本法と大量の法規から成り、法の統一性に欠ける。第二に、授權立法に関する問題。第三に、国民待遇における上位の偏りの問題である。

合併・買収に関する法律に存在する主な問題は次のとおり。第一に、法律効力のレベルが低い。第二に、法律が一致性に欠ける。第三に、法律がオペレーション性に欠ける。

『行政許可法』に存在する主な問題は次のとおり。第一に、行政許可の公開について監督制度に欠ける。第二に、行政許可事項の限定が漠然とし過ぎている。第三に、ただし条項が行政許可法の権威をそいでいる。第四に、電子政府のオペレーションプロセスに欠ける。第五に、救済制度がはっきりしない。

#### 3-4-2 経済関連の法律制度面での、その他の国際支援組織の支援動向

##### (1) アジア開発銀行 (ADB)

ADBは1999年に140万ドルを技術支援プロジェクトTA 3279-PRC「経済法の発展プロジェクト」に拠出することを批准した。目下、本プロジェクトは中国全国人民代表会議常務委員会法工委並びに国务院法制弁公室に支援を提供し、両組織の関連の新法律あるいは既存の関係法律修正を支援している。本プロジェクトは主に以下のいくつかの重要立法に関係している。①公司法の修正、②破産法、③信託法(2001年4月発布、10月実施)、④

社会保障法、⑤行政許可法（2003年8月発布、2004年7月1日実施）、⑥企業登記法、⑦基金会管理条例（2004年3月発布）、⑧法律支援条例（2003年7月発布、9月1日実施）。

ADBは技術支援プロジェクトTA 4237-PRCにより法律体系改革に引き続き支援を提供する。法律と司法体系評価及び発展計画を支援する。

1998年、ADBは技術支援プロジェクトにより、「中国証券法の立法起草作業」を支援して、全国人民代表会議財経委員会の証券法決定稿作成を支援した。

表3-15 ADBが経済法で批准済みのプロジェクト一覧表

プロジェクト名称	金額（ドル）	批准時期
技術支援プロジェクト 2707： 中国法律情報体系研究	100,000	1996年12月12日
技術支援プロジェクト 3000： 法律情報体系の強化	630,000	1998年3月23日
技術支援プロジェクト 3032： 中国証券法草案作成支援	150,000	1998年1月24日
技術支援プロジェクト 3279： 経済法の制定	1,400,000	1999年10月19日
技術支援プロジェクト 3971： 司法体系中でのWTOルールの実施	400,000	2002年11月4日
技術支援プロジェクト 4327： 法律並びに司法体系評価と発展計画支援	350,000	2003年12月4日

出典：www.adb.org/Documents/Translations/ Chinese/PRC\_Partnership\_Law\_CN.pdf

表3-16 ADBの経済法発展計画一覧表

技術支援プロジェクト提案	金額（ドル）	承認計画年度
経済立法2期プロジェクト	400,000	2004
司法システムの金融並びに経済法面での能力開発	500,000	2005
経済法立案3期プロジェクト	400,000	2007
省級立法支援	600,000	2007

出典：www.adb.org/Documents/Translations/ Chinese/PRC\_Partnership\_Law\_CN.pdf

## (2) 欧州連合（EU）

目下、主なものには、2000年に始動したEU－中国「法律並びに司法合作プロジェクト」がある。本プロジェクト継続時間は2000年から2005年で、EUの支援金は1,320万ユーロ、中国側は約8万元を提供して、中国司法部に支援を提供した。プロジェクトの全体目標は中国の法治社会建設を助成することにある。

プロジェクトの主な内容には2つの部分がある。研修部分と主任の快速育成基金である。このうちの育成部分の内容は次のとおりである。

弁護士交流として、毎年いく人かの中国弁護士は欧州で9か月の研修をする。研修の目的は政府の法治社会に対する理解を深め、法律意識とある分野の法律に対する理解を高め

ることにある。2003年には欧州弁護士団が中国を訪問し、類似の過程を経験した。裁判官と検査官の教育。毎年いく人かの高級裁判官並びに検察官を欧州3か月の視察に派遣し、欧州の法制実施の手続きを理解させる。活動内容は具体的状況に基づいて決められ、毎年1回、すべての活動参加者のために中国で研修検討会を開催する。訪問活動。毎年重要な司裁判官員を4週間の欧州での学習に派遣し、ある特定の司法テーマを展開する。

本プロジェクトは2000年3月に始動した。現在までに、弁護士4回、裁判官並びに検察官4回の研修を成功のうちに完了している。第5回の弁護士たちは2004年2月に欧州で研修を受けた。さらに欧州の弁護士8名が中国で9か月の研修クラスを終えた。訪問プロジェクトも成功し、最後の訪問団は2004年11月から12月にかけて欧州を訪問した。2004年末に年度同窓会活動を行った。主任の快速育成基金の先の2回の入札により22のプロジェクトが支援を獲得した。これらのプロジェクトは現在実施段階にある。

### (3) 世界銀行

1994年に始動した経済法改革プロジェクトでは、対中ソフトローン1,000万ドルを実行した。プロジェクトの発効期間は1995年2月から1996年6月。本プロジェクトは中国の市場経済構築に必要な法律（例えば契約法、保険法、特許法修正）制定、政府官員並びに法律専門員の育成を支援し、司法制度改革に参加した。

### (4) 国連開発計画（UNDP）

1979～2000年の21年間、UNDPは中国に5億1,800万米ドルの資金を提供、このほか1億3,000万米ドルの費用を割り当てた。2000年末までに、実際に4億5,100万米ドルが使用された（割当金を含まず）。中国の各時期に確定された経済・社会発展における優先分野に基づき、上述の援助と割当金はそれぞれ異なる業界に投入された。うち、改革・開放を直接援助するプロジェクトは金額全体の約9%を占めた。

3-4-3 中国の経済法律制度整備に対する日本のODAによる支援提供の可能性と方向性  
市場経済の法律制度の整備面で、日本のODAの提供により以下の技術協力を展開することが考えられる。

#### (1) 民法、商法関連法律の整備への協力提供

中国は現在、『公司法』の改正作業を行っており、JICAは既に2004年11月から、技術協力プロジェクトで中国の『公司法』の改正に協力を提供している。今後、中国は『破産法』、『契約法』、『担保法』、『競売法』の改正、整備も必要としており、また外商投資に関する法律も改正、整備する必要がある。加えて、中国は『物権法』、『商業登記法』の制定も予定しており、これら法律の制定及び改正、整備の過程において、いずれも日本の立法経験を参考にすることができる。日本のODAによって、これら法律の改正、制定作業への技術協力が可能と思われる。

#### (2) 経済法における関連法律の整備への協力提供

中国は『外国為替法』の制定を予定している。外国為替管理制度の整備は中国の経済発



展に非常に重要であり、日本の外国為替管理の立法経験を参考にすることができる。日本のODAによって、『外国為替管理法』制定への協力提供が可能と思われる。中国は現在、『独占禁止法』の制定を行っている。JICAは既に2004年11月から、プロジェクト方式で中国の『独占禁止法』の制定に協力を提供している。中国は今後さらに、『国有資産法』の制定を予定しており、日本のODAによる協力提供が可能と思われる（本報告書第2章で既に論述済み）。

中国はまた、『予算法』、『企業所得税法』、『個人所得税法』の改正、整備を予定しており、これらすべてについて、日本の立法経験を参考にすることができ、日本のODAによる協力提供が可能と思われる（本報告書第4章で論述）。中国はさらに、『対外貿易法』の整備も必要としており、日本のODAはこの面でも協力の提供が可能と思われる（本報告書第5章で論述）。

### (3) 行政法の整備への協力提供

中国は既に『行政許可法』を制定したが、実施過程において当該法の更なる整備が必要であることが徐々に分かってきた。先進国はこの分野における立法上、長い歴史と豊富な経験を有している。一方、中国のこの方面における立法はまだ始まったばかりである。今後『行政許可法』の整備作業を行うなかで、先進国の立法経験を学び、参考にすることができる。日本のODAによる法整備面への協力提供が可能であり、中国の司法部門の法執行能力の向上を助けることもできる。

### 参考資料

1. 周林彬『WTO ルールの経済性と中国経済法の改革』中山大學學報 2002年第4期
2. 吳勇敏、劉仲明『経済法の動態性の初歩的探求』浙江大學學報 2004年第7期
3. 張衛華『WTO加盟後の我が国における経済法学の研究とに関する若干の問題の思考』政法論壇 2003年第4期
4. 常健『新契約法に存在する欠陥についての概略』改革 2002年第1期
5. 彭俊良、蘆玉『「契約法」再評価』中南財經政法大學學報 2002年第1期
6. 雛崎『WTOの枠組みのなかでの我が国「契約法」の整備に関する試論』WTO加盟研究 2003年第2期
7. 熊進光、楊小軍『我が国の民法法典制定に関する若干の問題の思考』行政・法 2004年第10期
8. 張玲『我が国の新破産法起草における多国籍破産問題の探求』法律適用 2003年第7期
9. 劉國華『我が国の現行破産法律制度整備を論ず』商業研究 2004年第6期
10. 李曙光、賀軍『破産法立法をめぐる若干の重大問題に関する国際比較』政法論壇 2004年第9期
11. 喻磊『多国籍破産と我が国破産法の整備』企業經濟 2003年第12期
12. 鄧輝輝『我が国の民事訴訟法改正の基本原因と構想を論ず』時代法学 2004年第3期
13. 邵明『民事訴訟法の發展趨勢』法学雜誌 2003年第2期
14. 雛学栄『民事訴訟法の価値をめぐる新たな探求』探索 2003年第1期
15. 方拯『我が国の外資による合併・買収立法の整備に関するいくつかの思考』經濟・社会發展

2004 年第 5 期

16. 孫効敏、胡曉軍『わが国の外資による合併・買収立法研究』法治論壇 2004 年第 1 期
17. 高慶年、陳松林、宮宝芝『WTO 加盟後の外資による合併・買収と我が国の外資立法の十大チャレンジ』求实 2003 年第 8 期
18. 陳麗潔『公司法改正に関する思考』中国經貿導刊 2003 年第 9、10 期
19. 漆多俊『中国公司法の立法と実施をめぐる経験、問題、整備方法』中南工業大学学報 2002 年第 3 期
20. 肖慧娟『我が国の「公司法」整備に関する若干の問題の思考』法治論壇 2003 年第 11 期
21. 程宋幢幢『外資法制再構築：中国 WTO 加盟後の重要議題』現代經濟探求 2002 年第 4 期
22. 吳建依、黃賢宏『外商投資法と「TRIMs 協定」の衝突と協調』河北法学 2003 年第 3 期
23. 劉琨、杜玉稻『国際投資法の発展と我が国投資法の再構築』前沿 2003 年第 7 期
24. 王春健『商法再構築：グローバル化を背景とした思考』法商研究 2002 年第 6 期
25. 王璟『中国商法立法モデル再研究』法学論壇 2003 年 1、2 期
26. 王元仁『WTO を背景とする我が国の行政法制度改革の思考』行政・法 2002 年第 11 期
27. 楊解君『WTO と中国の行政法制変革』政法論壇 2002 年第 2 期
28. 朱維究『行政許可法の実施と行政許認可改革』国家行政学院学報 2004 年第 3 期
29. [www.google.com](http://www.google.com)
30. [www.baidu.com](http://www.baidu.com)

## 第4章 中国マクロ経済政策の現状、問題、改革の方向性

本章では財政政策、通貨政策、税収政策、投資政策の4つの面から、中国マクロ経済政策の現状、問題、改革の方向性を概括して記述した。さらに、ここ数年来、中国のマクロ経済のなかで議論的となっていた問題、例えば不良債権の処理、利率の市場化改革、銀行に対する監督管理及び2003年の経済過熱等の問題について分析を行った。最後に、アジア開発銀行（ADB）、世界銀行、国連開発計画（UNDP）並びに欧州連合（EU）が中国に対して展開するマクロ経済政策と技術資金協力についての考察を基礎として、JICAの今後の対中支援の方向性について具体的な提案を行った。

### 4-1 中国マクロ経済政策の現状と主要問題

#### 4-1-1 財政政策

##### (1) 政府の財政政策の役割

中国共産党第16期中央委員会第3回全体会議（十六期三中全会）は、「財政政策は経済成長を促進し、構造の最適化、収入の調節を図るうえで重要な役割を發揮すべきである」と指摘している。2004年12月に開かれた全国財政工作会議は穏健な財政政策を実施することを決定した。つまり、それはマクロ調整の強化と改善の必要性であり、その目的は経済の速やかな発展を促進することにある。

中央の文献は終始一貫して、財政政策の役割について経済成長をトップに置いている。現在、中国の財政政策の役割は経済建設を重点に、社会発展と公共サービスも考慮するというものである。

##### (2) 積極的な財政政策

1998～2004年の7年間、中国は積極的な財政政策を実施した。国債の発行による投資などの対策は、内需拡大と経済の持続的成長に対して重要な役割を發揮した。この7年間、積極財政政策という表現は変わらなかったが、その内実は様々であった。1998年のアジア金融危機と中国国内の災害、有効需要の不足といった内憂外患の状況の下で、中国は積極財政政策をとり、良好な効果を収めた。2000年には中国経済は転換期を迎え、GDP成長率は8%まで回復し、経済成長の鈍化を防いだ。引き続き積極財政政策を3年間実施すると、多くの学者が積極財政政策の継続に疑問を提起した。一般的に積極財政政策は短期政策に属する。しかし、2001年の中央経済工作会議は積極財政政策を継続し、長期建設国債の発行を継続して、投資によって経済を促進し、国民経済の持続的成長を実現することを打ち出した。これは短期性の積極財政政策が中長期的な戦略性財政政策へと転換したことを意味する。

2002年末の中央経済工作会議は、2003年には固定資産投資の増加を重点に、投資ニーズを拡大することを打ち出した。しかし、同時に中央は固定資産投資の規模が4兆元あまりにも達しており、しかも将来は輸出が難しくなることを考慮して、最終消費が経済促進に果たす役割にも十分留意し、投資と消費の2つの効果を引き出していく必要があるとした。中央経済工作会議は積極財政政策の効果を肯定し国民が支持する、実践のなかで効果を得ることができる方針・政策を示し、少しも揺らぐことなく、これを堅持すべきである

とした。

2003年末に中央経済工作会議は積極財政政策を継続して、有効な対策をより完全なものにし、長期建設国債の比率と構造を適切に調節することを打ち出した。2003年も積極財政政策を継続するなか、長期建設国債の使用構造を大幅に調整した。すなわち、農業、農村、西部大開発、東北地域などの旧工業基地の振興、社会事業の発展に振り向けた。その後も積極財政政策の実施にあたっては、中国の経済運営の問題と矛盾を解決し、投資・消費政策、産業政策、国家重点プロジェクトと結び付けることに重点を置くようにした。

2004年12月3～5日に開かれた中央経済工作会議は、拡張的な積極財政政策から穏健な財政政策へ、すなわち、経済学でいうところの中性の財政政策へと、財政政策の方向性を転換することを決定した。これは7年間にわたって実施された積極財政政策の終わりを意味する。

### (3) 国債の発行と管理

表4-1 これまでの長期建設国債の発行規模

(単位：億元)

年 度	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
発行規模	1,000	1,100	1,500	1,500	1,500	1,400	1,100

出典：中国国債協会

表4-2 1997～2004年の国内債発行・元利返済状況の一覧表

(単位：億元)

年 度	国内債務	国内債務元利返済
1997	2,412.03	1,820.40
1998	3,228.77	2,245.79
1999	3,702.13	1,792.33
2000	4,153.59	1,552.21
2001	4,483.53	1,923.42
2002	5,660.00	2,467.71
2003	6,283.40	—
2004	6,924.30	—

出典：中国国債協会

長年、中国は外債に対して一元管理を実施して、その規模を厳格に抑制し、合理的な債務構造を維持してきた。したがって、外債についてはほぼ安全・安定している。

温総理は2003年の政府活動報告のなかで次のように語った。「正常な政府投資メカニズムと安定した資金源を確立するために、徐々に国債の発行規模を縮小するとともに、徐々に中央予算内の経常的な建設投資を適切に増額する必要がある」。

現在、中国の長期建設国債は主に、農業・林業、水利建設、生態建設、交通・エネルギー、インフラ建設に使用され、地域では中西部に重点が置かれている。国債による投資のおか

げで、南水北調（南部の水を北部に輸送する）、青蔵鉄道、西気東輸（西部のガスを東部に輸送する）、西電東送（西部の電力を東部に輸送する）並びに大型水力発電の中核プロジェクトが全面的な建設段階に入った。2004年の国債は、農村、社会事業、西部開発、東北などの旧工業基地、生態建設、環境保護に重点的に使用されるであろう。

#### (4) 財政関連の法律・制度

中国共産党第13期中央委員会第4回総会（十三期中中全会）以来、財政関連の法律・制度の確立は一定の成果を収め、多くの財政法規が起草・公布され、それによって社会主義市場経済体制下での財政の法体系の枠組みがほぼできあがった。しかし、世界貿易機関（WTO）加盟後、中国の財政関連法律・制度の整備は新たなチャンスと挑戦に直面した。真っ先に直面したのは、税収政策・制度、財政補助問題、農業への財政支援であった。中国共産党第15期中央委員会第6回全体会議（十五期六中全会）は部門ごとの予算、国庫集中受払<sup>9</sup>、政府による買い付け、入札などの制度を推進することを明確に打ち出した。2002年6月には『政府買付法』が公布された。また、中国共産党第16回全国代表大会（十六大）の報告は「財政、税収、金融、投融資体制の改革を深め、予算決定と管理制度を完全なものにし、財政収支に対する監督、税の徴収・管理を強化する」ことを打ち出した。2004年4月に国務院は『法律による行政を全面的推進するための実施要綱』を公布、財政部は『財政部門の法律による行政、財政管理の全面的な推進に関する実施意見』を策定し、財政部門の法律による行政、財政管理を全面的に推進し、財政の法治化を確立した。

#### (5) 問題

##### 1) 政府の財政均衡メカニズムと地方への財政移転の機能

中国は1995年から、中央政府の省級政府に対する移転支出制度を開始し、その後、公式化された「過渡期移転支出」、「専項撥款（特別割当金）<sup>10</sup>」などを含む移転支出手段がしだいに確立された。2003年末までに財政の割り当て分に応じて計算された移転支出制度には、中央の地方に対する移転支出、「税収返還<sup>11</sup>」、体制補助の三大部分が含まれるようになった。1994年の分税制改革<sup>12</sup>と上述の改革によって、省級政府は自省の財政体制の形式を自ら決定できる権限をもつに至った。したがって、省が異なれば、その財政体制も異なる。多くの地方の末端の財政体制は過去の財政請負制と現行の分税制の結合である。

十六期中中全会は移転支出制度の更なる整備を進め、中西部地域と少数民族地域に対する財政支援を強化する必要があると指摘した。現在実施中、あるいは取り組むべき主な活動は次のとおりである。

##### a) 移転支出立法

財政移転支出に法的地位を与えることは非常に重要である。2003年の中央財政移

<sup>9</sup> 財政資金が国庫の単一口座のシステム管理に組み込まれ、国庫と資金使用部門との間の中間段階をなくす制度——訳注

<sup>10</sup> 特定目的のための支出、補助金を指す——訳注

<sup>11</sup> 税収をいったん中央財政に入れたあとで地方財政に戻すやり方——訳注

<sup>12</sup> 中央税（国税）と地方税の体系の創出と国家税務局と地方税務局（省）を分離することをねらいとする改革——訳注

転支出金は8,000億元あまり、国債資金の累計は6,600億元あまりに達した。これほど巨額の資金にいわゆる「法的空白」が存在するという事は、あってはならないことである。第10期全国人民代表大会常務委員会の立法計画では、財政移転支出の立法が計画に組み入れられた。続いて、財政部は2003年12月に財政移転支出立法国際シンポジウムを開いた。これは移転支出法起草の始まりを告げるものであった。メディアによると、『財政移転支出法』には、今後数年間、中国が中央政府と地方政府の権限を科学的に分割することにより、規範化された移転支出制度を確立していくという内容が反映される見通しである。移転支出の立法スケジュールを早めるほか、起草中の『予算法』のなかに移転支出に関する条項を加え、財政移転支出の政策目標、資金源、計算基準、分配プロセスなどについて明確に規定し、財政移転支出制度と関連する法規・制度を制定して、移転支出制度政策の実施徹底、合理的な構造、明確な目標、科学的な計算、資金の分配について法的根拠をもたせる。

b) 分税制と省以下の財政体制の整備

完全な移転支出制度は各級政府間の行政権限と財政権限の明確な区分けを前提とし、徹底した分税制に基づく財政基盤の上に成り立つものであることを、10年来の実践は証明している。1994年に始まった分税制改革は10年たったが、今最も際立っている問題は基層財政の困難であり、地域間格差の拡大である。移転支出制度が脆弱で、規範化されていないことが、地域間格差拡大の原因のひとつとなっている。現在の改革の任務は、基層政府の収支矛盾を緩和するほか、更に重要なことは自律メカニズムをもった有効な基層財政体制の構築である。

c) その他

2002年に中央政府は、農村税金・費用改革・移転支出の原則、査定根拠、使用・管理などについて明確に規定した。財政移転支出資金の使用と管理について、まず、移転支出制度の健全化、移転支出の方法の規範化、移転支出の透明性の向上を図り、移転支出資金に対する監督・管理を強化する。第二に、移転支出資金の用途の重点を明確にする。県級、郷級政府は中央政府と省級政府の財政移転支出と地元(県級、郷級)の財政支出の分配にあたって、まず教師、公務員の賃金にあて、郷級・村級の基層組織の正常な運営と農村の小中高校の正常な運営費を確保する。第三に、中央政府の移転支出金の用途に対する監督・管理を強化し、資金を手元にとどめたり、流用するのを防止する。移転支出金をとどめたり、流用した場合、並びに引き続き「三乱<sup>13</sup>」を行って農民の負担を増加させた場合は、当該地域の翌年度の移転支出金を相応に減額する以外に、更に直接の責任者と関連責任者に規律処分を科す。

2) 地方政府による債券発行の自主性と債券の転借

この方面の政策は主に次の2つの問題に関係する。1つは中国の地方政府の債務リスクの問題、2つ目は、地方政府による地方債発行を認めるかという問題である。この2つの問題は因果関係にある。

『予算法』などの規定によると、地方財政は赤字になつてはならず、地方政府は起債も

---

<sup>13</sup> 資金の調達、費用の徴収、罰金の課金をむやみに行うこと——訳注

できない。しかし、現在多くの地方政府が負債による「運営」を行っており、更には郷鎮政府が「破産」によって「閉鎖」されている例もある。寧夏回族自治区陶楽県の巨額な地方政府債務は代表的な事例である。しかも大多数の地方債務が借金に属する隠れ債務で隠蔽性が強くコントロールが難しい。

現在、地方政府が負っている債務の具体的な形式には、主に次の6種類がある。①地方政府自らが担保する、あるいは形を変えて担保を提供する。②国有企業を設立して社債を発行する。③税金の徴収不足あるいは資金の流用などによって生じる社会保障資金の不足。④食糧企業の掛売りによる赤字を含む、国有企業の赤字又は破産。⑤小中高校の教職員の賃金の未払い。⑥地方政府部門による企業建設プロジェクトの工事費の未払いなど、各種「白条（略式の伝票・領収書、空手形）」――。

地方政府の債務問題をいかに解決するか。これについて国务院發展研究センターのレポートは次のような政策を提言している。大規模な債務登記調査を行って、地方の資産負債表を作成する。地方政府が公に地方債を発行する道を開いて、地方政府の融資・債務償還制度を規範化する。地方政府の権限を細分化して、その権限の区分けを明確にする。財政リスク信用警告システムを確立して、地方政府の信用格付を行う。地方の職能転換を強化し、地方政府の債務負担を軽減する――など。

### 3) 付加費（予算外収入）の徴収に対する管理

2001年2月に公布された『財政国庫管理制度改革方案』と2002年6月に公布された『予算外資金収入徴収・上納管理制度改革方案』は、予算外収入の管理に対する中央政府の改革が始まったことを示している。文書は新たな予算外資金収入徴収・上納口座システムを確立し、徴収・上納プロセスを規範化し、財政に関する証憑に対する監督・管理を強化して、予算外資金の「収入と支出」に対する管理強化に役立て、予算外資金収入の徴収・上納の透明性を高め、制度面から腐敗現象の発生を防止すると指摘している。また、「第10次5か年計画」期間中に新たな予算外資金収入徴収・上納管理制度を全面的に実施することをめざしている。

『財政国庫管理制度改革方案』と『予算外資金収入徴収・上納管理制度改革方案』の要求によると、改革の目標は財政収入の地元財源化、集中財源化、地方政府による上納の3種類の方式を、直接財源化と集中上納の2種類の方式にまとめようというものである。運営上では、まず予算外資金収入の徴収・上納改革から着手し、徴収・上納の過渡的な口座を廃止し、情報技術によって『非税収入一般納入書』を新たな収入証明書とし、非税収入の定額を直ちに国庫あるいは財政専用口座に入れ、さらに改革すべき予算外資金の範囲をすべての行政事業性収入、政府系基金、罰金・没収金、土地収益、海域使用料、宝くじ収入、独占経営収益などの収入に徐々に拡大する。

2003年から、中央財政は中央予算単位の予算外収入を全額国庫に入れて統一管理を始めた。テストを行ったのち、2005年から非税収入のある中央級の予算単位で収入徴収・上納改革を行う予定である。中央政府が予算外収入の管理を強化すれば、地方政府の既得権益を乗り越えて、移転支出制度改革がより一層進む。

#### 4-1-2 金融市場と通貨政策

##### (1) 金融資本市場規模

##### 1) 証券市場

表 4-3 2000～2004年の証券市場の主要指標

(単位：億元)

年	上場企業数	時価総額	市場価格	株式総額	調達資金額	株取引額
2000	1,088	48,090.94	16,087.52	3,791.70	2,103.02	60,826.66
2001	1,160	43,522.20	14,463.17	5,218.01	1,199.21	38,305.18
2002	1,224	38,329.13	12,484.56	5,875.46	961.76	27,990.46
2003	1,287	42,457.71	13,178.52	6,428.46	1,357.76	32,115.28
2004	1,377	37,055.57	11,688.64	7,149.43	1,510.90	42,333.97

出典：中国証券監督委員会

十六大以降、政府は証券市場により一層注目している。党中央の重要文献が証券市場とその戦略に言及、いずれもかつてないほど証券市場を重要視している。「第10次5か年計画」では、証券市場の規範化が国の中長期発展計画に組み入れられ、5年間に機関投資家を育成するという戦略目標と任務が明確に打ち出されている。

2004年1月31日に国務院が初めて資本市場の発展について公布した『資本市場の「改革・開放」の推進、安定的な発展に関する若干の意見』（9条）（「国の9条」、略称「国九条」）は、政策面から、また市場体系、投資の種類、上場企業、仲介機構、市場に対する監督・管理の面から対外開放に至るまで各分野について規範化を図り、資本市場の各ポイントをすべて網羅している。2004年に打ち出された政策・措置はこの「国の9条」の実行をめぐるなされたものである。

中国本土の上場企業の株式が流通株と非流通株に分かれている問題（「股権分置」問題）、すなわち国有株の減少、上場企業の国有株の流通株への転換に関する問題は、中国の株式市場の発展における最大の難題であるとされている。中国の上場企業の発行済み株式は流通株、国有株、法人株に分けられ、このうち国有株と法人株は市場での取引はできないが、議決権と配当金を受け取る権利はある。現在、中国の株式市場の株式のうち3分の2が流通不可能な株式である。2001年、中国は「股権分置」問題の解決を試みたが、株式市場の暴落などの問題が発生したため、モデルケースの展開を停止した。現在、国務院による「国の9条」によって、「『股権分置』問題の積極的かつ確実な解決」を図ることが明確に打ち出された。2005年4月、中国証券監督管理委員会は『上場企業の「股権分置」改革のモデルケースをめぐる関連問題についての通知』を公布、中国は再度「股権分置」改革のモデルケースの展開を開始した。2005年5月、中国証券監督管理委員会は「股権分置」改革のモデルケースとして、清華同方、三一重工、紫江企業、金牛エネルギーの4社を公表した。これら企業はそれぞれ、自社が保有する株式を流通可能な株式に転換するうえでの具体案を提出、株主の同意の獲得を前提とし、中国証券監督管理委員会の認可を経て実施する。「股権分置」改革のモデルケースの再開は、中国が証券市場の発展という大問題の解決を加速するのに役立ち、中国の証券市場が国際的な規範に従って、必要な条件を発展、創造していくのに寄与するものである。



「第11次5か年計画」に基づき、証券市場は向こう5年間に市場化を達成する。証券監督管理委員会の計画では、改革は次のような手順を踏むことになっている。

第1ステップは発行制度の市場化改革を推進し、発行規模と発行価格の市場制限メカニズムを確立し、発行許可制を完全なものにし、条件が整った時点で登録制へと移行する。第2ステップは上場企業の規範化された運営という基本制度を確立し、独立董事（取締役）制度と情報開示制度を完全なものにし、上場企業の高級管理職に対するインセンティブと制約メカニズムを確立し、企業の独立性を高め、上場企業の信用評価システムやリスク警告メカニズム・処罰メカニズムを確立し、上場廃止制度とM & A・再編に関する法体系を完全なものにする。第3ステップは、投資家を直接保護する基本制度を確立し、市場に参加している各当事者の責任と義務を明確にし、民事賠償の優先原則、集団訴訟制度、株主代表訴訟制度を確立し、上場企業の高級管理職による民事賠償制度を確立する。

## 2) 債券市場

表4-4 1998～2004年の銀行間債券市場発行量統計

(単位：億元)

年	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
国債	1,514	2,098	2,260	2,124	3,197	3,355	4,144
政策的金融債	410	1,570	1,645	2,690	2,975	4,520	4,298
その他	—	—	—	35	45	100	—

出典：中国債券情報ネット

表4-5 1997～2004年の銀行間債券市場取引量統計

(単位：億元)

年	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
現物	10	33	75	683	840	4,412	31,600	—
買戻し	307	1,021	3,949	15,782	40,133	101,885	119,700	—

出典：中国債券情報ネット

表4-6 取引所国債市場の取引高統計

年	国債現物取引高		国債買戻し取引高	
	金額（億元）	前年比伸び率（%）	金額（億元）	前年比伸び率（%）
1999	5,300.87	— 12.52	12,890.54	— 17.05
2000	4,157.48	— 21.56	14,733.66	14.29
2001	4,815.60	15.82	15,487.63	5.11
2002	8,708.69	80.84	24,419.66	57.67
2003	5,756.10	— 33.90	52,999.86	117.03
2004	2,966.46	— 48.46	44,086.63	— 16.81

出典：中国証券監督委員会

中国の債券市場関連政策は次のとおりである。

a) 市場の分割を解決し、流動性を増す政策・対策

2002年に初めて市場を越えた国債の発行を実現し、全国債券市場の統一、連動性の推進のための条件が創出された。また2002年6月には債券の店頭取引のテストが行われ、非金融機関と個人による銀行間市場での国債の売買が許可された。これは銀行間記帳式国債市場と商業銀行証券式国債市場とのリンク、債券発行ルートの開拓に有益であり、個人と中小企業が銀行間債券市場に間接的に参加するための道を開いた。これによって投資主体が単一であるという問題はある程度解決した。2003年から取引所の単独での国債発行を廃止し、中央国債登記結算有限責任公司(略称:中央結算公司)が開発した発行システムの統一入札方式、市場ごとに登録する方式を採用して、国債の一級市場の価格決定メカニズムを統一した。2005年に財政部は2つの記帳式国債販売引き受けシンジケートを1つに合併させて、統一的な、市場の垣根を越えた国債販売引受シンジケートを設立する予定である。また、2005年の記帳式国債もすべて市場の垣根を越えて発行される予定である。

b) 市場制度を確立する

2002年は市場制度の確立に関する政策が多く打ち出された。それは主に、許認可制を登録制に改め、銀行間債券市場を社会に全面的に開放することであった。2002年4月に中国人民銀行は金融機関の銀行間債券市場参入に登録制を実施するとし、行政許認可プロセスを簡素化した。これにより各種金融機関は市場に参入しやすくなった。10月に人民銀行は債券決済代理業務を行う商業銀行39行を発表し、これらの銀行が非金融機関の委託人との間で現物債券の売買、売り現先に関する業務を行うことを許可した。非金融機関は決済代理業務を通じて銀行間債券市場に参入し、それによって銀行間債券市場のメンバー構成を改善することができ、様々なタイプの機関投資家を含む統一された場外債券市場の枠組みがほぼ形成された。

c) マーケットメーカー制度の確立

2001年8月に中央銀行は「双辺報價商<sup>14</sup>」として9行の商業銀行を認可し、20種類の債券を指定し、初歩的意義における中国債券市場のマーケットメーカー制度を構築した。

現在、「双辺報價商」は15行に増えている。2004年7月に中央銀行は文書を公布して「双辺報價商」を「マーケットメーカー」と規定した。これは単なる名称の変更ではなく、中央銀行が3年間にわたる模索の結果、マーケットメーカー制度を発展させる決意をしたことを物語る。この制度は価格の決定、市場の活性化、市場の流動性の向上に有益である。

d) 債券信用等级付制度の確立

2004年10月に中央銀行は公告を公布して、銀行間市場において国債を発行する際には信用等级付けを行うよう要求した。また、中央銀行はその結果について検査、評価、公示するとした。これより以前、証券監督管理委員会が2003年9月と2004

<sup>14</sup> 中国語のまま。日本語名称不明。直訳は「双方でオファーする業者」。定義は「銀行間債券市場において価格形成を行う業者」——訳注

年10月に公布した『証券会社債券管理暫定弁法』と『証券会社短期融資券管理弁法』にはいずれも同様の内容があった。しかし、中国の信用格付けは草創期にあたり、その格付け結果は社会から認められていない。そこで、2004年1月の証券監督管理委員会の『証券会社による短期融資券発行問題に関する通知』では、『証券会社短期融資券管理弁法』の実施の1年目は、中国証券業協会の審査に合格した、テストケース類に属する証券会社と発展計画類に属する証券会社は、短期融資券発行の際、信用格付け機関を招請して資産の信用格付けを行わなくてもよいとした。

### 3) 先物市場

表4-7 1999～2004年の全国先物市場取引状況の統計

年	1999	2000	2001	2002	2003	2004
取引高 (億元)	22,343.01	16,082.29	30,144.98	39,490.16	108,389.03	146,935.30
取引量 (万手)	7,363.90	5,461.07	12,046.35	13,943.26	27,986.42	30,569.76

出典：中国先物業協会

1990年代の整備により、国内の先物市場に関する政策と市場環境は徐々に改善されつつある。2001年の「第10次5か年計画」の計画要綱は、「先物市場を安定的に発展させる」ことを打ち出し、2004年の「国の9条」はさらに、先物市場を資本市場の重要構成部分であるとし、それによって中国の経済発展における先物市場の戦略的地位が確立した。2000年12月28日には中国の先物取引業界の自律組織—中国先物業協会が成立され、2001年5月8日には3つの先物取引所間の通信連絡システムが正式に開通した。2004年の中国先物市場の取引高は14兆元に達し、前年比伸び率は35%であった。

中国先物市場は証券市場と異なり、政策に頼らず、市場自身の繁栄によって関連規則・制度を完全なものとした。その内容は、次のとおりである。

#### a) 新商品の研究と販売

2004年2月に公布された『金融機関派生商品取引業務管理暫定弁法』は、長期契約、先物、スワップ、オプションを含む金融機関による派生商品の取引を規範化した。国内の3つの先物取引所は場内の商品先物オプション並びに国債先物、株価指数先物などの金融先物に対する研究・開発を同時に加速している。2004年には綿花、燃料油、トウモロコシ、大豆2号の先物契約が相次いで上場取引された。大豆油、白砂糖及びオプション契約なども2005年には上場取引が認可される予定である。2004年に起きた中航油事件<sup>15</sup>は、ガソリンなどのエネルギー先物の開発を促進した。

#### b) 市場制度の構築と革新

2002年には『先物取引所管理弁法』と『先物運用会社管理準則』が公布された。2004年7月には『先物運用会社保証金封鎖管理暫定弁法』が公布された。しかし、

<sup>15</sup> 中国航空石油公司事件。規定に違反して原油先物屋やその派生商品に手を出し巨額の赤字となった—訳注

保証金の封鎖は事実上、一種の事後統計行為であり、同時に顧客の権益に対応するように厳密にコントロールするのは難しい。そこで、『管理暫定弁法』は資金総額が顧客の権益に等しいかあるいはそれより大きければよいと規定した。しかし、ある顧客の資金とその権益が一致するか否かは、監督・管理面からコントロールが難しい。そのため、2005年に監督・管理部門は先物市場投資家保障基金を設立することを考慮中である。

c) 先物会社の監督・管理・整備

2001年に公布された『国有企業の海外先物ヘッジ業務管理制度に関する指導意見』は、国有企業の海外での先物業務に関するリスクを効果的に防止、緩和するために、国有企業の海外における先物ヘッジ業務の規範化を図った。

2004年に証券監督管理委員会は、先物運用会社の設立・解散・合併、高級管理職の資格、株主の資格、先物運用会社営業部の設立・変更・廃止、法定代表人や、登録資本、株主あるいは持ち分構成、住所の変更などの問題について規定した。

2004年3月に中国証券監督管理委員会は『先物運用会社管理準則』（試行）を公布して、企業の意思決定と管理のバランスメカニズムを強化し、企業内部のコントロールとリスク防止に関する具体的要求を提起し、中小株主の合法的権利の保護を明確にし、株主とりわけ大株主の信用義務を強調し、企業が独立董事制度を確立するための各種規定を明確にした。

2004年7月に中国証券監督管理委員会は、世界銀行の融資プロジェクトの実施によって、同委員会が『純資本を中核とする先物会社監督・管理諸表と指標体系』を構築したと宣言した。

(2) 不良債権処理問題

1) 不良債権のランク、分類、国際基準

a) 融資に対する中国のランク付け

以前は「一逾両呆（期限切れ、延滞、焦げ付き）」という分類方法であった。つまり、融資を正常、期限切れ、延滞、焦げ付きの4つに分類していた。1999年にこの制度の改革を打ち出し、国際的に通用する5段階の分類方法を採用することにした。つまり、内在するリスクの大きさに応じて、正常、注意、不良、危険、損失の5種類に分類した。この間何度か政策が繰り返されたが、結局全面的に推進できなかった。そこで、2003年7月に中国銀行業監督管理委員会の劉明康主席は再度、融資の5段階分類の全面的な推進を打ち出した。

b) 新バーゼル合意の融資分類方法

内部格付け手法（IRB）は、新バーゼル合意の核心となるものであり、主観的判断を特徴とする「融資5段階」分類法とは異なる。IRBは少なくとも5年から7年間の経験を蓄積して、数理統計分析により、顧客と負債のリスクの大きさを反映した数量化された指標を算出し、それを基礎として信用リスク管理を行うよう銀行に要求するものである。

IRB手法と5段階分類とのもうひとつの大きな違いは、前者が二次元リスク評価体系であり、後者と比べて融資のランク付けの際に借入人の返済能力だけでなく、債権

の抵当、担保をも同時に考慮する点である。資本に対する監督・管理の条件を満たすIRB手法は、商業銀行の高水準の内部格付けシステムであり、顧客の違約リスクと負債の違約損失を分けて考え、顧客の違約の可能性と違約損失率に基づいて顧客と負債に対するランク付けを行い、それによって顧客と負債の分類結果のリスク要素が交錯することによって生じる影響を避ける。しかも、長期間、2つの格付けシステムは相対的に安定し、各顧客の信用格付けの長期違約頻度はそれと対応するPD(デフォルト確率)と一致するか、あるいはそれに近くなければならない。しかも、各負債のデフォルト時損失率もそれと対応するLGD(デフォルト時損失率)と非常に近くなければならない。しかも適用の過程で絶えず格付け結果を繰り返し計算し、格付け基準を校正し、格付けシステムを検証して、その信頼性を確保しなければならない。

第三に、IRB手法では商業銀行が融資を行う場合、同時に2つの面の格付け結果を考慮する必要がある。すなわち、貸借関係を確立する前に、銀行が自ら決定した内部格付け基準に基づいて、借入人をAAA、BBB、CCCといったランクに分ける。また比較可能なリスク計量指標であるPDを算出する。効果的にリスク区分を行うために、銀行の顧客格付けが少なくとも7つのランクの非違約類融資と少なくとも1つのランクの違約類融資を含むよう要求する。負債の格付けでは融資の抵当、返済優先順位、清算・回収結果や期限などの要素を考慮したうえで、違約が発生した場合のLGDを算出し、その数値に基づいて正常な融資を更に細かく6～9ランクに分け、不良融資を2つのランク(各ランクの融資集中度は総融資数の30%を超えてはならない)に分ける。

IRB法は銀行リスク管理システムの構成部分であり、それは主に次の点を含んでいる。①格付け資産のリスク構成を測定し、各格付けの全体的なリスク・エクスポージャーを確定し、融資限度額を設定する。②顧客の格付け結果の変化状況を監視し、信用貸付管理を強化し、顧客の格付けに応じた信用貸付管理政策をとる。③顧客の格付けに応じて資金コストを計算し、各格付けのリスクプレミアムを確定する。④格付けに対応した違約率(PD)と違約損失率(LGD)に基づいて貸倒引当金を用意する。⑤経済資本の配置から製品あるいは業務部門に至るまで、格付け情報を活用し、さらに銀行全体の自己資本比率のレベルを評価する。⑥格付け情報を活用してリスク調整を行ったあとの資本回収率を計算し、部門とスタッフの成績に対する考課を行う。

#### c) 香港の融資分類方法

商業銀行が徐々にIRB手法に移行するように、香港金融管理局は最近、5段階の分類とは異なる新しい融資分類方法を打ち出し、十分に意見を募ったのち、早急に香港で実施しようとしている。その具体的方法は次のとおりである。

①融資の分類を細分化し、現行の5段階から12段階とし、正常な融資を8段階に細分化、各「正常」の格付けは借入人のリスクに基づく違約確率と関連させる。②二次元格付けシステムを確立し、借入人のリスクと負債のリスクをそれぞれ評価し、抵当／担保の存在を借入人のリスク格付け決定の要素とせず、リスク・エクスポージャーは主にその違約確率に基づいて評価する。つまり同一借入人に融資した負債はすべて同一格付けとする。格付けが異なる融資の金額は抵当／担保を含んだ場合と含まない場合の価値に基づいて表示する。こうすれば借入人が保証人の承諾を得る見通しや抵当品の価値あるいは品質が借入人の格付けに影響することはなくなる。それによって、

借入人のリスクと負債のリスクを区別できないという現行の融資分類方法における欠陥を克服し、融資の格付けが直接借入人のリスクをあらわすことになる。つまり、融資の格付けと借入人のデフォルト確率(PD)が結びつけられるのである。③各銀行は自行内部の損失の経験データを活用するか、あるいは外部のデータを参考にして自行の違約損失統計モデルを確立し、負債の格付けとLGDを結びつける。

香港金融管理局のこの方法は新バーゼル合意によるIRB手法の要求と大型国際銀行が採用している格付け方法とほぼ一致しており、借入人の格付けと負債の格付けとの分離を実現した。

## 2) 資産管理会社の問題

1999年に四大銀行は資産管理会社(AMC)に1兆4,000億元の不良資産を移管、財政部は各AMCにそれぞれ100億元出資した。2004年には建設銀行と中国銀行が更に5,000億元を移管、その間に交通銀行も600億元を移管した。

中国銀行業監督管理委員会と審計署(会計審査署)は最近、四大金融資産管理会社の様々な問題を提起し、会計監査報告は3つの面で重大な問題を抱えていると指摘した。それは次のような問題である。1つは、不良資産の買い上げ検査がいい加減で、かなりの部分の金融債権が焦げ付きそうである。一部銀行は負担をなくし責任を逃れるために、移管された融資を使って前年度の規定に違反した経営によって生じた損失を隠蔽している。2つ目は虚偽を用いてひそかに操作し、低価格で債権を処理して国有資産の流失を招いている。3つ目は一部のAMCは財務管理が厳格さに欠け、虚偽報告、回収資金の流用が発生、はなはだしい場合、虚偽報告によってごまかしたり、収入を手元にとどめたり、うその経費を計上するといった手段で、資金を高額な賃金や奨励金・手当などに流用している。

## 3) 不良資産の処理方式

### a) 国による資本注入

国は直接あるいは間接的な方式で銀行に資本を注入し、その資本金レベルを高めて、不良資産を減らしている。主な方式は2つある。

1つは資本金を増やすという「輸血」方式、つまり財政による資本注入である。2つ目は不良資産を削減するという「血液交換」方式、つまり不良資産の移管である。中国はこれまで四大銀行に対して資本注入を2回行っている。1998年に財政部は2,700億元の特別国債を発行して、国有商業銀行の資本金を補充した。また1999年には、四大資産管理会社(AMC)が設立された際に財政部は各AMCにそれぞれ100億元出資した。処理後、中国銀行の自己資本比率は8%に達し、工商銀行と建設銀行も8%近くに達した。2004年年初、国務院は450億ドルの外貨準備金を注入して中国銀行と建設銀行の資本金を補充、同年中央銀行は更に証券を発行して不良資産を買い上げ、中国銀行と建設銀行を株式制に改めた。

### b) 資産再編方式

経営よろしきを得た企業が経営不振の企業を買収・合併するなどの形で資産を再編し、一部の不良資産を分解させる。現実では、国有企業の再組織は政府の主権による

もので、政府が資産所有者として、売買相手を指定し、欠損が深刻化して変革しても将来性がない企業を市場に押し出す傾向がある。それによって、財産権取引市場が活気を失い、もうかった企業も負担が重くなり、不良資産処理が妨害される。

c) パッケージ販売、競売、入札などの方式

この方式の最大の利点は、不良資産の量を迅速に削減して、キャッシュを得ることができ、これによって不良資産の活用と処理の継続が可能となることである。これらの方式は適用範囲が広く、対象条件の要求が低く、処理のための環境が整っているといった利点があるために、現在のところ、銀行と AMC はこれらの方式を取り入れている。

d) 債務の株式化

中国の債務の株式化の具体的方法は次のとおりである。

AMC が買い上げた国有商業銀行の国有企業に対する不良債権を株式に転換し、その国有企業を株式会社にし、AMC は株主として相応の権益を享受するが、企業の経営管理には直接参加しない。AMC は段階的な株主であり、経営を持続せずに行き届いた早く経営から手を引く。

e) 資産の証券化 (ABS)

現在のところ、中国には ABS を実施するための法的条件が整っていない。

f) 信託分離方式による処理については、検討中である。

### (3) 金利市場化

1993 年の中国共産党第 14 期中央委員会第 4 回全体会議（十四期三中全会）の『社会主義市場経済体制確立に関する若干の問題に対する決定』と『国務院、金融体制改革に関する決定』は金利市場化改革の基本的構想を打ち出した。2002 年に党の十六大報告は「金利市場化改革を推進し、金融資源の配置の最適化を図る」と重ねて打ち出した。また、2003 年の党の十六期三中全会の『社会主義市場経済体制を完全なものにすることに関する若干の問題についての決定』は「金利市場化を推進し、市場の需要と供給が金利を決定するメカニズムを確立し、中央銀行が通貨政策を運用して市場金利を導く」ことを指摘した。

党中央、国務院の一連の重要決定は、金利市場化改革の方向を明らかにしている。金利市場化改革の全体的構想は次のとおりである。まず、通貨市場の金利と債券市場の金利を開放し、預金金利、融資金利市場化を逐次推進する。預金金利、融資金利市場化は、「外貨を先に、人民元をあとに、融資を先に、預金をあとに、長期・大口を先に、短期・小口をあとに」という順序で進める。

#### 1) 金利市場化改革

近年、中国の金利市場化改革は安定的に行われている。1996 年以降、まずインターバンク市場金利、債券市場金利と銀行間市場の国債と政策的金融債の発行金利を開放した。次に中国国内の外貨融資と大口外貨預金金利を開放した。人民元の長期大口協議預金<sup>16</sup>の取り扱いの試みを始めた。人民元融資金利の変動幅を徐々に拡大した。

<sup>16</sup> 預け入れ期間が 5 年を超え、1 件の預金額が 3,000 万元以上の預金——訳注

現段階における商業銀行の預金、融資は中国の社会資金の蓄積と供給の主要なルートであり、中国の商業銀行が従事する主要業務でもある。したがって、預金金利、融資金利の市場化は、中国の金利改革という目標を実現するためのカギである。預金金利、融資金利の市場化における基本的構想は「外貨を先に、人民元をあとに、融資を先に、預金をあとに、長期・大口を先に、短期・小口をあとに」である。2000年から2004年にかけて、この構想に沿って国内の外貨預金と外貨融資の金利は徐々に開放され、中国資本の商業銀行はいずれも外貨預金・融資金利管理方法を制定し、外貨金利決定のメカニズムを確立した。

2003年以来、人民銀行は融資金利の市場化にとって重要な3つの政策を実施した。その1つは、2003年8月から農村信用社の改革テストを実施するにあたって、テスト地域の農村信用社の融資金利変動幅の上限を基準金利の2倍まで引き上げたことである。2つ目は、2004年1月1日から商業銀行、城市信用社の融資金利の変動幅の上限を基準金利の1.7倍に引き上げ、農村信用社のそれを2倍にまで引き上げ、金融機関の融資金利の変動幅の下限を基準金利の0.9倍に据え置いたことである。同時に融資金利の変動幅を以前のように、企業の所有制、規模の大ききさで決定しないことを明確にした。3つ目は2004年10月29日から金融機関（城郷信用社は含まない）の人民元融資金利の上限を設定しないことにした。城郷信用社の競争メカニズムが整っておらず、経営管理能力の向上が待たれ、融資金利が「一気に天井まで上昇する」状況が生じやすいことを考慮し、城郷信用社の人民元融資金利については上限管理を実施するが、その変動幅の上限を基準金利の2.3倍まで引き上げることにした。しかし、すべての金融機関の人民元融資金利の下限は基準金利の0.9倍に据え置くことにした。これで中国の金融機関の人民元融資金利は上限を開放し、下限管理を実施する段階へとほぼ移行した。

2004年に金利市場化で重要な出来事があった。1月1日に金融機関の融資金利の変動幅を再度拡大した。3月25日から再融資変動金利制度を実施した。10月29日から商業銀行の融資金利の上限を開放し、城郷信用社の融資金利の変動幅の上限を基準金利の2.3倍まで引き上げ、さらに人民元預金金利の引き下げ制度を実施した。

金利市場化改革の過程で、中央銀行の金利体系は徐々に確立された。一方では再割引金利の形成メカニズムを改革し、再融資変動金利制度を確立し、金融機関の預金準備金の金利構造の最適化を図った。またもう一方で、マクロコントロールの必要性に基づき、金融機関の預金金利、融資金利を臨機応変に調整し、人民元と外貨の金利政策のバランスをとるよう努め、中央銀行の金利調整メカニズムを完璧なものにし、その調整能力を絶えず高めた。

## 2) 金融機関間の利息体系の整合（証券、保険、国債など）

リスク構造と期限構造からすると、一国の金利体系は理論上、再割引金利<国債金利<預金金利<インターバンク金利<融資金利<証券市場金利となるべきである。しかるに中国では基本的に、預金金利<再融資金利<国庫債券金利<融資金利<インターバンク金利<証券市場金利である。



2003年12月に短期国債が初めて発行され、それによって金利の期限構造が完全なものになり、2004年の第3四半期の『中国通貨政策実施報告』は、次の段階で中央銀行は金利市場化の推進、金利期限構造の最適化を図っていくであろうと指摘した。

#### (4) 銀行に対する監督管理

##### 1) 外債利用による資金調達に対する監視

2003年3月に国家発展計画委員会<sup>17</sup>、財政部、国家外債管理局が連名で公布した『外債管理暫定弁法』は、中国があらゆる角度から各種外債の管理について規定した初めての法律である。これはそれぞれ国内企業、外資企業、外資銀行などの異なる市場主体に対して、更に詳細な規定を設けている。また、2002年7月に公布された『国有企業と国有持ち株企業の外債リスク管理と構造調整に関する指導意見』の主旨は、国有企業と国有持ち株企業の外債リスク管理と構造調整を推進することにある。2004年5月には『国内外資銀行外債管理弁法』を公布し、国内の外資銀行の外債規模を規制することによって、外債資金による決済を厳格に制限し、外資が国内に流入するのを効果的に抑制し、インフレ圧力を軽減した。2004年7月からは『外商投資企業の資本項目の決済審査と外債登記管理業務の改善に関する通知』を施行したが、その主旨は外国企業の投資資金が中国国内で合理的に流通し、国際収支のバランスを維持、促進するように指導することにある。

2003年から2004年にかけて、人民元の切り上げ圧力が強まり、国際的なホットマネーが利ざやの獲得をねらって、様々なルートで中国に流入した。そこで中国人民銀行は2004年にホットマネーの動向を監視する金融情報センター、すなわち中国反マネーロンダリング監視分析センターを設立した。外債管理局は規定に違反する決済・外貨販売を調査し、違法な外貨取引に打撃を与え、マネーロンダリングに反対するという3つの対策をとり、外貨による違法な投機活動に打撃を与え、資本金と外債による決済の短期的かつ急速な増大を抑制し、「投機的な資金」が中国国内に流れ込むのを阻止している。

##### 2) 資本の国外への流出

2003年下半年に国家外債管理局は公安部門とともに、「全国の不法外貨売買・違法犯罪活動に打撃を与えるための聯合弁公室」として共同で案件を処理するというメカニズムの役割を発揮して摘発に乗り出し、広東、福建、浙江、黒龍江、深圳などで「地下銀行」を摘発した。その金額は数億元に達した。2004年9月までに全国各地の公安機関と外債管理部門は何度も行動を共にして地下銀行と違法な外貨売買取引拠点86か所を摘発、その金額は数十億元に達した。

上述の対策を講じたことにより、中国の資本が国外に流出する現象は緩和された。2003年5月15日、フィッチレーティングス社は最新格付け報告のなかで、中国の長期人民元・外貨格付けはそれぞれ「A-」と「A」であるとしている。同社は中国の最大の改善点は、1997～2000年の間に発生した大口資本の国外流出という現象が既に食い止められ、国際収支表の「誤差と遺漏」の項目がここ十余年来で初めて+値になった点で

<sup>17</sup> 現・国家発展改革委員会——訳注

あるとした。

2004年11月に外貨管理局は『違法な決済行為の厳正調査、国際収支バランスの積極的な維持』を公布して、現在の銀行、企業、個人などという経済主体による違法な決済行為の多様化、ルートの多様化などの特徴について総括した。

### 3) 違法な金融活動の取り締まり

第9期全国人民代表大会第5回会議で朱総理は金融秩序の更なる整備を強調した。つまり、銀行、証券、保険などの金融機関による違法・規則違反経営行為を厳正に調査して、非合法的な金融機関と金融活動を断固取り締まり、金融詐欺、非合法的な資金調達、証券市場の操作やインサイダー取引、悪質な債務逃れなどの行為を法律に従って取り締まることとした。

中国は毎年、金融違法活動を防止するための大規模な行動を行っている。2004年に公安部、中国銀行業監督管理委員会、中国人民銀行は共同で全国規模で金融証券違法犯罪を取り締まった。その重点は、商業為替手形、信用状、クレジットカードの違法犯罪にかかわる金融証券違法犯罪活動に置かれた。2004年3月に中国が金融証券違法犯罪の取り締まり活動を開始してから、8月末までに全国の公安機関は3,800件あまりを立件し、その金額は34億元に達した。また、解決した事件は2,080件で、1億7,700万元の経済損失を取り戻した。

### 4) 信託投資会社 (ITIC) の清算

1998年に広州国際信託投資会社が閉鎖されてから、信託業界は5度の整頓を経験した。2001年に『信託法』が公布され、2002年6月には『信託投資会社管理弁法』と『信託投資会社資金信託管理暫定弁法』が公布されて、信託会社は正常な経営を取り戻した。しかし、わずか3年間に慶泰信託、金新信託、伊斯蘭信託などに由々しき問題が発生した。全体から見ると、信託業界全体のリスクは依然として高い。

2004年12月と2005年1月に中国銀行業監督管理委員会は『募集資金の信託業務の更なる規範化に関する問題についての通知』と『信託投資会社の募集資金信託業務の情報開示に関する問題についての通知』を公布して、信託投資会社が資金を募集して信託業務を行う際の資格の確認、推薦方式、資金の委託管理、情報開示と監督管理のバランスなどについて全面的かつ具体的に規定した。

上記2つの『通知』と2003年末に中国人民銀行が公布した『信託投資会社の人民元による銀行決算口座の開設・使用事項に関する通知』と2004年2月に中国銀行業監督管理委員会が公布した『信託投資会社の人民元による銀行決算口座の開設・使用に関する問題についての通知』は、中国の信託財産専門口座管理制度の基礎を築いた。これら信託専門口座を開設し使用することにより、『信託法』では信託財産の独立性にオペレーション性が備わり、信託財産の独立管理、信託財産の安全性の確保、委託者と受益者の合法的權益の保護に資するばかりか、信託財産の状況を監督管理部門が理解し検査・管理するうえでも役立った。

## 5) 金融会社に対する監督・管理

2003年9月18日に中国銀行業監督管理委員会、証券監督管理委員会、保険監督管理委員会は第1回金融監督管理合同会議を開き、『金融監督管理分業協力覚書』について討議し、これを採択した。そのなかで分業による監督管理、職責の明確化、秩序立った協力体制、透明性の高い規則、実効の重視という原則を明確に打ち出した。「監督管理合同会議メカニズム」の会議構成メンバーは3つの機関の主席から成り、四半期ごとに例会を1回開いて金融監督管理に関する重要事項について討議し協力する。

2004年6月に中国の三大金融監督管理機関は分業協力覚書について合意に達し、次のように規定した。すなわち、金融持ち株会社に対する監督管理では分業経営、分業監督管理の原則を堅持し、金融持ち株会社のグループ企業に対してはその主要業務の性質に応じて相応の監督管理機関に帰属させ、金融持ち株会社内部の関連機関、業務に対する監督管理は業務の性質に応じて分業監督管理を実施する。また監督管理対象となる企業が海外にある場合、その監督管理機関は対外連絡の責任を負い、現地の監督管理機関と協力する。産業資本の投資によって形成された金融持ち株グループについては、監督管理政策、基準、方式などを真摯に検討し、協力し、管理を強化する。

## 6) 大型国有商業銀行改革と銀行業監督管理委員会の設置

### a) 大型国有商業銀行改革

2003年12月30日に国務院は外貨準備金を使用して中国銀行、中国建設銀行に450億ドルの資本注入を実施、国有独資商業銀行の株式制改革テストを正式に始めることを決定した。この2つの国有独資商業銀行が実施した株式制改造の主な内容は次のとおりである。

現代の商業銀行の要件に基づいて、規範化されたコーポレート・ガバナンス構造と明確な内部権限・職責制度を確立し、良好な財務制約と内在するリスクの防止メカニズムを形成すると同時に相応の財務再編を行って、不良資産の処理と資本金の充実を加速し、良好な財務基盤と厳格な財務基準を確立する。投入された資金は中央銀行の一種の資産運用形式である。新たに注入された資本は不良資産の解消に使ってはならない。このため新たに資本金が注入されたのち、テスト銀行に対しては一層厳格な外部監督管理と検査を行い、新たに注入された資本金の安全性を確保し、かつ合理的な効果があがるようにしなければならない。そこで、銀行業監督管理委員会は更に『中国銀行、中国建設銀行のガバナンス改革と監督管理に関する手引き』を公布した。

2004年には中国銀行株式有限公司、中国建設銀行株式有限公司、中国建設銀行投資有限公司が相次いで発足し、国有商業銀行の株式制改革は一定の成果を収めた。

### b) 銀行業監督管理委員会の創立

2003年5月に銀行業監督管理委員会が発足した。その活動目標は、周到かつ慎重で有効な監督管理によって広範な預金者と消費者の利益を保護し、市場の自信を強め、現代の金融商品、サービス、相応のリスクに対する大衆の認識と理解を深め、金融犯罪を減らし、金融の安定を維持することにある。

銀行の監督管理部門は5つの職能と8つの具体的任務を有している。

5つの職能は次のとおりである。①法律・規則の確立と制度の整備。②各種市場へ

の参入許可基準の策定。③法律に従って現場検査と非現場監督を行い、情報統計評価に取り組み、違法行為・規則違反行為を調査する。④省級政府と監督管理機関に対して専門監督管理要員の訓練を行う。⑤毎年1回、省級政府が管理する農村信用社の活動全体を評価し、それを国務院に報告する。

8つの任務は次のとおりである。①農村信用社に対して全面的な診断的判断を行う。②関連規定を公布し、制度の整備に取り組む。③中小金融機関の破産法について研究する。④厳格な融資分類と貸倒引当金の計上規定を策定する。⑤データの質を改善し、情報開示と指導の役割を強化する。⑥リスクの識別と警告制度に更に取り組む。⑦市場の規律を正し、金融秩序を維持する。⑧農村金融改革の大筋となる方法の研究に積極的に参加する、など。

## (5) 銀行業の対外開放

### 1) 金融機関の多様化

WTO加盟時の公約に基づき、中国は徐々に国内市場を開放している。

2004年10月末現在で合計19の国・地域の外資銀行62行が中国に204の営業機構を設立している。うち105は既に人民元業務の取り扱いが許可されている。2003年12月1日に中国が、外資銀行が中国資本の企業に人民元業務を提供するのを許可すると宣言してから、既に61の外資銀行・機構がその取り扱い許可を受けており、2005年から既に24の外資銀行・機構が金融派生商品業務の取り扱い許可を受けている。営業機構以外にも、外資銀行・機構は223の代表事務所を設立している。現在までのところ、中国では既に9行の中国資本の商業銀行が外国投資者による株式参加の許可を受けている。また、2社の外資自動車販売金融会社の開業が許可され、更に2社の設立準備が許可された。

経済貿易緊密化協定(CEPA)は香港の銀行が本土に進出する際の優遇条件について、次のように規定している。香港の銀行が本土に設立する支店や支社の総資産に対する要件を200億ドルと100億ドルから、同時に60億ドルに引き下げる。香港の銀行の本土支店の人民元業務取り扱いの開業年限を3年から2年に早め、人民元業務の収益資格を検査する際に、支店単独の検査を本土のすべての支店の合併検査に改めるなどである。2004年に調印されたCEPA補充協定はさらに、香港の銀行が保険代理業務を取り扱うことを認めている。

2004年1月1日から銀行業監督管理委員会は、香港の銀行5行がCEPAの規定の優遇条件に基づいて本土に支店を設立するのを認可した。永隆銀行、上海商業銀行、大新銀行は深圳支店を、永亨銀行と中信嘉華銀行は上海支店をそれぞれ設立した。90%以上の総資産がCEPAの規定に達している香港の銀行は、既に本土への進出を認可されている。これと同時に同委員会は、CEPAの規定の優遇条件に基づき、香港の銀行の本土支店26行の人民元業務取扱申請を認可した。

2003年に銀行業監督管理委員会は『自動車金融会社管理弁法』を公布して自動車ローンの金融サービスを開放、上汽通用<sup>18</sup>汽車金融有限責任公司、豊田汽車金融(中国)有

<sup>18</sup> 「通用」=ゼネラルモーターズ(GM)——訳注

限公司、大衆<sup>19</sup>汽車金融（中国）有限公司、福特<sup>20</sup>汽車金融（中国）有限公司、ダイムラー・クライスラーの外資自動車販売金融会社5社の設立が相次いで認可され、うち2社は既に開業している。2004年9月1日、銀行業監督管理委員会は、『企業集団財務会社管理弁法』を公布・施行、外資「投資性公司」（傘型企业、持ち株会社）が100%出資によって財務会社を設立するのを許可し、外国の戦略投資家が中国資本企業の財務会社の株主となることを奨励するとした。

2004年12月、劉明康は将来銀行業を対外開放する際の重点について次のように語った。1つは外資銀行が中西部と東北地域に進出することを積極的に支持、奨励する。2つ目は外資銀行と中国地場銀行との業務提携の拡大を進める。3つ目は海外の金融機関が中国地場銀行の金融機関の株主となることによって中国市場に進出することを更に促進する。また、現在のところ、人民元業務を外資銀行に開放していない都市については、外資金融機関がこれら都市の中小銀行・金融機関の株主となり、資本提携の方式で市場を開拓することができる。

## 2) 持ち株会社に対する規制

銀行業監督管理委員会の発足後、外資銀行が市場に参入するのを許可するための監督管理政策が調整された。そして、これまでの外国銀行が中国に支店を開設するのを促進することから、中国の地場銀行と外資の銀行が業務提携と資本提携を強化し、金融サービスのレベルを高め、中国地場系金融機関の再編と改造を加速することに対外開放の重点が移った。そこで、銀行業監督管理委員会は、外国の金融機関が自発的かつ商業的という原則に基づいて中国地場銀行・金融機関の再編と改造に参加するのを許可し、かつ投資する際の条件と手続きについて規定した『境外金融機関による中国地場金融機関への投資に関する管理弁法』を2003年12月に公布した。

2004年の新『外資金融機関管理条例实施细则』は次のように規定している。「外資法人機構の投資者がその投資額あるいは持ち分比率を変更する場合は、投資者の董事会（取締役会）の決議、又はその法定代表人が署名した意見書を提出しなければならない。また、外資法人機構の投資者が金融機関の場合は、所在国あるいは地域の金融監督管理当局が認可した意見書を提出しなければならない」。

## (6) 法律・法規の制定

2000年以降、国務院は『人民元管理条例』を公布、また人民銀行と共同で『毀損人民元廢棄管理弁法』、『反偽造紙幣奨励弁法』を公布して人民元の流通環の浄化に努めた。支払決済システムと現金管理について、国務院は『個人預金口座实名制規定』を公布した。また、現金管理を強化し、マネーロンダリングに打撃を与えるために、人民銀行は『金融機関による反マネーロンダリング規定』を含む3つの反マネーロンダリングに関する規則・法律を制定して、市場と経済の秩序を整頓しマネーロンダリングに打撃を与えるという面で、人民銀行の支払決済システムと現金管理が重要な役割を発揮するため、法的根拠をつ

<sup>19</sup> 「大衆」＝フォルクスワーゲン（VW）——訳注

<sup>20</sup> 「福特」＝フォード——訳注

くった。

このほか、比較的完全な行政再議と行政処罰のメカニズムも構築し、『中国人民銀行行政処罰手続規定』、『中国人民銀行行政再議弁法』、『企業集団財務会社管理弁法』、『金融リース会社管理弁法』、『信託投資会社管理弁法』などを改正、公布した。

通貨市場については、『全国銀行間債券市場債券取引管理弁法』、『全国銀行間一級取引自営商管理弁法』、『財務会社の全国インターバンク市場及び債券市場への進出管理規定』などがある。

商業銀行については、『商業銀行コーポレート・ガバナンス構造手引き』、『商業銀行独立董事（取締役）手引き』、『商業銀行情報開示管理弁法』、『商業銀行中間業務管理弁法』、『商業銀行ネット業務管理弁法』、『商業銀行クレジットカード管理弁法』がある。

2001年には、『信託法』、『外資金融機関管理条例』、『外資保険会社管理条例』、『規則制定手続条例』、『金融機関解散条例』、『国有株売却による社会保障資金調達のための管理暫定弁法』などを含む、法律1件、法規2件、規則・規範性文書61件を公布した。

表4-8 2001年に公布された主な法律、規則

名 称	公布年月日
信託法	
中華人民共和国外資金融機関管理条例	2001年12月20日
中華人民共和国外資保険会社管理条例	2001年12月12日
規則制定手続条例	2001年11月26日
金融機関解散条例	2001年11月23日
国有株売却による社会保障資金調達のための管理暫定弁法	2001年6月6日
国務院、市場経済秩序の整備・規範化に関する決定	2001年4月27日

出典：法制弁公室ウェブサイトより

2002年には、2001年に制定した信託法の法体系を完全なものにすること、基礎となる制度の構築を中心として、『外資金融機関管理条例実施細則』、『商業銀行内部コントロール手引き』、『信託投資会社資金信託管理暫定弁法』、『外資金融機関中国駐在代表機構管理弁法』、『商業銀行情報開示暫定弁法』、『信託投資会社管理弁法』、『商業銀行記帳式国債会場取引管理弁法』など、法律1件、規則7件が公布された。

2003年には、主に金融監督管理体制改革と職能の変更をめぐって法律3件、規則7件、規範性文書24件が公布された。また法律という形で金融監督管理体制改革の成果を確定するために、『中国人民銀行法』と『商業銀行法』を改正、『銀行業監督管理法』を起草した。『金融機関反マネーロンダリング規定』、『人民元の大口取引報告並びに疑わしい支払い取引報告の管理弁法』、『金融機関の大口及び疑わしい外貨資金取引報告の管理弁法』の3つの規則を公布して、反マネーロンダリング活動を法制化した。金融によるマクロ調整を実施し通貨政策の職能を発揮させるための法律・法規には、『行政許可法』、『不動産信用貸付業務管理の更なる強化に関する通知』がある。

2004年には、『対外貿易法』、『証券会社短期融資券管理弁法』、『中国人民銀行行政許可実施弁法』、『全国銀行間債券市場における買取型の債券買戻し業務管理規定』など、法律1件、金融に関する規則3件、規範性文書20件が公布された。

表4-9 2004年に公布された主な法律、規則

名 称	公布年月日
中華人民共和国対外貿易法	
中華人民共和国公告 [2004] 第12号	2004年10月18日
中国人民銀行令 [2004] 第3号	2004年9月17日
全国銀行間債券市場における買取型の債券買戻し業務管理規定	2004年4月12日

出典：法制弁公室ウェブサイトより

2005年に人民銀行は次のような行政立法に着手する予定である。すなわち、銀行管理条例、金融機関破産条例、金融持ち株会社の規定などである。また、証券、基金、中央銀行の再融資に関する法律など、金融立法において法的性質に関する意見の相違がある問題についても研究する予定である。

#### (7) 金融イノベーション

企業の融資難について、中国人民銀行は商業手形、企業債券、株券など様々な融資形式を進展させ、金融イノベーションを奨励し、企業の融資ルートを開拓しなければならないとした。

周小川は次のように語った。中国は次の段階で、金融イノベーションのために有利な政策と市場環境を整備すべきである。それにはまず政府と市場参加者の役割の調整が必要である。政府部門の主な任務は、市場の整備、市場に対する監督管理、市場に参加している金融機関の内部コントロールに対する監督管理であって、具体的な金融商品に対する監督管理ではない。大部分の金融商品は市場で試されるべきである。政府は金融イノベーションのための条件を整備し、金融会社自らによる価格決定を促進すべきである。市場のリスクを認識してさえいれば、過度に干渉すべきではない。

#### (8) 経済の過熱とインフレ抑制（ソフトランディング）－実質経済成長率の分析と過熱程度の判断

2003年中の中国のGDP、投資、銀行融資、不動産投資の伸びは早く、物価水準も上昇し続けた。このため、全国で現在の中国経済が過熱しているかについての論争が巻き起こった。2004年初めに国家統計局は、経済が過熱しているかについての政府側の見解を示した報告書を発表した。それによると、2003年の中国のマクロ経済は全体的に良好で、正常な範囲内にあり、過熱現象は見られない。

表 4 - 10 GDP 平均成長率

1998 ～ 2002 年	7.3%
2003 1Q	9.9%
2003 1 ～ 2Q	8.2%
2003 1 ～ 3Q	8.5%
2003 1 ～ 4Q	9.1%
2004 1Q	9.7%
2004 1 ～ 2Q	9.7%
2004 1 ～ 3Q	9.5%

出典：中国国家統計局

表 4 - 11 固定資産投資の伸び

2002 年	17.4%
2003 1Q	31.6%
2003 1 ～ 2Q	32.8%
2003 1 ～ 3Q	31.4%
2003 1 ～ 4Q	28.4%
2004 1Q	43.0%
2004 1 ～ 2Q	28.6%
2004 1 ～ 3Q	27.7%

出典：中国国家統計局

表 4 - 10、表 4 - 11 の 2 つの指標を見ると、2003 年に中国のマクロ経済に出現した一部の好ましからざる兆候は、2004 年初めになっても収まるどころか、ますます激化する傾向が見られた。政府は「経済過熱」という言葉に否定的な態度をとったが、「経済過熱」現象に対する注目は事実上、収まることはなかった。

温家宝総理は 2004 年 2 月の講話のなかで次のように指摘した。「インフレ防止を重視し、物価水準の早過ぎる上昇を抑制する必要がある」、経済過熱の抑制とインフレ防止が 2004 年のマクロ調整の重点となる。2004 年 3 月 5 日の第 10 期全国人民代表大会第 2 回会議の『政府活動報告』は 2004 年の経済成長率の目標を 7% とし、固定資産投資規模を抑制して、一部業界と地域の盲目的な投資、低レベルの重複建設を断固規制することを明確に打ち出した。

今回のマクロ調整は次の 3 段階に分かれる。

第 1 段階は 2003 年の「SARS」以降から 11 月の中央経済工作会議期間中までの「スタート段階」である。金融部門から見ると、通貨による信用貸付の実行が早すぎる、信用貸付構造が不合理といった問題について警告信号を送ることであった。2003 年 6 月に中国人民銀行は『不動産信用貸付管理強化に関する通知』を公布し、成立間もない中国銀行業監督管理委員会は 6 月 17 日に『融資管理の強化、新たな金融リスクの防止に関する通知』を公布した。



第2段階は2003年の中央経済工作会議から2004年の上半期までで、対策が強化された段階である。固定資産投資の伸びが早すぎ、鉄鋼、セメント、電解アルミなどの業界が盲目的に発展を求め、石炭・電力・原油・輸送がすべて逼迫しているのに、農業の発展が不十分であるという問題を踏まえて、マクロ調整を強化する一連の政策・対策を打ち出した。

第3段階は2004年下半期で、マクロ調整が奏効し更にその効果を強固にした段階である。4月28日の中央政府による「鉄本事件<sup>21</sup>」の処理をきっかけとして、マクロ調整が全面的に始まった。5、6月の間に、固定資産投資プロジェクト、開発区の整理、土地市場の整備、土地使用申請の認可凍結などが行われた。10月には不動産投資の過熱によって鉄鋼、セメントなどが影響を受けるのを防止するために、金利を上げた。

2004年末に中央経済工作会議は明確に次のように指摘した。「マクロ調整の強化と改善によって得られた現時点での効果は段階的なものであり、経済運営における矛盾と課題は依然顕著である。また、長期にわたる蓄積が経済全体を制約するという深刻な矛盾と問題はまだ存在している。経済の安定的成長を維持するには、穏健な財政政策と通貨政策を実施して、引き続き固定資産投資規模の早すぎる成長を抑制する必要がある。マクロ調整の各政策・対策を強化し改善する際には、個別に対応し、保護と圧力の原則を実行して、経済的手段と法的手段の運用に一層注意する必要がある」。

2005年のマクロ調整では、経済社会の深層構造の改革を重視し、野放図な経済成長を改め、市場化という調整手段を一層多用することになる。

#### 4-1-3 税収政策

##### (1) 税収制度と徴税体制

1994年の分税制改革以降、2003年10月の十六期三中全会は「税制の簡素化、課税基準の緩和、税率の引き下げ、厳格な徴税管理という原則に基づいて、税収改革を行う」ことを打ち出した。これは新ラウンドの税制改革と呼ばれている。同年11月には、金人慶、謝旭人が、客観条件が熟したら、税制改革を日程にのぼらせると公言した。税制改革には次の7つの内容が含まれる。

- ① 現行の生産型の増値税（付加価値税）を消費型の増値税（付加価値税）に改め、企業がその年に新たに増設する固定資産のうちの機械・設備投資部分に含まれる増値税（付加価値税）について、前段階税額（input tax）を控除することを許可する。
- ② 消費税の完全化を図り、税目の追加・削減調整を行う。
- ③ 企業税収制度の統一を図る。これには、納税者の認定基準の統一、課税基準の確定基準の統一、税率、優遇政策など様々な内容が含まれる。
- ④ 個人所得税の改善を図り、総合と分類を相互に結び付けた個人所得税制を実施し、控除項目と基準の確定をより合理的なものとし、税率も適切に調整する。
- ⑤ 都市建設税・費用改革を実施し、条件を備えている場合には、不動産に対する統一かつ規範化が図られた物業税（不動産税）の徴収を開始し、関連費用の徴収を停止する。

---

<sup>21</sup> 江蘇鉄本鋼鉄有限公司事件。盲目的に投資を行ったためにプロジェクト中止に追い込まれた——訳注

- ⑥ 地方税制を整備し、税費改革（税金・費用制度改革）による現行の租税種類に対する改革と結び付けるとともに、一部租税の徴収を開始又は停止する。統一税政を前提として、地方に対して、適度な税政管理に関する権限を与える。
- ⑦ 農村の税金・費用改革を深め、農業特産税を廃止する。徐々に農業税の税率を引き下げる。徐々に都市と農村の税制を統一する。

2003年10月に公布された『現行の輸出戻し税メカニズムの改革に関する決定』の基本原則は、中央と地方が輸出戻し税を分担することである。2004年に輸出戻し税メカニズムの改革が全面的に実施され、未還付分は還付が終了、同年の輸出貨物戻し税と「免除、相殺、還付」が速やかに処理され、輸出をサポートした。農村の税金・費用改革の深まりにより、一部地域の農業税が免除され、その他の地域も税率が引き下げられた。また、全国的規模で葉タバコを除く農業特産税が廃止された。増値税のタイプの転換の試みが始まり、東北地域の旧工業基地の8つの業界（設備製造業、石油化学工業、冶金、自動車、造船、軍事、ハイテク、農産品加工業）で実施され、企業が当期に新たに増設する機械設備に含まれる前段階税額（input tax）あるいは自社製設備に含まれる税金を控除することを許可した。

2005年、税務系統は次の9つの面から着手され、徴税・管理体制は完全なものになるであろう。

- ① 「法律に従って徴税し、徴税すべきものは徴税し、余分な課税は断固行わず、越権行為による税減免を防止する」という組織収入の原則を堅持し、税の減免の許認可活動に取り組む。
- ② 法律に従って規範化された機構を設置する。
- ③ 税金の徴収、税源管理、税務調査、法的救済などの徴税・管理を内容とする職能を合理的に区分する。国税局、地方税局と緊密に協力する。納税者の戸籍情報、税種に関連する収入データと税務調査情報を適時交換する。工商、金融、公安、税関などの部門との協力を強化する。
- ④ 銀行、国庫との連絡を強化し、納税者の生産・経営、資金運用に関する情報を入手し、税金の未払い状況を定期的に公告し、その解消に努め、法律に従って滞納金を徴収する。納税申告と税金を国庫に納めるルートを開拓する。税収会計、統計・計算の指標体系の整備を強化し、税収予測メカニズムを完全なものにし、マクロ的な税負担、税収に関するフレキシブルな分析を強化する。
- ⑤ 完全な税収管理員制度を確立する。
- ⑥ 増値税専用領収書とその他の免除・相殺に適用する証憑の偽造、偽帳簿、二重帳簿、帳簿外経営などの手段を使った脱税事件を厳しく取り締まる。
- ⑦ 既存の情報資源の整合化を急ぐ。
- ⑧ 納税サービスを改める。
- ⑨ 内部監督を強化する。

## (2) 税制の構造とその整備

中国の現行の税制構造は、流通税と所得税を共に重点とする二重主体（それぞれ税収の70%と20%前後を占める）であり、その他の税種がそれを補完するという税制体系になっ

ている。現行の税制体系の税種は 22 ある。

- ① 流通税制：増値税、消費税、営業税、関税
- ② 所得税制：企業所得税、外国投資企業と外国企業の所得税、個人所得税、農業税
- ③ 資源税制：資源税、耕地占用税、城鎮（＝都市と町）土地使用税、土地増値税
- ④ 財産税制：不動産税、不動産取得税、車両・船舶使用税、都市不動産税、車両・船舶使用鑑札税
- ⑤ 行為税制：固定資産投資方向調節税、収入印紙税、都市維持・建設税、屠殺税、宴席税

### 1) 中央税と地方税

1994年の財政・税制改革によって、税種は中央税、共通税、地方税に分けられたが、事実上中央税は消費税 1 種類と少なく、地方税は十数種類ある。しかし、収入規模の面から見れば、最大の増値税は共通税で、その 75%が中央に、25%が地方に帰する。株取引の収入印紙税は当初 50%と 50%で、深圳と上海のみだったが、現在ではその 96%が中央に帰するように調整されている。このほか、資源税も大きいですが、ほとんどが地方税で、海洋、石油、天然ガスだけが実際には中央に帰する。その後 2 種類の税種、すなわち企業所得税と個人所得税が調整された。企業所得税は当初から共通税だったが、企業の隷属関係に基づくにすぎなかった。つまり中央企業は中央に、地方企業は地方に属していた。地方の個人所得税は当初から全額地方のものとなっていたが、銀行の預金利息の所得税が中央の収入となる以外は、2002年から企業所得税と同様、中央と地方の比率が 6 対 4 になっている。

### 2) 移転価格税制

中国の現行の多国籍企業移転価格税制に関する立法は次の法律に散見される。1990年代の『中華人民共和国外商投資企業・外国企業所得税法』とその『実施細則』、『中華人民共和國税収・徴収管理法』、1998年の『関連企業間取引の税務管理規程』。

2003年から2004年にかけて『関連企業間取引の事前確認実施規則（試行）』、『反脱税活動の一層の強化について』、『渉外企業の連合税務会計審査の暫定方法』が発表され、『外商投資企業・外国企業所得税申告表』が修正された。これは外商投資企業と外国企業が赤字であると虚偽の申告をした場合の行政処罰を強化している。また、各地の税務部門は独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法という 3 種類の伝統的な調整方法以外に、利益分割法、取引単位営業利益法（TNMM）などの新しいタイプの移転価格調整方法を積極的に試している。

### 3) 税収と税負担率

中国にはこれまで既定の税負担率の計算方法がなく、マクロでの名目上の税負担レベルは低かった。しかし税以外の費用徴収があることを考慮すると、マクロでの限界税負担レベルは高い。2000～2003年はそれぞれ 32.3%、32.1%、40.8%、37.3%であった。

2004年は新たな税収改革を準備する過程において、マクロ的な税負担と税収のフ

レキシブルな分析を強化することが、重点となった。謝旭人はこれまでに何度も次のように指摘している。「マクロ的な税負担と税収のフレキシブルな分析を強化し、異なる地域、産業、業界、重点税源企業の税負担レベルを横断、縦断的に比較し、各主要税種、税目の収入の伸びと関連する経済指標との間のフレキシビリティを分析して、弱い部分を探し出し、管理強化のための根拠とする。統計方法が異なり、中国政府の財政収入の体制の特徴が異なるため、わが国のマクロ的な税負担と西側諸国のそれとは比較できない。また税以外の名目の費用も多い」。

### (3) 増値税

中国の現行の増値税は生産型増値税で、課税対象は国民総生産（GNP）と等しいが、固定資産購入における納付済みの税金は控除されない。したがって、消費型増値税と比べて、課税基準は高い。中国の増値税は17%の基本税率と13%の低税率を採用し、小規模生産納税者については、売上高に応じて6%の徴収率で納税額を算出しており、小規模商業納税者の税率は4%である。

増値税関係の政策は多数公布されており、主に次のとおりである。①増値税のタイプの変更：東北地域の増値税で試行されている。②増値税優遇策の調整：例えば、平板ガラスは資源利用製品の増値税優遇を享受できない、一部情報技術製品の輸出戻し税率の引き上げ、2005年4月から集積回路製品の増値税還付が廃止されたなどである。③徴収作業の規範化：商業企業が貨物供給者が受け取った費用の一部から流通税を徴収するのを規範化したり、税務機関が増値税専用領収書管理を代行するのを強化したり、外国政府や国際組織の無償援助プロジェクトの中国での仕入れ物資の増値税免税申告の審査手続きに関する補充規定などである。

### (4) 消費税

中国の消費税は11税目あり、そのうちの3項目の下に更に13の細目があり、25の徴税項目を例としてあげている。比例税率を実施しているものが21項目、定額税率を実施しているものが4項目である。合計14のランクの税率があり、最低は3%、最高は45%となっている。

2001年に策定された政策は主に次のとおりである。輸入紙巻タバコの消費税率の調整、低汚染小型自動車の消費税減額（のちに一時的に減額率が下がった）、「第10次5か年計画」期間中の外貨借款プロジェクトの税金による返済政策、ビールメーカーグループの内部企業の間で販売された（配分された）ビール液についての税徴収、第29回オリンピックに関する税収優遇政策の確立、タバコ・酒類製品の消費税の調整など。

### (5) 企業所得税

企業所得税の法定税率は33%である。優遇税率とは、納税すべき所得額が一定の金額に達している企業に対して低税率を課すことを指し、18%と27%の2種類に分かれる。

関連政策は多く、主に金融、不動産、電信、農業などの業種、科学普及教育事業の発展を促進する政策で、次のようなものがある。『金融企業の貸倒損失の税引き前控除の管理方法』、『試行地域の農村信用社の税収に関する政策』、『ソフト産業と集積回路産業の発展奨

励』、『中国農業生産資料集团公司所属企業の借利率子の税引き前控除』など。公益に対する募金、SARS など特殊な疫病発生状況下での納税問題に関する政策・規定。科学研究機関の制度変更、高等教育機関後方勤務部門の改革、司法・公証機関の制度変更後の所得税問題に関する規定など。

#### (6) 個人所得税

個人所得税の徴税対象は個人が取得した納税すべき所得であり、5～45%の9段階の累進課税である。

ここ数年、個人所得税については、渉外人員に対する徴収力が強化され、『中国境内に住所をもたない個人に対する税収協定と個人所得税法を実施するうえでの若干の問題に関する通知』、『国際組織の中国駐在機構、外国政府の駐華大使館・領事館、駐華メディア機関の職員の個人所得税徴収方式に関する通知』などが公布された。

また、中国国内の納税者に対して様々な優遇策がとられている。例えば、再就職、一時帰休者が自営業に従事した場合、教師に対する奨励金、税金・費用改革における農民などに優遇策を与える、年間の奨励金の税金計算方法を調整するなどである。

### 4-1-4 投資政策

#### (1) 固定資産投資

中国は2002年から新たなラウンドの経済成長のサイクルに入り、それによって固定資産投資の迅速な伸びが促進された。2001年は前年比13%増であったが、2002年は16.9%増となり、2003年の1～4月の固定資産投資は1995年以降の緩慢な伸びから、一気に30%を超える伸びを見せた。後半の数か月はSARSの影響で伸びが鈍ったが、2003年の社会全体の固定資産投資は27.7%増（当初は26.7%であったが、その後国際慣例に基づいて調整）となり、伸び率は1995年以来の高さであった。2003年から固定資産投資の伸びが早すぎ、投資構造が不合理になったために、原材料、エネルギーなど基礎製品の価格高騰、食糧価格の大幅な上昇という問題が発生した。2004年の固定資産投資の伸びは、約25%だった。

過去2年間、中国の固定資産投資政策は改革、マクロ調整と不可分なものとなっている。

党の十六期三中全会が採択した『社会主義市場経済体制を完全なものにすることに関する若干の問題についての決定』は、投資分野で現在存在している際立った問題に焦点を当て、投資体制の改革の方向、目標、主な対策を一層深めることを打ち出している。これは投資の健全な伸びを促進し、経済と社会の発展に対する投資の促進作用をより発揮させるうえで、重要な指導的意味をもつものである。

第10期全国人民代表大会第2回会議の政府活動報告は次のように述べている。

固定資産投資の規模を抑制し、一部の業種、地域の盲目的な投資、低レベルの重複建設を阻止することは、2004年のマクロ調整の重要な任務である。

第一、産業政策と業界の計画を完全なものにし、業界の情報公開制度を健全化し、社会の投資方向を正しく導く。

第二、業界参入基準の制定、整備を強化し、市場参入の厳格化を図る。環境保護、

安全性、エネルギー消費、技術、品質などの面で基準に達していないプロジェクトについては、建設に着手していない場合は許可せず、建設中のものは整理し、建設済みのものは期限を切って改造させる。

第三、法律に従って用地管理を強化する。国の産業政策と業界参入基準に合致しない建設プロジェクトは、すべて土地の使用を認可しない。開発区の整理を継続し、土地市場を規範化する。

第四、信用貸付の審査・認可と監督・管理を強化する。金融機関は、市場参入条件に合致しない新規プロジェクトと改造・拡張プロジェクトに融資してはならない。

第五、税制を厳格にし、税の優遇政策を勝手に打ち出す行為を断固禁止し、正す。

2004年7月の『国務院、投資体制改革に関する決定』は、十六大と十六期三中全会で打ち出された投資体制改革の更なる推進に関する全体的な措置について、国務院が中国の投資体制改革についてより具体的かつ明確に規定したものであり、中国の新しい投資体制改革が始まり、またそれが縦方向に向かって深まり始めたことを示している。

## (2) 外国企業の対中投資<sup>22</sup>

外国企業による投資の政策体系は国務院が公布した『外商投資方向指導規定』が中心であり、それを補完するものとして『外商投資産業指導目録』、『中西部地区外商投資優勢産業目録』がある。優遇政策は主に税収優遇と各地方政府が制定した土地優遇策から成る。このほかに中国は外貨管理、投資体制、工商登記などの改革で外国企業の投資を重視し、各行政関連制度をそれに資するものにしていく。

2002年4月から施行された『外商投資方向指導規定』は、外国企業による投資項目を、奨励、許可、規制、禁止の4つに分けている。奨励プロジェクトは5つある。①農業新技術、農業総合開発、エネルギー、交通、重要原材料工業に属するもの。②ハイテク、先進適用技術に属し、製品の性能を改善し、企業の技術・経済効果を高めることができる、あるいは国内で生産能力が不足している新設備、新素材の生産が可能なもの。③市場のニーズに適応し、製品のランクを高め、新興市場を開拓できる、あるいは製品の国際競争力を高めることのできるもの。④新技術、新設備に属し、エネルギーと原材料を節約でき、資源と再生資源を総合的に活用し、環境汚染を防止できるもの。⑤中西部地域の人力と資源を活用でき、国の産業政策に合致しているもの。

製品をすべて輸出する、許可類に属する外国企業の投資プロジェクトは、奨励類のプロジェクトと見なされる。奨励類のプロジェクトは関連法律、行政法規の規定に従って優遇を受ける以外に、投資額が大きく、資金回収期間の長いエネルギー、交通、都市のインフラ建設・経営に従事するものについては、認可を経て、関連の経営範囲を拡大することができる。

2003年初めに対外貿易経済合作部<sup>23</sup>は、サービスのレベルを高め、効果的に外国企業の投資を誘致するために、「外商投資促進センター」を設立した。2003年の外国企業による投資についての政策は国内の産業構造の調整・グレードアップと結び付けて行われた。そ

<sup>22</sup> 原文では「3.」となっているが、「2.」の誤りとみられる——訳注

<sup>23</sup> 現・商務部——訳注

の主な内容は次のとおりである。

第一に、従来農業を改善し、現代的な農業を発展させ、農業の産業化を促進する外国企業の投資を奨励する。

第二に、交通、エネルギー、原材料などのインフラや基礎産業に対する外国企業の投資を奨励する。

第三に、電子情報、バイオテクノロジー、新素材、航空・宇宙などのハイテク技術産業に対する外国企業の投資を奨励する。また、大型多国籍企業が中国に研究・開発センターを設立することを特に奨励する。

第四に、外国企業が先進適用技術を運用して機械工業、軽工業、紡績などの従来の工業を改造し、設備工業の世代交代を実現することを奨励する。

第五に、外国企業が資源と再生資源の総合利用に関するプロジェクト、環境保護プロジェクトと都市建設プロジェクトに投資することを奨励する。

第六に、西部大開発と東北地域の旧工業基地の振興策に協力して、外国企業が西部地域と東北地域の優位性をもつ産業に投資することを奨励する。

第七に、M&A、株式参加の様々な方式で外国企業が国有企業の改造に参加することを奨励する。

第八に、引き続き加工貿易を発展させ、その転換、グレードアップを導く。

第九に、WTO加盟時の公約に基づき、サービス貿易分野の対外開放を積極的に推進する。

2003年4月1日から深圳市は外国企業による投資に対する許認可権限を下級の地方政府に委譲した。

2003年8月には外国の先進技術の導入を促進し、中国がそれらを消化吸収して自らのイノベーション能力を高めるために、科学技術部と商務部は共同で『外商投資ハイテク技術製品奨励目録』を策定・発表し、デジタル統合通信設備、大型工業制御機械、制御機器など917項目のハイテク技術製品を列記した。

2004年に外貨管理局は外資企業による投資と決済・外貨販売活動を整備するため、多くの規則を公布、同年7月の『投資体制改革に関する決定』も外資企業に恩恵をもたらしている。ここ数年間における中国の外国投資企業に対する税金優遇策については、2000年と比べてあまり変化はないが、2005年には、外資企業を対象として、各種優遇策によって形成された事実上の「超国民待遇」をめぐる、中国政府は企業所得税制を統一する計画である。

### (3) 中国の対外投資

2002年から中国政府は対外投資を重視し始めた。十六大と十六期三中全会は、「優位をもつ各種所有制企業による対外投資を奨励し支援する」、「対外投資サービス体系を整備する」という方針を打ち出し、「外に出て行く（海外進出）」戦略の実施を加速するとした。また、第10期全国人民代表大会第2回会議は「対外投資に対する協力と指導を強化する」ことを打ち出した。

2002年10月1日にはまず、浙江省が対外投資外貨管理改革に関するテストケースを推進することを許可した。そして、2004年までに同様のテストケースが21の省（自治区、

直轄市)で許可され、外貨購入限度額の総額は合計で23億3,000万ドルに達した。

2004年7月に制定された『対外投資国別産業指導目録』は、中国の対外投資の指導的文書である。このリストと合致し、審査の結果、対外投資認可証書を取得した企業はすべて、資金、外貨、税収、税関、出入国などの面で国の優遇策が優先的に受けられる。商務部、外交部は数回に分けて『対外投資国別産業指導目録』を公布するとともに、国の対外投資に関する方針、政策、国外の投資環境の変化に基づいて、関連内容を適時更新、調整、補充する予定である。

#### (4) 投資管理と政策・法規

投資管理政策の主なものは、投資管理制度の改革について言及した、前述の2004年7月の『投資体制改革に関する決定』で、投資主体としての企業の地位を確立した。「投資したものが決定し、利益を享受し、リスクを負う」という原則に基づき、企業に投資の自主権を与えなければならない。政府による投資を利用しない企業の建設プロジェクトに対しては、今後いずれも許認可制を適用せず、状況に応じて審査制、登録制を適用する。大型企業の投資決定権を更に拡大し、企業の投資プロジェクトに対する融資ルートを開拓する。国は社会投資を奨励し、法律や法規が進出を禁止していない業界と分野に社会資本が進出することを認める。金融機関は固定資産融資制度を改善、整備し、自らの貸付審査能力とレベルを高め、金融リスクを防止する必要がある。

このほか、『外商投資企業の審査認可、登記、外貨及び税収管理強化に関する問題についての通知』、『外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法』、『対外投資共同年度検査暫定弁法』なども投資管理政策である。

### 4-2 中国マクロ経済政策改革の方向と発展動向

#### 4-2-1 財政政策

財政政策の転換と地方財政リスクの防止が2005年財政事業の二大課題となっている。

##### (1) 穏健な財政政策の確立

穏健な財政政策の実施には、財政調整目標の方向、実施手段の組み合わせ、方法・方式の転換など重大な政策転換が含まれる。これら穏健な財政政策は財政政策の名称や赤字規模の調整だけでなく、財政政策の性質や方向性などの根本的な転換を意味する。その重要な内容として、「赤字抑制、構造調整、改革推進、増収と支出削減」があげられる。

赤字抑制では、中央の財政赤字を適切に削減する一方、極端な縮小を避けて適度な緊縮・緩和を実施し、調整の方向性を示すことに重点を置く。またインフレの兆しが拡大するのを防ぐと同時に、デフレ傾向の再現も防止し、マクロ調整の強化と改善を図って、マクロ調整成果の強化と発展を実現する。

構造調整とは、科学的発展観と公共財政の求めに従って、財政支出構造と国債プロジェクトの資金投入構造を調整し、個別対応、保護と圧力を使い分け、経済・社会事業発展の脆弱な部分の強化に努め、「5つの統一計画・手配」の実施と経済構造調整を実現する。

改革推進とは、国債プロジェクト資金に依存する経済成長方式を転換し、一定の中央財政投資を基礎として、国債プロジェクト資金の規模を適度に削減調整し、より多くの財力



を体制改革と制度革新に振り向け、経済の自主的成長と健全な発展を促す長期的なメカニズムを確立することで、経済発展方式の転換を図る。

増収・支出削減とは、全体として税負担が増えない、あるいは税負担がやや減少するというなかで、法律に従って厳格に徴税を実施して財政収入の安定的増収を確保し、また支出を厳しく管理して、財政資金の使用効果を高め、マクロ調整と節約型社会を実現する。

## (2) 公共財政政策の確立

十六期三中全会の『社会主義市場経済体制を完全なものにすることに關する若干の問題についての決定』では、地域の発展、都市と農村の発展、経済・社会の発展、人と自然の調和のとれた発展、国内発展と対外開放の「5つの統一計画・手配」が掲げられ、これらが公共財政政策の核心となる。

整備された公共財政システムを早期に完成し、その機能を存分に発揮させ、財政供給範囲を規定し、財政支出構造の最適化を図り、財政資金の使用における有効性を高める必要がある。現時点では、以下の5つの事業分野に力を入れる。①社会保障、住宅、教育、科学技術、文化、公衆衛生など社会公共事業の発展政策。②「三農<sup>24</sup>問題」の解決に努め、都市と農村の協調発展を促す。農村の税金・費用改革を一層進め、農業特産税を廃止し、農業税率を段階的に引き下げ、体制面から農民負担の軽減、安定化を図る。食糧流通体制の市場化改革を大いに推進し、穀物を耕作する農民に直接補助を支給する。投資を更に増大し、農業と農村の経済構造調整を推進して、農村の公共サービス力を徐々に高め、生活条件を改善し、農業の基本的地位を強化する。③積極財政政策で西部大開発と東北など旧工業基地の振興を支持し、困窮地域への財政移転を安定的に強化し、省以下の財政分配関係を更に整理し、地域・省内各地区の協調発展を促進する。④輸出税還付メカニズムの改革政策を実施する。「新たな未還付金を出さない、これまでの未還付金を清算する、還付メカニズムを改善する、財源の共同負担化を進める、改革を推進する、発展を促進する」を原則として、輸出税還付の支払い遅延問題を解決する。⑤環境整備、天然林保護など生態環境分野への投入を強化し、人と自然の協調発展を図る。

## (3) 社会保障制度改革

第10次5か年計画で既に明確に打ち出されている健全な社会保障制度の重要原則として、法律に従って年金保険の実施範囲を拡大、社会プールと個人口座を組み合わせた都市部従業員基本年金保険制度の整備を引き続き行い、退職後の基本年金支給の保証を基盤とし、社会プール基金と個人口座を分割管理して個人口座の効果的な積み立てを確保し、安定した社会保障資金調達メカニズムを確立する。徴収の強化、財政支出構造の調整、現在の一部国有資産の整理、宝くじの発行規模の拡大などによって社会保障資金の調達ルートを増やす。規範化された社会保障資金の投資運営方式を積極的に模索してこれを実施し、資金の維持・増加を図る。社会保障資金の管理水準を高め、社会保障行政監督と社会による監督を強化し、社会保障管理とサービスの社会化を推進する。社会保障に関する立法を加速する。

---

<sup>24</sup> 農業、農村、農民を指す——訳注

2005年の事業は主に以下の分野に重点を置く。①就職・再就職事業を引き続き確実に実施する。②都市部社会保障制度の整備、国有企業の一時帰休者の基本生活保障事業を引き続き実施し、失業保険との一本化を基本的に完了し、企業離職・退職者の基本年金が期日どおり全額支給されるよう確保し、事業単位の改革の進行とともに、企業従業員の年金保険制度改革の整備をサポートする。③社会保障資金調達メカニズムを整備し、社会保険料の徴収業務に関するメカニズムを完備・確立させ、社会保険の適用範囲拡大と社会保険基金の安定的増加を促進する。

#### (4) 財政法制の確立

2005年2月に施行された『財政違法行為処罰処分条例』は財政監督の立法面における欠陥を補うもので、財政をめぐる法の執行主体とその権限をより一層明確にし、法の執行主体に相応の執行手段と措置を付与するとともに、法執行の関連プロセスについて規範化が図られた。これは、財政資金の分配・使用の安全性、規範性、有効性を高め、財政経済秩序を維持するのに役立つ。

このほか、『企業所得税法』『政府購入法実施条例』に関連する財政法規草案の起草が完了しており、2005年に全国人民代表大会の審議にかけ、国務院による討議を経たのち、公布・施行となる。

#### (5) 財政監督メカニズムの確立

2005年までに、内部監督の管理強化の面で、財政部はいくつかの大きな改革を実施した。①財政運転資金を廃止した。②中央と地方が年1回実施する財政決算会制度を廃止した。③各司局で融通性をもつ資金を留保する方法を廃止した。④特別資金を圧縮した。⑤財政の自由裁量権の制限と縮小を目的として、行政許認可項目の取り消し、規範化を図った。

これと同時に、新たなメカニズムの早期確立を急いでいる。まず、内部機構と職能を新たに調整、予算編成と執行の分離、財政監督を財政業務の全プロセスに徹底させる財政管理モデルを実現し、財政割当金をめぐる腐敗行為発生の確立を減らした。次に、制度と規律上から規範を強化し、合理的な構造、科学的な配置、厳密なプロセス、相互規制の権力運用メカニズムを構築した。第三に、各司局と機関幹部の職責履行状況の監督検査を強化している。

財政監督メカニズムの確立と財政関連の法整備は不可分であり、多くの学者が予算法改正と『財政監督法』の早期制定を求めている。

### 4-2-2 通貨政策

#### (1) 穏健な通貨政策

1998年に中国が穏健な通貨政策を実施して以来、既に7年が経過している。周小川の指摘では、穏健な通貨政策の「穏」とは「安定して落ち着いている」ことを指し、「健」は「健全」を指すという。科学的発展観に基づき、穏健な通貨政策は今後更にマクロ経済の予想調整、微調整を強調し、市場化手段の運用をより一層強調して、貸付総量の安定的な増加を基礎に、通貨政策の意向を随時伝え、社会の予測・期待を正確に導き出し、通貨政策

の先見性、科学性、有効性を高める。

人民銀行は穏健な通貨政策の核心を以下の4項目にまとめた。①通貨政策手段を柔軟に運用して、経済成長に見合った適度な通貨供給量（マネーサプライ）の増加を維持する。②融資政策を随時調整して、融資の方向性を指導し、経済構造の調整を促す。③金融安定計画を実行し、通貨政策の金融安定化機能を発揮し、金融リスクを効果的に防止、解消する。④通貨市場の発展を基礎に、通貨政策手段の改革を積極的に推進、通貨政策を直接的な調整から間接的な調整へ移行させる。

2005年も引き続き穏健な通貨政策を実施することは、マクロ経済政策の連続性、安定性という客観的な要求に応えるものであり、また現在の複雑多様な経済情勢下にあって、必然的な選択でもある。

#### 1) マネーサプライの調整メカニズム

中国は現在、マネーサプライをターゲットとする通貨政策を採用している。公開市場操作などを主な手段とし、操作ターゲットは基本通貨、仲介ターゲットはマネーサプライ、最終ターゲットはインフレ率と経済成長率である。

##### a) 法定預金準備率

中国の法定預金準備率はこれまで5回調整されている。

- ① 1998年、中央銀行が預金準備率を13%から8%に引き下げ。
- ② 1999年、中央銀行が預金準備率を8%から更に6%に引き下げ。
- ③ 2003年9月21日から、中央銀行が預金準備率を1ポイント上昇させて、6%から7%に引き上げることを決定。
- ④ 2004年3月25日、中央銀行が差別預金準備率制度を4月25日から実施することを決定、自己資本比率が一定水準より低い金融機関の預金準備率を0.5ポイント引き上げて7.5%とし、その他金融機関は7%のままとする。
- ⑤ 2004年4月12日、中央銀行が預金準備率を4月25日から再び0.5ポイント引き上げることを決定。2004年11月17日、地場系・外資金融機関の外貨預金準備率を2005年1月から一律3%に調整すると発表した。

2004年の最後の預金準備金調整は、中央銀行が手形発行、不動産貸付規制の強化などを含む多項目にわたる措置を打ち出したあとも、マネーサプライと貸付の急速な増加を抑制できなかったために実施された。現時点でのマクロ経済指標から見て、中国の経済過熱はほぼ抑制されており、預金準備金の調整を引き続き必要とする事態ではない。

##### b) 公開市場操作

2001年の公開市場操作は事実上、通貨政策の日常操作の主要機能を担っていた。金利、預金準備率など通貨政策手段がほとんど調整されない状況では、従来は買い戻し取引が中心だったが、2001年は現物取引が増加した。

2002年の公開市場操作の主な内容はヘッジ外貨の占める割合が急速に上昇し、9月には期限前の買い戻しによって中央銀行手形に転換されるというものだった。

2003年は引き続き中央銀行手形を発行して、積極的にヘッジ操作を実施し、基本通貨の穏やかな増加と通貨市場金利の相対的安定を維持した。

2004年以來、中国人民銀行は健全な流動性管理システムを確立し、公開市場操作の政策決定制度、取引制度、一級ディーラー管理制度を整備、公開市場操作の頻度、操作品種、技術サポートシステムなどの分野における革新を図った。第1四半期、適度な引き締め傾向で、人民元、外貨操作の全額ヘッジをほぼ達成した。第2～4四半期はマクロ調整の各項目における効果が現れ、投資の揺り戻しを防止し、中間的操作傾向をとった。

c) 再融資と再手形割引

2004年3月25日から再融資変動金利制度が実施された。中国人民銀行は国务院の授權範囲内で、マクロ経済金融状況に従って再融資（再割引）基準金利を基に、中央銀行の金融機関に対する融資（割引）金利の引き上げ幅を適時決定・発表できる。

この制度の確立によって、中央銀行と借入人との資金金利関係が整備され、再融資管理の科学性、有効性、透明度が高まり、中央銀行の市場金利に対する指導能力が強化された。

2) 金利の市場化

中国の金利市場改革の現段階における全体的枠組みは既にできあがっている。今後の改革の構想には、金融機関の融資金利変動政策の統一、関連法規の改正、金融機関の預金、融資金利決定メカニズムの整備、金利決定水準の向上、金融商品の多様化、金融市場成熟への推進、健全な中央銀行金利調整システムの段階的な確立、資源配置における市場の役割発揮などが含まれる。

3) 外貨準備高の調整メカニズム

表4-12 外貨準備残高

(単位：億ドル)

年 月	2000.12	2001.12	2002.12	2003.12	2004.12
外貨準備残高	1,656	2,122	2,864	4,032.5	6,099

資料参考：国家外為管理局

中央銀行の為替レートと外貨準備に対する調整は、外貨の公開市場操作、人民元の公開市場操作によって行われる。

国際通貨基金（IMF）が2004年11月5日に発表した『2004年中国との第4条項協議に関するスタッフ報告』は、2003年下半年から持続的な資本流入により、通貨政策の操作は更に複雑になったと指摘している。しかし、周小川はG20（20か国財務相・中央銀行総裁会議）の席上で、人民元の為替レートを開放するのは時期尚早だと強調した。中国は今後、為替レート政策の角度から外貨準備残高の急激な増加を管理しようとしている。

関係部門は2005年、人民元為替レートと外貨管理問題について、「国際収支の市場・管理メカニズムの確立・調整」を強調し始めている。

## (2) 金融監督管理

2005～2007年の3年間における、銀行業監督管理の主な目標は次のとおりである。①銀行監督管理能力の大幅な向上を効果的に促進する。②現代金融企業制度の確立が明らかな効果をあげるよう推進する。③銀行業の市場競争力とリスク対応能力の明らかな強化を促進する。④銀行業・金融機関の再編と構造調整能力の進展を促す。⑤農村金融サービスの大幅な改善を推進する。

### 1) 国有独資商業銀行に対する監督管理

中国銀行業監督管理委員会は国有独資商業銀行の不良貸付残高と比率の監視と審査を強化し、大規模な不良貸付と不良資産の処理に力を入れ、不良貸付のリバウンドを抑え、新規融資の質を厳格に管理し、不良貸付の重点業界、重点地域を集中的に攻略して新たな不良貸付への処置方法を積極的に模索する。

中国銀行業監督管理委員会は2004年、国有商業銀行4行に対する監督管理を一層強化し、検査人員5,236人を派遣、これら4行の本店と営業部、各省の支店と一部の二級支店など988か所の営業機関に対して「三項業務<sup>25)</sup>」の検査続行と内部管理現場検査を実施、検査結果に基づき、違法行為が発覚した157機関、1,841人を処分した。

### 2) 中小商業銀行に対する監督管理

中国銀行業監督管理委員会は2004年11月に『都市商業銀行監督管理・発展要綱』を発表し、今後一定期間の都市商業銀行の監督管理業務と改革発展の方向性、重点、目標を以下のとおり明らかにした。

- ① 都市商業銀行の発展と監督管理において直面する新たな状況を研究し、都市商業銀行の持続的発展に有利な条件を確立する。
- ② 「リスク防止、管理、改革、発展」の方針、実際に即した行動、開拓・革新の原則に基づき、都市商業銀行監督管理業務を行う。
- ③ 監督管理システムを整備し、職責分担を明確にし、監督管理資源を科学的に利用し、リスク監督管理、持続的な監督管理への抜本的な転換をめざす。
- ④ 「級別管理、重点重視、格差是正、科学的発展」を原則に、リスク識別メカニズムを確立し、分類監督管理政策を引き続き推進して都市商業銀行の全体的な発展と地域的結合を促す。
- ⑤ コーポレート・ガバナンスに重点を置き、都市商業銀行のガバナンスメカニズムを更に整備して、内部管理を強化し、持続的発展とリスク防止の制度的保障を確立する。
- ⑥ 都市商業銀行の資本金の監督管理を強化し、随時有効な資本金補充メカニズムを確立する。また融資を質に応じて5段階に分類し、周到かつ慎重な監督管理原則に従って都市商業銀行の資産の質に対する全面的改善を推進する。
- ⑦ 情報公開を規範化し、都市商業銀行への社会的監視を強化する。

---

<sup>25)</sup> 貸付資産に関する業務、非貸付資産に関する業務、貸借対照表の記載対象項目以外の業務の3つを指す——訳注

### 3) 外資銀行に対する監督管理

中国銀行業監督管理委員会が『中華人民共和国外資金融機関管理条例』『実施細則』『外資銀行連結財務諸表監督管理弁法』など、周到かつ慎重な監督管理規則 60 項目あまりを改正・公布している。また CAMELS、ROCA、SOSA などの格付けシステムを採用し、外資銀行のリスク監督管理及び母体支持基盤の評価分析を強化している。

### 4) ノンバンク金融機関に対する監督管理

ノンバンク金融機関の監督管理は「リスク防止」が中心となる。「リスク防止」指導を念頭に置き、監督管理グループを設置して監督管理業務を強化する。第一線の監督管理業務を検査指導し、現場検査に力を入れ、監督管理制度の確立を急ぐ。

劉明康は、次のように述べている。「2005 年の監督管理業務は、法律に従った監督管理を堅持し、信託会社に対する監督管理の法整備を引き続き実施する。監督管理の革新を推進し、信託会社の評価方法確立を模索する。信託会社の歴史的遺留問題の解決を急ぎ、『一会社一政策』を実行して、現行業務リスクを分類・処理し、新たなリスクを防止・解消する。現場以外での健全な監督管理システムを構築し、現場検査業務を強化する。現行制度と法規の厳正な評価を基に、信託投資会社の経営発展モデルの研究を実施して健全な発展を促す。協会をサポートして業界の自律機能を存分に発揮させる」。

## (3) 不良債権の処理

金融資産管理会社による不良資産管理と処理にはいまだに問題が多く、「末節と根本を共に治す（標本兼治）」必要があり、金融資産管理会社の監督管理を強化しなければならない。

第一に、金融資産管理会社の関連法規を早急に確立する。金融資産管理会社の法規確立について統一計画を制定し、現在の法的不備を解決する。中国銀行業監督管理委員会は『金融資産管理会社の不良資産処置に関する職責徹底についての業務手引き』、『金融資産管理会社情報公開弁法』、『金融資産管理会社違法違反行為処罰弁法』を早急に起草し、実施する。

第二に、金融資産管理会社のコーポレート・ガバナンス・メカニズムを整備し、体制、構造、管理の面から金融資産管理会社の経営上の短期的行為とモラルハザード問題の解決を図る。

第三に、金融資産管理会社に対する監督管理を強化・改善する。金融資産管理会社の監督管理に関連する部門は分業協力を図り、その職責を遂行し、力を合わせて監督効率を高める。

第四に、関連政策の調整・研究を引き続き行う。市場環境、法律、政策環境の改善など資産処理における外部環境の整備を推進し、不良資産取引市場のインフラを整備する。

## (4) 通貨政策の有効性（過剰な流動性の吸収システム）

中国は先進各国と比べ、銀行システムの流動性に影響を及ぼす外的要素が多い。特に中央銀行の外貨資産、財政預金、現金の 3 要素が大きく、変動が激しいため、中央銀行によ

る銀行システムの的確な管理が困難となっている。1998年に公開市場操作を再開して以来、中国人民銀行は金融システムの流動性の分析・予測に力を入れ、2004年6月には流動性予測分析システムを本格的に立ち上げた。

中国人民銀行は現在、通貨政策調整の年度目標に基づき、流動性の年度・四半期ごとの計画を作成している。これを基に、毎月・毎週の計画を定め、毎日の流動性の分析、予測、監督管理を実施している。中国人民銀行の流動性予測・管理は、流動性総量の適度な維持、構造の合理化、変化の抑制、通貨市場金利の相対的な安定維持などの面で重要な役割を果たしている。

#### 4-2-3 税収制度

##### (1) 改革の目標・原則

謝旭人は新ラウンドの税制改革に対して明確な位置づけを行っている。すなわち、「税収の安定かつ比較的速い速度での増加を維持するという前提の下、現行の税制に対して、増減双方による構造改革を積極的かつ確実に、段階的に実施する」。

2004年、中国は輸出税還付制度と増値税試行の整備に乗り出した。

2005年の税収業務の目標は次のとおりである。①税の徴収・管理の質と効率を高め、経済発展に伴う税収の安定的増加を確保する。②税収改革の深化を通じて、各税収政策を実施し、税収制度、徴収・管理、内部管理メカニズムを徐々に整備、税収による経済・分配調節作用をより一層発揮させる。③税務システムの政務執行をめぐるキャパシティー・ビルディングを強化し、税務幹部層の資質を高め税務部門のイメージを刷新する。

##### (2) 増値税制改革

2003年末、国務院の決定により東北地域の8つの業種で、財政部と国税総局が定めた試行計画が実施され、機器設備増設の前段階税額（input tax）を増値税の控除範囲に含めた。テストケースはもともと2004年1月1日から実施される予定だったが、最終的に7月1日からの実施となった。実施延期の主な理由は、加熱したマクロ経済環境のためだ。

2004年9月に公布された『東北地域における増値税免除範囲拡大についての若干の問題に関する規定』によると、納税者が購入した固定資産、固定資産製造のために購入する貨物又は課税対象サービス、融資・リース方式で取得した固定資産、及び固定資産にかかった輸送費用については、その増値税の前段階税額（input tax）は規定によって控除される。増値税免除の範囲拡大によって適応対象となった業種は装備製造業、石油化工業、冶金業、造船業、自動車製造業、農産物加工業である。

##### (3) 消費税制改革

消費税改革では徴収範囲を拡大し、消費量が多く、一定の利益水準に達しており、課税基準の範囲が広くかつこれまで消費税の対象となっていなかった一部消費品と一部の高級品、及び環境に大きな危害を与える製品を徴収対象に加えた。これと同時に消費税率を調整し、様々な原因で課税対象から外れていたごく一部の重要な消費品についても、徴収制度の改革を行った。

2004年に実施された『消費税重点業種と重点税源管理弁法』では、自動車購入税の徴収

管理を強化し、自動車購入税管理業務の確実な移行後、各業務は順調に進行している。

#### (4) 輸出入税収制度の改革

2003年11月に公布された国務院の『現行の輸出税還付メカニズム改革に関する決定』の改革基本原則は「新たな未還付金を出さない、これまでの未還付金を清算する、還付メカニズムを改善する、財源の共同負担化を進める、改革を推進する、発展を促進する」である。その主要内容は以下のとおり。

第一に、輸出税還付率について構造調整を行い、還付率を適度に引き下げる。「適度、確実、実行性」を原則に、異なる製品で調整率を変える。国が奨励する輸出品目の還付率は引き下げないか軽度の引き下げとし、一般品目では適度に引き下げ、国が輸出を規制する品目と一部の資源性の製品は還付率を大幅に引き下げるか還付を廃止する。調整後の輸出税還付率は17%、13%、11%、8%、5%の5段階に分けられる。2004年1月1日から実施される。現在の輸出構造では、還付率は平均で3ポイント前後下がる見込み。

第二に、中央財政の輸出税還付に対する支持を強化する。2003年から、中央の輸入環節増値税<sup>26</sup>と消費税収入の増加分をまず輸出税還付に振り向ける。

第三に、中央と地方財政が共同で輸出税還付を負担する新たなメカニズムを確立する。具体的には2004年から、2003年の実際の還付指標を基準とし、この基準を上回る還付額について、中央と地方が75:25の比率でそれぞれ負担する。

第四に、輸出税還付メカニズムの改革に合わせて貿易システム改革を推進する。法律保障メカニズムなどの整備によって生産企業の自営輸出と貿易輸出代理制を推進し、輸出コストを引き下げ、中国製品の国際競争力の向上をめざす。また、輸出税還付率の調整に合わせて、輸出製品構造の最適化を図り、輸出全体の効果・利益を高める。

第五に、これまでの還付金遅延分は中央財政が負担する。2003年末時点での企業への輸出税還付金遅延の累積と増値税源分割で影響を被った地方財政の収入はすべて、中央財政が負担する。うち、企業への還付金遅延について、中央政府は2004年から全額利子補給することで解決する。

2004年、輸出税還付メカニズムの改革に合わせて、現行の輸出税還付管理制度も改革した。金税工程<sup>27</sup>と国境電子法執行システムによる厳しい脱税防止措置を前提に、税還付申告書と申告・審査プロセスを適度に簡略化し、輸出税還付の新たなメカニズムを求める声に対応した。

#### (5) 関税制度改革

2001年のWTO加盟後、中国の関税は大きな調整を迫られた。政府は公約を実行し、関税を大幅に引き下げた。2002年の1年間で関税の算術平均税率は15.3%から12.0%となり、下げ幅は21.6%に達した。2003年の関税の算術平均税率は12.0%から11.0%に下が

<sup>26</sup> 関税を除いた、輸入にかかる増値税のこと——訳注

<sup>27</sup> =税制ネットワークプロジェクト。全国の国税機関をカバーするWAN-国税ネットワークと4つのシステム（偽造防止帳票システム、認証システム、コンピューター監督システム、帳票チェックシステム）によって構成されている。1994年の改革で増値税を中心とする税制システムが導入されたが、管理体制の不備により大量の偽造増値税専用帳票が出回り、税制秩序を乱した時期があった。「金税工程」はこの犯罪を撲滅することを最初の目的にしている——訳注



り、下げ幅は8.3%となった。

改正された『中華人民共和国輸出入関税条例』が2004年1月1日から実施された。この改正条例はWTOルールに一層近くなり、WTOルールの『関税評価協定』が求める強制性、義務性といった内容を明確に打ち出した。中国の税関がどのような状況で輸入貨物の取引価格を承認するか、どのような費用を取引価格と見なすか、取引価格が承認されない場合の納税価格の評定法、及び輸出貨物の納税価格の確定法などを定め、中国の税関制度の調整と整備を図った。

#### (6) 企業所得税制の改革

新ラウンドの税制改革ではまず、地場企業と外資企業の所得税を統一する。つまり、地場企業と外資企業に適用されていた2つの企業所得税法を一本化し、統一した現代企業所得税制度を確立する。企業と国家の対応能力に基づき、また周辺国の税率水準も考慮して、法定税率を適度に調整する。控除基準を統一かつ適度に調整し、企業の競争力を高める。産業優遇を軸に、地域優遇を補助とする所得税優遇の新たな構造を確立する。同時に適切な過渡的措置をとり、国家政策の連続性を維持する。

2005年1月、楼繼偉は、地場企業と外資企業の所得税の一本化の時期は既に熟していると述べた。また2005年の全国財政学会年会で、財政部部長の金人慶も所得税一本化の早期実現の重要性を強調した。

#### (7) 個人所得税制の改革

謝旭人は、個人所得税を改革し、総合と分類を組み合わせた個人所得税制を実施し、税率も適切に調整するよう指摘している。現在、『個人所得税法』の改正が進んでおり、改正後は個人所得税の控除基準が調整される。

中国の個人所得税改革は免税額の引き上げのほか、実施の可能性として、次の内容があげられる。①保険料、教育、住宅購入、老人介護など納税者の特殊事情を考慮した単独控除項目を適切に増やすとともに、家庭単位の課税前控除制度を実施する。②最低税率を5%から3%に、最高税率を45%から35%に引き下げ、低税率で経済の持続的成長と国民の生活水準の向上を図る。③分税制と総合税制を組み合わせ、かつ差別税率を実施する。④所得上下層をとらえ、中間層の広がりを促す。個人所得税の徴収基準を引き上げると同時に、平均月収3,500～5,500元の間層には詳細な段階分けをせず、個人所得税の押し出し効果をできるだけ減らし、回避する。⑤高所得者（特に行政官や企業管理層）には財産収入申告制度を採用する。

#### (8) 地方税制改革

全国地方税務工作会議で、現在と今後の一定期間、地方税業務の重点を税収管理に置くとともに、税制改革の推進と政策業務の整備を図ることが指摘された。

国家税務総局は、地方税収管理の法執行の規範化、法に従った徴税の徹底、徹底徴収、過剰な徴収の阻止、越権行為による減免税の禁止などの組織税収原則を求めている。各種税収政策を確実に実施し、納税者の合法的權益を守る。税源管理制度、税金徴収管理制度、減免税管理制度、納税評価制度、収入分析・責任追及制度を重点的に構築し、法執行

の規範化に確実な制度的保証を提供する。

2005年の地方税業務は、「税源管理、法執行の規範化、協力強化、評価の実施徹底、税制改革の推進、政策整備」の要件に基づき、地方税の科学的、かつ詳細な管理を強化する。

#### (9) 税金・費用改革

農村の税金・費用改革、社会保障体制改革、交通・車両税改革は最近の税金・費用改革における三大突破口である。

農村税金・費用改革は1990年代から数年にわたる準備を経て、2000年から安徽省とその他の一部県・市で試行され、2003年に各省で全面的に試行された。税金・費用改革の主な目標は「3つの確保」に要約される。第一に農民の負担の明らかな軽減を確保し、リバウンドしない。第二に、農村の義務教育の正常な経費を確保する。第三に、郷鎮機構と村レベルの組織の正常運営を確保する。2004年には農村税金・費用の改革を深め、一部地域で農業税を免除、その他地域でも農業税率を引き下げ、全国的範囲でタバコ以外の農業特産税を廃止し、年間で300億元の減税となった。2005年も農村税金・費用改革を推進する。農業税免税範囲を拡大し農業税減税に力を入れる。農業税減税の予測を入念に行い、農家1戸ごとの減税と納税額を確認し、これを公表して監督を受ける。耕地収用で減少した農業税課税対象面積を実際に基づいて削減し、その削減措置を各農家に着実に実施する。農業税の災害凶作による減免を実施する。

2001年1月1日、国務院は車両購入付加費を車両購入税と改めた。この徴収は交通規定費用徴収調査機構が担当してきたが、2005年1月1日からは各地の国税局に移管し、車両購入税改革を更に進めている。

2005年、社会保険料の徴収管理モデルは全面的な転換を果たし、地方税務局がその徴収について全責任を負うことになる。

### 4-2-4 投資政策

#### (1) 西部開発投資

2000年6月に公布された『中西部地区外商投資優勢産業目録』では、中西部地域の20の省（自治区、直轄市）の優勢産業を列挙し、農牧業製品加工、旅行業の発展、植林造林、鉱物資源開発、交通インフラ建設、新型電子部品開発・製造などの分野を重点に、外資企業の投資を奨励している。『目録』内の外資プロジェクトは、投資総額の範囲内で自家用に輸入する設備の関税や輸入過程における増値税の免税など優遇政策を受けることができる。

2001年11月、国務院西部開発指導小組弁公室は『西部大開発の若干の政策措置に関する実施意見』を公布し、西部開発の主要政策を確定した。『実施意見』は20の部分、計70条から成り、政策措置を細分化して実行性を高めている。具体的には、西部への建設資金投入の強化、西部建設プロジェクトの優先手配、財政移転支出の増強、金融融資の支持強化、投資ソフト環境の改善、税収優遇政策、土地使用優遇政策、鉱物資源優遇政策、価格運用・費用徴収システムの調整、西部地域の協力とカウンターパートの支援強化、人材の導入・登用、科学技術の主導性発揮、教育への投入と文化衛生など社会事業建設の強化などの内容が含まれる。このほか、中国のWTO加盟のため、『実施意見』には、西部の外国企業投資分野の拡大、外資利用ルートの開拓、外資利用関連条件の緩和、対外経済貿易の

発展推進など、西部地域の外資利用規制を緩和する条項も見られる。

財政面でのサポートでは、西部地域に投入した中央財政の建設資金は累計4,600億元、移転支出と特別補助金は累計5,000億元あまりにのぼる。また税収政策と政府基金を総合的に運用して、西部地域に特色ある優勢産業が発展するのを支持する。中央政府の財力の増強に伴い、中央財政による西部地域に対する財政移転支出は徐々に拡大している。

## (2) 民間投資

2001年12月11日、国家発展計画委員会は『民間投資の促進・導入の若干意見の印刷・発行に関する通知』を公布し、外資参入を奨励・許可する分野すべてで、民間投資の参入も奨励・許可すると発表した。また優遇政策を実施する投資分野では、民間投資にも同様に優遇政策が適用される。独資（100%出資）、提携、共同経営、株式参加、フランチャイズ経営などの方式で、民間投資による経営的なインフラや公益事業プロジェクト建設への参加を奨励・指導する。当面は積極的に条件を整備し、公共財の合理的な価格、税収システムを早急に構築し、政府によるマクロ調整の下、水供給、汚水・ゴミ処理、道路、橋梁など都市インフラ建設への民間投資の参加を奨励・指導する。条件を備えた民間投資家の海外への投資を奨励する。

十六期三中全会は、非公有制経済の発展を制限する法律・法規を整理・改正し、市場参入を緩和、非公有制企業が法律・法規で禁止されていないインフラ、公共事業及びその他業界・分野に参入するのを承認することを明確に打ち出した。また非公有制企業は投融资、税収、土地使用、対外貿易などの分野でその他企業と同等の待遇を受けることができるとした。

「第11次5か年計画」期間中、中国の市場化への過程は更に加速し、民間資本の蓄積は急速に増加し、民間投資の参入分野も広がるであろう。2010年には、民間投資は社会投資全体の65%前後を占め、政府の投資や政府色の濃い国有企業の投資比率は35%前後まで下がる見込みだ。

## (3) リスク投資

十六大は、国家の革新体制の設立を推進し、リスク投資を活用して、科学技術のイノベーションと創業を促す資本運営と人材獲得メカニズムの形成を提唱した。

2001年8月、3つの部・委員会が共同で『外商投資ベンチャーキャピタル企業の設立に関する暫定規定』を公布し、ベンチャーキャピタル企業設立の法的障害をある程度解決したが、依然として条件が厳しく、政策的整備も遅れていた。

2003年1月、5つの部・委員会が共同で『外商投資ベンチャーキャピタル企業管理規定』を公布した。主な内容は、非法人組織の形式を認める、投資者は内部収益配分メカニズムとインセンティブメカニズムを決定できる、ベンチャーキャピタルは経営管理機関を設置せず他の管理機関に委託でき、これによってベンチャーキャピタル管理機関のブランド形成に有利となるなど。

国家発展改革委員会は現在、科学技術部、財政部などの部門と『ベンチャーキャピタル企業管理弁法』を制定中である。これによって、ベンチャーキャピタル企業の設立、ベンチャーキャピタルの資金の投資運用、ベンチャーキャピタル企業への法的保護、政策サ

ポート、監督管理を明確に規定する。

#### (4) サービス業の対外開放

国家発展改革委員会は『「第10次5か年計画」期間中のサービス業の発展加速についての政策措置に関する意見』で、中国のWTO加盟に伴うチャンスをとらえ、サービス業の対外開放を積極的かつ秩序立って拡大することを提唱した。開放拡大によって、サービス業の管理体制、企業メカニズム、組織形式、サービス品目の刷新を促す。先進のサービス技術と基準を導入し、サービス業全体のレベルアップを図る。優勢性を備えたサービス業を促進・育成し、国際競争力をつけてサービス業の貿易赤字を減らすなど。

2005年からは、保険業務の地域制限が廃止される。また外国保険会社も健康保険、団体保険、養老・年金サービスを実施できるようになる。再保険への強制加入規定を廃止、外資ブローカーに対する総資産条件の引き下げ、独資（外資100%出資）保険会社の設立を認めるなど。

中国は2004年12月11日から、一定の制限付きで基礎电信业务を対外開放した。外資は上海、広州、北京で持ち株30%の合弁会社を設立することができ、またこれら都市間でサービスを提供できる。深圳、杭州など14都市でも2005年に同様の業務を開放する。2007年には基礎電信の地域制限を廃止し、外資の株式比率も49%まで許可する。

2004年6月1日に施行された『外商投資商業分野管理弁法』は1999年の『外商投資商業企業試行弁法』の全面的改正で、中外投資者の資格要件と、外国企業が投資する商業企業の登録資本の要件を緩和した。また市場参入規制を緩和すると同時に、許認可プロセスを簡素化した。

2004年6月14日、国家旅游局と商務部は共同で『外国企業持ち株会社、外国企業独資旅行社設立に関する暫定規定』を公布し、旅行市場を期限を前倒しして開放した。旅行業に関するWTO加盟時の公約では、中国は2005年12月31日までに外資独資旅行社の設立を許可することになっていた。

2004年8月、国家発展改革委員会は『我が国の現代物流業発展促進に関する意見』を提出した。その内容は次のとおりである。現行の行政管理方式の調整。物流企業の税収管理の整備。市場秩序の整備・規範化と費用徴収管理の強化。工商業企業が原料買い付け、輸送、保管など物流サービス業務を段階的に分離することの奨励。融資ルートの積極的な開拓。物流市場の対外開放の積極推進。工商業企業の物流管理の最適化支援。物流施設の整合推進と社会化された地域物流センターの建設。通関手順の簡素化。都市における配送車両の交通管理の最適化など。

### 4-3 国際援助機関の対中関連援助

#### 4-3-1 中国政府が技術援助を必要としている分野

1993年、中国は社会主義市場経済体系の確立を決定した。この重大な変革は政策調整を必然に引き起こし、政府は職能の転換、人事制度の改革、経済運営に関する法律、法規、制度の制定、社会保障システムの確立など一連の重大な課題に直面した。これと同時に、「新たな発展観」、5つの「統一的な発展」及び「和諧社会（調和のとれた社会）」の確立といった思想に基づき、中国は財政政策、通貨政策、税収政策、投資政策などの面で重大な調整の真っ只中にあ

り、改革の過程において、国外の経験を参考にすること、国外からの資金援助を必要としている。

財政面では、財政政策の転換と地方財政リスクの防止が2005年の財政活動における最も重要な任務である。財政政策の転換における主要任務は公共財政政策の確立である。現在、公共財政建設は以下の重要な業務に直面している。①財政支援による社会保障、住宅、教育、科学技術、文化、公共衛生など社会公共事業の発展を図る政策を積極的に整備していく。②「三農問題」の解決を確実に支援し、都市と農村の協調発展を促進する。③財政・税制政策を積極的に運用し、西部大開発、東北など老工業基地の振興を支援し、地域及び省域内各地区の協調発展を促進する。④環境対策、天然林保護など生態環境の構築に対する投入を強化・拡大し、人と自然の協調発展を促進する。地方財政リスクを防止し、中央と地方財政の関係を正確に処理するよう求める。

このほか、改革を順調に進めるために、社会保障制度の健全化も図る必要がある。2005年の社会保障制度改革における活動の重点は次のとおりである。①就業・再就職事業を引き続き確実に行う。②都市部の社会保障制度の整備を引き続き行い、企業従業員養老保険（＝年金）制度改革の整備を支援する。③健全な都市と農村の社会救済システムを確立し、困難を抱える人々の生活上の問題を確実に解決していく。④社会保険資金徴収メカニズムを整備し、税金・社会保険料の徴収活動に関するメカニズムの基礎固めと整備を行い、社会保険のカバー面と社会保険基金の安定成長を促進する。

通貨政策面では、2005年、国は通貨政策を引き続き確立していくことを提起した。穏健な通貨政策の核となる内容は次のとおりである。①通貨政策ツールのフレキシブルな運用、通貨供給量の適度な増加維持、経済成長との適応。②貸付政策を適時調整し、貸付の方向性を誘導し、経済構造調整を促進する。③金融安定計画を執行し、通貨政策の金融安定機能を発揮させ、金融リスクを効果的に防止、緩和する。④通貨市場の発展を踏まえて、通貨政策ツールの改革を積極的に推進し、通貨政策による直接コントロールから、間接コントロールへの転換を実現する。

税収制度における2005年の活動の重点は次のとおりである。①税金の徴収管理の質と効率を高め、税収入が経済発展に伴って安定的に増加するようこれを確保する。②税収改革の深化を通じて、各種税収政策の徹底を図り、これによって、税収制度、徴収管理体制、内部管理メカニズムを徐々に整備し、税金徴収の経済調節、分配調節機能をより一層発揮させる。③税務系統の執政に関するキャパシティー・ビルディングを強化し、これによって税務幹部陣営の素質を高め、税務部門のイメージ改善を図る。

#### 4-3-2 マクロ経済調整に関するその他の国際援助機関の援助動向

##### (1) アジア開発銀行（ADB）

長年来、ADBは一貫して、数多くの分野におけるガバナンスの改善に関する様々な活動を支持してきた。これら分野には公共支出管理、パブリックマネジメントの改革、法律制度の改革、公共サービスの提供、パブリックコメント制度（反腐敗活動を含む）などが含まれる。

貧困者支援を目標とする経済成長活動のなかで、ADBは市場経済体制に必要な行政、財務、監督・管理制度を強化、促進しようとしている。また、法律と監督・管理の枠組みづ

くりの援助、中小企業の発展支援活動などを行う。

表 4 - 13 ADB のガバナンス支援計画

支援計画		計画金額 (米ドル)
2004 年		
1	環境投資活動の効果向上	500,000
2	環境効果の強化と土地の退化抑制強化のためのメカニズムをめぐる キャパシティー・ビルディング	1,000,000
3	中国銀行業監督管理委員会の統計システム強化	400,00
4	中小企業の発展と融資	550,000
5	農業税収改革援助	500,000
6	義務教育資金調達方法改革援助	500,00
7	全国食品安全戦略と監督・管理の枠組み	400,000
8	経済類法律の制定研究 2 期プロジェクト	400,000
9	環境立法活動のサポート	600,000
2005 年		
1	主要プロジェクトの警備隊の能力強化 2 期プロジェクト	400,000
2	公共財政案と貧困地域の資本管理の合理化に関する研究	200,000
3	国有資産管理と監督委員会に対する政策サポート	150,000
4	西部地域環境マネジメント	500,000
5	国内中小商業銀行内部信用格付けとランキングの枠組み	500,000
6	農村養老金 (=年金) 制度改革	500,000
7	不良資産の処理と資産の発展、証券サポート	500,000
8	都市部門プロジェクト準備 1 期プロジェクト	500,000
9	都市部門プロジェクト準備 2 期プロジェクト	500,000
10	司法系統の財政経済類法律をめぐるキャパシティー・ビルディング	500,000

出典：ADB ウェブサイトより

## (2) 世界銀行

金融改革について、関係部門の要件に基づき、世界銀行は国有商業銀行の再編、銀行の監督・管理体制の改革、WTO 加盟後の金融部門への影響、資本市場の発展、小規模企業への融資、農村金融体制改革など重要な問題について、技術援助を提供している。世界銀行はまた EU と協力、アジア欧州会合 (ASEM) を通じて、中規模の銀行の強化、銀行の不良債権の解決、貯蓄型保険の開発などの分野で専門的なアドバイスを提供している。世界銀行と中国財政部のアジア太平洋経済協力会議 (APEC) 金融・発展 3 年計画における協力は、中国の WTO 加盟後の調整、地域及び世界でのプレゼンス向上に対して、世界銀行が中国に寄せた支援を十分に示している。

### (3) 国連開発計画（UNDP）

1980年代中期から、国連開発計画（UNDP）は前後して約5,310万米ドルを手配し、32件の改革関連プロジェクトを実施、その範囲は国家経済体制、経済立法、政府行政機関、人事制度、金融、財政・税制、税関、商工業管理、貿易、資本市場、国有大企業、社会保障システムなどにわたり、関係部門の国外派遣視察、研修、国外専門家を中国に迎えてのコンサルティング、セミナーの展開などを通じて、各種改革のプロセスは大いに加速し、顕著な成果を収めた。

#### 1) 経済立法プロジェクト

経済立法プロジェクトの実施を通じて、国務院法制局は国務院の19の関係部・委員会と協調し、23の視察グループ、109人を関係国に視察目的で派遣、このほか44人が米国で研修を受け、29人の国際的に知られる専門家を中国に招いてコンサルティングを行うなどした。短い期間に、計画法、予算法、銀行法、証券法、外貿法、教育法など22の法律、法規、条令の研究、起草作業が完了、中国の社会主義市場経済体制の確立と整備及び法整備が大いに促進され、中国の社会主義市場経済の法的枠組み、法体制下での正常な運営が保証された。

#### 2) 税制改革プロジェクト

CPR/91/521 及び CPR/96/512 税制改革プロジェクトの実施を通じて、UNDP、IMF 及び中国の受益機関が共同で300万米ドルあまりを出資、研修目的で、合計44人を国外派遣、視察グループ8組を海外視察に送り、外国の専門家27人を中国に招いてコンサルティングを実施、ワシントン及び国内で研修クラスとセミナーを6回開催、130人が参加した。国外の税金徴収管理面における長所の理解と吸収を基礎として、中国の税制に存在する主な弊害に焦点を当てて、新たな税収に関する法律と条例を制定した。

#### 3) 行政改革

行政改革プロジェクトの実施を通じて、中央機構編成委員会は社会主義市場経済体制の要件に基づいて、中央と地方各級政府の職能配置、組織構造、活動方式などの問題をめぐり、79人を視察及び研修目的で国外に派遣するとともに、国内で一連のセミナー活動を行い、国外の経験と方法を広く吸収し、自国の国情に立脚して、国務院の各部・委員会及び省、直轄市、自治区の機構改革について、「三定」方案を制定した。

#### 4) 中国税関業務効率向上プロジェクト

中国税関業務効率向上プロジェクトの実施を通じて、3つの税関関連法律、法規、条令に対して改正、整備を行い、国際慣例に適合させた。税関管理情報センターと情報ネットワークを確立した。税関の薬物、密輸取締能力を強化した。

#### 5) 金融体制改革プロジェクト

金融体制改革プロジェクトの実施を通じて、中国人民銀行は視察グループを視察、

研修、セミナー開催などの目的で国外に派遣、これを通じて、金融と財政政策の間の協調関係、市場を手段とする金融政策の実施、国内開発銀行向け資金調達の方法、銀行資産に対する監督及び評価、現代会計制度の運用及び銀行内部に対する監督・管理、監査などの問題をめぐり、研究討論を行った。これによって、中国人民銀行の能力は強まり、「第9次5か年計画」期間に社会主義市場経済体制下における慎重な金融監督と財政改革の政策枠組みの制定を実現するために、積極的に貢献した。

表4-14 UNDPの援助プロジェクト

改革 (Reform)			
No.	プロジェクト No.	プロジェクト名	被援助部門
1	CPR/86/001	銀行のマクロ経済のコントロール及び調整強化	中国人民銀行
2	CPR/86/010	経済体制改革と国際経験交流	国家発展改革委員会
3	CPR/87/012	国家体制改革	人事部
4	CPR/88/005	中国財政・税制改革	
5	CPR/88/044	改革政策の研修及びコンサルティング	国家発展改革委員会
6	CPR/88/082	社会保険	労働部
7	CPR/91/310	大企業改革	
8	CPR/91/461	社会保障	
9	CPR/91/513	行政改革	
10	CPR/91/521	税制改革	
11	CPR/91/522	マクロ経済計画	
12	CPR/91/524	経済立法	
13	CPR/91/526	上海改革アジェンダ	
14	CPR/91/541	国際商業管理	
15	CPR/91/542	税関管理	
16	CPR/91/543	国際貿易システム	
17	CPR/91/571	経済改革の経験	
18	CPR/91/576	株式市場管理と取引	
19	CPR/91/581	市場規範	
20	CPR/96/501	市場経済の促進	
21	CPR/96/502	外国為替管理	
22	CPR/96/506	人民銀行	
23	CPR/96/508	税関改革	
24	CPR/96/509	改革管理	
25	CPR/96/510	行政改革	
26	CPR/96/511	EDI (Electronic Data Interchange)	
27	CPR/96/512	税制改革	
28	CPR/96/513	小規模企業改革	
29	CPR/00/515	財政政策と管理改革	

出典：UNDP ウェブサイトより



#### 6) 外国為替体制改革プロジェクト

外国為替体制改革プロジェクトの実施によって、国家外国為替管理局は国外に視察グループを派遣、これを通じて業務スタッフ及び外国為替関連のマネージャーを国外に派遣し専門研修を受けさせた。また、国際セミナーの形式なども採用、外国為替の体制と政策、支払いバランス、外国為替管理オペレーション細則、支払いバランスに関する文書の編集、資本監督管理条例、外債管理と政策、海外投資をめぐる外国為替管理、他国の外国為替市場の開発面における経験、中国の外国為替市場開発案、外国為替のリスク管理と監督などの問題について、研究討論を行い、国家外国為替管理局が「第9次5か年計画」期間に外国為替体制の改革目標を確定するうえで、積極的な役割を果たした。

#### 4-3-3 日本のODAはどのような方面で援助を行うべきか

日本のODAは以下の方面で技術協力を提供することが可能と思われる。

##### (1) 中国による税収・財政関連法規の整備に対する技術協力の提供

財政面において、JICAは技術協力の提供実績をもたない。将来の中国における財政の主要任務と財政部の求めに基づき、日本の財政に関する法律制度について、JICAによる中国に対する人材育成5か年計画（2004～2009年）の提供を提案する。研修内容は日本の財政関連法体系の枠組み構造及び具体的かつ代表的な主要法規の紹介のほか、日本の地方法規の整備状況に関する研修に重きを置くべきである。例えば、『地方財政法』、『地方交付税法』のほか、日本の中央と地方の財政面における立法権限の区分、及び中央各部門の財政面における立法権限の区分などがあげられる。

中国は『税収基本法』を制定する予定であり、かつ企業所得税法、個人所得税法、予算法について、改正、整備を進める考えで、外資企業と内資企業に対する異なる所得税についても調整を行う。日本は税収法制の整備面で多くの先進的な経験をもっており、中国の学習、参考に供することができる。日本のODAはこの方面で技術協力の提供が可能であると思われる。税収面において、JICAは2003年、中国国家税務総局の税務担当官を日本に派遣し、租税条約の研修を受けさせるという協力プロジェクトを実施しており、日本のODAは中国の税収・財政法制の整備及び税務担当官の法執行能力の向上に引き続き技術協力を提供し得ると考える。

##### (2) 中国による業界参入基準の制定に対する技術協力の提供

中国の市場参入条件は現在、ますます緩和が進んでおり、投資、参入が可能な業界も増えている。このような状況を受け、投資の過熱、環境保護などの面での問題も徐々に増加してきた。中国は業界投資・参入基準の更なる整備を希望しており、特に一部の経済発展に対する影響が比較的大きい業種について、参入基準の整備が必要である。日本は戦後、経済発展の過程で、数多くの業界について、業界参入基準を制定してきた。このうちいくつかの経験は中国にとって参考に値するものであり、日本のODAは中国の業界参入基準の制定に技術協力をすることができると思われる。

(3) 中国による銀行監督・管理政策の整備に対する協力の提供

中国の国有商業銀行は現在改革を行っている最中であり、国の四大商業銀行は株式制改革を行い、地方の多くの国有銀行も株式制改革を行っているところで、中国は金融改革を通じて、新たな銀行システムを徐々に構築していく考えである。今後、中央政府と地方政府は銀行に対する一連の監督・管理政策の制定、整備を更に進めていく必要がある。日本政府は銀行に対する監督・管理の面で比較的整った政策と管理経験を有しており、中国が銀行の監督・管理政策を制定する際、参考に値する。日本のODAは、中国の銀行監督・管理担当官を日本に研修目的で派遣するなどの方式で、中国の銀行監督・管理政策に協力を提供することができる。

(4) 中国による証券監督・管理政策の整備に対する協力の提供

中国の改革・開放以降、証券市場の発展は現在までに20年足らずであり、中国政府の証券市場に対する監督・管理は十分な経験に欠けており、監督・管理面の制度も未整備である。先進国における証券市場の発展の歴史は長く、豊富な市場管理面での経験が蓄積され、証券市場の継続的かつ良好な発展を可能にしており、自国栄在の発展に大きな役割を果たしている。中国が今後の経済発展過程のなかで、証券市場を健全に発展させていくことは非常に大きな意義をもつ。中国は先進国が証券市場を発展させてきた経験を学ぶ必要がある。日本のODAは、中国の証券市場監督・管理政策の整備に協力することが可能である。JICAは既に2004年11月、中国の証券監督管理者の訪日研修プロジェクトを実施しており、今後もこの方面で引き続き技術協力の提供が可能であると思われる。

参考資料

1. 『中国投資年鑑』（2002～2003）新華出版社 2003年12月
2. 『中国財政年鑑』財政雑誌社 2003年
3. 『中国統計年鑑』国家統計局編 中国統計出版社 2004
4. 『中国税収制度2004』財政部税政司編 企業管理出版社 2004年
5. 『財政国庫管理制度改革研修教材』財政部国庫司編 中国財政経済出版社 2003年
6. 中国社会科学院財政・貿易経済研究所 中国財政政策報告（2003～2004）：『中国：新ラウンド税制改革の立ち上げ』中国財政経済出版社 2003年
7. 中国社会科学院財政・貿易経済研究所 中国財政政策報告（2004～2005）：『科学的発展観：中国財政政策の新たな構想へ』中国財政経済出版社 2004年
8. 王洛林『2003～2004中国外商投資報告』中国社会科学出版社 2002年
9. 蕭灼基『2003年中国金融市場分析・予測』経済科学出版社 2003年
10. 遼寧省財政学会 遼寧省財政科学研究所『探索と実践—2002年遼寧財政優秀調査研究報告集』2003年
11. 『地方財政研究』2004年第1、2期
12. 国家發展改革委員会ウェブサイト
13. 財政部ウェブサイト
14. 商務部ウェブサイト
15. 中国人民銀行ウェブサイト

16. 国務院發展研究センターウェブサイト
17. 中国社会科学院ウェブサイト
18. 国家統計局ウェブサイト
19. 中華人民共和国国務院公報
20. 中国国債協会
21. 中国証券監督管理委員会
22. 中国債券情報ネット
23. 中国先物業協会
24. 国家外国為替管理局
25. アジア開発銀行（ADB）ウェブサイト
26. 世界銀行ウェブサイト
27. 国連開発計画（UNDP）ウェブサイト

## 第5章 中国WTO加盟時の公約及び関連法律・法規の整備

中国のWTO加盟時の公約履行の状況を明確に説明するために、本章ではまず、WTO協定の主要各分野全体を概括したのち、2001年12月11日のWTO正式加盟以降の公約履行のおよその状況を説明した。投資制度、価格政策、貿易制度の統一行政、輸出入権の開放問題、一般関税、輸出補填、貿易の技術障壁に関する協定（TBT）、衛生植物検疫措置、貿易関連の投資措置、経済特区、農業政策、繊維、貿易関連の知的財産権制度（TRIPS）、サービス貿易関連の政策及び許可、透明性確保の状況等の15の項目に沿って、それぞれの問題について具体的な分析を行い、中国のWTO加盟時の公約履行の状況を全面的に反映した。

### 5-1 中国WTO加盟時の公約の基本状況と関連法律・法規の整備

世界貿易機関（WTO）は1994年の『世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（通称：WTO設立協定）』に基づき、1995年1月1日に正式に発足した。WTO協定がカバーする主な分野は協定の各付属文書で規定されており、以下が含まれる。付属書1A『物品の貿易に関する多角的協定』、付属書1B『サービスの貿易に関する一般協定（通称：GATS）』、付属書1C『知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（通称：TRIPs協定）』、付属書2『紛争解決に係る規則及び手続きに関する了解（通称：紛争解決了解）』、付属書3『貿易政策審査制度』、付属書4『複数国間貿易協定』――。

うち、世界の物品貿易に対する影響が最も大きい付属書1A『物品の貿易に関する多角的協定』には更に、『1994年の関税及び貿易に関する一般協定（通称：1994年のガット）』、『農業に関する協定』、『衛生植物検疫措置の適用に関する協定（通称：SPS協定）』、『繊維及び繊維製品（衣類を含む）に関する協定（通称：繊維協定）』、『貿易の技術的障害に関する協定（通称：TBT協定）』、『貿易に関連する投資措置に関する協定（通称：TRIMs協定）』、『1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定（通称：アンチダンピング協定）』、『1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定（通称：関税評価協定）』、『船積み前検査に関する協定』、『原産地規則に関する協定』、『輸入許可手続きに関する協定』、『補助金及び相殺措置に関する協定』、『セーフガードに関する協定』が含まれる。

WTOの規定と中国のWTO加盟時の公約に基づき、行政管理の角度から、中国政府の各部門の業務分担を見ると、表5-1のようになる。

表5-1 WTO各主要協定に対応する中国側管理部門とその職責

WTO協定	中国側管理部門	職責
『1994年の関税及び貿易に関する一般協定（通称：1994年のガット）』	商務部が主管、国家發展改革委員会、税関総署、農業部が管理に参与	商務部が国内外貿易と国際経済協力の發展戦略、方針、政策を制定、国内外貿易、国際経済協力、外商投資に関する法律・法規を起草、実施細則、規則を制定。中国の経済貿易法規の間、及びそれらと多国間、二国間の経済貿易条約、協定の間に関連性に関する意見を提起する。
『農業に関する協定』	農業部、商務部が管理に参与	農業部が政府間の農業渉外実務を請け負い、関係国際経済、技術交流・協力に向けた組織体制をつくる。
『衛生植物検疫措置の適用に関する協定（通称：SPS協定）』	中国国家質量監督検験検疫総局が主管、商務部、農業部が管理に参与	中国国家質量監督検験検疫総局が全国の品質、計量、輸出入商品検疫、輸出入衛生検疫、輸出入動植物検疫及び認証・認可、標準化などの業務を主管する。
『貿易の技術的障害に関する協定（通称：TBT協定）』	中国国家質量監督検験検疫総局が主管、商務部が管理に参与	中国国家質量監督検験検疫総局が全国の品質、計量、輸出入商品検疫、輸出入衛生検疫、輸出入動植物検疫及び認証・認可、標準化などの業務を主管する。
『貿易に関連する投資措置に関する協定（通称：TRIMs協定）』	商務部、国家發展改革委員会が管理の責任を負う。	国家發展改革委員会が全社会固定資産投資の総規模を主管。国外融資による建設資金の使用を指導、管理する。外資導入、海外投資の戦略及び構造の最適化に関する目標と政策を研究、提起する。国が資金を拠出する建設プロジェクト、重大建設プロジェクト、重大外資プロジェクト、海外資源開発類、巨額な為替取引による投資プロジェクトなどのアレンジ。
『原産地規則に関する協定』	商務部、税関総署が管理の責任を負う。	税関総署が輸出入監督・管理、関税及びその他の税の徴収、密輸取り締まり、税関統計の編集などに責任を負う。
『輸入許可手続きに関する協定』	商務部が主管、税関総署、国家發展改革委員会が管理に参与	商務部は輸出入商品管理弁法と輸出入商品目録を研究、制定し、輸出入割当計画の実施手配を行い、割当の確定、許可証の発給を実施する。輸出入商品割当入札政策を制定、執行する。
『補助金及び相殺措置に関する協定』	商務部が主管、税関総署、国家發展改革委員会が管理に参与	商務部は反ダンピング、反補助金及びその他の輸出入の公平な取引に関連する業務の調整を行い、輸出入の公平な取引に関する警告メカニズムを確立し、産業損害調査の組織づくりを行う。国外の中国の輸出商品に対する反ダンピング、反補助金への応訴及び関連業務について、指導、調整を行う。
『セーフガードに関する協定』	商務部が主管、国家發展改革委員会が管理に参与	商務部はセーフガード及びその他の輸出入の公平な取引に関連する業務の調整を行い、輸出入の公平な取引に関する警告メカニズムを確立し、産業損害調査の組織づくりを行う。国外の中国の輸出商品に対する反ダンピング、反補助金への応訴及び関連業務について、指導、調整を行う。

出典：中国側管理部門の関連ウェブサイトより

## 5-1-1 投資制度

### (1) 主な公約

厳格にいうならば、WTOの投資管理に対する権利には限界がある。『貿易に関連する投資措置に関する協定（通称：TRIMs協定）』は物品の投資措置についてのみで、その他の貿易類型の投資条件についてなされた規定には適用されない。当該協定が規定する5種類

の禁止必要措置には、ローカルコンテンツ要求、輸出入均衡要求、外貨バランス要求、外貨制限要求、国内販売要求がある。

1970年代末に「改革・開放」政策を実施して以来、中国は投資体制に一連の改革を加え、従来の計画経済における高度集中型投資管理モデルを段階的に転換し、投資主体の多元化、資金源の複数ルート、投資方式の多様化を特徴とする新構造を形成した。政府は外国からの投資を奨励し、投資分野を次々と開放・拡大するとともに、民営経済の発展と成長を促し、民間投資領域の開放を急いでいる。中国の市場経済の確立に伴い、各種企業が自由資本と融資利用で実施する建設プロジェクトはすべて企業が自ら意思決定を行い、自らリスクを負うことになる。商業銀行の各種投資者に対する融資活動については、銀行自らが評価し、自ら意思決定を行い、リスクを負担する。投資仲介機構の経営活動は完全市場化の方向に発展し、投資者の委託によってサービスを提供することになる。投資仲介機構と政府部門は行政管理から離れ、政府出資の事業活動へのサービスは契約によって定められる。

中国はWTO加盟時、『貿易に関連する投資措置に関する協定（通称：TRIMs協定）』を実施し、輸出入及び外貨バランス要求、ローカルコンテンツ要求、技術譲渡要求など貿易と関連する投資措置を取り消すことを公約した。大多数のWTOメンバー国に通用している方法にならない、法律、法規、部門規則において強制的に輸出実績要求や技術譲渡要求を定めることはせず、投資双方の協議によって決定することを承諾した。

## (2) 履行状況

ここ数年来、中国の投資制度は徐々に整備されており、特に渉外投資体制の管理面で大きな進展が得られた。

2001年4月12日、国務院は中国の対外開放における新たな情勢のニーズに適応するため、『中華人民共和国外資企業法実施細則』の改正に関する決定』を公布、1990年10月28日に公布、施行された旧『中華人民共和国外資企業法実施細則』の内容について、16項目の修正を加えた。このなかで、「製品の中国と国外市場での販売比率」、「外資企業は自ら外貨収支バランスを解決しなければならない」を「外資企業は中国市場で自社製品を販売することができ、国は外資企業による自社製品の輸出を奨励する」などに改めるなど内容が修正された。

2001年7月22日、国務院は『中華人民共和国中外合資（＝合弁）企業法実施細則』の改正に関する決定』を公布、1987年12月21日に公布、施行した旧『中華人民共和国中外合資（＝合弁）企業法実施細則』を修正した。国民経済・社会発展と産業構造調整の需要を受けて、中華人民共和国国家発展改革委員会と中華人民共和国商務部は2004年11月30日、共同で新『外商投資産業指導目録』とその付属文書を公布し、2005年1月1日から施行するとした。同時に2002年3月11日に旧国家発展計画委員会と旧国家経済貿易委員会、旧対外貿易経済合作部が公布した『外商投資産業指導目録』を廃止した。新『外商投資産業指導目録』は農業、林業、牧畜業、漁業、採掘業、製造業、電力、ガス及び水の生産・供給業、水利管理業、交通運輸、倉庫及び郵便・電信業、卸売り・小売り・貿易業、不動産業、社会サービス業、衛生、スポーツ・社会福利業、教育、文化芸術、ラジオ・映画・テレビ業、科学研究、総合技術サービス業から成る奨励類、制限類、禁止類をそれぞれ

れ規定した。

外資企業による中国自動車業への投資を見ると、2003年までに、投資規模9,000万米ドル以下の自動車製造業の投資申請について、中国の省級政府部門が既にその許認可権限をもつようになっており、2005年までに、投資規模1億5,000万米ドル以下の申請について、許認可権限を有するようになる。

## 5-1-2 価格政策

### (1) 主な公約

中国はWTO加盟議定書で、各部門が取引する貨物・サービスの価格は市場が決定し、これら貨物・サービスに多重価格を用いることを廃止すると公約した。ただし、『WTOルール』、特にGATT（関税及び貿易に関する一般協定）第3条と『農業協定』付属文書2第3、4項に合致する状況下では、付属文書4にあげられる貨物・サービス（タバコ、食塩、天然ガス、薬品、食糧、植物油、石油製品、化学肥料、蚕、綿花など）は価格を管理することができる。特殊な状況下で、かつWTOに通知する場合を除いて、付属文書4にある貨物・サービス以外の貨物・サービスの価格を管理することはできない。また中国はこれら規制を減少・廃止すべく最大限の努力を払わなければならない。このほか、政府刊行物に国が価格管理する貨物・サービスの明細と変更状況を公表する。

### (2) 履行状況

中国は現在、マクロ経済調整の下、主に市場によって価格を決定している。また輸入製品の政府による価格決定ではすべて内国民待遇を実施している。

今のところ、価格決定には政府決定価格、政府指導価格、市場調節価格の3つの形式がある。政府決定価格は政府価格管理部門が価格を制定し、これら部門の許可がなければ変更できない。中国では希少な製品など国家計画・国民生活に直接影響を与える製品・サービスは、政府が価格を決定する。政府指導価格制は一種の柔軟な形式だ。価格管理機関が基準価格又は通常5～15%程度の価格変動幅を決める。企業は指導価格の範囲で市場状況を考慮して価格を決定する。市場調節価格は、価格に関して普遍的に適用される法律、法規、政策が許す範囲で、企業は市場の需給状況によって自主的に価格を決定する。

中国の価格体制改革の深化に伴い、政府決定価格の比率は大幅に下がり、市場調節価格の比率が増している。社会商品小売総額で政府決定価格の占める割合は4%、政府指導価格は1.2%、市場調節価格は94.7%となっている。農産物は、政府決定価格が9.1%、政府指導価格が7.1%、市場調節価格が83.3%。生産投入物では、政府決定価格は9.6%、政府指導価格は4.4%、市場調節価格は86%となっている。中国政府が直接管理する価格は既に大幅に減少している。中国の価格制度は合理化に向かっており、各企業に比較的公平な競争市場を提供している。

価格情報は北京出版の政府刊行物『中華人民共和国物価公報』で公表される。同公報は月刊で、国が価格を定めるすべての製品・サービスを列挙する。中国は今後も価格改革の深化、国家価格決定目録の調整を続け、価格政策を開放していく。

### (3) 法律・法規の改正と整備状況

価格面で新たに制定又は改正された法律・規則として、以下があげられる。①各地で実施した価格政策決定公聴会を基に、整備・修正を加えて『政府価格意思決定公聴弁法』を公布した。これによって、政府の価格決定行為を規制し、その科学性と透明度を高める。②経済活動における価格独占、特に業界組織と行政主管部門の形を変えた価格独占問題に対して、調査研究を基に、『価格独占行為の制止に関する規定』を制定し、独占的な産業価格を形成するメカニズムの改革に乗り出した。③『価格詐欺行為制止に関する規定』を制定し、公平、公正、合法的な市場競争を支持・促進し、正常価格の秩序を維持する。④価格表示制度を整備し、これを更に規範化して、『商品及びサービスの正札表示の実施に関する規定』を改正、公布した。⑤『価格調節基金管理弁法』を制定して、価格調整基金の徴収、管理、使用、監督を規範化し、市場価格全体のレベルの安定を図る。⑥国家費用徴収改革と併せて、費用徴収秩序を規範化し、費用徴収管理法規を整備する。国家行政機関の費用徴収行為を規範化し、費用の税金への転換を推進する。国务院法制部門と協力、関連部門と協議し、『国家機関費用徴収管理条例』を制定した。政府と市場の責任を明確に分け、公益事業部門の二重補償メカニズムを整備し、『公益サービス価格管理弁法』を制定した。『仲介機構サービス価格管理弁法』を制定した。⑦『価格違法行為行政処罰規定』の関連規則を整備し、『経営者の超過徴収代金返却に関する実施弁法』、『価格監督検査の拒否行為に関する処罰弁法』、『関連営業の暫時停止命令実施弁法』などを制定、また『価格行政処罰手順規定』、『価格監督検査の管轄に関する規定』などを改正した。⑧『業界組織価格行為規則』を研究して、業界組織による価格自律性の権限と義務を明確にし、業界組織の価格行為を規範化した。⑨『薬品価格管理弁法』を改正し、『医療サービス価格管理弁法』、『電力ネットワーク価格管理弁法』、『省間食糧価格関連弁法』、『水利事業給水価格管理弁法』などを制定した。

表 5 - 2 中国の価格関連方面の法律・規則公布機関及び公布日

価格に関する法律・規則	公布機関	公布日
『政府価格意思決定公聴弁法』	旧・国家計画委員会、現・国家発展改革委員会	2002年11月22日
『価格独占行為の制止に関する規定』	国家発展改革委員会	2003年11月1日
『商品及びサービスの正札表示の実施に関する規定』	旧・国家計画委員会、現・国家発展改革委員会	2001年1月1日
『価格調節基金管理弁法』	国家発展改革委員会	制定中
『仲介機構サービス価格管理弁法』	旧・国家計画委員会、現・国家発展改革委員会	1999年
『価格違法行為行政処罰規定』	旧・国家計画委員会、現・国家発展改革委員会	1999年8月1日
『価格行政処罰手続き規定』	旧・国家計画委員会、現・国家発展改革委員会	2002年1月1日
『電力ネットワーク価格管理弁法』	国家発展改革委員会	2005年3月28日
『水利事業給水価格管理弁法』	国家発展改革委員会	2004年1月1日
『省間食糧価格関連弁法』	旧・国家計画委員会、現・国家発展改革委員会	2000年5月9日

出典：中国側管理部門の関連ウェブサイトより



### 5-1-3 貿易制度の統一行政

#### (1) 加盟公約

『WTO 協定』と『中華人民共和国加盟議定書』の規定は、国境貿易地域、民族自治区、経済特区、沿海部開放都市、経済技術開発区及びその他関税、国内税、法規面で特殊な制度を確立している地域（「特殊経済区」と総称）を含む中国の関税対象となる領土全域に適用される。

中国は、統一された公正で合理的な方法によって、中央政府が関連・影響する貨物貿易、サービス貿易、貿易関連の知的所有権（TRIPS）又は外貨管制の法律、法規、その他措置すべて、及び地方の各級政府が公布又は適用する地方法規、規則、その他措置（「法律、法規及びその他措置」と総称）を適用・実施する。

地方各級政府の地方法規、規則及びその他措置は『WTO 協定』と『中華人民共和国加盟議定書』が定める義務と一致しなければならない。

中国は1つのメカニズムを構築し、個人と企業がそれによって国の主管機関に貿易制度が統一的に適用されていない状況に注意を促すことができるようにしなければならない。

#### (2) 履行状況

『中華人民共和国加盟議定書』を含む『WTO 協定』の規定は、特殊関税、税収、法規制度を確立している経済特区やその他地域を含む中国完全領土全域で既に統一適用されており、各級政府にも適用されている。省級政府（自治区と直轄市を含む）、市、県、郷鎮を含む地方政府はすべて中央政府の統一指導の下、各自の行政職能を執行している。地方法規、規則、その他措置は省、市、県級地方政府が各自の法的権力と職能に従って公布し、相応する地方レベルで実施している。郷鎮は措置の執行権限を与えられている。特殊経済区は更に地方法規・規則を公布・実施する権限をもつ。『中華人民共和国加盟議定書』第2条(A)によって確立されたメカニズムは中国のWTO加盟時から運営され、すべての個人・事業体は中央政府主管機関に、『WTO 協定』と『議定書』の公約事項が統一的に適用されていない状況も含めて、注意を促すことができる。主管機関は商務部である。

中華人民共和国商務部は多国間、二国間の経済貿易協力政策の研究、提起、執行について統一的に責任を負う。多国間、二国間の経済貿易交渉、対外交渉における意見調整、関連文書の締結及び執行監督を行う。多国間、二国間の経済及び貿易連携メカニズムを確立するとともに、関連業務について組織づくりを行う。国（地域）別の経済貿易関係における重要事項の処理、国交がない国との経済貿易活動の管理を行う。授權に基づき、中国政府を代表してWTOとの関係処理にあたり、WTOの枠組みのなかでの多国間、二国間交渉及び貿易政策の審議、紛争解決、通報・諮問などの業務を請け負う。中華人民共和国のその他の部・委員会のWTOに関連する業務について、商務部がけん引役を努め、統一、協調を図る。

#### (3) 法律・法規の整備状況

WTO加盟後、中国はWTOの規定を満たすために行政立法を加速し、2年足らずで『行政法規制定手順条例』『規則制定手順条例』『中華人民共和国行政許可法』など一連の行政法律、法規を制定し、統一行政の実施に法的保障を与えた。

『行政許可法』は、全国人民代表大会及びその常務委員会、国務院と省級地方人民代表大会及びその常務委員会のみが法により行政許可を設定することができ、省級人民政府は法定条件に従って、臨時的な行政許可を設定することができ、国務院の各部門を含むその他の国家機関はいずれも行政許可を設定してはならないと明確に規定している。

#### 5-1-4 貿易（物）に影響を及ぼす政策

##### (1) WTO 加盟公約

中国では、対外貿易経営にはかつて、政府部門の認可が必要だった。この点は多国間ルールに背いている。ゆえに、中国は貿易権の獲得とその範囲を徐々に開放、加盟後3年以内にすべての中国企業が中国の関税領土全域ですべての物品の貿易に従事できることを公約した。ただし、加盟議定書付属文書2Aに列記されている国営貿易を続行する物品は除外されている。この種の貿易権は貨物を輸入又は輸出する権利である。これら貨物はすべてGATT1994第3条、特にそのなかの第4項の規定に基づき、国内販売、許諾販売、購買、輸送、代理販売、使用の面で、直接接する最終ユーザーも含めて内国民待遇とする。付属文書2Bがあげる貨物について、中国は当該付属文書にあるタイムテーブルに従って、貿易権の付与をめぐる制限を段階的に取り消さなければならない。中国は過渡期にこれら規定に必要とされる立法手順を完了する。

本議定書に別途規定がある場合を除いて、中国に投資・登録する外国人・企業を含むすべての外国人・企業に与えられる貿易権は、中国企業に与える待遇より不利になることはない。

##### (2) 公約の履行及び法規整備状況

この公約は既に2004年4月6日に改正が採択された『中華人民共和国対外貿易法』のなかで明確にされている。過去において、中国の対外経営資格は許認可制が実施され、対外貿易経営者の範囲は法人とその他の組織に厳格に制限されていた。WTO加盟時の公約に基づき、中国域内の企業に対して、貿易権を開放すると同時に外国の個人及び企業の対外貿易権面における待遇も、中国企業のそれを下回らないとした。新『中華人民共和国対外貿易法』は対外貿易経営権を、法に従って工商登記又はその他の関連手続きを行い、本法及びその他の関係法律、行政法規の規定に従って対外貿易経営活動に従事するすべての法人、その他の組織又は個人に与えるとしている。同時にまた、新『対外貿易法』は貿易権の許認可制を取り消し、登録・登記制の実行に改めた。申請を行えば対外貿易経営権を取得することができる。

代理販売分野について、商務部は2004年4月16日に『外商投資商業領域管理弁法』(WTO加盟公約時の予定より6か月近く繰り上げ)を公布し、小売販売、卸販売、フランチャイズ経営又はコミッション代理業に従事する外資企業について規定した。同時に、直接販売の立法化も積極的に進め、『直販法』を公布する予定だ。

薬品経営分野では、国家食品薬品监督管理局が2004年2月4日に『薬品経営許可証管理弁法』を公布し、薬品の卸・小売代理販売許可の条件と手順を規定した。WTO加盟時の公約と新たに公布された『外商投資商業領域管理弁法』に基づき、外国企業が中国で会社を設立して薬品の卸・小売代理販売に従事することを認めた。

## 5-1-5 普通関税

### (1) WTO 加盟公約

中国は輸入品の関税レベルを段階的に引き下げること公約した。2005年までに関税の全体レベルを10%まで引き下げ、うち工業品の平均関税は9.3%まで引き下げる。自動車及び部品は2006年7月1日までにそれぞれ25%、10%まで引き下げる。一部の化学工業品の関税引き下げは2008年までに完了させる。情報技術協定（ITA）に加盟し、2005年までにITA対象製品の関税を撤廃する。農産物の関税は15%まで引き下げる。

### (2) 履行状況

2004年の中国の関税平均レベルは9.4%まで下がり、うち工業品は8.9%、農産物は15%まで引き下げられた。また関税税則のすべての税号が規制された。各製品関税の具体的引き下げ幅は最新版の『中華人民共和国税関輸出入税則2004』を参照のこと。

## 5-1-6 輸出補助金

### (1) WTO 加盟公約

中国はWTOの関連協議を遵守することを公約し、中国領土内で付与又は維持される、『補助金及び相殺措置に関する協定』（『SCM協定』）第1条に含まれ、『SCM協定』第3条に規定される補助金を含む具体的製品に区分されたすべての補助金についてできる限り具体的な情報を提供し、また『SCM協定』第25条に規定される補助金に関するアンケートに答える。

『SCM協定』第1条第2項と第2条の実施については、国有企業への補助金が特定性のある補助金（イエロー補助金）とみなされる場合（補助金を交付する関係当局の所轄範囲内の1つの企業、産業若しくは1組の企業、産業あるいはある区域に専門に使われる補助金がすなわち、特定性のある補助金となる。具体的にいうならば、この種の補助金制度を確立している法律・法規が、あるいはこれらの法律・法規の執行当局が当該の補助金は特定の企業、産業あるいは地区のみに支給されるものであることを明確に規定、表明している場合、特定性のある補助金と見なされる。特定性のある補助金には次の4種類がある。①企業を対象とするイエロー補助金：一国の政府が1社あるいは数社の特定企業を選んで補助金を支給する。②産業を対象とするイエロー補助金：一国の政府が1つのあるいは複数の特定の部門若しくは産業を対象に補助金を支給する。③地区を対象とするイエロー補助金：一国の政府がその領土内の特定地区の生産に対して行う補助金。④禁じられた補助金：輸出実績あるいは国産投入物と相互に関係する補助金、すなわち輸出補助金と輸入代替補助、特に国有企業がこの類別の補助金の主要な受け取り手であるか、国有企業が受けた補助金が極めて大きい場合、イエロー補助金と見なす。

中国はWTOに加盟した時点で、『SCM協定』第3条の範囲にあるすべての補助金（主に輸出補助金）を廃止することを公約した。

### (2) 履行状況

『中華人民共和国加盟議定書』第10条第3項の規定により、中国はWTO加盟時点で既に、『SCM協定』第3条第1項（a）に属する輸出補助金すべてを廃止した。中国は『中華

『中華人民共和國加盟議定書』付属文書 5A で、『SCM 協定』第 25 条の規定に基づき、通知を行った。中国は既に議論が存在した増値税（付加価値税）の還付政策も取り消した。

### (3) 法律・法規の整備状況

補助金とダンピングに関する法律・法規として、『輸出製品反ダンピング応訴規定』を公布し、2001 年 12 月 1 日これを施行した。また、2002 年 1 月 1 日から『中華人民共和國反ダンピング条例』を実施。2002 年 3 月 13 日から『反ダンピング調査立案暫定規則』を実施。2002 年 1 月 1 日から『中華人民共和國反補助金条例』を実施。2002 年 3 月 13 日から『反補助金調査公聴会暫定規則』『反補助金立案調査暫定規則』を実施。2004 年 3 月、国务院は『中華人民共和國反ダンピング条例』と『中華人民共和國反補助金条例』を改正し、2004 年 6 月 1 日から正式施行した。改正後は、反ダンピングと反補助金の主管機関を商務部とし、旧条例で WTO の要求と一致しない条文を修正し、WTO ルールに完全に沿う形とした。

## 5-1-7 貿易の技術障壁に関する協定 (TBT)

### (1) WTO 加盟公約

中国は政府刊行物で、技術的法規、規格、適合性評価手続きの根拠としたすべての正式・非正式な基準を公表する。中国は WTO 加盟時から、すべての技術的法規、規格、適合性評価手続きを『TBT 協定』に合致させることを公約した。

中国が輸入製品に対して適合性評価手続きを踏むその目的は、それが『中華人民共和國加盟議定書』と『WTO 協定』が規定する技術的法規と規格に合致するかどうか確認するためのみである。契約各方面から授権されて初めて、適合性評価機関側は輸入製品が同契約の商業条項に合致するかどうか評価することができる。中国は、こうした製品が契約商業条項に合致するかどうかの検査が、これら製品の通関や輸入許可証の発行に影響しないことを保証する。

加盟時点から、中国は輸入品と国産品に同様の技術的法規、規格、適合性評価手続きを実施しなければならない。現行の体制からのスムーズな移行を保証するため、中国は加盟時点からすべての認証、安全許可、品質許可機関・部門が、輸入品と国産品についてこれら活動を実施する権限を与えられることを保証する。加盟 1 年で、すべての適合性評価機関・部門に輸入品と国産品について適合性評価を実施する権限を与える。機関・部門の選択は申請者が決定する。輸入品と国産品について、すべての機関・部門は同じ表示を発行し、同じ費用を徴収する。処理時間と申請手順も同じにする。輸入品に 1 種類以上の適合性評価手続きを実施してはならない。中国は、各適合性評価機関・部門の職責に関する情報すべてを公表し、かつその他 WTO 加盟国、個人、企業にこれを通知する。

加盟後 18 か月内に、業務範囲と製品種類にのみ基づいて、各適合性評価機関の職責を指定、この際製品の原産地は考慮してはならない。中国の各適合性評価機関に指定した職責は加盟後 12 か月で TBT 委員会に通知する。

### (2) 履行状況

1980 年代以来、中国は技術的法規の基礎として積極的に国際規格を採用することを工業現代化と経済発展促進の基本政策としてきた。この政策によって、『TBT 協定』第 2 条第

4項に基づく国際規格の使用を保証するため、5年ごとに技術的法規の審議が行われている。またこの政策を『TBT協定』第15条第2項に基づく通知の一部としている。過去20年の努力によって、技術的法規の基礎として国際規格が使用される割合は12%から40%に上昇した。中国は『TBT協定』の規定を満たすため、規格発展計画の制定に着手しており、また国際規格を技術的法規として使用する割合を5年以内に更に10%引き上げることを公約した。

中国は、国際標準化機構（ISO）が適合性評価手続きの指針・提案を制定する際に、十分な役割を果たしており、国際標準化機構適合性評価委員会（ISO CASCO）の正式メンバーでもある。『TBT協定』第5条第4項に基づき、中国はISO発行の関連指針・提案を新たな適合性評価手続きの基礎としている。中国は技術的法規と同様の政策を同時に適合性評価手続きでも審議し、『TBT協定』第5条第4項に基づいて関連の国際指針・提案を実施するよう努めている。WTO加盟時点から、中国は輸入品と国産品に同様の適合性評価手続きを実施している。適合性評価手続きは、サンプリング、検査、測定、認可、登録、承認、適合性評価、適合性検査、適合性保証の全9項目から成る。検査検疫分野では、適合性評価制度は主に検査監督管理制度と認証制度を採用、中国の検査検疫監督管理制度は中国の適合性評価制度の重要な一環となっている。

### (3) 法律・法規の整備状況

関連商品の検査検疫規定をWTOの要件と一致させるため、中国は既に2002年4月28日、『中華人民共和国輸出入商品検査法』を改正した。確定した目標と『TBT協定』の5つの目的とは一致している。すなわち、国の安全要求、詐欺行為の防止、人類の健康と安全の保護、動植物の生命と安全の保護、環境保護である。公約に基づき、中国政府はCCEE（中国電気製品認証）認証とCCIB（中国輸出入商品検査局）認証の2大製品認証制度をCCC（中国強制認証）認証制度に統一、2002年5月1日から実施、製品認証制度において、輸入商品に完全な国民待遇を与えている。国家質量監督検験検疫総局は2002年4月、2003年10月にそれぞれ、TBTをめぐる通報、諮問、評価などの問題について関係規定を制定、公布した。これによって、制度面から透明度の義務履行とその他のメンバーのTBT措置に対して評議を行う権利と運用を確保した。

2003年11月1日に発効した中国の『認証認可条件』は法規面から、強制性製品認証制度の規範化をより一層強化した。中国の『認証認可条件』に基づき、強制性製品認証制度の実施目的とTBT措置の5つの目的とを互いに合致させ、検査・検疫機構が通商地で入境検証制度を実施するようになり、これによって、認証目録内に列記されている製品が認証を取得し、かつ認証ラベルが張られたあとに初めて輸入が許されるというプロセスを保証した。強制性製品認証制度は2002年5月1日に実施開始が始まり、2003年8月1日の実施強制までの過渡期において、検査・検疫機構はCCEE認証証書を受け入れ、これをCCIB認証証書と同様、入境検証時の有効証書として扱い、輸入商品の国民待遇を促した。

その他の行政法規については、WTO加盟後、2002年1月9日に『危険化学品管理条例』、2002年8月3日に『中華人民共和国商標法实施条例』、2002年8月22日に『中華人民共和国ミサイル及び関連物品・技術輸出管理制限条例』がそれぞれ公布された。

中国はTBT通知機構1か所、諮問拠点2か所を設けるとともに、TBT委員会に通知し

た。中華人民共和国WTO/TBT国家通報諮詢センターは中華人民共和国質量監督檢驗檢疫総局の国際檢驗檢疫標準・法規研究センターに設置されている。当該通報諮詢センターは設立から現在までにWTO/TBT委員会に90件の通報を行った。

#### 5-1-8 衛生植物検疫措置

##### (1) WTO加盟公約

WTO加盟後30日以内に、製品範囲及び関連国際規格、指針、提案などを含む衛生・植物衛生措置に関連する法律、法規、その他措置をすべてWTOに報告する。

中国は人類と動植物の生命と健康に必要な限度内でSPS措置を実施すると公約したにとどまる。中国は貿易に対する形を変えた規制方法としてSPS措置を行わない。『衛生植物検疫措置の適用に関する協定』（『SPS協定』）に従い、科学的根拠が不十分な場合は、SPS措置を継続しない。

中国は加盟日から『SPS協定』の完全な遵守を承諾しており、かつそのすべてのSPS措置に関連する法律、法規、法令、要件、手続きが『SPS協定』に合致することを保証している。

##### (2) 履行状況

中国はWTO加盟当日から『SPS協定』を遵守し、『SPS協定』に関連する法律、法規、法令、要求、手続きをすべて『SPS協定』と一致させた。『SPS協定』の規定に基づき、中国は人・動植物の生命・健康保護に必要な限度内でSPS措置を実施している。中国のSPS措置の大部分は国際規格、指南、提案に基づいており、貿易に対する形を変えた規制方法としてSPS措置を行っていない。『SPS協定』に従い、科学的根拠が不十分な場合は、SPS措置を継続しない。

WTOのSPSに関する協議に基づき、中国の辺境の検査・検疫措置は以下の4つの目的に厳格に従っている。第一に、領土内の動植物の生命や健康をめぐり、これら動植物が虫害、病害、疾病にかかった有機体、病原菌をもつ有機体の流入、定住、伝染などによって生じるリスクを免れるよう保証する。第二に、領土内の人類や動物の生命、健康をめぐり、これら人類、動物が食品、飲料中の添加物、汚染物、毒素あるいは病原菌をもつ有機体によって生じるリスクを免れるよう保護する。第三に、領土内の人類や動物の生命、健康をめぐり、これら人類、動物が動植物あるいは動物製品が伴っている病害、虫害の流入、定住、伝染などによって生じるリスクを免れるよう保護する。第四に、領土内の虫害の流入、定住、伝染によって生じるその他の損害を防止、抑制する。検査・検疫機構は関係法律・法規に基づいて、域内に入る動植物及びその製品に対して有効な検査・検疫措置を講じる。通商地においては、検査・検疫要員が域内に持ち込まれる動植物及びその製品に対して検証、検査、抜き取り検査を行い、通商地の現場及び実験室での検査・検疫を通じて、疾病が発見された場合、関連貨物のサンプリング検査を行い、返却、償却、薫蒸処理を行う。中国政府はリサイクル可能な廃棄物の輸入に対して、輸入審査を行う。

中国は既にSPS通知機構1か所と照会所1か所を中華人民共和国質量監督檢驗檢疫総局に設置し、その旨をSPS委員会に報告した。同通報センターは既に88項目をWTO/SPS委員会に報告している。検査関連のSPS措置を含むSPS措置は、商務部の『文告(=公告)』など出版物に公表されている(『文告』もインターネット上から電子データを得ることがで

きる。HPアドレス：<http://www.mofcom.gov.cn/b/b.html>）。情報は中国SPS通知機構やSPSコンサルタントサイトから集めることもできる（中国WTO/TBT-SPS国家通報諮詢ネット、HPアドレス：<http://www.tbt-sps.gov.cn/gb/main.aspx>）。

#### 5-1-9 貿易関連の投資措置

##### (1) WTO加盟公約

中国は加盟時から、『中華人民共和国加盟議定書』の内容に従って、『貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIMs協定）』を全面的に遵守し、その第5条の特例措置は援用しない。また外貨均衡要求、輸出入均衡要求、ローカルコンテンツ要求、輸出パフォーマンス要求を廃止する。中国の主管機関はこれら要求を含む契約条項を執行しない。輸入・投資の割り当て、許可、権利の付与は、国家又は地方各級主管機関が規定するパフォーマンス要求又は研究実施、補償提供やその他形式の産業補償を条件としない。これには、類型や数量を規定した事業、現地投入物の使用、技術移転など間接的条件も含まれる。投資許可や輸入許可証、割当枠、関税割当を与える場合、中国国内で競争相手となる企業が存在するかどうかを考慮しない。『WTO協定』と『中華人民共和国加盟議定書』の義務に一致する限り、企業の契約の自由を尊重する。

自動車産業政策では、この政策に修正を加えてWTOのルール・原則に合致することを保証した。この修正によって、自動車メーカーに課された生産車の類別、類型、車種の規制措置すべてを段階的に廃止する。この規制は加盟から2年で完全に廃止し、自動車メーカーの生産車に対する類別、類型、車種の選択権を保証する。しかし、類別については、政府は引き続きトラック、バス、軽商用車、自家用車（多用途車両とスポーツカーを含む）の区別を続けることができるものとする。

中国はまた、省級政府の認可のみを必要とする自動車メーカーの投資比率限度額を現行の3,000万ドルから、加入1年目は6,000万ドルまで、2年目は9,000万ドルまで、4年目は1億5,000万ドルまで引き上げる。

自動車エンジンの製造については、合弁企業の外資持ち株比率が50%を超えないという制限を加盟時より廃止する。

##### (2) 履行状況

WTO加盟時の公約を十分に履行するため、国家發展改革委員会は国務院の認可を経て2004年6月1日、『自動車産業發展政策』を公布・実施し、同時に1994年に公布・実施した『自動車工業産業政策』を廃止した。新たな自動車産業發展政策は13章、78条から成り、公平な競争市場への環境整備、管理制度の公開・透明化を図り、マクロ調整と市場経済の結合に努めるとしている。

1994年の『自動車工業産業政策』と比べ、新政策は主に6つの点で変化が見られる。①外貨均衡要求、貿易均衡要求、ローカルコンテンツ要求、輸出パフォーマンス要求など、WTOのルール及び中国WTO加盟時の公約に矛盾する部分を廃止した。②行政の許認可を大幅に削減し、開放すべき部分、管理すべき部分を明確にして、法規、技術基準に基づいて産業を指導すると同時にWTO加盟公約に従って、省級政府の認可のみを必要とする自動車メーカーの投資比率限度額を引き上げた。③ブランド戦略を掲げ、自主知的所有権を

もつ製品の自主開発を奨励し、自動車工業の自主的発展に明確な政策的指導を示した。④国内自動車企業グループの規模拡大・強化を推進し、既存企業の合併再編を指導するとした。⑤自動車メーカーにブランド販売とサービスシステムの構築を重視するよう求め、消費者へのサービスを向上させるよう求めた。⑥消費・使用環境の向上のため、指導的意見を提起した。

自動車購入ローンについて、中国人民銀行と中国銀行業監督管理委員会は2004年8月17日、共同で新たな『自動車融資管理弁法』を公布し、2004年10月1日から正式に実施した。中国銀行業監督管理委員会はまた2004年1月に自動車メーカー3社から成る中国初の外資ノンバンク、自動車ローン会社の設立を認可した。

## 5-1-10 経済特区

### (1) WTO加盟公約

1979年以来、中国はより開放的な政策を実施する特殊経済区を数多く設立してきた。これら地区には5つの経済特区（深圳、珠海、汕头、厦門、海南）、14の沿海開放都市（大連、秦皇島、天津、煙台、青島、連雲港、南通、上海、寧波、温州、福州、広州、湛江、北海）、6つの長江沿岸開放都市、21の省都都市、13の内陸辺境都市がある。これら特殊経済区は、外資利用、国外技術の導入、対外経済協力の面で柔軟に対応することができる。中国はWTO加盟にあたって、特殊経済区に関する法律、法規及びその他の措置をWTOに通知し、これら地区の名称を明記するとともに、これら地区の地理的境界を明確に示すことを約束した。中国はまた、WTO加盟後、新たな経済特区の建設を認可しないことを公約した。特区内の関税優遇政策も取り消すとした。

### (2) 履行状況

中国では近年、いかなる経済特区も新設されていない。経済特区に関する法律は明確に廃止されていないが、その実質的な意義は特区内の外資企業が企業所得税について税率15%という優遇を受けられるのみであり、かつ当該税率は技術集約型あるいは知識集約型のプロジェクト若しくは外資による投資額が3,000万米ドルを超えるプロジェクト、及びエネルギー、交通、港湾建設などの分野の事業を手掛ける企業にのみ適用される。現在、経済特区の政策と規定については、全国人民代表大会が上述の5つの特区の人民代表大会及びその常務委員会に対して、現地の実情に基づいて、地元の経済発展に適した単独の条例を制定するよう授權している。

## 5-1-11 農業政策

### (1) WTO加盟公約

中国は貨物貿易公約・譲許表にある規定及び『中華人民共和国加盟議定書』で具体的に規定する『農業協定』の条項の実施を公約した。これによって、中国は農産物への補助金を続行・実施できなくなる。

中国は過渡的な審議メカニズムにおいて、農業分野の国営貿易企業（国家及び地方ともに）が、農業分野で国営貿易企業経営によるその他企業との間で、または上述のいかなる企業との間で実施する財政・その他の移転について通知しなければならない。



## (2) 履行状況

中国は農業大国であり、人口大国でもある。農業安全保障、特に食糧安全保障は極めて重要な問題であり、その政策は国内農産物の供給、特に食糧供給のバランスに基づいていると同時に、国際資源の補足を必要とし、これを積極的に求めている。2004年、中国は975万tの大豆と676万tの食用植物油を輸入し、価格総額は128億7,000万ドルを超えた。農産物輸入総額は前年比48.1%増の280億3,000万ドルに達した。中国の農産物輸入政策は商業的考慮のみを基礎に、統一管理の公約に合致するという状況下で、国又は各級地方政府による輸入製品の数量、品質、待遇管理の続行、採用あるいは新たな採用、若しくは輸入代替の施行や、国や地方各級の国営貿易会社が継続する指導計画や行政指導を含むその他非関税措置の指導計画や行政指導を行っていない。

国営貿易企業又はその他国家付属、国家経営、国家管理の事業体は、輸出補助金の義務をはじめとする中国のWTO加盟にあたっての義務に従って経営されている。国や地方各級主管機関はいかなる事業体に対しても、輸出による損益の補填などWTOの義務に反する資金移転やその他利益の供与を行っていない。

加盟時点から、中国は農産物に対していかなる輸出補助金も継続、実施していない。

『農業協定』第6条第2項、第4項の実施では、中国は第6条第2項にいう類型の政府措置を通じて支持を提供しており、この支持の数量は中国の国内支持総額(AMS)に含まれる。中国のAMS公約水準は譲許表第4部分第1節に記載されている。中国の特定産物に対する支持は、その年の年間基本農産物総生産額の8.5%で、この比率は『農業協定』第6条第4項に定める微量免除水準に相当する。

農産物関税の引き下げでは、2005年の農産物平均税率を現行の15.6%から15.3%に引き下げ、加盟議定書の公約を履行している。

## 5-1-12 繊維

### (1) WTO加盟公約

加盟議定書の規定では、2005～2008年の期間、中国のある1種類の繊維製品のWTO加盟国に対する輸出が激増し、市場の「混乱」を招いた場合、WTO加盟国は臨時的に制限を実施することができる。ただし、制限の実施は4年間に1種類の繊維製品に対して1度だけで、実施期間は実質1年、また同様の製品に繰り返し実施することはできない。中国のWTO加盟前日までWTO加盟国で有効だった中国原産繊維製品に対する輸入数量制限については、繊維・繊維製品監視機関(TMB)に通知し、『繊維協定(ATC)』第2条と第3条適用の基礎水準とする。これら加盟国にとって、『繊維協定』第2条第1項にある『「WTO協定」発効日の前日』とは、中国のWTO加盟日の前日を指している。また基礎水準については、『繊維協定』第2条第13項と第14項が規定する増加率の増加を、中国のWTO加盟日から考慮適用される。具体的には以下に示す。

- 1) WTO加盟国が、『繊維協定』が規定する中国原産の繊維製品が『WTO協定』発効日から市場に混乱を招き、これら製品の貿易の秩序だった発展を阻害するおそれがあると見なした場合、加盟国はこの市場の混乱を軽減・回避するために中国との協議を申請することができる。協議申請国は協議申請時に、協議請求の原因と理由を詳細に

記した声明を中国側に提出し、同時に申請国は次の内容を証明する根拠となるデータも提出する。①市場混乱の存在又は脅威。②同市場の混乱における中国原産品の作用。

- 2) 協議は申請受理から30日以内に行う。双方が期間延期に合意しない限り、申請受理から90日以内に双方が合意に達することができるよう、解決方法の協議に全力で努める。
- 3) 協議申請の受理後、中国はこれら協議申請の対象となる1種類又は複数種類の繊維製品の積み荷を、協議申請が提出された月からさかのぼって14か月間の前12か月間に申請加盟国に入った数量の7.5%（羊毛製品類は6%）レベルを超えないよう管理することに同意する。
- 4) 90日の協議期間内に、解決方法について双方が合意に達しない場合は協議を継続する。協議申請国は3)項に基づき、協議対象となる1種類又は複数種類の繊維製品の制限を続行することができる。
- 5) 4)項に定めるいかなる制限も、協議申請提出日から協議が提出された年の12月31日までを有効期間とする。申請提出時にその年が残り3か月かそれより少ない場合は申請提出後12か月を有効期限とする。
- 6) 本規定が定める行動の有効期限は、関連加盟国と中国の間に別途議定がない限り、1年を超えることはなく、また繰り返し実施することはできない。
- 7) 本規定と『加盟議定書』第16条の規定を同一製品に同時に適用してはならない。

## (2) 履行状況

WTO『繊維協定』に基づき、2005年1月1日から現行の繊維製品の割り当てはすべて廃止され、世界繊維製品貿易の一体化が実現した。このチャンスと困難に積極的に対応するとともに、繊維製品輸出のテンポを適度に調整し、繊維製品輸出構造の改革を促進し、中国繊維業界の長期的利益を守るため、商務部は2005年2月6日、『紡績品輸出自動許可暫定弁法』を公布し、2005年3月1日から正式に実施するとした。この輸出自動許可はすべての貿易形式で、世界又は重点国家、地域への輸出に適用される。同時に、商務部、税関総署は2005年第7号公告で、『紡績品輸出自動許可暫定弁法』に基づいて初の『紡績品輸出自動許可目録』を発表し、目録にある製品に対して2005年3月1日から米国、EU（25か国）、香港特別行政区への輸出に繊維製品輸出自動許可を実施するとした。『輸出自動許可』を得ずに勝手に輸出自動許可管理下の貨物を輸出した場合は、関連法律、行政法規により、税関がこれを処理する。

2005年1月1日から繊維製品の割り当てを廃止し、コート、スカートなど6大類の輸出繊維製品、148のタックス・ファイル・ナンバーに対して従量方式で輸出関税を徴収する。輸出徴税は1件の輸出製品価格の1～2%。これら148のタックス・ファイル・ナンバーに関連する繊維製品輸出額は繊維製品全体の輸出額の83.5%を占める。しかし、徴税は織

維製品輸出コストの1.7%に過ぎず、関税コストは一部企業がこれまで輸出割当枠の購入に支払っていたコストをはるかに下回るものである。

### 5-1-13 貿易関連の知的所有権制度 (TRIPS)

#### (1) 特許法、著作権法、商標法などの改正状況

中国は『TRIPS 協定』と一致させるため、2000年8月25日、『中華人民共和国特許法』に2度目の改正を加え、2001年7月1日からこれを正式に実施した。これに合わせて行政法規も、2002年12月28日の国務院『「中華人民共和国特許法実施細則」改正に関する決定』に基づいて『中華人民共和国特許法実施細則』を改正、1992年12月12日に国務院が改正を認可、1992年12月21日に中国特許局が公布した『中華人民共和国特許法実施細則』を同時に廃止した。

『中華人民共和国著作権法』は1991年6月1日に公布施行され、2001年10月27日第9期全国人民代表大会常務委員会第24回会議の『「中華人民共和国著作権法」改正に関する決定』に基づいて改正された。これに関連する行政法規『中華人民共和国著作権法实施条例』を改正後、2002年9月15日から施行した。また1991年5月24日に国務院が認可し、1991年5月30日に国家版權局が公布した『中華人民共和国著作権法实施条例』を同時に廃止した。このほかにも行政法規として『著作権集団管理条例』が2004年12月22日に国務院第74回常務会議を通過、2005年3月1日から施行される。

『中華人民共和国商標法』は1982年8月23日、第5期全国人民代表大会常務委員会第24回会議で採択、実施後、2001年10月27日、第9期全国人民代表大会常務委員会第24回会議の『「中華人民共和国商標法」の改正に関する決定』に基づいて2度の改正が行われた。これを受けた行政法規として『中華人民共和国商標法实施条例』が改正後の2002年9月15日から施行された。1983年3月10日国務院が公布し、1988年1月3日に国務院が1度目改正を認可、1993年7月15日に国務院が2度目の改正を認可した『中華人民共和国商標法実施細則』、及び1995年4月23日の国務院『商標登録送付証明書の処理問題に関する返答』を同時に廃止した。

全国人民代表大会が制定した法律、及び実施細則をはじめとする国務院が公布した行政法規はすべて人民法院が適用・執行する。

#### (2) 『TRIPS 協定』に基づく外国知的所有権者への同等待遇に関する状況

中国の知的所有権保護法の規定では、いかなる外国人に対しても、中国と当該国による二国間協議又は両国が締結している国際公約、又は互惠原則に基づいて対応する。知的所有権関連の改正後の法律、法規、その他措置では、外国の権利保持者に対して、すべての知的所有権について、『TRIPS 協定』に完全に合致する内国民待遇と最恵国待遇を保証している。

#### (3) 権利侵害行為制止の執行状況及び救済措置の実施状況

中国で知的所有権侵害行為が発生した場合、当事者は訴訟を起こすことができる。1992年から、専門家の組織状況については、北京、上海など一部主要都市で知的所有権の専門法廷が設置された。中国の立法に基づき、個人と企業はその侵害行為すべてに責任を負

い、また民事・刑事責任を負う。重大な知的所有権侵害を犯した者はすべて『中華人民共和国刑法』の関連規定に基づき、その直接責任者は刑事責任を追及される。犯罪行為の場合、直接責任者は7年以下の懲役、又は拘留・罰金に処される。

(4) 薬品及び農業化学品の当局への申請情報の保護状況

『TRIPS 協定』第39条第3項に基づき、中国は新化学成分を使用する薬品・農業化学品の販売許可申請のため、主管機関に提出される未公表の実験データやその他データを保護し、不当な商業的利用の防止に努める。ただし、データ公表が公共の利益に必要なか、又は不当な商業的利用を防止する保護措置が既にとられている場合を除く。こうした保護措置として、法律・法規の採用と制定があり、これによって中国政府はデータ提供者に対して、販売許可日から最低6年間、データ提供者以外はいかなる者も、データ提供者の許可がない限り同データに基づく製品の販売許可を申請できないことを保証する。この期間中、販売許可を求めるいかなる者も、独自のデータを提出しない限り許可を得ることはできない。新たな化学成分を使用する薬品・農業化学物質は、特許保護のあるなしにかかわらず、すべてこうしたデータ保護の対象となる。

(5) 海賊版の防止

中国は知的所有権を侵害する海賊版対策に力を入れてきた。司法面では、各級法院はこれまで知的所有権侵害の案件審理を重視してきた。行政面でも各級行政機関は海賊版対策を非常に重視している。また行政主管機関は一般向けの法律出版や教育面にも力を入れ、『TRIPS 協定』実施のための法的環境整備に努めている。

政府は引き続き、行政処罰措置の有効性を向上させるなどの措置を強化している。国家工商行政管理局、中華人民共和国質量監督検査検疫総局、版權局など関連部門は、コピー製品や海賊版製造のための設備やその他権利侵害の証拠を没収する権限がある。これら部門は権限を行使して、在庫や書類など権利侵害行為の証拠となるものを摘発し保全するよう奨励されている。行政主管部門は、十分な処罰を実施する権限を有し、権利侵害行為を防止・威嚇するとともに、その権限の行使を奨励されている。度重なる違法行為や故意に権利侵害行為を犯した案件などには、関連主管機関に引き渡して刑法により起訴する。

(6) 民事訴訟手続きの公正公平な実施確保の状況

『中華人民共和国民法通則』第118条規定により、公民又は法人の作者権（版權）、特許権、商標専用権、発見権、発明権、科学技術研究成果権が盗作、改ざん、コピーなどの侵害を受けた場合、被害者はこの侵害行為の停止、悪影響の除去、損失賠償を求める権利を有する。『中華人民共和国商標法』『中華人民共和国特許法』『中華人民共和国著作権法』にも同様の規定がある。

『TRIPS 協定』第42条と第43条は、民事訴訟の司法規則によって有効的に実施されている。関連の実施細則を改正、『TRIPS 協定』第45条と第46条規定に完全に合致するよう保証した。これによって、その行為が他人の知的所有権を侵害すると知ったうえで、又は合理的理由がありそれを知ったうえで行った場合、侵害者は被害者に対してその権利侵害行為のため被った損失を補償するに足る賠償を支払わなければならない。

5-1-14 サービス貿易関連の政策、許可

(1) WTO 加盟公約

『加盟議定書』に付属する譲許表は、中国に関連する GATT 1994 付属の譲許・公約表、及び GATS (サービスの貿易に関する一般協定) に付属する具体的公約表の公約をまとめたものである。譲許表にある譲許と公約の実施時期は、譲許表の関連部分にスケジュールが明記されている。

表 5-3 部門別サービス貿易譲許公約表

業種・部門	市場参入に関する公約
法律	WTO加盟日から1年は、外国弁護士事務所1事務所の1代表事務所の開設のみ許可(代表者資格についても具体的な規定あり)、特定の営業性活動に従事することができる。代表事務所は特定の19都市にのみ開設可能。加盟1年後、地理的制限、数的制限を撤廃。
会計、監査、簿記サービス	パートナーシップあるいは有限会社の形式による会計事務所は中国当局から認可された登録会計士に限る(既存の合作事務所はこの制限を受けない)。
税理	合弁企業形式のみに限る(外資がマジョリティーをもつことを許可)。加盟6年後、100%外資企業の設立を認可。
建築設計、工事、集中工事、都市計画	合弁企業のみに限る(外資がマジョリティーをもつことを許可)。加盟5年後に100%外資企業の設立を認可。
医療、歯科	合弁の病院、クリニックの設立を許可(外資がマジョリティーをもつことを許可、数的制限あり)。 外国人医師は中国で短期医療サービスの提供可能、サービス期間は6か月、1年まで延長可能。
不動産サービス 不動産リースなどの 関連サービス	マンションやオフィスビルなど高水準の不動産プロジェクト(豪華ホテルを除く)、100%外資企業は許可せず。
広告	中国で登記している、外国広告サービスの提供について権利を有する広告代理店を通じてのみ可能。中国での合弁会社設立を許可する、外資比率は49%を超えてはならない。加盟2年後、外資がマジョリティーをもつことを許可、4年後100%外資企業の設立を許可。
快速郵便事業	合弁許可、外資比率は49%を超えてはならない。加盟後1年以内に外資がマジョリティーをもつことを許可、4年後100%外資企業の設立を許可。
電信 (付加価値中心)	外国のサービス事業者による上海、広州、北京での合弁企業設立を許可するとともに、これら都市内及び都市間のサービスを許可。合弁企業の外資比率は30%を超えてはならない。加盟後1年以内に、地域を17都市まで拡大、外資の持ち株比率は49%を超えてはならない。加盟後2年以内に地域制限を撤廃、外資比率は50%を超えてはならない。

業種・部門	市場参入に関する公約
基本通信 ペーシングサービス	外国のサービス事業者による上海、広州、北京での合弁企業設立を許可するとともに、これら都市内及び都市間のサービスを許可。合弁企業の外資比率は30%を超えてはならない。加盟後1年以内に、地域を17都市まで拡大、外資の持ち株比率は49%を超えてはならない。加盟後2年以内に地域制限を撤廃、外資比率は50%を超えてはならない。
移動通信対 ・アナログ/データ/セルラー ・個人通信	外国のサービス事業者による上海、広州、北京での合弁企業設立を許可するとともに、これら都市内及び都市間のサービスを許可。合弁企業の外資比率は25%を超えてはならない。加盟後1年以内に、地域を17都市まで拡大、外資の持ち株比率は35%を超えてはならない。加盟後3年以内、外資比率は49%を超えてはならない。加盟後5年以内に地域制限を取り消す。
・国内業務	外国のサービス事業者による上海、広州、北京での合弁企業設立を許可するとともに、これら都市内及び都市間のサービスを許可。合弁企業の外資比率は25%を超えてはならない。加盟後5年以内に、地域を17都市まで拡大、外資の持ち株比率は35%を超えてはならない。外資比率は49%を超えてはならない。加盟後6年以内に地域制限を取り消す。
オーディオビジュアル	加盟時、中国の録音・録画製品の内容審査権を損なわないことを前提に、外資による中国の同業他社との協力を許可する。録音・録画製品の代理販売に従事することを許可する（映画を除く）。
建築・関連工事 サービス	合弁企業の設定、外資がマジョリティーをもつことを許可する。加盟後3年以内に100%外資企業の設定を許可するが、100%外資企業が従事可能な業務範囲を制限、具体的には外資あるいは外国からの資金贈与による建設プロジェクト、国際金融機関の支援プロジェクト（融資条件によって入札）、外資比率が50%を超えるプロジェクト及び中国の建築会社が技術的に困難なために独立して完成させることができないプロジェクト（外資比率50%未満）、完全に中国が投資を行うものの、中国の建築会社が単独で完成させることが難しいプロジェクト（省政府の認可が必要）。
コミッション代理 （塩とタバコを除く） 卸売り（塩とタバコを除く）	加盟後1年以内に、合弁企業の設定を許可、絶対多数が輸入及び国産製品のコミッション代理業及び卸売業務への従事を許可、加盟後3年以内に図書、新聞、雑誌、薬品、農業、（農業用）マルチフィルムの代理販売を開放、5年以内に化学肥料、製品油、原油の代理販売を開放する。加盟後2年以内に、地域と数量の制限を撤廃、外資がマジョリティーをもつことを許可。加盟後3年以内に化学肥料、製品油、原油以外の制限を撤廃、5年以内にすべての制限を撤廃する。
小売り （タバコを除く）	5つの経済特区と6都市での合弁企業の設定を許可。北京と上海の合弁企業の総数は4社を超えてはならない（北京に設立する4社のうち2社は同市に支店・支部・支社を設立することができる）、その他のいくつかの都市では2社を超えてはならない。加盟時、鄭州と武漢を追加、2年以内にすべての省都と重慶、寧波を追加、外資がマジョリティーをもつことを許可する。製品面では、加盟後1年以内に図書、新聞、雑誌を追加、3年以内に薬品、農薬、マルチフィルム、製品油を追加、制限を基本的に撤廃する。加盟後5年以内に化学肥料を追加。このほか、30店舗を超えるチェーン店をもつ企業が自動車（加盟5年後に開放）及び『WTO加盟議定書』付属文書2A及び2Bに列記されている製品に関する経営を行う場合（国営貿易製品と専業製品）、外資比率は50%を超えてはならない。

業種・部門	市場参入に関する公約
すべての保険及びその関連サービス	<p>外資の非生命保険会社による支店あるいは合弁会社の設立を許可、外資比率は51%を許可。加盟後2年以内に、外資の非保険会社の100%出資子会社の設立を許可、企業形式の制限を撤廃。外資生命保険会社は加盟時、合弁企業を設立することができ、外資比率50%まで許可、協力パートナーを自ら選択することができる。</p> <p>大手商業保険仲買、再保険仲買、国際海運・空運・陸運保険及び再保険仲買については、加盟時に合弁企業の設立を許可、外資比率は50%を超えてはならない。加盟後3年以内に外資の持ち株比率を51%まで増やすことができ、5年以内に100%出資子会社の設立を許可。</p> <p>地域制限の撤廃に伴い、保険会社の内部の支店・支社・支部の設立を許可。地域範囲に関する規定について、加盟時には海外生命保険会社、非生命保険会社、及び保険仲買業者による上海など5都市を開放、2年以内に15都市まで拡大、3年以内に地域制限を撤廃する。</p> <p>業務範囲：加盟時、海外保険会社による支社、合弁企業又は外資100%出資子会社の形式で生命保険及び非生命保険の再保険サービスを提供することを許可する。海外の非生命保険会社が地域制限を受けない「マスターポリシー」による大型商業保険の提供、海外企業向けの保険提供、中国域内の外資企業向け財産保険、関連責任保険、信用保険の提供を許可する。以上はいずれも数量及び地域の制限はない。加盟後2年以内に、海外の非生命保険会社による国内外顧客向けのすべての非生命保険サービスを許可する。外国保険会社による中外公民向け個人保険サービス（非団体）の提供を許可する。加盟後3年以内に、外国保険会社による中外公民向け健康保険、団体保険、養老／年金保険の提供を認める。</p>
銀行及びその他金融サービス（保険、証券を除く）	<p>加盟時、海外金融機関による中国でのすべての顧客を対象とする外貨業務サービスの提供を許可する。外貨業務に地域制限はない。人民元業務は加盟時にまず、上海、深圳、天津、大連を開放、その後毎年増やし、最終的に地域制限を完全に撤廃する。</p> <p>加盟後2年以内に、海外の金融機関による中国企業向けサービスの提供を許可、5年以内にすべての中国客向けのサービス提供を許可する。中国の一地域で人民元業務の認可を受けた機関は同類業務を開放しているその他のいかなる地域においても同類サービスを提供することができる。</p> <p>加盟後5年以内にすべての所有権、経営及び外国金融機関の法的形態を規制するいかなる措置も撤廃する。これには中国本土における支店・支社・支部などの機構の設立及び営業許可に関する措置が含まれる。</p>
証券	<p>加盟時から、外国側証券機構の中国の代表事務所はすべての中国証券取引所の特別会員になることができ、中国で合弁会社を設立することができる。国内証券投資基金管理業務への従事を許可する。外資比率は最大33%まで可。加盟後3年以内に、証券合弁会社の外資比率を49%まで増やすことができ、A株の引受、B株、H株及び政府と企業の債券の引受、取引、及び基金の立ち上げを許可、合弁証券会社の外資比率は3分の1を超えてはならない。経営認可は健全性維持の観点からの規制によるものとする。</p>

業種・部門	市場参入に関する公約
ホテル（長期滞在マンションを含む）、レストラン	合弁でのホテル、レストランの設立を許可する。外資がマジョリティーをもつことができる。加盟後4年以内に制限を撤廃、外資100%出資を許可する。 レベルについての公約のほか、合弁のホテル、レストランの外国人マネージャー、調理師や高級管理職を含む専門家による中国でのサービス提供を許可する。
旅行社、旅行業経営者	加盟時、世界での年商が4,000万米ドル超の旅行社及び旅行業経営者が北京、上海、広州、西安及び中国政府が指定する観光リゾートエリアで中国の同業者と合弁事業を展開することを許可する。合弁旅行会社あるいは旅行業経営者の登録資本金は400万元を下回ってはならない。 仮に3年以内に、合弁者の登録資本金が250万米ドル未満まで低下した場合、加盟から3年後、外資がマジョリティーをもつことを許可する。加盟後6年以内に、合弁者による機構設立の制限を撤廃、合弁者の登録資本についての要求は国内経営者と同様とし、外国側が外資100%子会社を設立することを許可、地域制限もその時点で撤廃する。 業務範囲：国内外旅行者に中国で提供可能な旅行及び飲食・宿泊サービスを提供する。中国でのガイド提供、中国国内でのトラベラーズチェック換金業務など。
海 運 ・国際運輸（貨物輸送及び旅客輸送）、沿海内陸河川を除く）	合弁船舶輸送会社による中国の国旗を掲げた船団による経営を行うことを許可する。外資比率は合弁企業の登録資本金の49%を超えてはならない。合弁会社の董事会（取締役会）主席と総経理は中国側から任命すること。その他の商業形態については公約していない。
航空輸送及び航空機器のメンテナンス	合弁会社の設立を許可する、中国側がマジョリティーをもつあるいは支配的地位をもつこと（営業許可については、経営ニーズ審査を行う）。
鉄道輸送、道路輸送	合弁会社の設立を許可する、外資比率は49%を超えてはならない。加盟後1年以内に、外資が道路輸送合弁企業のマジョリティーをもつことを許可する。加盟後3年以内に、外資が鉄道輸送合弁企業のマジョリティーをもつことを許可するとともに、道路輸送について、外資100%企業の設立を認める。加盟後6年以内に、鉄道輸送について、外資100%子会社の設立を許可する。
すべての輸送形態の補助サービス（倉庫サービスを含む）	加盟時、合弁会社の設立を許可する、外資比率は49%を超えてはならない。加盟後1年以内に、外資がマジョリティーをもつことを認める。加盟後3年以内に、外資100%企業の設立を認める。
貨物輸送代理	加盟時、外国の貨物輸送代理業者（最低3年の業務経験）による中国での合弁貨物輸送代理企業（経営期間は20年を超えてはならない）の設立を認める。合弁企業の登録資本金は100万米ドル（経営開始から1年経過後、合弁双方の登録資本金が払い込まれたあと、支店などの機構を1か所開設することができる、元の登録資本金に12万米ドル追加すること）を下回ってはならず、外資比率は50%未満であること。加盟後1年以内に、外資がマジョリティーをもつことを認める。加盟後4年以内に、外資100%出資子会社の設立を認める。外国の貨物輸送代理企業の1社目の合弁経営企業が経営開始から5年経過したあとに、2社目の合弁企業を設立することができる。加盟後2年以内に、この条件を2年に引き下げる。

出典：『中華人民共和国 WTO 加盟議定書』より



## (2) 履行状況

### 1) 許可について

中国は既に、各サービス部門のサービス活動に対して権限授与、認可、管理にあたる主管部門の目録を公表しており、これには中央政府主管部門から授権された組織も含まれる。譲許表にあるサービスの具体的公約について、中国は既に以下を実施している。①認可手順と条件を発効前に公布。②公布内容のなかで、認可手順と条件における関連主管機関すべてが審議、決定する合理的期限を明記。③申請者は許可申請にオファーを必要としない。④徴収するいかなる費用(競売や入札の過程で確定した費用と見なさない)も申請処理に必要な行政費用に相当する。⑤中国の主管機関は申請受理後、中国国内の法律・法規に基づいてその申請に不備がないかどうか申請者に通知する。不備があれば、それを正すために必要な情報を申請者に準備させ、修正する機会を与える。⑥すべての申請には迅速に決定を下す。⑦申請を終了又は拒絶する場合、直ちに書面で終了又は拒絶の原因を申請者に通知する。申請者は終了又は拒絶された原因を正して、自らの判断で新たに申請を行うことができる。⑧申請を許可した場合は、直ちに書面で申請者に通知する。申請者は財政及びその他類似の行政管理のため国家工商行政管理总局で会社登記後、すぐに営業を開始することができる。国家工商行政管理总局が公布する法規に基づき、登記は完全な書類を提出後2か月以内に終了する。

中国の具体的公約・譲許表に含まれるサービス部門で、宅配と鉄道輸送サービスを除く関連管理機関は既にそれが管理するサービス提供者から独立しており、またこれに対して責任を負わない。上述の例外サービス部門は『WTO協定』と『加盟議定書』のその他規定を遵守する。

保険業に対するWTO加盟公約に基づき、2003年1月、第9期全国人民代表大会常務委員会は『中華人民共和国保険法』を改正した。行政法規もこれを受けて、保険監督管理委員会が『保険会社管理規定』と『外資保険会社管理条例実施細則』などの行政法規を公布し、保険会社の設立、許可、補償能力、資本化要求、支社・支店・支部設立などの面で明確な要求と基準を定めた。中国は保険会社が段階的に地域制限廃止の条件に沿う形で、内部支部機構を設立することを認めている。既に中国に設立している外国保険会社が支店や支社、支部の設立を求める場合、中国市場への新規参入許可を申請する外国保険会社の資格条件をこれに適用しない。支店や支部、支社は本社の延長であって、単独の法律実体ではないという見地に立ち、また最恵国待遇規定をはじめとする具体的公約・譲許表に反しない状況下で、中国は内部支部機構の設立を認めている。

WTO加盟公約に基づき、外資銀行の中国における外貨業務は、加盟当日からいかなる地域制限も受けない。人民元業務についての地域制限は、公約規定のスケジュールに沿って段階的に廃止している。加盟時に深圳、上海、大連、天津を開放、また加盟1年目で広州、青島、南京、武漢を、2年目で済南、福州、成都、重慶を、3年目で昆明、珠海、北京、厦門を開放した。また中国銀行業監督管理委員会の規定によって2005年1月1日から、外資銀行が所在する中国銀行業監督管理委員会派出機構に報告後、既に獲得している顧客対象と業務範囲内で、保険代理業務を認めることになった。上海では既に全国に先駆けて外資銀行による保険代理業務の具体的なオペレーションが進んでいる。

2) 合併パートナーの選択について

外国のサービス提供者は、合併する業界以外の事業体を含む中国のいかなる事業体とも、その合併パートナーが合法的事業体でありさえすれば、自らの選択で合併することができる。これら合併企業は、国内企業と同様の立場で、周到かつ慎重な要件と具体的部門の要求を満たす必要があり、これら要件は公開で得ることができる。

3) 株式所有権の変更について

設立された合併会社の中外合併パートナーは協議によって各自が所有する合併企業の株式持ち分を変更することができる。双方が合意し、かつ主管機関の認可を得て変更を実施する。こうした変更合意が中国の具体的公約・譲許表にある株式所有権公約に反しなければ、すべて認可される。

4) 検査サービスについて

外国及び合併商品に対する検査機関を障壁の手段とする要求を取り下げた。ただし、譲許表に別途規定がある場合を除く。

5) 市場調査について

加盟時から、中国は市場調査サービスに対する事前許可制を廃止した。この市場調査サービスとは、ある組織の製品の市場における将来性や人気に関する情報を調べるサービスを指し、市場分析（市場規模とその特徴）や消費者の態度・嗜好の分析などがある。中国で登記する、こうしたサービスを提供する市場調査会社は、調査方案とアンケート表を省級以上の政府統計部門に報告しなければならない。

6) 少数株式所有者の権利について

中国は公約で、一部の部門で市場参入を制限し、外国人には少数の株式所有のみを許可している。ただし、こうした少数の株式所有者は中国の法律、法規、その他措置に基づき、投資に対する権利を行使できる。また、WTO加盟国はWTO紛争解決を申し立て、中国にサービス貿易譲許表の公約事項実施を保証させることができる。

中国の証券市場を見ると、10年あまりの発展を経て、全体的な規模、機能、効率は大きい向上、既にアジア太平洋地域で最大となっており、また最も活力がある証券市場でもある。しかしながら、目下のところ、中国の証券市場における機関投資家の割合は海外の成熟した市場を大きく下回っており、これによって、中国の証券市場の機能発揮が大きく制約されており、条件を備えた海外投資家の参入については、既に一刻の猶予も許されない状況にある。2002年11月5日、中国証券監督管理委員会は『指定国外機関投資家の国内における証券投資に係る暫定規則（合格境外機構投資者境内証券投資管理暫行弁法）』を正式に公布、スイス銀行、野村證券が中国証券監督管理委員会の認可を得て、「適格外国機関投資家」(QFII)として、証券投資業務許可証を初めて取得した。2005年3月、モデルケースとして設定された40億米ドルのQFII限度額は既に達成された。

このほか、QFIIによる少数株主、あるいは中国のWTO加盟時の公約にかかわらず、運輸、物流、貿易代理、銀行、保険、自動車業などの分野の投資において、合併企業の

少数株主となる海外投資家について、『中華人民共和国公司法』により、彼らの企業管理、董事会（取締役会）の設置、利潤分配、議決権などの面における権利は当該投資家が保有する会社株式と正比例関係にある。合併企業において、少数株を保有する一般株主の権益が損なわれる行為が発生した場合、これら一般株主は法により人民法院に訴訟を起こし、法律による保護を求めることができる。

#### 5-1-15 透明性確保の状況

##### (1) WTO 加盟公約

中国は、既に公布したもので、その他 WTO 加盟国や個人、企業が容易に獲得でき、貨物貿易、サービス貿易、TRIPS 又は外貨管制に関連又は影響を及ぼす法律、法規、その他措置についてのみ、透明性の執行を公約した。また、貨物貿易、サービス貿易、TRIPS 又は外貨管制に関連又は影響を及ぼす法律、法規、その他措置の実施又は執行前に、中国は申請に応じて WTO 加盟国にこれら措置を通知しなければならない。緊急事態では、法律、法規、その他措置は遅くとも実施又は執行前にこれを通知する。

中国は政府刊行物を発行又は指定して、貨物貿易、サービス貿易、TRIPS 又は外貨管制に関連又は影響を及ぼす法律、法規、その他措置すべてを公告する。また法律、法規、その他措置が当該刊行物上で公告されたのち、これら措置を実施する前に関連主管機関が意見を提出するのに適当な一定期間を設ける。ただし、国家安全保障にかかわる法律、法規、その他措置、外貨為替レートや通貨政策を決定する特別措置、及び公布によって法律実施に支障を来す場合を除く。中国は当該刊行物を定期発行し、個人・企業が容易にそれを入手できるようにする。

中国は照会所を設置又は指定し、いかなる個人、法人、加盟国の要請にも応じ、『中華人民共和国議定書』第2条(c)節第1項に基づき、公布した措置の関連情報すべてを照会所で提供する。これら情報提供申請への回答は一般的に申請から30日以内に行う。例外的な状況下では、申請から45日以内に回答する。遅延の通知とその原因は書面形式で当事者に伝える。WTO加盟国へは全面的な回答を伝え、また中国政府の観点を代表するものとする。個人、企業に提供する情報は正確で信頼性のあるものとする。

##### (2) 履行状況

中国政府は次のような刊行物を定期的に発行して中国貿易体制の情報を伝えている。商務部発行の『対外経済貿易年鑑』と『商務部文告』、国家統計局発行の『中国統計年鑑』、税関総署による編集発行の『中国税関統計』（季刊）など。対外貿易に関する中国の法律や国务院法規、各部・委員会の規則はすべて公告される。これら法律、法規、規則は『国务院公報』、『中華人民共和国法律・法規集』、『商務部文告』に掲載される。対外貿易の行政法規と指令は、商務部の政府ウェブサイト及び刊行物に公告する。輸出入管理についての情報は『国際商報』と『商務部文告』で公告する。商務部は2003年11月、行政の透明度向上に関する暫定条例を公布した。その目的は情報公開プログラムの確立を通じて、情報公開の期限を確保し、それによって商務部の行政管理の透明度を高めることにある。

中国の税関法規、輸出入関税税率、税関手続きはすべて『国务院公報』と新聞紙上に掲載され、申請により情報入手できる。関税税率の適用、関税価値、関税の確定、還付、回

取手順、減免税に関する手順についても公告する。また税関は毎月、ハーモナイズド・システム (HS) 8 桁レベルを基礎に、原産地から最終目的地までの計算に基づく税関統計を公表する。

中国とその貿易パートナーの間で締結されたいかなる二国間貿易協定及びこれら協定下での貨物交換議定書 (草案) はすべて『中華人民共和国条約集』で公告する。『中国対外経済貿易企業名簿』と『中国外貿公司と組織』は中国の貿易会社とその他貿易に従事する会社を紹介する。

整備された政府刊行物としては、『中華人民共和国人民代表大会常務委員会公報』『中華人民共和国国務院公報』『中華人民共和国法律集』『中華人民共和国法律・法規集』『中華人民共和国商務部文告』『中華人民共和国中国人民銀行公告』『中華人民共和国財務部公告』などがある。

貨物貿易、サービス貿易、TRIPS 又は外貨管制に関する法律、法規、その他措置の公告はすべて発効期日を含む。特定の措置の影響を受ける製品やサービスは、適当なタックス・ファイル・ナンバーや国連中央生産分類 (CPC) で確定する。

中国は適当な分類とサービス (関連性など) に従って、政府刊行物上で、国家主管機関が授権する組織を含め、授権、認可、管理サービス活動を受け持つすべての機関リストを、認可発行又はその他の認可方式にかかわらず公表している。これら許可証又は認可の手順も同時に公表される。

貨物貿易、サービス貿易、TRIPS 又は外貨管制に関する法律、法規、その他措置はすべて中国語と英語で公告する。

また商務部 WTO 通報諮詢局に WTO 照会所を設置し、貨物貿易、サービス貿易、TRIPS 又は外貨管制に関する法律、法規、その他措置についての情報を提供するとともに、文面も公表する。

現時点で存在する主な問題は、中国の各部・委員会間の協調、意思疎通を更に強化すべきであるという点である。中国政府と外国政府とのコミュニケーションも強めていかなければならない。

## 5-2 国際機関による中国への法律援助状況

### 5-2-1 アジア開発銀行 (ADB)

#### (1) 中国のグローバル経済参加のための法律調整

ADB の TA3672-PRC 技術支援プロジェクト「WTO メンバー資格と貿易法改革」は、中国政府の対外貿易・投資関連の法律・法規の調整に協力し、WTO の関連要求に一致させるのを目的としている。同プロジェクトは、国内外の専門家が反ダンピング、補助金と反補助金税、保障措置、貨物輸出入、原産地規則の最終草案の審査・評価にあたり、2001 年後半の作業に時宜を得た援助を提供した。上述法規のうち前にあげた 4 つは 2001 年 2 月に中国が WTO への正式加盟を果たした際に通過した。2002 年に国際合併買収 (M&A) 法規を制定した際にも、技術援助プロジェクトのサポートを受けている。現在、同技術援助プロジェクトは対外貿易法の改正 (初期草案は 2003 年既に全国人民代表大会の審議に提出済み) をサポートしており、新たな世界貿易協定の法律・政策問題について研究を実施し、アジア諸国が WTO 加盟後に WTO ルールを守る際の経験について研究している。

ADBは2002年、TA3971-PRC技術援助プロジェクト「司法システムにおけるWTOルールの実施」を認可し、中国の司法システムがWTOの要求に基づき、関連行政機関が中国でWTOルールを実施する際の政策決定や実際の行動について独立して審査するのを援助した。同プロジェクトは現在、最高人民法院と国家法官<sup>28</sup>学院に対して、次の援助を実施している。①ベテラン裁判官にWTOルールと関連国内法の知識を教授し、司法システムによる行政機関のWTOルールに関連する政策決定や行動に対する審査能力を高める。②国際的ノウハウを学んで、司法審査メカニズムを改善する。

## (2) 銀行法規

WTO加盟協議に基づき、中国は外資銀行の業務規制を段階的に緩和して銀行業市場を開放し、2006年末には外資銀行に内国民待遇を与える。2003年4月には金融機関の監督管理を担当する中国銀行業監督管理委員会（CBRC）が設立された。中国銀行業監督管理委員会は、外資銀行の中国国内における支部機関、国内商業銀行、ノンバンク金融機関を監督管理する。ADBのTA4240-PRC技術援助プロジェクト「外国銀行の格付けとリスク管理システム」は監督管理の枠組み改善を支援している。同プロジェクトの目的は、①外資銀行に対する監督管理の有効な枠組みづくりを支援するとともに、外資銀行と国内銀行の機会均等が損なわれないようにする。特に外資銀行支部機関への適当な評価方法を制定して、これらのリスク管理、内部管理、ルール遵守状況を監督する。②中国銀行業監督管理委員会の機構能力を強化し、外資銀行を効果的に監督管理する。

## (3) ADBの法体系面での今後の援助計画

中国は現在、経済活動が予測できるルール制度、整備された法律、公正な法律行為の下で行われるべきであることをますます痛感している。既に部分的成果を上げているものの、法治制度の建設と関連制度の設置によって現行法の漏れや矛盾を解決するにはまだ多くの作業が必要だ。立法、法律、司法システムの主な問題点として、①立法を通じて、市場経済に適した法律の枠組みの整備を進める。②行政主管部門の役割と機能を改善し、透明度を高めて主観的判断による干渉を減らす。③立法と司法システムを利用し、貧困者の権利と利益を保護し、向上させる。④法律・法規の行政・司法システムを有効的に実施し、これによってより開放された、競争力のある市場経済下の法律システムを構築する。⑤司法システムの効率化を図り、また公正性を強化する。ADBは今後も引き続き、市場経済に必要な法律と監督管理制度の建設の強化・整備に力を入れる。

## 5-2-2 欧州連合（EU）

### (1) WTO中国加盟を支援するEU協力プロジェクト

同プロジェクトの総額は360万ユーロ、EUが全額援助し、中国側執行機関は商務部、実施期間は2000年11月～2003年12月。同プロジェクトの上位目標は、中国のWTO加盟に協力し、その準備を助け、中国が加盟後にその義務を有効的に実行できるようにすることである。具体的目標として、中国の行政機関の強化とその能力向上があり、特に人材

<sup>28</sup> 「法官」は司法官、裁判官の意——訳注

育成によってこれを達成する。これによって中国はWTOの要求を満たすことができ、また中国経済改革の全体プロセスにも役立つ。法律、法規と市場参加条件に重点を置き、特に中国の貿易・投資パートナー及び中国自身の将来発展に重要な分野を重視する。同プロジェクトには一連の専門テーマ会議や研修モデルが含まれ、各モデルは特定のテーマについて1週間を期間とし、中国政府関連部門の職員を対象とする。モデルの内容は様々で、法規起草、専門研修、問題解釈、EUルールの紹介、行政管理協力、ニーズ評価、出版など。プロジェクト内容は、シンポジウム、会議、専門家の意見の提供、実習機会の提供、研究考察などの形式をとる。同プロジェクトは2003年12月31日をもって既に終了した。

## (2) EUの中国世界貿易システム参加支援プロジェクト

同プロジェクトは総額2,060万ユーロ、うちEUが1,500万ユーロを支援、中国側が560万ユーロを負担する。中国側の執行機関は商務部WTO司。プロジェクト上位目標は、中国の世界経済への移行に協力し、WTO関連の義務・公約の遂行を助け、経済発展を目標に、貿易の自由化促進のために経済、制度、司法、行政などの分野で改革に必要な能力向上を図ることにある。プロジェクト内容は、税関・輸出入監督管理システム、農業と農作物、貿易技術障壁／衛生・植物検疫措置、サービス、国内で実行する関連措置の立法・司法面の内容、透明度、協力、政策発展などである。またプロジェクトには、シンポジウム・研修・専門テーマ討論会、政策対話、研究考察・実習、政策コンサルタント、中国WTO関連問題の法律政策制度と政府行為の透明度強化、これら分野におけるEUノウハウの中国への移転協力、中国のWTO交渉能力向上の協力、中国の大学・研修機関のキャパシティー・ビルディングとカリキュラム開発なども含まれる。2003年6月、同プロジェクトの財政協議が署名され、2004年2月1日から実施された。初めの6か月は準備段階とし、このあとにプロジェクト活動を開始する。

表 5 - 4 国際機関による関連援助

プロジェクト名称	規模	援助機関	中国側カウンターパート	プロジェクト概要
WTO メンバー資格・対外貿易法改革	不明	ADB	商務部	中国政府による中国の対外貿易と投資に関する法律・法規に対する調整に協力し、WTO の関連要件に合致させる。
司法体系における WTO ルールの実施	不明	ADB	最高人民法院 (=裁判所) 国家法官 (=裁判官) 学院	中国の司法体系がWTOの要件に基づき、関係行政機関が中国で WTO ルールの実施に関して行う意思決定や講じる措置について、独立して審査できるよう、これを助ける。
外国銀行の格付け及びリスクコントロールシステム	不明	ADB	中国銀行業監督管理委員会 (CBRC)	効果的な外資銀行の監督・管理の枠組みを構築し、CBRCの機構能力を強化する。
EUによる中国WTO加盟支援協力プロジェクト	360万ユーロ	EU	商務部	中国の行政機構の強化、その能力の向上を図る。特に、人事研修を通じて、法律、法規、市場参入条件に重点を置く。
EUによる中国の世界貿易体系への参入支援プロジェクト	2,060万ユーロ	EU	商務部 WTO 司	中国が WTO に関連する義務と公約を貫徹し、中国が経済発展を目的とし、貿易自由化を更に進めるために、経済、制度、司法、行政などの分野で改革を行ううえで必要となる能力の向上を助ける。

出典：関連ウェブサイトの資料より

### 5 - 2 - 3 日本の ODA による援助に関する提案

日本の ODA によって、以下の分野で技術協力の提供が可能である。

#### (1) 新『対外貿易法』の実施及び整備に対する協力提供

中国政府は 2004 年、新『対外貿易法』を公布、外資企業、民営企業及び個人が輸出入業務に従事する場合の規制を緩和した。しかし、実施過程において、審査手続きの煩雑さ、仲介機構の不健全さなどの問題が発生、法規の実施能力の更なる強化が必要である。中国は既に世界第 3 位の貿易大国であり、『対外貿易法』は中国が対外貿易をより良い形で発展させていくうえで非常に重要な意義をもっている。『対外貿易法』の実施過程においては関連問題が絶えず発生していくものと思われることから、法律に対する更なる整備が必要である。日本は戦後、経済発展の過程で、健全な対外貿易管理関連の法律をもつに至っており、中国は参考にすることができる。日本の ODA によって、中国による『対外貿易法』のより良い実施、整備に向けた協力が可能である。

新『対外貿易法』の対外貿易調査 (第 7 章) は新たに追加された条文である。その目的は、対外貿易秩序の擁護にある。貿易調査は既に世界の主要貿易大国が市場開拓、貿易障壁の除去、自国の産業と市場秩序の保護を図るうえでの重要な法的手段である。米国を例

にとると、その対外貿易法律制度には様々な調査制度が存在する。中国はこの面において基盤が脆弱であるが、対外貿易調査は中国が国内法規、政策を研究、制定するうえで重要な根拠となるものであり、また、対外交渉を展開するうえで重要な基礎となるものである。ゆえに、中国の対外調査能力向上の意義は大きく、この方面での技術協力の提供を提案するものである。

新『対外貿易法』では、対外貿易促進（第9章）の内容が改正、強化された。対外貿易発展戦略の制定、公共情報サービス、中心企業に対する支援、「(企業の)海外進出」などの条項が新たに追加され、協会、商会、金融保険（輸出信用保険）に関する規定が更に整備された。これら規定はWTOが認める範囲内のものであり、同時にまた、その他の国の立法経験を参考にしたものである。例えば、日本の『輸出入貿易法<sup>29)</sup>』、『輸出貿易保険法<sup>30)</sup>』、『日本貿易振興会法』が参考にされた。JICAは日本側のこれら方面における経験を中国の企業、特に中小企業に紹介し、技術協力を提供することが可能と思われる。

## (2) 中国の知的財産権保護に対する技術協力の提供

中国は現在、知的財産権保護に関する活動を強化しており、かつ法律・法規面から、知的財産権の保護体系の整備を徐々に図っている。知的財産権保護は膨大なシステム事業であり、その波及面も非常に広く、様々な困難に遭遇するだろう。ゆえに、中国は国際面での知的財産権保護分野における協力を必要としている。先進国の知的財産権保護に関する豊富な経験を参考にし、中国の知的財産権保護に関する法律・法規の更なる整備を進め、各級の法執行要員の法執行の能力とレベルを高めなければならない。この方面で、日本のODAによって、中国の知的財産権保護をめぐる法執行要員に対する研修機会の提供などの方式による技術協力の提供が可能である。JICAは2003年既に、中国国家知識産権局の担当官を研修を目的として日本に派遣するという協力プロジェクトを実施しており、この協力は継続可能である。

中国はWTO加盟後、一連の研修と知識普及活動を実施、関係部門の行政能力はこれによって向上した。しかしながら、研修を受けた要員のほとんどが指導者幹部、学者、行政官であり、末端のスタッフに対する研修は比較的少ない。このため、中国における知的財産権保護の概念をめぐる意識レベルに関しては、依然として比較的大きな較差が存在している。一方、海賊版コンパクトディスク（CD）の摘発・没収、模倣・劣悪商品の取り締まりなどの知的財産権保護に関する具体的な業務は末端の法執行要員が行うものであり、これら要員のレベルと能力は一定ではなく、更なる向上が必要であり、研修あるいは相応の技術協力は、中国の法執行要員の全体的な質向上に役立つものと思われる。JICAはこの方面でより多くの活動を展開することが可能である。

## (3) 中国の『TBT』制度の実施に対する技術協力の提供

中国はWTO加盟後、商品検査・検疫制度について、WTO『TBT』の要件に基づき、整備を行ってきた。今後、中国は『TBT』の要件に合致する検査・検疫制度を実施していく

<sup>29)</sup> 原文直訳——訳注

<sup>30)</sup> 原文直訳——訳注



過程で、先進国のこの分野における先進的な経験を学んでいく必要がある。日本は商品検査・検疫及び製品認証の面で比較的整った制度を有しており、一連の関係法律・法規をもっていることから、中国は日本の経験から、WTO『TBT』の要件に合致した商品検査・検疫制度をいかにより良い形で実施していくか、製品認証体系の健全化をいかに図っていくかなどを学ぶことができる。日本のODAによって、この方面での技術協力が可能である。2004年12月、JICAは中国国家質量監督検験検疫総局と技術法規標準と合格評定に関するプロジェクトの技術協力について覚書を交わしており、この協力も継続可能である。

#### (4) 中国の市場流通関連法規の整備に対する技術協力の提供

中国はWTO加盟後、商業流通分野の対外開放の歩みを加速している。商業流通分野の市場開放の過程において、市場流通関連の法律の整備が極めて重要である。日本は商業流通関連法規の方面で多くの経験を有している。日本が戦後制定した『大店法』は一定の成果を収めた(当然、なかにはいくつかの教訓もある)。中国は日本の商業流通関連の法整備で得た経験、教訓を参考にすることができる。この方面で、日本のODAによる技術協力の提供が可能である。JICAは既に2004年、中国商務部と國務院法制弁公室との間で経済法の整備に関する技術協力を開始しており、これには『直売法』など市場流通に関する法律も含まれている。今後、中国の市場流通に関する法整備に対する技術協力の提供が可能である。

#### (5) 中国の輸出入管理システムの整備に対する技術協力の提供

中国が世界の三大貿易国に成長したのに伴い、一部の国との貿易摩擦が徐々に増加している。WTO加盟後、WTOの枠組み内で貿易摩擦の問題をいかに解決するかという点が、中国にとってますます重要性を帯びてきた。中国は輸出入管理システムの更なる整備、特に輸出管理システムの整備強化を図る必要がある。このことは、貿易摩擦などの問題解決に役立つ。日本は戦後の高度経済成長の過程で、自動車輸出の自主規制など、貿易摩擦の緩和に関する多くの経験を蓄積してきた。一部の輸出管理に関する方法はWTOの規定にそぐわないものの、中国もWTOの規定に違反して輸出管理を実施することはしない。日本が戦後数十年の間に蓄積してきた輸出管理経験の多くは合理的なものであり、中国の参考に値するものである。この方面で、日本のODAによる技術協力の提供が可能と思われる。

#### 参考資料

1. 田忠法『WTO加盟を背景とする中国涉外経済貿易法律』文匯出版社 2002年
2. 本書編集グループ編『外商投資企業法律ハンドブック』法律出版社 2002年
3. 石広生主幹『中国WTO加盟知識読本(一)』人民出版社 2002年
4. 石広生主幹『中国WTO加盟知識読本(二)』人民出版社 2002年
5. 石広生主幹『中国WTO加盟知識読本(三)』人民出版社 2002年
6. 国家経済貿易委員会外経司編『WTO法律テキスト集』2002年
7. 中国米国商会編『米国企業在中国白書2004年』上海人民出版社 2004年
8. 中華人民共和國商務部ウェブサイト [www.mofcom.gov.cn](http://www.mofcom.gov.cn)

9. 中華人民共和国国家發展改革委員会ウェブサイト [www.sdpc.gov.cn](http://www.sdpc.gov.cn)
10. 中華人民共和国農業部ウェブサイト [www.agri.gov.cn](http://www.agri.gov.cn)
11. 中華人民共和国税関総署ウェブサイト [www.customs.gov.cn](http://www.customs.gov.cn)
12. 中華人民共和国国家質量監督檢驗檢疫総局ウェブサイト [www.aqsiq.gov.cn](http://www.aqsiq.gov.cn)
13. 中華人民共和国中国人民銀行ウェブサイト [www.pbc.gov.cn](http://www.pbc.gov.cn)
14. 中華人民共和国国家工商行政管理総局ウェブサイト [www.saic.gov.cn](http://www.saic.gov.cn)
15. 中華人民共和国国家環境保護総局ウェブサイト [www.zhb.gov.cn](http://www.zhb.gov.cn)
16. 中華人民共和国中国銀行業監督管理委員会ウェブサイト [www.cbrc.gov.cn](http://www.cbrc.gov.cn)
17. 中華人民共和国中国証券監督管理委員会ウェブサイト [www.csrc.gov.cn](http://www.csrc.gov.cn)
18. 中華人民共和国中国保険監督管理委員会ウェブサイト [www.circ.gov.cn](http://www.circ.gov.cn)
19. 中華人民共和国国家知識産権局ウェブサイト [www.sipo.gov.cn](http://www.sipo.gov.cn)
20. 中華人民共和国衛生部ウェブサイト [www.moh.gov.cn](http://www.moh.gov.cn)

## 付 属 資 料

### 中国マクロ経済運営の基本指標

1. 基礎指標
2. 産業構造
3. 貿 易
4. 投資と貯蓄
5. 財 政
6. 金 融
7. 国際収支
8. 主要統計指標の解釈

参考資料：中国マクロ経済運営の基本指標

1. 基礎指標

国民所得(GNI)、国内総生産(GDP) (総額、一人当たり) ; GDP の生産決算 (農林水産業、工業、行政サービス等)

表1 国内総生産

本表は当該年度の価格による計算

単位: 億元

年 度	国 民 総所得	国内 総生産	国内総生産							一人当たり 国内総生産 (元/人)
			第一次産業	第二次産業		第三次産業				
				工業	建築業	交通運輸倉庫 郵便電話通信業	卸売・ 小売・貿易 飲食業			
1978	3624.1	3624.1	1018.4	1745.2	1607.0	138.2	860.5	172.8	265.5	379
1979	4038.2	4038.2	1258.9	1913.5	1769.7	143.8	865.8	184.2	220.2	417
1980	4517.8	4517.8	1359.4	2192.0	1996.5	195.5	966.4	205.0	213.6	460
1981	4860.3	4862.4	1545.6	2255.5	2048.4	207.1	1061.3	211.1	255.7	489
1982	5301.8	5294.7	1761.6	2383.0	2162.3	220.7	1150.1	236.7	198.6	525
1983	5957.4	5934.5	1960.8	2646.2	2375.6	270.6	1327.5	264.9	231.4	580
1984	7206.7	7171.0	2295.5	3105.7	2789.0	316.7	1769.8	327.1	412.4	692
1985	8989.1	8964.4	2541.6	3866.6	3448.7	417.9	2556.2	406.9	878.4	853
1986	10201.4	10202.2	2763.9	4492.7	3967.0	525.7	2945.6	475.6	943.2	956
1987	11954.5	11962.5	3204.3	5251.6	4585.8	665.8	3506.6	544.9	1159.3	1104
1988	14922.3	14928.3	3831.0	6587.2	5777.2	810.0	4510.1	661.0	1618.0	1355
1989	16917.8	16909.2	4228.0	7278.0	6484.0	794.0	5403.2	786.0	1687.0	1512
1990	18598.4	18547.9	5017.0	7717.4	6858.0	859.4	5813.5	1147.5	1419.7	1634
1991	21662.5	21617.8	5288.6	9102.2	8087.1	1015.1	7227.0	1409.7	2087.0	1879
1992	26651.9	26638.1	5800.0	11699.5	10284.5	1415.0	9138.6	1681.8	2735.0	2287
1993	34560.5	34634.4	6882.1	16428.5	14143.8	2284.7	11323.8	2123.2	3090.7	2939
1994	46670.0	46759.4	9457.2	22372.2	19359.6	3012.6	14930.0	2685.9	4050.4	3923
1995	57494.9	58478.1	11993.0	28537.9	24718.3	3819.6	17947.2	3054.7	4932.3	4854
1996	66850.5	67884.6	13844.2	33612.9	29082.6	4530.5	20427.5	3494.0	5560.3	5576
1997	73142.7	74462.6	14211.2	37222.7	32412.1	4810.6	23028.7	3797.2	6159.9	6054
1998	76967.2	78345.2	14552.4	38619.3	33387.9	5231.4	25173.5	4121.3	6579.1	6308
1999	80579.4	82067.5	14472.0	40557.8	35087.2	5470.6	27037.7	4460.3	6910.3	6551
2000	88254.0	89468.1	14628.2	44935.3	39047.3	5888.0	29904.6	5408.6	7316.0	7086
2001	95727.9	97314.8	15411.8	48750.0	42374.6	6375.4	33153.0	5968.3	7918.8	7651
2002	103935.3	105172.3	16117.3	52980.2	45975.2	7005.0	36074.8	6420.3	8476.7	8214
2003	116603.2	117251.9	17092.1	61274.1	53092.9	8181.3	38885.7	6715.6	9238.1	9101

注:1980 年以降の国民総所得(もとの国民総生産)と国内総生産の差額は国外純要素収入。

出所:「中国統計年鑑」(2004)、中華人民共和国国家統計局編集、中国統計出版社

表 2 国内総生産指数

本表は比較可能価格<sup>1</sup>に基づいて計算。

(1978年=100)

年 度	国民		国内							一人当たり国内 総生産
	総所得	総生産	第一次産 業	第二次産 業		第三次産 業				
				工業	建築業	#交通運輸倉庫 郵便電話通信業		#卸売・ 小売・貿易 飲食業		
1978	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1979	107.6	107.6	106.1	108.2	108.7	102.0	107.8	107.7	108.8	106.1
1980	116.0	116.0	104.6	122.9	122.4	129.2	114.2	113.8	107.4	113.0
1981	122.0	122.1	111.9	125.2	124.5	133.3	126.2	116.0	139.6	117.5
1982	133.3	133.1	124.8	132.1	131.7	137.9	142.6	129.5	145.1	126.2
1983	148.2	147.6	135.1	145.8	144.5	161.4	164.3	142.5	176.8	137.9
1984	170.9	170.0	152.6	166.9	166.0	179.0	196.1	163.8	214.8	156.8
1985	193.5	192.9	155.4	197.9	196.2	218.7	231.9	185.9	276.8	175.5
1986	209.9	210.0	160.5	218.2	215.2	253.4	260.0	209.7	306.1	188.2
1987	234.1	234.3	168.1	248.1	243.6	298.7	297.4	230.7	347.3	206.6
1988	260.5	260.7	172.3	284.1	280.8	322.5	336.7	261.5	396.9	226.3
1989	271.5	271.3	177.6	294.8	295.0	295.3	354.8	273.8	363.8	231.9
1990	283.0	281.7	190.7	304.1	304.9	298.8	363.0	297.2	346.5	237.3
1991	308.8	307.6	195.2	346.3	348.8	327.4	395.0	330.5	362.1	255.6
1992	352.2	351.4	204.4	419.5	422.6	396.2	444.0	365.2	409.4	288.4
1993	398.4	398.8	214.0	502.8	507.5	467.5	491.3	410.5	436.4	323.6
1994	448.7	449.3	222.6	595.2	603.5	531.5	538.3	449.5	469.9	360.4
1995	489.1	496.5	233.7	677.7	688.2	597.4	583.4	503.4	497.6	394.0
1996	536.8	544.1	245.6	759.8	774.3	648.2	629.4	561.1	524.3	427.1
1997	582.9	592.2	254.2	839.4	861.9	665.2	687.1	621.4	568.8	460.3
1998	628.4	638.5	263.1	914.2	938.6	725.2	744.1	687.5	612.7	491.5
1999	673.5	684.1	270.5	988.6	1018.6	756.2	801.6	765.0	656.9	521.8
2000	730.0	738.8	277.0	1081.5	1118.4	799.3	866.5	853.0	710.8	559.2
2001	782.6	794.2	284.8	1172.3	1215.7	853.7	939.3	934.0	764.1	596.7
2002	852.3	860.1	293.1	1287.2	1337.3	928.8	1021.0	1007.8	826.0	642.0
2003	937.5	940.1	300.4	1450.7	1508.5	1041.2	1095.5	1078.3	901.2	697.9

出所：「中国統計年鑑」（2004）、中華人民共和国国家統計局編集、中国統計出版社

<sup>1</sup>中国語、可比価格。不変価格で計算された、或いは関連デフレーターを用いて不変価格差された実質価格。長期時系列データに関して、指数表示されることが多い。以下、訳文では「比較可能価格」とする——訳注

各地域の国内総生産（総額、実質成長率、一人当たり国内総生産、各省の構成）

表3 各地域の国内総生産と指数（2000-2003年）

本表の絶対数は当該年度の価格に基づく計算、指数は比較可能価格に基づく計算。

一人当たり国内総生産（元/人）

地 域	国内総生産（億元）				指 数（前年=100）				一人当たり国内総生産（元/人）			
	2000	2001	2002	2003	2000	2001	2002	2003	2000	2001	2002	2003
北 京	2478.76	2845.65	3212.71	3663.10	111.0	111.2	110.4	110.7	22460	25523	28449	32061
天 津	1639.36	1840.10	2051.16	2447.66	110.8	112.0	112.5	114.8	17993	20154	22380	26532
河 北	5088.96	5577.78	6122.53	7098.56	109.5	108.7	109.6	111.6	7663	8362	9115	10513
山 西	1643.81	1779.97	2017.54	2456.59	107.8	108.4	111.7	113.9	5137	5460	6146	7435
内 蒙 古	1401.01	1545.79	1734.31	2150.41	109.7	109.6	112.1	116.8	5872	6463	7241	8975
遼 寧	4669.06	5033.08	5458.22	6002.54	108.9	109.0	110.2	111.5	11226	12041	12986	14258
吉 林	1821.19	2032.48	2246.12	2522.62	109.2	109.3	109.5	110.2	6847	7640	8334	9338
黒 竜 江	3253.00	3561.00	3882.16	4430.00	108.2	109.3	110.3	110.3	8562	9349	10184	11615
上 海	4551.15	4950.84	5408.76	6250.81	110.8	110.2	110.9	111.8	34547	37382	40646	46718
江 蘇	8582.73	9511.91	10631.75	12460.83	110.6	110.2	111.6	113.6	11773	12922	14391	16809
浙 江	6036.34	6748.15	7796.00	9395.00	111.0	110.5	112.5	114.4	13461	14655	16838	20147
安 徽	3038.24	3290.13	3569.10	3972.38	108.3	108.6	108.9	109.2	4867	5221	5817	6455
福 建	3920.07	4253.68	4682.01	5232.17	109.5	109.0	110.5	111.6	11601	12362	13497	14979
江 西	2003.07	2175.68	2450.48	2830.46	108.0	108.8	110.5	113.0	4851	5221	5829	6678
山 東	8542.44	9438.31	10552.06	12435.93	110.5	110.1	111.6	113.7	9555	10465	11645	13661
河 南	5137.66	5640.11	6168.73	7048.59	109.4	109.1	109.5	110.8	5444	5924	6436	7570
湖 北	4276.32	4662.28	4975.63	5401.71	109.3	109.1	109.1	109.4	7188	7813	8319	9011
湖 南	3691.88	3983.00	4340.94	4638.73	109.0	109.0	109.0	109.6	5639	6054	6565	7554
広 東	9662.23	10647.71	11769.73	13625.87	110.8	109.6	111.7	114.3	12885	13730	15030	17213
広 西	2050.14	2231.19	2455.36	2735.13	107.3	108.2	110.5	110.2	4319	4668	5099	5969
海 南	518.48	545.96	604.13	670.93	108.8	108.9	109.3	110.5	6894	7135	7803	8316
重 慶	1589.34	1749.77	1971.30	2250.56	108.5	109.0	110.3	111.5	5157	5654	6437	7209
四 川	4010.25	4421.76	4875.12	5456.32	109.0	109.2	110.6	111.8	4784	5250	5766	6418
貴 州	993.53	1084.90	1185.04	1356.11	108.7	108.8	109.1	110.1	2662	2895	3153	3603
雲 南	1955.09	2074.71	2232.32	2465.29	107.1	106.5	108.2	108.6	4637	4866	5179	5662
チベット	117.46	138.73	161.42	184.50	109.4	112.8	112.9	112.1	4559	5307	6093	6871
陝 西	1660.92	1844.27	2035.96	2398.58	109.0	109.1	109.7	110.9	4549	5024	5523	6480
甘 肅	983.36	1072.51	1161.43	1304.60	108.7	109.4	109.4	110.1	3838	4163	4493	5022
青 海	263.59	300.95	341.11	390.21	109.0	112.0	112.4	112.1	5087	5735	6426	7277
寧 夏	265.57	298.38	329.28	385.34	109.8	110.1	110.2	112.2	4839	5340	5804	6691
新 疆	1364.36	1485.48	1598.28	1877.61	108.2	108.1	108.1	110.8	7470	7913	8382	9700

出所：「中国統計年鑑」（2001-2004）、中華人民共和国国家統計局編集、中国統計出版社

支出法による国内総生産：支出決算（商品、サービス、内需、外需）

表4 支出法による国内総生産

本表は当該年度価格に基づく計算。

年 度	支出法による				資本形成率 (投資率) (%)	最終消費率 (消費率) (%)
	国内総生産 (億元)	最終消費	資本形成 総 額	貨物とサービス 純輸出		
1978	3605.6	2239.1	1377.9	-11.4	38.2	62.1
1979	4074.0	2619.4	1474.2	-19.6	36.2	64.3
1980	4551.3	2976.1	1590.0	-14.8	34.9	65.4
1981	4901.4	3309.1	1581.0	11.3	32.3	67.5
1982	5489.2	3637.9	1760.2	91.1	32.1	66.3
1983	6076.3	4020.5	2005.0	50.8	33.0	66.2
1984	7164.4	4694.5	2468.6	1.3	34.5	65.5
1985	8792.1	5773.0	3386.0	-366.9	38.5	65.7
1986	10132.8	6542.0	3846.0	-255.2	38.0	64.6
1987	11784.7	7451.2	4322.0	11.5	36.7	63.2
1988	14704.0	9360.1	5495.0	-151.1	37.4	63.7
1989	16466.0	10556.5	6095.0	-185.5	37.0	64.1
1990	18319.5	11365.2	6444.0	510.3	35.2	62.0
1991	21280.4	13145.9	7517.0	617.5	35.3	61.8
1992	25863.7	15952.1	9636.0	275.6	37.3	61.7
1993	34500.7	20182.1	14998.0	-679.4	43.5	58.5
1994	46690.7	26796.0	19260.6	634.1	41.3	57.4
1995	58510.5	33635.0	23877.0	998.5	40.8	57.5
1996	68330.4	40003.9	26867.2	1459.3	39.3	58.5
1997	74894.2	43579.4	28457.6	2857.2	38.0	58.2
1998	79003.3	46405.9	29545.9	3051.5	37.4	58.7
1999	82673.1	49722.7	30701.6	2248.8	37.1	60.1
2000	89340.9	54600.9	32499.8	2240.2	36.4	61.1
2001	98592.9	58927.4	37460.8	2204.7	38.0	59.8
2002	107897.6	62798.5	42304.9	2794.2	39.2	58.2
2003	121511.4	67442.5	51382.7	2686.2	42.3	55.5

出所：「中国統計年鑑」（2004）、中華人民共和国国家統計局編集、中国統計出版社

人口出生率、死亡率、自然增加率

表 5 人口出生率、死亡率、自然增加率

单位：‰

年 度	出生率	死亡率	自然增加率
1978	18.25	6.25	12.00
1980	18.21	6.34	11.87
1981	20.91	6.36	14.55
1982	22.28	6.60	15.68
1983	20.19	6.90	13.29
1984	19.90	6.82	13.08
1985	21.04	6.78	14.26
1986	22.43	6.86	15.57
1987	23.33	6.72	16.61
1988	22.37	6.64	15.73
1989	21.58	6.54	15.04
1990	21.06	6.67	14.39
1991	19.68	6.70	12.98
1992	18.24	6.64	11.60
1993	18.09	6.64	11.45
1994	17.70	6.49	11.21
1995	17.12	6.57	10.55
1996	16.98	6.56	10.42
1997	16.57	6.51	10.06
1998	15.64	6.50	9.14
1999	14.64	6.46	8.18
2000	14.03	6.45	7.58
2001	13.38	6.43	6.95
2002	12.86	6.41	6.45
2003	12.41	6.40	6.01

出所：「中国統計年鑑」(2004)、中華人民共和国国家統計局編集、中国統計出版社



表6 就業基本情况

項目	2000	2001	2002	2003
経済活動人口 (万人)	73992	74432	75360	76075
就業人員合計 (万人)	72085	73025	73740	74432
第一次産業	36043	36513	36870	36546
第二次産業	16219	16284	15780	16077
第三次産業	19823	20228	21090	21809
就業人員構成(合計=100)				
第一次産業	50.0	50.0	50.0	49.1
第二次産業	22.5	22.3	21.4	21.6
第三次産業	27.5	27.7	28.6	29.3
都市と農村の就業人員(万人)				
都市部の就業人員	23151	23940	24780	25639
#国有企業	8102	7640	7163	6876
都市部集団企業	1499	1291	1122	1000
株式合作企業	155	153	161	173
共同経営企業	42	45	45	44
有限責任公司	687	841	1083	1261
株式有限公司	457	483	538	592
私営企業	1268	1527	1999	2545
香港・マカオ・台湾投資企業	310	326	367	409
外国投資企業	332	345	391	454
個人経営	2136	2131	2269	2377
郷村就業人員	48934	49085	48960	48793
#郷鎮企業	12820	13086	13288	13573
私営企業	1139	1187	1411	1754
個人経営	2934	2629	2474	2260
労働者数 (万人)	11259	10792	10558	10492
国有企業	7878	7409	6924	6621
都市部集団企業	1447	1241	1071	951
その他の企業	1935	2142	2563	2920
都市部登録失業者数(万人)	595	681	770	800
都市部登録失業率 (%)	3.1	3.6	4.0	4.3

注: 1990年から2000年までの就業人員総計、都市・鎮と郷村の就業人員小計資料は第5回国勢調査の資料に基づき調整済み。2001年及びその以降の資料については人口の変動サンプル調査資料による推測であり、地方、形態、業界別

データを合計しても総計と等しくはならない(以下の表も同様)。

出所:「中国統計年鑑」(2004)、中華人民共和国国家統計局編集、中国統計出版社

## 2. 産業構造

Aの産業部門の構成[農業、工業（製造業、鉱業、建築、電力、燃料・ガス、水力）、製造業、サービス業]とその実質成長率等

同表1 国内総生産

## 3. 貿易

輸出入総額

### 表7 輸出入貿易総額

本表の1978年は対外貿易業務統計データ、1980年からは税関輸出入統計データ。

年 度	人 民 元 (億元)				ド ル (億元)			
	輸出入 総 額	輸出総額	輸入総額	差 額	輸出入 総 額	輸出総額	輸入総額	差 額
1978	355.0	167.6	187.4	-19.8	206.4	97.5	108.9	-11.4
1980	570.0	271.2	298.8	-27.6	381.4	181.2	200.2	-19.0
1985	2066.7	808.9	1257.8	-448.9	696.0	273.5	422.5	-149.0
1989	4156.0	1956.1	2199.9	-243.8	1116.8	525.4	591.4	-66.0
1990	5560.1	2985.8	2574.3	411.5	1154.4	620.9	533.5	87.4
1991	7225.8	3827.1	3398.7	428.4	1357.0	719.1	637.9	81.2
1992	9119.6	4676.3	4443.3	233.0	1655.3	849.4	805.9	43.5
1993	11271.0	5284.8	5986.2	-701.4	1957.0	917.4	1039.6	-122.2
1994	20381.9	10421.8	9960.1	461.7	2366.2	1210.1	1156.1	54.0
1995	23499.9	12451.8	11048.1	1403.7	2808.6	1487.8	1320.8	167.0
1996	24133.8	12576.4	11557.4	1019.0	2898.8	1510.5	1388.3	122.2
1997	26967.2	15160.7	11806.5	3354.2	3251.6	1827.9	1423.7	404.2
1998	26849.7	15223.6	11626.1	3597.5	3239.5	1837.1	1402.4	434.7
1999	29896.2	16159.8	13736.4	2423.4	3606.3	1949.3	1657.0	292.3
2000	39273.2	20634.4	18638.8	1995.6	4742.9	2492.0	2250.9	241.1
2001	42183.6	22024.4	20159.2	1865.2	5096.5	2661.0	2435.5	225.5
2002	51378.2	26947.9	24430.3	2517.6	6207.7	3256.0	2951.7	304.3
2003	70483.5	36287.9	34195.6	2092.3	8509.9	4382.3	4127.6	254.7

注: マイナスの輸出入の差額は入超。

出所: 「中国統計年鑑」(2004)、中華人民共和国国家統計局編集、中国統計出版社

輸出入の対 GDP 比率

表 8 1985-2003 年中国の輸出入の対 GDP 比率 (%)

	輸入の伸び	輸出の伸び	輸出入の伸び	輸入の対 GDP 比率	輸出の対 GDP 比率	輸出入の対 GDP 比率
1985	54.1	4.6	30.0	14.03	9.02	23.05
1989	7.0	10.6	8.7	13.01	11.56	24.58
1990	-9.8	18.2	3.4	13.88	16.10	29.98
1991	19.6	15.8	17.6	15.72	17.70	33.43
1992	26.3	18.1	22.0	16.68	17.56	34.24
1993	29.0	8.0	18.2	17.28	15.26	32.54
1994	11.2	31.9	20.9	21.30	22.29	43.59
1995	14.2	23.0	18.7	18.89	21.30	40.19
1996	5.1	1.5	3.2	17.03	18.53	35.55
1997	2.5	21.0	12.2	15.86	20.36	36.22
1998	-1.5	0.5	-0.4	14.84	19.43	34.27
1999	18.2	6.1	11.3	16.74	19.69	36.43
2000	35.8	27.8	31.5	20.83	23.06	43.90
2001	8.2	6.8	7.5	20.72	22.63	43.35
2002	21.2	22.3	21.8	23.23	25.62	48.85
2003	39.9	34.6	37.1	29.16	30.95	60.11

出所：輸出入の伸びは「中国商務年鑑」

対外貿易依存度は「中国統計年鑑 2004」の関連データに基づく計算

輸入商品構造

表 9 税関の輸入商品別金額

単位：億ドル

年 度	総額	初級 製品	食品と 主要		非食用 原料	鉱物燃 料、潤滑 油と関 連 原料		動、植物 油脂と蠟	工業 製品	化学品 関連 産品	軽工業・ 紡織・コ ム製品 鉱物・冶 金産品と その製品 Light and Textile		機械と 輸 送設 備	その他 の製品	未分類 の 商 品
			食用家畜	飲料とタ バコ		油と関 連 原料	油と関 連 原料				Light and Textile	Light and Textile			
1980	200.17	69.59	29.27	0.36	35.54	2.03	2.39	130.58	29.09	41.54	51.19	5.42	3.34		
1985	422.52	52.89	15.53	2.06	32.36	1.72	1.22	369.63	44.69	118.98	162.39	19.02	24.55		
1989	591.40	117.54	41.92	2.02	48.35	16.50	8.75	473.86	75.56	123.35	182.07	20.73	72.15		
1990	533.45	98.53	33.35	1.57	41.07	12.72	9.82	434.92	66.48	89.06	168.45	21.03	89.90		
1991	637.91	108.34	27.99	2.00	50.03	21.13	7.19	529.57	92.77	104.93	196.01	24.39	111.47		
1992	805.85	132.55	31.46	2.39	57.75	35.70	5.25	673.30	111.57	192.73	313.12	55.88			
1993	1039.59	142.10	22.06	2.45	54.38	58.19	5.02	897.49	97.04	285.27	450.23	64.95			
1994	1156.14	164.86	31.37	0.68	74.37	40.35	18.09	991.28	121.30	280.84	514.67	67.68	6.79		
1995	1320.84	244.17	61.32	3.94	101.59	51.27	26.05	1076.67	172.99	287.72	526.42	82.61	6.93		
1996	1388.33	254.41	56.72	4.97	106.98	68.77	16.97	1133.92	181.06	313.91	547.63	84.86	6.46		
1997	1423.70	286.20	43.04	3.20	120.06	103.06	16.84	1137.50	192.97	322.20	527.74	85.50	9.09		
1998	1402.37	229.49	37.88	1.79	107.15	67.76	14.91	1172.88	201.58	310.75	568.45	84.56	7.54		
1999	1656.99	268.46	36.19	2.08	127.40	89.12	13.67	1388.53	240.30	343.17	694.53	97.01	13.52		
2000	2250.94	467.39	47.58	3.64	200.03	206.37	9.77	1783.55	302.13	418.07	919.31	127.51	16.53		
2001	2435.53	457.43	49.76	4.12	221.27	174.66	7.63	1978.10	321.04	419.38	1070.15	150.76	16.76		
2002	2951.70	492.71	52.38	3.87	227.36	192.85	16.25	2458.99	390.36	484.89	1370.10	198.01	15.64		
2003	4127.60	727.63	59.60	4.90	341.24	291.89	30.00	3399.96	489.75	639.02	1928.26	330.11	12.82		

輸出商品構造

表 10 税関の輸出商品別金額

単位: 億ドル

年 度	総額	初級製 品	食品 と主要	飲料とタバ コ	非食 用 原料	鉱物燃 料、	動、植 物	工業 製品	化学 品と	軽工業・紡 績・ゴム製 品	機械と輸 送設備	その他 の製品	未分 類の 商 品
			食用 家畜			潤滑油、 関連原料	油脂と 蠟		関連 産品	鉱山・冶金 産品とその 製品 Light and Textile			
1980	181.19	91.14	29.85	0.78	17.11	42.80	0.60	90.05	11.20	39.99	8.43	28.36	2.07
1985	273.50	138.28	38.03	1.05	26.53	71.32	1.35	135.22	13.58	44.93	7.72	34.86	34.13
1989	525.38	150.78	61.45	3.14	42.12	43.21	0.86	374.60	32.01	108.97	38.74	107.55	87.33
1990	620.91	158.86	66.09	3.42	35.37	52.37	1.61	462.05	37.30	125.76	55.88	126.86	116.25
1991	719.10	161.45	72.26	5.29	34.86	47.54	1.50	556.98	38.18	144.56	71.49	166.20	136.55
1992	849.40	170.04	83.09	7.20	31.43	46.93	1.39	679.36	43.48	161.35	132.19	342.34	
1993	917.44	166.66	83.99	9.01	30.52	41.09	2.05	750.78	46.23	163.92	152.82	387.81	
1994	1210.06	197.08	100.15	10.02	41.27	40.69	4.95	1012.98	62.36	232.18	218.95	499.37	0.12
1995	1487.80	214.85	99.54	13.70	43.75	53.32	4.54	1272.95	90.94	322.40	314.07	545.48	0.06
1996	1510.48	219.25	102.31	13.42	40.45	59.31	3.76	1291.23	88.77	284.98	353.12	564.24	0.12
1997	1827.92	239.53	110.75	10.49	41.95	69.87	6.47	1588.39	102.27	344.32	437.09	704.67	0.04
1998	1837.09	204.89	105.13	9.75	35.19	51.75	3.07	1632.20	103.21	324.77	502.17	702.00	0.05
1999	1949.31	199.41	104.58	7.71	39.21	46.59	1.32	1749.90	103.73	332.62	588.36	725.10	0.09
2000	2492.03	254.60	122.82	7.45	44.62	78.55	1.16	2237.43	120.98	425.46	826.00	862.78	2.21
2001	2660.98	263.38	127.77	8.73	41.72	84.05	1.11	2397.60	133.52	438.13	949.01	871.10	5.84
2002	3255.96	285.40	146.21	9.84	44.02	84.35	0.98	2970.56	153.25	529.55	1269.76	1011.53	6.48
2003	4382.28	348.12	175.31	10.19	50.32	111.14	1.15	4034.16	195.81	690.18	1877.73	1260.88	9.56